

社会思想史学会年報

社会思想史研究

No.38 2014

〈特集〉社会思想としての科学

藤原書店

〈特集〉 社会思想としての科学

〈論文〉

歴史的事例から見る 〈社会の中の科学〉

〔十八・十九世紀の河川公共事業と科学の「理論」〕

隠岐さや香

009

〈論文〉

思想史における技術

直江清隆

024

〈論文〉

「専門知の民主化／民主政の専門化」モデルと

3・11複合災害後の日本

平川秀幸

043

〈公募論文〉

カント歴史論における統治批判と自然概念

〔ヒューム・スミスとの比較を通して〕

網谷壮介

066

〈公募論文〉

カント哲学における言論の自由

金 慧

086

〈公募論文〉

マルクス「本源的所有」論の再検討

隅田聡一郎

106

「資本主義的生産に先行する諸形態」における「私的所有」と「個人的所有」の差異」

〈公募論文〉

進化論的アプローチによるアラブの専制批判

岡崎弘樹

125

「シブリー・シュマイイルの思想を中心に」

〈公募論文〉

初期イギリス社会学と「社会的なもの」

寺尾範野

144

「イギリス福祉国家思想史の一断面」

〈公募論文〉

物象化としての合理化と解放としての美的経験

秋元由裕

164

「ルカーチ初期美学論稿の展開と『歴史と階級意識』」

〈公募論文〉

H・アーレントのアメリカ革命論と黒人差別の認識

河合恭平

184

「『始まり』の恣意性と暴力に関連させて」

〈公募論文〉

普遍性に根ざした政治文化の生成

『J・ハーバーマスにおける憲法パトリオティズム論の展開』

田畑真一 204

〈書評〉

『征服と自由——マキアヴェッリの政治思想とルネサンス・フィレンツェ』（鹿子生浩輝著） 224

『アダム・スミスの近代性の根源——市場はなぜ見出されたのか』（野原慎司著） 228

『チエーザレ・ベッカリーア研究——『犯罪と刑罰』・『公共経済学』と啓蒙の実践』（黒須純一郎著） 232

『近代ヨーロッパ宗教文化論——姦通小説・ナポレオン法典・政教分離』（工藤庸子著） 237

『グレアム・ウオーラスの思想世界——来たるべき共同体論の構想』（平石耕著） 241

『マックス・ウェーバーの日本——受容史の研究 1905-1995』（W・シュヴェントカー著、野口雅弘・鈴木直・細井保・木村裕之訳） 246

『中華民国の誕生と大正初期の日本人』（曾田三郎著） 250

『崩壊の経験——現代ドイツ政治思想講義』（蔭山宏著） 254

『労働者——支配と形態』（エルンスト・ユンガー著、川合全弘訳） 258

『かたちある生——アドルノと批判理論のビオ・グラフィー』(入谷秀一著)

麻生博之 262

『フーコーの闘争——〈統治する主体〉の誕生』(箱田徹著)

重田園江 266

『来たるべきデモクラシー——暴力と排除に抗して』(山崎望著)

高橋良輔 270

第三回(二〇一三年度)社会思想史学会研究奨励賞の公示

二〇一三年会員新著一覧

英文抄録／英文目次

公募論文投稿規定／公募論文審査規定／執筆要領／社会思想史学会研究奨励賞規定

編集後記

『社会思想史研究』第三八号編集委員会

浅井美智子、石井知章、宇城輝人、宇野重規、梅森直之、大貫敦子、
奥田敬(編集主任)、小峯敦、坂本達哉、日暮雅夫、松葉祥一、
安武真隆、山岡龍一

〔五十音順〕

第3回（2013年度）社会思想史学会研究奨励賞の公示

受賞者なし

〈選考経過〉

2013年9月刊行の『社会思想史研究』第37号の公募論文には11篇の応募があったが、最終審査を経て掲載に至ったのは4篇であった。年報編集委員会ではさらに「社会思想史学会研究奨励賞規定」をふまえて慎重かつ厳正な審議をおこなったが、残念ながら本年度は該当作なしという結論に達した。

以上の報告に基づき、2013年10月25日の幹事会は、第3回社会思想史学会研究奨励賞は受賞者なしとすることを決定した。

2013年10月25日

社会思想史学会

〈特集〉 社会思想としての科学

二〇一一年三月の福島第一原子力発電所事故とそれに続く一連の出来事は、わが国の原子力エネルギー政策が市民社会による民主的な統制の及ばないところで決定・執行されてきたことを白日の下にさらすことになった。そして、そのような事態を招くことになった背景のひとつには、原子力エネルギー政策を含む科学技術政策については——科学という知の特殊性を考慮するならば——ある程度専門家に任せるしかないという認識が広く共有されていたという事情があったように思われる。いわば、科学という知の特殊な位置づけが〈社会の中の科学〉に特権的な地位を与えていたといっても過言ではない。

ハリー・コリンズとロバート・エヴァンズの「科学論の第三の波」論文（二〇〇二年）によれば、この〈社会の中の科学〉問題について、従来の科学論には二つの重要な「波」があった。第一の波は、科学という知を「非科学」と明確に峻別し、その基盤を一切疑うことなく、専門家としての科学者による合理的な科学技術政策の推進を提唱した一九五〇～六〇年代の「実証主義」である。これに対し、七〇年代になると、特に科学史研究において科学という知に「科学外要因」がもたらしてきた影響が明らかにされるに従って、科学を——他の様々な知と同じく——社会的に構築された活動と捉え、科学技術政策についても民主的な正統性を重視する「社会構築主義」という第二の波が現れた。以後、〈社会の中の科学〉問題について、この専門知としての合理性を強調する第一波（「実証主義」）と社会知としての正統性を強調する第二波（「社会構築主義」）の間での論争がいかにも大きな影響力を持ったかということは、たとえば「三・一一」以降のわが国における原子力発電をめぐる論争からも明らかである。そしてコリンズらは、第二波が強調した「参加の拡大」——科学技術をめぐる意思決定への非専門家の参画——が、専門知としての科学の基盤を揺るがしかねないと考え、信頼できる専門知を確保するための規範理論（「専門知と経験の研究」）の必要性を説いているが、この第三の波もまた、われわれが既に目の当たりにした動向であるといえよう。

だが、社会思想史を振り返るならば、コリンズらが現代の科学論に見いだした〈社会の中の科学〉をめぐるこうした複数の「波」は、多少の相違はあるにせよ、何度も繰り返し現れて来た動向であるように思われる。そこで本特集では、コリンズらの議論を踏まえつつも、科学史、科学哲学、科学技術社会論の最新の知見を踏まえながら、よりパースペクティブを拡げ、社会思想としての科学の特質に迫りたい。

〈論文〉

歴史的事例から見る〈社会の中の科学〉

〔十八・十九世紀の河川公共事業と科学の「理論」〕

隠岐さや香

一 「科学者の責任」言説と「第一の波」

二十世紀の社会においては、科学・技術と経済、社会の複雑に関わりあう問題についても、科学の研究者による「専門知」に意思決定を委ねるべきとの考え方が主流を成していた。科学が他の社会的活動にはない合理性を担保するとみなされていたからである（「実証主義」）。このような専門家支配を自明視する立場を科学技術社会論者ハリー・コリンズは「第一の波」と呼んだ。そのあとに到来したのが「第二の波」、すなわち科学も他の様々な知と同様に社会的に構築された活動と捉え（「社会構築主義」）、科学技術政策についても民主主義

的な正統性を重視する考え方である。この考え方は一九七〇年代以降の科学技術社会論の主流を成し、特に欧米を中心に、新規技術を社会に導入する際のアセスメントなど参加型民主主義の試みにもつながった。だが試行錯誤の後、専門家の助言を大衆の選択に完全に置き換えてしまおうとする「技術のポピュリズム」への懸念も生まれたため、現在は「専門家支配」を回避しつつも専門家の位置づけを再評価するという潮流が生まれつつある。これが「第三の波」と呼ばれている¹⁾。

ところで、二〇一一年三月の福島原発事故に対する日本社会の反応には「第一の波」の価値観に沿ったものが多くみられた。原発事故とその後の経緯について、「科学」という専門知の機能不全問題として捉える傾向が非常に強かったので

ある。^②たとえば原発震災の直後である平成二十四年の『科学技術白書』が問いかけたのは「科学」や「科学者への信頼」であった。^③研究者の側も「科学者の責任」を強く意識しており、科学技術政策への造詣も深い工学者の笠木伸英は「福島原発事故から学ぶ科学者の責任と役割」と題された論考において科学者と市民、政府、メディアのあるべき連携の形を論じている。^④いずれも重要な論点を提出してはいるが、原子力の問題が専ら「科学」という専門知の統御する対象とみなされている様子も伝わってくる。

しかしながら、原子力発電事業という対象は確かに「科学」の産物であるが、複数の民間企業が関与した巨大な技術的建設物でもあり、また、電力エネルギー供給のための施設として国家公共事業の対象でもある。実際のところ、近年の歴史研究が示したのは、原子力発電を事業として実現し実用化を進めるにあたっての民間企業の役割の大きさと、政治思想や経済的要請の強い影響であった。土屋由香によれば「自由な企業活動による原子力開発こそが「…」アメリカの『強さ』の象徴であるという冷戦思考」のもと、民間企業は新興国や発展途上国に対する「資本主義の学校」として原子力発電導入においても重要な役割を担っていたという。^⑤言い換えれば、このように複雑な技術的、政治的な背景がありながらそれが我々には隠れてしまうという構造の存在こそが、「第一の波」

に支配された言説空間の特徴であったともいえる。それはたとえるなら、一握りの役者にしかスポットライトの当たらない舞台のようなものであった。薄暗い空間に、誰もその全容は把握出来ない複雑な装置が置かれ、多数の群衆が群がっているとしよう。そこで眩い照明が浮かび上がらせるのは何故か「科学者」と装置周辺の空間だけなのである。それを観客は当然のように観ていて、「科学者」も期待された台本の役を演じてきたのであった。

二 科学Ⅱ理論Ⅱ精神的権力

前置きが長くなったが本題に入ろう。実際の所「第一の波」、すなわち実証主義的な精神にとつて、「科学者の責任」は特定分野の知や技術が事故に荷担したことへの責任問題を意味するのではない。それは社会の中にある何らかの秩序（この場合は安全、確実性など）を「科学」が保証するべきである、とする一種過剰な自負心、役割意識の表現として捉えることができるだろう。少なくとも実証主義の思想的な系譜を辿る限りこの解釈には説得力がある。

実証主義哲学の祖オーギュスト・コント（Auguste Comte, 1798-1857）は一八二五年の「科学と科学者の哲学的考察」において科学者（savants）を「社会の精神的指導者」として位

置付けている。コントが目指していたのは、革命とナポレオン帝政期の戦乱の後、政治的不安定状態にあった当時のフランス社会における知の秩序と社会秩序の再建であった。「古い精神的権力」であったところの神学がもはや機能しなくなり、カトリック伝統主義にも革命を受け継いだ自由の思想にも、両者の折衷主義にもその代替物としての可能性を感じなかった彼は「新しい精神的権力」としての科学に期待を寄せたのである。そして科学者こそが「社会の精神的管理者」にならねばならないと考えた。^⑥

無論、「第一の波」が一般的であった二十世紀半ばに普及していた科学観としての「実証主義」と、人間社会の発展を神学的段階、形而上学的段階、実証主義的段階で捉えた「三段階の法則」で知られるコントの思想体系との間にはかなりの時間的、精神的な距離がある。たとえば、彼の言う「科学」(sciences)は現代の日本語におけるそれとは用語法が必ずしも同じではない。それは自然界に関する知の領域としての自然科学だけではなく、当時黎明期にあった社会科学、それも実証主義精神を社会の領域まで拡張した学としての社会物理学 (physique sociale) の完成を視野に入れたものであった。

また、特にコントと我々を隔てているのは、科学を用いた技術としての「科学技術」、すなわち Science-based technologies (もしくはテクノサイエンス) の社会における存

在感である。コントの時代にはまだ本格化していなかった工業化の波は、十九世紀半ば以降、鉄道網の敷設や電灯の普及、自家用車の普及といった目に見える社会の変化を伴い、「第一の波」の全盛期であった一九五〇年代には各地で劇的な産業構造の変化を及ぼした。しかしながら、コントの視点の中にいわゆる Science-based technologies に対する認識が皆無であったかというところではない。むしろ彼の生きた時代は、理論的な営みとしての「科学」が土木建築技術や軍事技術、そして産業技術などの領域への応用において着実な成果をあげ始めた時点で位置する。それゆえ、彼の思想はむしろ世俗化した近代社会における「科学」と「技術」の役割分業を問う思想の原点に位置しており、「第一の波」に我々が見いだしたあの「科学」の奇妙に輝かしい位置づけを理解するのに不可欠の要素を孕んでいるのである。

では彼が念頭に置いていた「科学者」と「技術者」(ingénieurs)の役割分担とはどのようなものであったか。先に見たようにコントは「科学」を重視していた。彼は知識体系の完成のためには「理論 (théorie) と実践 (pratique) との間の分業」が必要と考えていたからである。それでも彼は「科学者の性格は、常にそこに技術者の性格が多少とも混在しているせいで今日でさえかなり歪められて」いると述べている。ここでの「技術者」とはただの職人のことでなく、知的な「科

学と産業者の間の恒常的な仲介役」として位置付けられるような存在であり、たとえばガスバール・モンジュの画法幾何学に通じた人材などが想定されている。すなわちコントの言う「技術者」は技術的な応用・実践のために科学を用いる工学者のことであり、当時はまだ発展段階にあった工学の体系化を彼は予見していた。その上で「科学者」は単なる「技術者」に還元させられてはならないとし、前者の指導的な位置を主張したのであった。^⑨

一八二〇年代の時点で「科学」とは理論であり精神権力であると位置付けた、このコントの主張は一体どのような時代背景に根ざしていたのだろうか。そこに社会主義者サン・シモンの思想の影響があるのは周知の通りである。特に一八一〇年代まではサン・シモンこそが、社会の秩序再生のために科学者の集団と、社会の成員の信仰対象となる一般理論としての実証科学が必要であるとしていた。^⑩

だが、もう一つ見逃せないのが、コントの受けた教育である。コントはバリのエコール・ポリテクニークにナポレオン・ボナパルト失脚直後の一八一四年に入学し、王政復古期の一八一六年に反動化した同校の方針により退学処分となる（ただし後に数学教師として同校に舞い戻ることになる）。複雑な経緯はあっても、この学校のあり方が、彼の科学観ならびに実証主義哲学体系に及ぼした影響は大きいといわれる。同校は

科学的な素養のある技術官僚の養成を主な使命とする学校であつたが、実際には優秀な科学研究者を輩出する機関ともなつていた。同校の卒業生達が教師として教鞭を執る傍ら、高等数学を駆使した電磁気学、熱力学など新しい科学の領域で成果をあげていったのである。もちろんエコール・ポリテクニーク本来の使命として養成された技師達も各方面（土木、軍事、鉱山、造船）で大規模事業を着々と実行していった。

その教育カリキュラムは今日の大学における理工系教育とはやや異なっていたが、^⑪少なくともコントは「科学者」および科学と技術を仲介できる「技術者」のあり方（それは実際には大変多様であつたが）をイメージ出来る環境にいたのである。では、エコール・ポリテクニークの人材育成モデル自体はいかなる伝統に由来するのだろうか。次節では更にフランス革命前の時代にまで遡り考察してみたい。

三 エコール・ポリテクニークと「公共事業」の起源

エコール・ポリテクニークの誕生を告げる一七九五年十月二十二日の法律は同校を「公共事業の学校」(école de service public)として位置付けている。^⑫では、この「公共事業」とは具体的に何を意味するのであるうか。実は、その回答は少し複雑となる。というのも、フランス語圏においてエコール・

ポリテクニークの誕生は行政の用語としての「公共事業」

(service public) の出現とほぼ時を同じくしているからである。

表現としての service 自体は古い伝統を持っている。それ

は中世以来の帯剣貴族が主君のため武力とその命を主君のために提供すること、すなわち「王者に仕える」(service

monarque) という意味のまさに「奉仕」が起源である。た

だし、service の含意は絶対王政期の官僚機構の拡大発達と

共に変化し、選ばれた血筋の貴族が武勇をもって行う奉仕のみならず、知性と才覚により法律や行政のノウハウを身につ

けた者(特に行政官僚や裁判官)による国事への奉仕をも意味

するようになっていった。たとえば十七世紀後半に大法官と

して活躍したアンリ・ダゲッソー (Henri Daguesseau, 1638-

1716) の書物には service du public もしくは service public

という表現が用いられ、自らの知性により獲得した裁判官と

しての能力により公のつとめを果たせることの誇らしさが

滔々と謳われている。そしてフランス革命により王権が解体

されたとき、「仕える」対象としての国家は完全に非人称化

され、service public は現在の行政用語としての意味を獲得

していくこととなった¹⁵⁾。国家自体が「service public のため

の行政連合体¹⁶⁾」として捉え直される必要が生じたからである。

エコール・ポリテクニークの担った service public は基本

的に土木技術や軍事技術といった技術行政の領域であると考

えてよい(仏語の service public 自体は日本語の「公共事業」が

喚起する土木交通事業のイメージよりは少し範囲が広い)。同時に

ここで着目したいのは、行政史的な経緯を考える限り、エコー

ル・ポリテクニークはまさに技術的要請に応えるための学校であり、科学の理論教育が重視される根拠は自明ではないとい

うことである。そもそも、十八世紀にはフランス国内でも

他国においても「科学者」という職業やそのための専門教育

は一切存在していなかった。それにも関わらず、革命期に成

立した同校が史上初めて全ての平民(男子)に科学の専門教

育を開いた教育機関となったのは何故なのか。

エコール・ポリテクニークにおける科学教育重視の直接の

理由は、その創立に旧パリ王立科学アカデミー出身の学者達

が関わったことである。そして彼らが未来のために望ましい

と考えていた人材像が同校の教育にも影響したと考えられる。

その直接の動機としてはフランス革命期における学者達の自

発的な戦争協力や技術人材育成への参与などに新しい人材育

成モデルが育まれる契機を見いだすこともできるし、より一

般的な文脈として十八世紀の啓蒙思想が育んだ教育の理想や、

旧体制期における技術者学校の発展なども考慮することがで

きる。だが、少なくとも「科学者」と「技術者」、「公共事業」

の三つのキーワードを確実に伴った深いレベルの変化がもう

一つ進展していた。それは十八世紀フランスにおける河川行

政の中央集権化と、増加するその関連事業への科学者と技術者の本格的な動員である。

河川整備事業は今日ではいささか地味な印象を与えるが、十八世紀においては最も大規模な土木交通事業の一つであった。また、それは土木技術と科学の協働する方法が模索された典型的な事例であると共に、行政自体の構造的な変化が大きな影響を与えた事業でもある。まさに国家と科学の関与する近代的な「公共事業の誕生」を考察するにふさわしい対象でもあるといえよう。そして、十八世紀後半には「運河の時代」と言われるほど数多くの運河建設計画が各地で生まれている¹⁷⁾。近年の研究によれば、その直接の契機は一七五〇年代以降に河川行政のために行われた一連の行政改革、とりわけ一七七五年に財務総監テュルゴが、税制の一部改革を行い各地の河川関連事業に支出可能な財源を創出したことが大きかったようである。背景にあったのは領土内の河川のことを外界と内陸をつなぐ「内陸航行」水路として捉える考え方があった。そのような水路は国家の交通や物資流通、産業の振興、水の供給など各地の共同体を益するところが多いため国家による援助が適切であると判断されたのである。このように河川行政を一国単位で捉える発想は、オランダや英国のように地域単位での治水や利水のための取り組みや技術を早くから発達させた地域にはないものであった¹⁸⁾。逆に言えばこれ

らの地域と比較して、フランスは河川管理およびそのための行政機構の発達に関して後進的であったがゆえに、独自の道を歩むこととなったともいえるだろう。

河川整備事業において後進的であったがゆえに、フランスではいかなるアクターがそのための専門知の提供者であるのかが定まっておらず、場当たり的な対応が取られてきた。だが、ひとたび国庫からの資金援助がなされることが決まると、各地の自治体及び事業者から河川整備事業計画が王権に送られる頻度が上昇する。それも他国にはない中央集権的なスケールでの意思決定が求められたのである。当然ながらそのような状況の中で、「誰がふさわしい専門家であるか」の競争が起こり、役割分担が模索されていくこととなった。そして結論から先に言えば、パリ王立科学アカデミー（二六六一―一七九三）の関係者を中心に、「科学」の理論に秀でた者が対立する技術的プロジェクトの調停役を担い、最終的な意思決定を左右するという状況が作られていくのである。次節ではその様子について、ある運河建設事業の事例を用いて考察していきたい。

四 運河建設事業と科学者、技術者

1 イヴェット運河建設計画と対立の構図

一七六二年十一月十三日、数学者にしてパリ王立科学アカデミー会員で数学者のアントワーヌ・ドゥパルシユ（Antoine Deparcieux, 1703-1768）がパリの慢性的な水不足を解消するため「イヴェット運河計画」を提案した。それはパリの南西にあるサン・レミ付近に流れるイヴェット川で取水し、南郊外を横切ってパリ南端へと流れる全長三〇キロほどの水路建設を予定していた。彼はこの運河計画がパリに飲料生活水のみならず街路や汚水溝の清掃用水をも供給し、都市の衛生状態改善をもたらすと主張したのであった¹⁹。

彼の運河計画は同時代の論客や行政関係者の心を捉えた。たとえばヴォルテールは書簡で彼に手放しの賛辞を送っている。論文も十一月十三日の科学アカデミー公開集会で対外的に発表され、程なく国王が運河計画を認可している。当時の王権は河川行政に積極的な姿勢をあきらかにしはじめた時期であったため、運河建設に公的な資金を投じることについては比較的支持を得られやすかったようだ。ただし認可はされても財源の問題は解決がつかず、ドゥパルシユ自身はプロジェクトの進展を目の当たりにすることなく一七六八年に世

を去った。

賛成派が行政の支持を得る一方で反対運動も盛り上がった。主な批判派を構成したのは当然ながら取水源となる河川の流量減少を恐れる近隣住民、水車運営者であるが、そこに第三者として飲料水としてのイヴェット川の水質に疑問を唱える者、更にはパリのセーヌ川から蒸気機関ポンプにより取水をして水販売会社経営を行おうとする起業家や投資家などがそこに加わっていた。彼らにとって運河建設は近隣住民の生活環境を蹂躪し、私企業の自由競争による水販売業の発展を妨げるものと映っていた。すなわち、いささかの単純化を承知で言えば、税金を投入した中央集権的な公共事業による水資源供給か、資本主義的な自由競争の原理に基づく水資源の供給かという分裂が当初より生じていたのである。

賛成派と反対派の論争において一番重要であったのは、計画されているイヴェット運河が果たしてドゥパルシユの想定したとおりの十分な量と質の水をパリにもたらすかという河川工学的な問いであった。しかしいづれも当時の理論レベルでは回答が困難であったため、議論は平行線を辿らざるを得なかった。反対派はイヴェット川は運河に必要な流量を絶対的に満たさないとしていたが、賛成派は必要に応じて別の河川の水も引き入れるため問題ないとしていた。また、反対派はイヴェット川の水質が「沼の水のような味」で飲料水に

適さないとしたが、賛成派はイヴェット川の水質はセーヌ川（パリの主要な水源であった）と同レベルだと主張して譲らなかった。実際、水質というものが科学的に問われたのは記録に残る限りこの事例が初であり、判断の基準も存在しなかったのである。一応は科学アカデミー化学者A・ラヴォワジエ（Antoine Lavoisier, 1743-1794）が分析を行い、イヴェット川の水は問題なしと結論づけているが、彼の手法はサンプルに含まれる砂や溶解している物質を分離して定量的に比較するに留まるものであった²⁰。

もう一つ重要な論点となったのが経済的な費用対効果の問題である。実はポンプ取水派も王権に対して援助と事業の独占権を要求していたため、運河に投資するための国庫財政負担と、取水ポンプ設立のための国庫財政負担の比較も論争となった。当然ながら、運河反対派は蒸気機関ポンプのための国庫投資は破格に安価でパリ市民に運河以上の益をもたらすと主張した。対して運河賛成派は初期投資の大きさは認めた上で、運河使用料の設定によりその費用が回収出来るため、長期的には国庫負担は変わらなくなると主張した。これも費用便益分析手法の発達していない当時においては決着を得なかった。

2 運河賛成派内部における二つの立場、土木技師と

数理科学者達

イヴェット運河計画が本格的な進展を見せるのは一七七〇年代に入ってからのことである。王命により土木技師団長のJ・R・ペロネ（Jean-Rodolphe Perronet, 1708-1765）が部下A・シェジー（Antoine Chézy, 1718-98）と共に一七六九年より計画実現のための現地調査を行い、一七七五年にその成果として、細部まで綿密に図面化された運河建設計画案が提示された。彼らの提案は三〇キロの流路全体にわたり側面と底面に石葺きをした水路を建設し、途中に水道橋や地下水路も設けるといふ壮大なものであった。しかしその一方で彼らがイヴェット運河に必要な流量や水質といった問題に直接の回答をすることはなく、前述した運河反対派は納得しなかった。また、見積もられた費用が七八万六二〇九リーヴルという莫大な額であったことは実質上即座の実現を不可能ともしていた²¹。

ところで、この件について土木技師団が「技術者」として河川問題に対する確固たる「専門性」を有していたのかという点と全くそうではない。土木技師団は十八世紀初頭より王権が官僚機構の下で発展させてきた直属の技師集団から構成される社団（corps）であり、その主な任務はフランス全土の道路・橋梁整備事業であった。水利事業となると王権には他に

も城塞建築に長けた工兵技師などの社団も存在しており、また、後述するようにパリ王立科学アカデミーの関係者が個別に召喚されることもあった。土木技師団はそれらの人々に比較して際だった優越性を持っていたわけではなかったのである。実際、三〇キロにわたる運河全体に石葺き工法を提案する発想は「運河」に対する我々の通念からすればいささか奇妙であり、彼らが小規模な水路建設や水道橋建設のイメージに縛られていたことを伺わせる。

ペロネが科学アカデミー会員の発案したイヴェット運河に関わったのは、彼が土木技師であったことに加え、彼自身も科学アカデミーの会員であったことが作用していると思われる。先に触れたとおり、十八世紀前半の河川行政においては自然科学の探究の場として存在したパリ王立科学アカデミーに籍を持つ人材が個別に召喚されることも稀ではなかった。ただしここでも留保が必要であるのだが、当時の科学アカデミーは純粹に学問を目指す者だけでなく、軍事技師や鉱山技師、官製マニユファクチュアの産業監督官など科学的素養がある官僚や技師を積極的に受け入れていた。河川行政において政府の散発的な諮問を受けたのは基本的にそのような会員達であり、たとえば工兵技師でもあったE・カミュや王室付き地理学者でもあったP・ビュアッシュなどがその例として知られている。彼らは科学的素養を持つものの、建築など徒

弟制的な技術の現場にも近い環境に身を置く技術系人材であった。⁽²⁾すなわち、当時の一般的な認識として運河建設のため重視されたのは「技術」であり、「科学」については依然として信頼が低く、副次的な重要性しか認められていなかったのである。

だが、一七七〇年代の科学アカデミー内部には別の意見を持つ人材が育ちつつあった。それは流体力学をはじめ、解析などの高等数学により物理諸学の様々な分野を整備していくこととしたダランベール(D'Alembert, 1717-1783)や、その弟子筋にあたる数学者のコンドルセ(M. J. A. N. Caritat, marquis de Condorcet, 1743-94)といった数理科学者達である。彼らは「科学」(特に流体力学など)が未だ充分な成果をあげていないことは承知しつつも、その将来性と可能性を重視した。理論科学的な素養がなく、しかも河川については技術も不確かな土木技師団に運河関連事業が託されるよりは、力学的問題の理論的考察に長けた数学者、力学者がもつこの種の事業に介入するべきという立場を取っていたのである。特にまだ若かったコンドルセは、実際の河川に関わる機会が増えれば未熟な科学理論も発展し、技術者に任せっきりであるよりも大きな成果が得られると希望を持っていたようだ。流石に王命の下ったイヴェット運河計画には介入が出来なかったが、単独で財務総監デュルゴーをはじめとする政府高官と非公式

に交渉し行政の河川整備問題に関わっていった。

近年見つけた未公刊資料があきらかにしたところによると、少なくともテュルゴー改革期（一七七四—一七七六年）の短い間におけるコンドルセの役割と政治的発言権は、従来想定されていたよりも広い範囲にわたっていたようである。彼はダランベール、ボシュと共にテュルゴーの管轄下にあったピカルデー地下運河計画への非公式な関与を行ったばかりか、ソムやラ・ソンセ、ド・レスコーといった各地の河川に内陸航行問題のため現地調査に行ったり、実質上の部下として技師を派遣したりもした。そして政府高官や大臣が彼の意見を最終判断として採用していたのである。また、ピカルデー地下運河計画の実現可能性について調査を行った際には、ダランベール、力学者のボシュと共に実物大の舟形模型を用いた航行時の流水抵抗実験を行い、その実験データ誤差修正のための数学論文まで執筆している。その結果は運河に望ましい川幅の問題という一部の問いに答えるものでしかなかったが、少なくとも「科学」の可能性を行政関係者に印象づける効果は持っていたであろう。²³

コンドルセのこの働きが当時の行政機構において想定されていたいかなる役職の範囲をも逸脱していたことはE・スツルマンも指摘し、それを「技術的・経済的な専門性と意思決定権力の一部を組み合わせた」ものであったとしている。²⁴上

述のように、それまで河川行政について必要とされたのは「技術」系人材であり、諮問を受けていたのは科学アカデミーでも建築や軍事技術の背景を持つ人々であった。その場合、行政官と技術系専門家の関係は「裁判官と法廷に呼ばれた鑑定士」のようなものであったといえる。すなわち技術者の意見は行政官の判断のための細部を提供する「参考材料」に留まるものとされたのである。しかしコンドルセは「科学」の理論を背景に技術者を従え、時には意思決定をも下す行政官のように振る舞っていたのであった。その存在様態は、理論的な設計を行う「工学者」のようでもあり、各種提案を専門知と共に調整し政策決定にも関与する「技術官僚」のようでもある。いずれにせよ河川整備事業における「科学」の新しい役割を模索していたことには間違いない。

だがテュルゴーが一七七六年に失脚するに伴いコンドルセの役割も終わりを告げた。彼は一介の科学アカデミー会員に戻ることにする。

3 一七八〇年代の展開

イヴェット運河問題が興味深いのは、理論科学に優れた人材の活用を唱えたコンドルセの方向性が、一七八〇年代に入り、半ば偶然的経緯から部分的に実現していく様子を確認出来ることである。前述のように彼は一七七〇年代の間はイ

ヴエット運河計画に介入する機会を持たなかったのだが、一七八二年にドウフェール・ド・ラ・ヌエール (Dufour de la Nouette) という砲兵隊あがりの土木技師団準技師がペロネ案とは別の提案を発表すると状況が変わった。ドウフェールの計画案を審査する科学アカデミー側の審査委員を選出する必要が生じ、その委員会にコンドルセは力学に通じたボシユ、晩年のダランベールと共に入り込んだのである。他のメンバーは天文学者で運河についての著作のあるラランド、力学者クーロン、それに機械製作に詳しいルロワ、化学者のティエなど、技術の素養はあるが基本的には理論科学に通じた顔ぶれである。ペロネは委員とならなかった。直接の理由は、提案者のドウフェール自身がこの件ではライバルにあたるペロネ（科学アカデミー会員でもあるため審査委員になる権利があった）を審査委員として望まなかったことにあるが、意図的な「ペロネ外し」があつた可能性も否めない。

ドウフェール案は、運河の経路を一部変更して地下水路や水道橋建設も不要とし、石葺きではなく地面を掘削しただけの露天水路を提案するものであった。それにより費用を一〇七万二〇〇〇リーヴル、すなわちペロネ提案の八分の一近くまで削減できると主張したのである。また、資金調達の手法として運河経営のための株式会社設立をはかるという当時流行りの手法が盛り込まれており、運河賛成派と反対派の争点

であつた公費投入の大事業か、私企業による自由競争の支援か、という対立の折衷的な案ともなっていた。

ドウフェール案に対し審査委員達は経済的效果を重視した上で肯定的な回答を返した。事実、地面に水路を掘削する工法自体は英国ロンドンのニュー・リバー運河で十七世紀に採用されており、ドウフェールもそれをモデルとしていた。だが、委員達がドウフェールの提案を認めたのは決してその工法の成功を確信していたからではない。反対派による懸念の対象となつてきた河川流量の問題も水質の問題も、露天掘りによる費用見積の適正さについての問いも、当時の理論水準では解決不可能であり、委員達はそれをよく理解していた。

それでも彼らがドウフェールの提案を支持した理由は、「我々は「ドウフェール氏の提案を」試してみることに何ら不都合をみいださない」からであつた。要は試してみればよいという発想である。同時に、地面を掘っただけの水路では水質の浄化作用が見込めないことや、水が土壌に吸収される可能性を指摘し対策を求めている。いわば将来の発見、発展に未解決問題を託して実物大の実験を推奨したのである。

この一七八〇年代に科学アカデミーの委員達の担った役割は何だったのだろうか。前述のペロネ案の内容、およびテュルゴー改革期にコンドルセらが目指していた方向性などと比較するとその特徴が見えてくる。一七七〇年代に発表された

技師ペロネの報告書では具体的な図面と見積りがなされており、それはまさに技術者の仕事として完結した見積り報告書であった。²⁷ テュルゴー改革時代のコンドルセらは現地調査報告に加え、科学者の独自性を示すべく流体力学実験まで行った。だが一七八〇年代のアカデミー委員が作成した報告書は両者に比較してもシンプルなものとなっている。そこには技術的細部の検討も厳密な諸科学の実験検証も存在しておらず、それよりは政治・経済的側面も含めた総合的な論点から調査対象となったドウフェール案と他の案との比較がなされている。科学的な考察もないわけではないが、個別の問いへの回答よりは俯瞰的な立場から一通り論点整理を行う「調整」に関心が注がれており、そこから行政の側が採用すべき「最適解」を示そうとする姿勢が強く伺えるのである。

事実、この科学アカデミーの判断が事実上、行政の最終的な意思決定にも接続していく。一七八六年七月、王権が前述のドウフェール案の是非について審議するため最終決定機関である国王諮問會議に科学アカデミーから委員を送るよう打診してきたのである。科学アカデミーはイヴェット運河審査に関わったメンバーのうち四人を国王の前へと送り込み、一七八七年十一月三日に国王は科学アカデミーの意見を全面的に取り入れて工事の着工が許可されることとなった。この経緯についてコンドルセは高く評価し、ペロネなど従来の技術

系アカデミー会員の働きと一七八〇年代のイヴェット運河計画調査委員会との違いを念頭に置きながら、次のように述べている。「科学アカデミーの会員達が政府から様々な審査や様々な委員会を任じられたことは複数回ありましたが、彼らが試問を受けたのは個人 (particuliers) としてであり、アカデミアンとしてではありませんでした」。²⁸ 科学アカデミーに所属する個人が「技術」の技能により散発的に行政から声をかけられるのではなく、「科学」の組織としての科学アカデミーに直接的な依頼が行われ、学者が科学の言語で行政の意志決定に関与するということが、それはまさにコンドルセラが一七七〇年代に望んでいたあり方でもあった。そして科学アカデミーは他にもいくつかの河川整備事業の計画において同様の役割で関わることとなる。

五 「公共事業」と「科学者」の象徴的役割

イヴェット運河は完成することがない。工事着工により住民の反対運動が激化した上、続く革命の混乱の中、事業は立ち消えとなってしまうのである。近代的な「公共事業」の黎明期は住民闘争の歴史の始まりでもあった。そして革命期に行われた一連の行政改革の中で運河公共事業自体は土木技師団の役割として定義され、革命の過激化により科学アカデ

ミーも廃止されてしまう。だが、科学的な理論を背景とする者が、技術面をも俯瞰的に目配りしつつ行政に「最適解」を示すという構図自体は、科学の理論に親しんだ新しい世代の技術者達によっても取り入れられていくこととなった。エコール・ポリテクニークの設立が示すように、理論科学の基礎を持つ技師や科学者の育成が指向され、彼らの存在を軸に「科学」は体系的かつ定量的な方法と長期的な視野に基づくプロジェクトを可能にしていたのである。たとえばコントの生きた一八二二年にはパリ北東においてウルク運河が開通しているが、これは頓挫したイヴェット運河計画案を引き継ぎ拡大する形で実現した事業である^②。

もちろん実際の作業においては科学的な理論で容易に解決されえない不確実性が存在することは常に意識され続けた。だが「第一の波」の遠い起源にあたる十八―十九世紀においては、むしろその不確実性こそが理論を持つ科学者の役割を作り出したともいえる。中央集権化により史上かつてない形の権力機構を作り上げ、「公共事業」という概念そのものが産まれる途上の国家においては、従来の分業体制が育んだ経験知や実践知では解を導けない問題が次々と生じていた。不確実な状況での意思決定は賭けの様相を帯び、よりよく「賭ける」ための選択に理念（または政治的信念）が荷重をかける。その際、「科学」の理論的知識を背景にして、俯瞰的、総合

的な視点から不確実性を折り込んだ最適解を提示出来る人材が求められたのである。特に革命という政治的変動により社会の混乱を経験した後では、そのような未来展望を担える「科学」が「社会的秩序」を取り戻す拠り所としての象徴的な役割まで担わされることとなった。

現代社会において「科学者」が自認している一種過剰な責任感はこの時代の名残であり、「公共事業＝service public」の思想的な系譜に連なるものとしても捉えることができる。「科学」の理論をもつて「技術」を従属させ、国家の事業のため貢献するというエコール・ポリテクニーク的な「公共事業」のモデル自体が、間違いなく、中世における封建領主への忠誠としてのservice、そこから派生して初期近代に確立した、司法の番人として絶対王政に仕えるという意でのservice publicの次の段階に位置するものだからである。武力による王の統治に仕える武人、法による絶対王政の統治に仕える司法官のあと、近代国家のためのservice public概念の成立と共に、科学による統治をもたらす科学者が立場を確立したのである。紙面の都合もあり、この問題について今は素描のレベルに留まる議論しか出来ないが、いずれにせよこの次の段階、時代を構想するのは二十一世紀の我々の役割であり、それはもう既に始まっているのであろう。

注

- (1) 松本三和夫「テクノサイエンス・リスクを回避するために考えて欲しいこと——科学と社会の微妙な断面」『思想』岩波書店、二〇一一年六月号、pp. 6-26。ハリー・コリンズ「科学論の第三の波——その展開とポリテクニクス」同書、二七—六三頁。
- (2) ただし、原子力政策は英、仏、米、独ですら参加型民主主義の適用事例とはなっていない。この問題が軍事機密とからみ、もともと民主主義的な情報開示、意思決定の対象となりづらい性質を持っていた側面はある。
- (3) たとえば文部科学省『科学技術白書 平成二四年度版』文部科学省、二〇二二年六月、第二節「科学技術政策に問われているもの」、第一——一六図、URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/tpaa201201/detail/1322773.htm〔閲覧二〇一四年四月二十四日〕。平成二十三年四月の調査では「科学者の話は信用できる」「技術者の話は信用できる」という二つの文言を同時に示し、両方にどれだけ賛成できるかという問いかけも行っている。また、文中では「科学技術」という表現も頻出する。
- (4) 笠木伸英「福島原発事故から学ぶ科学者の責任と役割」『エネルギー・資源』Vol. 33, No. 2 (2012), 九五—一〇〇頁。
- (5) 土屋由香「アイゼンハワー政権期におけるアメリカ民間企業の原子力発電事業への参入」『原子力と冷戦 日本とアジアの原発導入』加藤哲郎・井川充雄編、花伝社、二〇一三年、五五—八六頁。
- (6) 歴史用語としての *savant* はいわゆる人文系と自然科学系の分化が未発達な時代を念頭に通常は「学者」と訳すことが多いが、*commissaires* コント自身が *savant* を「物理的知識 (*connaissances physiques*) の開拓に努める思想家」に適用されるものと定義し、主に「道徳的・社会的研究 (*études morales et sociales*)」に専念している「哲学者 *philosophe* と区別しているため、邦訳に就いて「科学者」の訳を採用する「コント」「科学と科学者の哲学的考察」「科学Ⅱ宗教という地平」杉本隆司訳、白水社、二〇一三年、五八—六六頁；A. Comte, *Système de Politique Positive, ou Traité de Sociologie*, t. IV, Paris, 1854, pp. 167-174〕。
- (7) コント、上掲書、六九頁。
- (8) なお、フランス語では「工学者」の役も *ingénieur* である。
- (9) コント、上掲書、六九—七〇頁。
- (10) サン＝シモンとコントは一八二四年に決別している。直接の原因はナポレオンの没落以降、サン＝シモンが科学よりも産業を中心とした社会の組織化へと関心の対象を変えたことによるという「杉本隆司」訳者解説「科学と産業の相克——コントとサン＝シモン」オーギュスト・コント『科学Ⅱ宗教という地平』二〇三—二〇四頁〕。
- (11) Bruno Belhoste, *La formation d'une technocratie. L'Ecole polytechnique et ses élèves de la Révolution au Second Empire*, Paris, Belin, 2003, ch.3.
- (12) 大学の理工系教育の完成をみるのはドイツの近代大学においてであるが、そのバイオニア的人物となった化学者ユストゥス・フォン・リービヒはエコール・ポリテクニクに学んでいる。コントとも、五歳しか年がかわらない。
- (13) Belhoste, op.cit., pp. 17-18.
- (14) たいへん Henri D'Aguessseau, *Œuvres de M. le Chancelier d'Aguessseau, contenant les discours pour l'ouverture des Audiences...*, Paris, 1761, t. 1. ダゲッソン自身はどちらかというと *service du public* を多用し、*service public* は稀であるが、

この両者は当時も今も互換可能のようである。Cf. Arlette Jouanna, "Des 'Gros et Gras' aux 'Gens d'honneur'", in Guy Chausson-Nagaret dir., *Histoire des élites en France du XVIe au XIXe siècle, l'honneur, le mérite, l'argent*, Paris: Tallandier, 1991, part I, pp. 32-6.

- (15) 日本語においては「公共事業」というと交通網敷設、河川整備といった土木建築事業が念頭におかれ、教育や税の徴収、社会福祉などは「公共サービス」と使い分けられることが多いが、現代のフランス語では *service public* で双方が含意される。

- (16) Belhoste, op.cit., p. 17.

- (17) *Un canal... Des canaux...*, Paris: Picard Ed, 1986.

- (18) Eric Saulman, *La navigation intérieure de Colbert à la Révolution: genèse d'une catégorie d'action publique et émergence de la notion de réseau*, thèse de doctorat en Histoire, soutenu à l'université de Paris I, 2011, ch. I, 5-6.

- (19) 以下、イヴェット運河事業についての記載は特に記載のない限り基本的に次の論文に依拠している。隠岐さや香「十八世紀における河川整備事業とパリ王立科学アカデミー」『科学史研究』第II期四八(二五)「二〇〇九年」一二九—一四一頁。

- (20) Frédéric Graber, *Paris a besoin d'eau. Projet, dispute et délibération technique dans la France napoléonienne*, Paris: CNRS Editions, 2009, pp. 195-200.

- (21) 未出版の図版については次の資料を参照。Archives de l'Ecole Nationale des Ponts et Chaussées, MS 88.

- (22) Saulman, op.cit., ch.3-4. 隠岐さや香『科学アカデミーと「有用な科学」』名古屋大学出版会「二〇一一年」第二章。ビュアッシュは建築家としての徒弟制的な修行を積んでいる。カミューは大学やコレージュで教育を受けているが、建築アカデミーの教

育も受け、そのあとそこで教師になっている。後には工兵学校の教師ともなっている。

- (23) Bossut, d'Alembert, et Condorcet, *Nouvelles expériences sur la résistance des fluides*, Paris, 1777.

- (24) Saulman, op.cit., p. 365.

- (25) Archives Nationales, F14/683a: Perronet, lettre de Perronet à Milhière, intendant à St. Maux le 1er juin 1782, f.1r.

- (26) 雜記書, Archives de l'Académie des Sciences (AAS), PY, 1782/12/12, f.199v.

- (27) また、実は予定される運河の流速と流量測定のための科学的な実験を部下のシエジが単独で行ったものだ、その事実は表に出ることはなかった。隠岐、上掲論文および現在執筆中の Sayaka Oki, "River and Canal Works as a Field of Conflict for Scientific Expertise in 18th-Century France: Engineers, Academicians, and the State"⁴⁵。

- (28) AAS, Pochette de séance le 12 juillet 1786: Mémoire de Condorcet au baron de Breteuil, ministre de la Maison du roi, 9 juillet 1786, f.1r.

- (29) 二十年にわたる土木技師団内部での科学の理論(特に流体力学など)と技術的実践の関係をめぐる論争と紆余曲折の産物であつた。Graber, op.cit.



〈論文〉

思想史における技術

直江清隆

一 科学・技術と批判の視点

科学や技術が哲学や社会思想のテーマとなったことはこれまでたびたびあった。日本では一九七〇年前後の科学批判、近代合理主義批判が直近なものとして思い浮かぶかもしれない。東日本大震災、福島第一原発の事故といった出来事の中で、科学・技術のあり方に対する関心がふたたび高まってきたように思われる。かつて寺田寅彦が「文明が進めば進むほど天然の暴威による災害がその劇烈の度を増す」と述べたのは有名であるが、震災の後、「文明」の中心をなし、社会に大きな影響を与える科学・技術の社会的なあり方に対して

批判的なまなざしが向けられるようになったのである。

批判を向けるときには、批判者の視点自体が問われることになる。震災後、科学や技術について様々なことが語られたが、以下においては、科学や技術についての議論をめぐる今日の哲学、思想の展開を検討する。まずその視点のあり方を探ってみることにしよう。

震災後、しばしば取り上げられたテーマの一つに、科学者の社会的責任がある。「科学者の社会的責任」は第二次大戦以来、原爆開発をめぐる議論に論じられたテーマである。このいささか時代がかった概念をめぐる、一方において「原子力ムラ」をはじめとする事故前の専門家の活動や放射線リスクをめぐる事故後の専門家の対応に関する批判がなされた

が、それに反応するかたちで、例えば放射線医学者の長瀧重信のように、国民の間に「情報の混乱が起きぬようにする社会的責任」を強調する議論^①とが交錯することとなった。ここには科学を「中立」とみなすかどうかという視点の問題がある。長瀧の立場は、かつて科学者の行動規範として掲げられた、公有性、普遍性、無私性、組織的懷疑主義といったノルム (CUDOS) に代表される科学観、科学者観に依拠しているように思われる。この点に関しては、「ムラ」における科学的態度の放棄を指摘する批判の幾ばくかも同様であろう。この理念に対しては、論文生産を至上目的とする科学の旧来の活動様式がひな形となつているという批判がある。例えば研究の成果が特許となることが公有制のノルムと相容れないといったように、研究が国家や軍事、資本主義的な経済構造に取り込まれて営まれるようになった現在では、ノルムとして適切でないというのである。むしろ所有的・局所的・権威主義的・請負的・専門的といったエートス (PACE) の方が規範としてふさわしいとも言われる。もし科学的活動の社会性をこのように勘案するならば、科学者の「中立性」に訴えかける批判ないし反批判では、議論として不十分であることになる。

いま一つよくなされてきたのは、文明論的な語り口である原子力ムラをはじめとする特異な社会構造ではなく、原発事

故に端的に表れた現代社会の文明論的あり方がより本質的な問題だというのである。例えば、ジャン・リユック・ナンシーは、その優れた分析のなかで、「ここで破局の「等価性」ということが言わんとしているのは、今やどのような災厄も、拡散し増殖すると、その顛末が、核の危険が範例的にさらけ出しているものの刻印を帯びているということである。今や、諸々の技術、交換、循環は相互に連関しあい、絡み合い、さらには共生している。^③（傍点は引用者）」とし、現代における全般的な相互連関の複雑性の増大に根本的な問題を見いだしている。「範例的」という言葉が端的に表しているように、ここで問われているのは、そうした相互連関し、相互錯合したシステム（彼はこれをマルクスの「一般的等価性」によって表すが）の崩壊という文明論的な問題である。このシステムはある意味で強烈なまでに政治的である。この技術化されたシステムは、人間の創造によるものでありながら、存在するありとあらゆるものを潜在的に服従させていく世界であると主張される。それはまた、あらゆる制御を超えて自己生成するものだともされる。

さて、技術についてはどうだろうか。技術について考える際、ナンシーはやはり、物質的な技術と社会的、心理的、政治的な技術との絡み合い、複合化を考えている。この点でたんに技術の自律的發展を主張するものではない。ナンシーは

また、別の論文では、まず技術を「自然の代補」という相得とらえている。^④ところが、技術は次第に自分自身で発展し、自分自身から生じた目的に対して応えようとするようになり、今日では、技術は、自動車さらに高速道路を生み出すというように、絡み合い複合化する目的を複雑かつ際限なく構築するという目的の構造化を指すようになっていくという。技術は自然に由来しつつ、自然に適及的に関わることで自然との秩序関係をかき乱す（と同時に自然に意味をあたえる）というのである。ナンシーは技術自律説を採るわけではないが、彼が想定するシステムは合目的性連関からなる、巨大で制御不可能なシステムである。だが、彼はその稠密描写を行うのでも、改善策を提示するのでもない。むしろ、彼が立ち向かうとするのはこの近代技術なるもの一般であり、いかなる改善策もその地平のうちにとどまるものであるとしてそれをよしとはしない。このかぎりでは、ナンシーの文明的問いには、その周到で魅力的な議論構成にもかかわらず、抜き差しがたく、技術の「本質主義」が根付いているといえよう。

原発事故後、科学技术に関する意思決定の過程への市民参加の必要性が言われてきた。しかし、こうした批判の視点の取り方を見たとき、科学論、科学社会学ではいわゆる「第三の波」という言い方が、哲学、しかもいわゆる大陸哲学を考へに入れたときには、必ずしも成り立たないことに気づかれ

るであろう。すべての議論が本質主義であるわけではもちろんないが、技術の本質をめぐる議論が、それなりの説得力と射程をもって語られるのである。市民参加の推奨についても、リュック・ナンシーに限らず相当な異論が生じうる。この点をさらに、原発事故にあたつてしばしば取り上げられるハイデガーの技術論をめぐる議論からたぐっておきたい。

震災より前から、例えば次のような議論がなされている。「……技術の形成過程に市民の民主的参加が認められたとしても、その結果として出来上がったものは、それがまさに技術である以上、存在者を何らかの仕方に対象化することから免れていない。そしてこの対象化自身が、自然を非自然化する性格をもつ以上、つまり我々が技術の弊害、破壊性と感じているものは、つきつめればこの自然を「非自然化する」対象化というあり方そのものに由来する以上、彼らの提案は何ら問題の解決をもたらしてはいないのである。……また民主的な参加も、技術的な対象化の担い手を変えるだけで、対象化というあり方そのものはまったく変えるものではない以上、技術がもたらす弊害の解決にはなりえない」^⑤。

身もふたもない議論と思われるかもしれないが、取り上げたいのはここで「対象化」ということで言われていることである。近代の技術は自然を「挑発する」「ゲシュテル」というあり方をしていると言われるが、それは自然を非自然化す

るものであるともされ、技術の本質に据えられる。右の論文の著者は、精緻な文献学的考証をしてハイデガーが社会や技術のあり方の決定にさまざまな社会的要求が関わることをすでに織り込み済みであり、この意味ではCUDOSに見られるような「中立性」を主張するわけではないことを示す。しかし、技術に関するあらゆる問題はゲシュテルというこの一点にかかっている。民主的な参加を否定するのは、民主的なものであれ何であれ、市民参加がゲシュテルという体制をなんとかして、技術を制御可能なものとするようなものではないからである。存在論化されたこの立場からは、技術と人間との関わりかたは、非本質的なものと見なされる。むしろ、ここに見られるのは、そうした民主主義を云々するような議論はすべてゲシュテルに絡めとられるものであるとする、頑なまでに「本質主義」的な態度である。それはナンシーとも共通した態度である。より広範な人々の参加は、「おのれの支配の拡大のためにあらゆる存在者を動員しないではいられない技術の本質から要請されるのであるとされるのである」⁷。こうした議論からは、ハイデガーがある箇所ですべた、風車に戻るような転換は確保されうるのかもしれない⁸。しかし、ハイデガーを超えて技術のあり方に改めて分け入って検討する道も、もちろん経験的領野とつきあわせて、原子力という技術の特異性や偶然性、原発プラントに埋め込まれた政治性、

不平等性などを哲学的に取り上げる道も、残念ながら、ここでは積極的な意義を封じられることになる。

震災後の科学技術への批判の視点を手がかりにしたため、のっけから長々とやっかいな議論におつきあいいただくことになったが、ナンシー、ハイデガーのほかにも、哲学者の言辞には、道具的理性、計算可能性、制御可能性といったタームが並ぶことが多い。その概念は哲学的に「深く」、議論としては魅惑的である。だが、技術というものの理解はどうであろうか。残念ながら、その多くは近代技術なるものを外形的にとらえ、その理解にたつて批判的な言説を展開しているように見うけられる。だが、技術という営みや、技術的な知のあり方について、われわれがどれほどのことを知っているのかが問われねばならない。

近年、技術哲学の領域においては「経験論的転回」ということがいわれる⁹。「経験論的」と言っても、経験科学に哲学を解消しようとするのではなく、科学哲学がおおむねそうしてきたように、規範的要素を脇にきよくするものでもない。技術に関する分析を、信頼でき、経験的にも適切な記述に基づかせようとするものであり、近代技術一般なるものではなく、より具体的なあり方での技術を射程に収めようとするものである。人工物についての哲学的分析はその核となる。いまあげた道具的理性、計算可能性、制御可能性といった規定

が実際の程度有意義であるのかは、そのなかであらためて検討されることになる。本稿でも以下、ひとまず本質主義を脇に置き、もっと手前のところで、より個別的な場面を念頭に議論を進めることにする。

以下では、しかし、「技術」というブラックボックスを開けることに主眼が置かれるのではない。むしろ、アプローチは歴史的である。歴史的というのは、技術に関する哲学的議論の流れを紹介し、本質主義にかぎらない議論配置を確認したうえで、技術に対する態度変更の可能性を検討するというものだからである。

原発事故を一つのきっかけに、科学論、科学技術社会論でこれまで言われてきた、民主的な市民参加に光が当てられ、そのための形式的、実際の要件や合意構造について議論がなされてきている。そのことはもちろん歓迎すべきことであるうし、専門家の役割を再評価する「第三の波」の議論が提起されてきたことも十分に理由があることである。他方、対話の形式的要件の重視は、いかなる議論であつても排除されない議論の内容の任意性、自由裁量性と相關している。しかし、それだけではたして十分であろうかという疑問も生じよう。些細な例であるが、機械や器具の設計において、これまでの「技術中心的设计」＝設計 (Technology-Centered-Design: TCD)」から「人間中心的设计」(Human-Centered-Design:

HCD) へということが言われる。技術者たちが技術内的な論理にしたがって人工物を設計するありかたから、使用者である人間の特性にあわせた設計をという趣旨であり、障害者を考慮した設計や、ヒューマンエラーを起こしづらいプラントや操縦装置まで多様な場面それが用いられている。そしてそのために、設計に対するユーザーの参加が唱えられたりしている。ユーザーの参加は重要な事項であり、そのことにより設計者が気がつかないことが人工物に組み入れられるのみならず、人工物が開かれた構造をしてくる。だが、ここにいまひとつ重要なのは、「人間中心」という価値であり、参加という形式的な構造だけでなく、技術に対する実質的な態度に関わることである。これと同じく、技術を論じる際に、自然や技術に対するいかなる態度変換がなされるのかという、より実質的な議論もなされなければならないのではないか。このような視点から、「第三の波」論とは別路線をとつて、技術に関する哲学的議論のなかから、「オルタナティブ」に関する議論を剔抉できれば幸いと考えている。

二 技術の哲学の展開

1 科学・技術・科学技術

これまで本稿でも「科学技術」という用語を何気なく使っ

てきた。この言葉に対応する英語としては *techno-science* や *scientific technology* があるにはあるのだが、目にするとはあまり多くない。「科学技術」は科学と技術が一体であるというニュアンスを強く感じさせる言葉であるが、科学史家の金子務によるならば、この言葉は一九四〇年に作られた和製術語であるよしである。明治期に導入された「科学」が当初はかなり「工学」的な色彩が強かったことは指摘されてきたが、戦争に向けた技術立国と総動員体制の確立という時局のなかで、技術官僚たちによりつくられ、占領期を経て、科学技術庁の誕生（一九五六）によって新概念として定着したものだ¹⁰という。それはちょうど国家主導下での科学、技術の推進という体制の出現と密接に結びついたものであった。

われわれは、この概念に導かれて、えてして技術をただちに応用科学と見なしがちである。しかし、現代の科学化された技術であっても、安易にこの図式を当てはめてよいわけではない。一見しただけでも、工学教育の基礎課程に自然科学があり、この意味で「技術の内なる科学」があるのと同様に、科学的データの再現性、数学性などは経験を制御してデータ化する測定装置や実験機器を製作、コントロールする技術によっている。科学の基礎にも技術があるのであって一方的な依存関係とは言いがたい（科学の内なる技術¹¹）。

ちよつと歴史を振り返るならば、少なくともヨーロッパに

おいては、科学と技術の領域は截然と区別されていた。「科学 science」はもともと広く知識を意味するラテン語の *scientia* に由来し、十七世紀ごろから現在の意味をもちはじめたといわれる。ニュートンの名著である『自然哲学の数学原理』（二六七八）の標題が示しているように、「科学」はとくとして「哲学 *philosophia*」という言葉とも入れ替えて用いられるような理論的な活動を指していた。

これに対して、「技術」はもとをただせば「つくる」に由来する *techné* や「わざ」「技芸」を意味する *art* に由来するものであり、経験にもとづいてものを巧みにこなす技芸を意味していた（例えば日本の伝統技術（酒造りでも刀鍛冶でもよい）を考えてみるとイメージしやすいかもしれない）。「テクノロジー」という語は十八世紀後半（自然加工についての学）という意味で使われたが（J. Beckmann）、今日のような意味合いで用いられるようになるのは、科学に支えられた技術が出現した十九世紀半ば以降になってである。伝統的に科学が知の体系の一角を占め、多かれ少なかれ系統だったものであったのに対し、技術はそうした知の体系の外にあって、体系性に欠けていた。このことは、ギリシアにおいて今日の科学を含む哲学は市民階級のものであり、製作を伴う技術的な活動は奴隷に委ねられていたことも関係が深い。少なくとも中世を経て十九世紀までこうした区分が学問の配置状況を

支配していたのである。

技術をもって応用科学とする議論は、第二次大戦後にさかになる。日本では、技術を生産的実践における客観法則の意識的適用であるとする武谷三男（一九五二）に代表される仕方でも主張されるようになる。¹² また、狭義の哲学の領域でも、マリオ・ブンゲが「実質的な技術理論は、本質的に、科学理論を現実に近い状況に適用したものである。」（一九六七）¹³とする。どちらも、第二次世界大戦後の、動員され、「体制化」された「科学技術」の時代にあつて、従来の「技術」が「テクノロジー」化される過程を目の前にしていたという事情はある。

これに対して、近年ではすぐ前にあげたような理由や価値や実践との関係もあつて、適用説を支持する意見は少ない。例えば、技術史家のヴィンセンティは、工学の多様性を保つための基準は、科学の場合とは違って、何らかの実際的問題の解決にはたらくものの設計にどれほど役立つかというものでなければならぬとし、工学が独自の領域を形成することを主張している（一九八八）¹⁴。また、工学と以外の、実際に技術的機器を使って設計する場合について、やはり技術史家のフーガソンは「計算にはつねに人間の判断が組み込まれている。」「コンピュータ利用による確実性というのは幻想であり、設計がうまくいくのに必要とされる人間の判断の量や質

を変更するものではない。」¹⁵と述べて、心眼、直観といった合理性に回収しきれない要素が技術に不可欠であることを主張する。こうしてみると、科学的合理性、道具的合理性という名で呼ばれてきたものが、技術の領域の特徴付けとして適当であるか、疑問が生じてこよう。

2 科学哲学と技術哲学

科学と技術の領域の相違に対応して、科学哲学と技術哲学とも大きく展開を異にする。

今日に近い意味での科学哲学は、「科学の世紀」と言われた十九世紀の科学の発展を背景に、十九世紀前半のハーシェル、ヒューウェルらを先駆とし、十九世紀末から二十世紀初頭のマッハ、ポアンカレ、デュエムらよつて開始される。マッハの影響のもとに、後にウィーン学団の論理実証主義の科学哲学が展開されることになったことは有名であるが、これとは別に、ドイツの新カント学派も物理学をはじめとする精密科学についての哲学を展開させる。いずれも、考察の中心となるのは科学の前提となっている方法についての論理的分析であり、科学的説明とは何であるかということの解明であつた。

では、技術哲学の方はどうか。まとまった技術哲学の本が著されたのはやはり十九世紀末のことであるが、その後は技

術畑出身の哲学者らによって技術の本質について哲学的考察や歴史的考察がなされる。現代の技術の哲学者であるミッチャムはこうした動向を「エンジニア的技術哲学」と呼ぶ¹⁶⁾。

例えば、最初に技術哲学に関する著作を著したカッパは、道具は人間の身体の機能や形状を無意識的に「投影」した人工物であると考え、見方を提示する。例えば、ハンマーは手の打つという機能の延長であり、お椀は手のひらを丸めて掬うという機能の延長であるという具合である。こうして、道具や機械を有機的身体の表現とみなすことで、機械と有機体との連続性を際立たせる見方が生まれる。技術とは人間の意欲に対して物體的形態を与えるすべてのものだとするアイトもそうであるが、総じて、人間精神における「創造」や「発明」のはたらきを重視し、テクネーとテクノロジに決定的な切断面を見いださない傾向を共有する（カッシーラーや、日本の戸坂潤、三木清、三枝博喜らもここに加えてもよいだろう。ただし、彼らは人文系のアカデミズム内で仕事をしている）。

これに対して、第二次世界大戦後には、ミッチャムが「人文学的技術哲学」と呼ぶ流れがはじまる。ヤスパース、ハイデガーらの哲学者、エリユール『技術社会』（一九五四）、マインフォード『機械の神話』（一九六七）といった論者たちによって、技術と社会との関連に対して文明批評的な批判が繰り広げられるようになる。ホルクハイマーの『理性の腐蝕』（一

九四七）もここに加えてよいであろう。例えばヤスパースは、次のように述べている。「機械化のもたらすが、機械的な相互結合や計算可能性、確実性の絶対的優位であるのは明らかである。……人間そのものが目的に適合するよう加工されるべき原料の一つとなる。かつては全体の内実であり、意義であつたものの、すなわち人間が手段となり、人間性の隠蔽が許容されるばかりか促進される。」（一九五〇）¹⁷⁾。ヤスパースやエリユールらに共通するのは、技術社会の進展を機械化、しかも自動機械をモデルに理解するという点である。こうした同時代的動向を念頭に、彼らはそこから選択の自動化、自己拡大、単一化、技術相互の必然的結合といった「技術の自律性」が導きだされ、技術の自立化や「目的の手段への転化」が必然的な傾向として見いだされることになる。技術は、人間性なり、理性なり、それぞれの論者によりかなり多様である原理に対立するものととらえられる。「善き生」の原理は技術の外に置かれるのである。技術哲学は散発的で今日に至るまで一分野を形成するまでには至っておらず、哲学の中でも周辺のなものにとどまっていたと言ってよいが、一九六〇年代末の「科学批判」を通じて、こうした二項対立的な語り方が哲学や人文系の多くの領域においていわば定番となり、今日まで続いているのを見ることができよう。

一九七〇年代の日本において、公害問題、原発問題など、

技術と社会に関する喫緊の問題に対して、人文学からは文明批評的なレベルでの科学技術批判がかなり激しくなされた。

その主流は科学批判、(実証主義批判という意味での) 科学主義批判、近代合理主義批判にあった。そのなかで「人文学的技術哲学」に言及されることもあったが(とくにフランクフルト学派はそうであったように思われる)、技術について、科学とは別個に議論されることはけつして多くなかったように思われる。もちろん、合理主義批判が技術論のなかでも一定の意義を有したことは認められる。また、文明批評的な技術批判に飽き足らず、より技術の実質に触れようとする場合には「エンジニア的技術哲学」(唯物論研究会の技術論論争など)が援用されたりしたことや、人文学以外では、『技術と人間』をはじめ、現場科学者を巻き込んだ議論が展開され、オルターナティブ・テクノロジの運動が輸入されたことなども、特筆すべきことであろう。だが、現在の時点から振り返ってみると、二項対立的な語り方をこえて(あるいは二項対立的な語り方を踏まえてもよいのだが)、技術のなかにまで分け入り、技術の現場に届くような議論が生み出されたとは「概して」^②言いがたい。少なくとも哲学の領域においては、情報技術など特定の技術に関する議論は別として、語り方が更新されてきたとは言いがたい。今回、原発事故に直面して、あらためて科学技術論の歴史をたどり、あらためて海外の議論展開を

参照しなければならないということには、内心忸怩たる思いの人も多いであろう。

三 技術の哲学と現在

技術哲学の更新は、一九八〇年代に北米に始まる。近年はヨーロッパを中心に展開している。STS(科学技術社会論)と重なり合う場面も少なくないが、政治を論じる場合でも、政策論志向が強くない点で違いがある。欧米においても七〇年代までの技術哲学の状況は日本と似たり寄ったりであったが、北米学派ではおよそその共通了解として、二項対立的な技術の本質主義や技術の中立性論、技術決定論の乗り越えを目指す流れが成立した。それを受けてヨーロッパでの展開がなされることになる。まず、今日ではこの動向の古典となった感のあるL・ウイナーの議論を手がかりに、これまでと違った語り口での批判のありかを確認することにしよう。

冒頭で科学者の中立性に触れておいたが、ウイナーが立てる問いは「人工物に政治はあるか」である。^②一見すると、目の前にあるコンピュータやさつき上ってきた階段に善悪が関係し、政治が関わっているなどと考えることは、まったくばかげたことのように思われる。だが、われわれは、原発の設置や高速道路の建設、あるいは軍事技術が政治的なことがら

であることはよく知っている。ウィナーが指摘したいのは、そうした政治性が、原発を設置するかどうか、どこに設置するかといった次元に関わるだけではなくて、人工物そのものやその設計に組み込まれているという点である。すなわち、技術的な人工物も、法律や制度のような人工物と同様に、一般にそれ自身が政治的な重要性を持っている、ないし政治的な性格を内蔵させているというわけである。「われわれが技術と呼ぶものは世界に秩序をつくる方法である。……技術的な装置やシステムは、人間の活動に極めて多様な形で秩序を与える可能性をもっており、いったん導入されると、後にくる選択を強く拘束してしまう傾向をもつ。この意味で、技術は何世代も続く公的秩序の枠組みを確立する立法行為や政治的な土台作りと類似している」²²。

印象的な例としてウィナーが取り上げるのは、ニューヨークのロングアイランド公園に通じる、「モーゼスの橋」と呼ばれる陸橋である。異常なほど低く設置されたその橋はある特別な意味をもっている。一九二〇年代から市の設計に携わったロバート・モーゼスが、公園にバスが入れないように建設したためである。モーゼスは極端な人種差別主義者であり、自動車をもつ裕福な白人層は公園に入れても、バスを使つて移動する黒人や貧困層が入れないようにしたのである。わかりやすい例であるが、しばしば誤解されるように、設計者

が意図的なしかたで人々の行動を操作する、という意味をこころではもっていない。バリアフリー設計がでてきた背景として、それまで日常的で自明なものであった建物や機械の設計に、障害者の社会参加を排除する構造があることが明らかになつたことがある。これは意図的ではない事例に当たると一般に人工物を設計する際には、技術的な条件によつて解が一般的に定まるということではなく、社会的に最適なものが追求されるわけだが、その際、意図的であるか否かを問わず、権力、権威、自由、社会的公正といったことが人工物の構造に深く埋め込まれているというわけである。

ウィナーのこのやや荒削りのテーゼに対して、他の哲学者の言葉を援用しつつ、二つの方向での補足を施しておこう。一つは、人工物と、人工物によつて秩序を与えられる人間、とりわけ身体との関係に関わるものであり、これはマクロなレベルについてのものと言える。いま一つは、人工物と社会の関係に関するものであり、こちらはマクロなレベルに関するものと言える。

まずはミクロなレベルでの補足である。ウィナーがさしあたり取り上げる例は、設計と編成の仕方において柔軟な技術である。段差をもつた建物は、あつて当たり前、建物の構造上必要といった解釈から、「排除」という解釈に変わることで設計を変更し、異なる効果をもたらすことができるもので

あった。ここで補足しておきたいのは、このことの根底にある、近代的な機械装置が人間の身体を支配するものととらえられるか否かである。本質主義の主張では、しばしば、近代技術は一般に自律的で、人間に対してもつばら支配という関係にたつとされる。しかし、人工物と身体、人間の関係を考えてみると必ずしもそうとは言えない。単純な絵筆の使用にしても旋盤の使用にしても、それぞれに見あった身体の動きが必要であり、身体が道具に組み込まれ、ハビトウスが形成される必要がある。コンピュータを利用するCADのような場合でも、似たことがいいうる。このかぎりであらゆる技術は「人間の技術化」を要求する。だが、裏返して言うならば、技術は人間の活動に秩序を与え、身体化された技法として人間に奉仕する。技術は人間の活動空間を拡張し、その能力をエンハンス（増強）するのである。こちらの場面から見ていくと、技術は身体性を完全に支配することではなく、つねになんらかの恣意性とローカルな知が介在すると言いうる。こちらの方は「技術の人間化」と呼びうるであろう。こう考ええると技術の側の一方的な自律も、人間の側の一方的な自律もないことになる。ドイツの現象学者ヴァルデンフェルスの言葉を借りるならば、技術は「純粹な奉仕と支配の間を動く」ような「協同作用」である。²² すでにお気づきであろうが、これはかつて語られた機械と有機体との連続性の問題の現代版

と言いうる。また、逸脱の可能性は別の側面からも主張される。あらゆる器具には物質的な担い手に由来する個性性、個性性があり、また自然物からの抵抗に対して独特の揺らぎのある反応をする。したがって、器具を操る際には、風向や風力が船を一定の方向に向けたたりそらしたりすると同じような偶然性が避けられない。ラプラスの精神が健在だとするのでないかぎり、純粹に操縦可能ということは生じえないのであって、器具を使用する際には、つねに逸脱の可能性とそれに対すると柔軟性とがなければならないのである。

こうして人工物が設計者によって設定されたあるプログラムを体現しているにしても、そこから逸脱した「アンチプログラム」の可能性がたえず潜んでいることになる。こうした逸脱の可能性は技術の新たな意味の生成にとって構成的である。²³ しかし、すべての技術が柔軟というわけではない。ある種の技術にとってはそうした逸脱や柔軟性が許容できないこともある。ウィナーに立ち返るならば、彼がその典型例として挙げるのは、核燃料としてプルトニウムを使用する際には、核ジャックから防御するために、経歴についてのセキュリティチェック、徹底した情報管理等、特別な体制が必要になるといった事態である。ウィナーはそうした技術を「本質的に政治的な技術」と呼ぶが、そこで逸脱を防ぐべく必要なのは権威であり、あるいは強力に中央集権的な管理・監視体制

である。そして、いったんこうしたシステムが現実的なものになると、技術の必要性に社会的秩序が適合されるようになる、というのである。こうした特徴付けは本質主義のものとよく似ているが、これは「技術なるもの」一般が備える「本質」ではなく、それぞれの技術をめぐる社会編成の問題と考えられている点には、注意する必要がある。

さて、次に第二のマクロなレベルでの補足に移ることにしよう。すでにわれわれは、ミクロなレベルを追うなかで、逸脱の可能性を許容しない社会編成というかたちで、マクロなレベルにまで目を向けてきた。しかし、柔軟であるか「本質」的であるかにかかわらず、いかにして政治的なことが人工物の構造に埋め込まれているかが問われなければならない。フーコーは、フーコーは人工物が社会的要因を取り集める仕方を「テクニカル・コード」という概念を用いて説明している。

古典的な例で言えば、生産現場への組立ラインの導入は、脱熟練化や一定テンポでの労働というかたちで、ある種の労働規律を技術的に強制するものであった。しかし、組立ラインは生産性と利益を増大させるため、特定の社会的文脈における技術進歩として現れるだけである。フーコーは次のように言う。「このような体制には、技術者によって純粹に技術的な言語や実践のかたちで表現される多くの社会的要因が組み込まれている。重要な社会的な価値の直接的な反映

と解釈するのがもつともよいと思われるような技術の体制の側面のことを、技術の「テクニカル・コード」とよぶ。テクニカル・コードは、対象が獲得した社会的な意味にしたがつて、厳密に技術的な言葉でその対象を定義する。こうしたコードは、文化それ自身と同じように自明なものと思われているので、ふつうは目に見えないことではない²⁶⁾。技術の体制には、ふつう、こうした社会的な決定が気づかないうちに反映されているというわけである。

「テクニカル・コード」は、まず、個別の技術に対して政治のありかを明らかにしてくれる。原発については、エネルギーの安定供給、エネルギー安保といった直接の政治目的の他、それに伴う形で生じる被爆労働者の不可避性や過疎地域へのリスク配分といった差別構造、が指摘されてきた。こうした直接の政治目的に随伴する政治性の他に、規制に関わるものがある。国会事故調査委員会が出した調査報告書では、地震や津波に頻繁に見舞われる国でありながら、日本における重大事故対策が「国際水準を無視した」ものであったことが強調された²⁷⁾が、規制もまた人工物に組み込まれる、人工物が何であるかを定義する。これは、今日、排気ガス規制をクリアしない自動車²⁸⁾が、どれほど馬力にすぐれていても自動車とは見なされないと同様であるが、これらもいったん組み込まれてしまうと自明なものとなってしまう。さらに、純粹

に「技術的」な決定によるものもある。原発事故後、原子力安全委員長がかつて法廷の場で述べた「割り切る」という言葉が話題となった²⁸⁾。一般に人工物の設計の際には、発生しうる事態を予想し、発生の可能性や深刻度をもとに、設計の段階でいかなる手段を講じるかを決める。すべての要件を完全に満たすことは不可能だから、余裕率や冗長性をみて、どこかで「割り切る」のである。ここには「工学的判断」や「総合的判断」と呼ばれる、不確実性の中で一種の価値判断ないし政治的判断が介在するが、その際に何が「割り切」られて捨象されるかには、政治的ないし社会的な決定が入り込むことになる。こうして、使用の文脈で帰せられるコードも含めるならば、人工物は多重の仕方において政治性を宿しているのである。

さらに、テクニカル・コードは、特定のローカルな経験とだけではなく、近代資本主義といった社会の基礎構造に一貫して見られる特徴と技術とを結びつける。フーコーは、「技術的合理性」という言葉は、技術の文化によって内在化された最も根本的な社会的命法を表すと解釈するのが妥当であろう²⁹⁾と述べる。これも「テクニカル・コード」なのである。この根本的な命法ないしコードは、「本質主義」においては個別の技術ではなく近代技術そのものの「本質」とされ、また、実際に「技術中心的设计」において主導的な理念と見

なされ、技術システムに体现されてこの技術の文化の基礎的な価値に再び力を吹き込む役割をしたりしたともいえるわけだが、フーコーは「コード」の指摘を受けて顧みるならば、他のテクニカル・コードと同様に、やはり「政治的」と呼ばれうるものなのである。こうして技術の政治性論は、近代技術そのものを批判的にとらえる視点を有しうることになる。

これまで、人工物は、それが意識的ないし意図的になされているかどうかは別として、人々が世界を経験し、その存在を組織化する仕方を形作っているのだから、政治性を帯びているのだという主張を軸に、政治性というアスペクトから現在の技術哲学の構えを確認してきた。荒っぽいまとめ方をすれば、その方向性は、「技術」なるものを「本質」として物神化することで、技術批判そのものが物象化された地平で遂行されるという事態を極力回避し、むしろ技術を生活世界的な営みとして分析し、批判を行うことを指向するものだと言つてよい。近代に対する問題意識は、少なくとも北米学派においては健在である。ただし、本質主義のように、高額紙幣で一挙に支払おうとするのではなく、小銭でこまめに支払おうとする姿勢をとっていることは見てとりうる。ただし、これまでのことを見て、政治性ということが事実的な関係の分析に縮減されていると感じるとすれば、それは誤解である。核燃料サイクルに対するウイナーの批判では「自由」の制限

がポイントとなるし、フーバーバーグが「事物の議会」（ラトゥール）という言葉を採用しつつ主張するのは「民主的な合理化」である。分析的記述は批判的、規範的文脈のうちに置かれている。「理に適った不同意」など抵抗権に対するいくつかの留保を付けるならば、彼らの議論は、熟議民主主義とも整合的である。また、「第三の波」と対決させることも必要とあれば可能であろう。だが、この点は確認するにとどめ、本稿ではむしろ、そうした討議のなかで目指される実質的な価値について、技術哲学がどのような方向を出そうとしているかを検討することが、最終節の課題となる。

四 自然という他者

原発事故後、専門家に対する不信感の増大、テクノクラシーへの批判が一時噴出し、科学技術に関する意思決定に市民参加と熟議の導入を求める議論がなされたことは記憶に新しい。もちろん、こうした試みは事故以前からさまざまな形でなされてきていたことは言うまでもない。また、日常に出会う個別の人工物に関しても、共感型デザインのように、設計者がユーザーに配慮するだけでなく、エンドユーザーがデザインの過程に能動的に参加し、デザインされる製品が彼らのニーズに合っているか、使い易さはどうかを確認する助けを

彼ら自身がするようなデザイン手法が唱えられてきている。³¹⁾

ここでの問題は参加という「形式」の問題ではなく、どのようなことを以て「よい」と判断するのかという価値基準に関わる、より実質的な議論である。日常的な人工物ならば、使用者の認知的、身体的なあり方への適合によって「人間中心的」と呼ぶものを基準に据えることができるかもしれない。あるいは、自由を重視する立場からは、正義になつていくことや、民主的であることそれ自体を判断基準とするという主張もあり得よう。だが、大きな技術システムについてはどうであろうか。文化的、生命的、経済的などの価値をアプリーオリな価値の位階秩序によって整理することのできない現在、この問題はどうか考えられるであろうか。その一つの手がかりとして、ここでは自然の位置を考えてみることにしよう。

われわれは震災から議論を始めたが、津波や地震、その他の自然災害についてさえ、われわれが関わり合う文明的に媒介された自然が災害をもたらすことを見ることができる。この意味で災害は人間によって生み出される、人間社会の営みとともに生まれ、大きくなってきたネットワークに生きるため、地域的、技術的（建造物など）破壊は、地域を越えた社会的、経済的、政治的な震動となり、災害の規模を破局的に拡大する。こうしたあり方を見るならば、ジャン・リユック・ナンシーの次のような言い方は説得的に感じられよう。

すなわち、「われわれは自然を変質させたのであり、もはや自然について語ることはできないのだ。われわれは、もはや自然と技術との区別が有効性を持たず、同時に、「この世界」とならんかの「他の世界」との関係もまたは有効性を持たないような、そうした全体性について思考することができるようにならねばならないのである」³³。言うまでもなく、技術化されたシステムが、相互に関連し、相互錯合したシステムであり、「技術」が「自然」の「代補」であるという考えがこの背景にある。だが、技術によって代替され、意味をあたえられるとされる「自然」とはいったいどのようなものだろうか。この点が問題である。前節で、器具の物質的な扱い手や、その器具がはたらきかけ、逆に抵抗を返してくる自然が、一定の他者性を示していることを示唆しておいた。ここにもシステムの内部に回収しきれず、むしろシステムにたえず逸脱をもち込む可能性を持った自然が登場する。こうした自然に対する態度はいったい一通りであろうか。

ここで参考となるのは、技術をめぐるマルクーゼとハーバーマスの議論である。

マルクーゼは、自由が技術の進歩や科学の発達に大きく依存していることに着目する。そこで「科学や技術は、自由になるといふことの手段になるためには、現在の方向と目標を変えなければならない」と主張する³⁴。マルクーゼが考えてい

るのは、科学技術の発展の方向の変換にとどまらない。むしろ、技術的合理性というあり方そのものの変革である。だがそれはいかにしてか。マルクーゼはそれを感性的な意識に求める。「科学や技術は新しい感受性、つまり生の本能の要求と一致するように構築しなおされなければならない」とし、さらに「この解放された意識は、生を保護し満足させる上での物と人との可能性を発見し実現し、この目標を達成するための形式と内容をさまざまに試みることで自由にできるようになり、科学と技術の発展を促進するだろう。技術はそのとき芸術となり、芸術はそのとき現実の形式をつくることになるだろう。想像力と理性、高等能力と下等能力、詩的思考と科学的思考との対立は意味を失うであろう。つまり新しい現実原則の出現である」³⁵と述べている。技術に対する新しい感受性という主張は、一見すると、きわめてロマン主義的なユートピアである。それは、ハイデガーの風車に勝るとも劣らないもののように思われる。

実際、ハーバーマスはそうした点からマルクーゼを批判する。「技術の発展が、目的合理的で結果を統制された行為に、つまり、労働の構造に見あつた論理にしたがうことを明確にとらえれば、人間の自然組織がかわらないかぎり、そして、人間が社会的労働を通じ、労働を代行する手段のたすけをかりて生活を維持しなければならないかぎり、技術を、しかも

現にある技術をすてて、質的にちがった技術を求めうるとはとうてい考えられない。マルクーゼは自然にたいする別種の態度をめざしているが、その態度からは新技術の理念は獲得さるべくもない³⁵⁾。ハーバーマスの態度は本質主義的であり、自然を他の主体として接する「別の態度」は可能かもしれないが、技術そのものは目的合理的な、支配と成功に方向付けられたものであることは変わりようがないのだとする。技術における合理性の尺度は不変なまま維持されるのである。

しかし、ハーバーマスには誤解がある。それは、別の箇所で見られる合理的階層秩序と社会的階層秩序との結びつきを切断することを考えており、「科学の仮説は、その合理的性格を失わないまま、本質的に異なった経験的連関のなかで発展するのである³⁶⁾。その結果、科学は本質的に異なった自然の概念を獲得し、本質的に異なった事実を確立するのである³⁶⁾（傍点は引用者）」としている点である。マルクーゼは、例えばゲーテのように、科学的合理性をロマン主義的なものによって代替しようと考えているのではない。科学の合理的性格を保持しながらも、それを肥大化させることなく、これまでと本質的に異なった連関の中で発展させようとしているのである。具体的にはどういふことか。この点については、マルクーゼの立場を引き受けたフーコーの指摘が的確であろう。

フーコーによれば、ハーバーマスは純粹な抽象レベルでの科学と、社会のなかで具体的に実現化された技術とを取り違えており、その結果、技術を抽象物と定義しているのである。ここで、社会的な現実のなかでは「技術的合理性」は一つのテクニカル・コードであるという前節の議論を思い出す必要がある。「技術的合理性」は人工物に織り込まれる一つの社会的決定なのであって、不変のものではないからである。

さて、フーコーは、技術を人間環境や自然環境に適合させることを通じて裸の機能性を克服しようとする。そこでは、技術を環境、操作する人間の職業的な自己開発、その他の多くの人間的なニーズに適合させることができると考えられている。これとリンクするあたりで、彼は自然をもう一つの主体として扱いうる道があると考えている。引用が重なり恐縮だが、少しだけおつきあい願いたい。「人間が素材を変化させることで、形成された環境をつくり出す際、その素材のよき状態（well-being）に人間が責任を負う場合には、自然はもう一つの主体として扱われる。美、健康、妨げのない発現や成長といった、このよさを定義する価値は、科学的な地位をもたず、普遍的合意の対象にはならないかもしれない。しかし、そのいずれもが、近代の価値ニヒリズムに見られるようなたんなる個人的な好みすぎないものではない。これ

らの価値はわれわれの生きた自然経験の中で生まれ、これまで合理的な反省や批判の対象にされてきた歴史をもつ」とする³⁷⁾。そして、フーバーがここで考えているのは、人工物を具体的に社会的な現実の中でデザインする場面である。すなわち、その際には、自然科学、工学を仲立ちにするとしても、美、健康、妨げのない発現や成長といった素材のよき状態に対して責任を持つことによって、自然に対して支配ではないような関係性を取り結んでいくことが可能であるというのである。

自然という他者が検討される理由は、対自然の関係性の変更が技術に対する態度変更につながり得るからであった。この態度変更から新たな価値基準を得ることで、技術をめぐる熟議に実質性をもった価値基準をもたらしうるとは考えられないだろうか。フーバーの議論は、自然をもう一つの主体と認めることを通じ、自然を技術との区別がもはや有効でないとされる以前の場面に立ち戻って、ある価値的な視座を導入する可能性を示唆している。価値とは言っても、たんなる主観的な価値観の問題にとどまるのではない。それは、人の場合の「尊厳」がそうであるように、自然に固有の価値を認める非主観主義的な価値理論である。それはまたマルクーゼのユートピア主義を現実の土台に据え直すものでもある。

だが、はたしてこれでもって、日常的に出会う人工物のデザインにかぎらない人工物一般について、価値的な基準があたえられるであろうか。フーバーは、マルクーゼの美的実践によりどこを求め、技術的合理性を乗り越える構想力を構想している³⁸⁾。その射程が、庭園や公園、建築物や都市計画にまで及んでいることは疑いのない。それはたしかに大きな態度転換ではあり得るし、また、東北地方の復興が進むなかで「技術的な解決 (technological fix)」が目につくようになった現在、求められることの一つには違いない。だが、些細なデザイン変更では済まない原発を含むより大きな技術システムに対してこの態度変更がいかに価値基準をあたえるかどうか、さらに立入った検討が必要であるように思われる。抽象的な言い方をするならば、より全体的なシステムを考えると、自然が私たちとの関わりにおいてあると同時に、私たちを超えたものでもあるという、この二重性をいかにして技術の哲学に組み込むのが、より明確に議論に組み入れることが、技術による自然の制御不可能性というような議論に答えるうえで、必要不可欠なのである。それは「第三の波」によるポピュリズム批判を受けての、技術の政治哲学的な検討と平行してなされるべき課題であると思われる。本質主義とは別路線で技術哲学を模索するときにも、われわれの前にはまだ課題が山積しているのである。

(なおえ・きよたか／科学哲学・ドイツ哲学)

注

- (1) 長瀧重信「放射線の健康影響を巡る」科学者の社会的責任」平成二十三年八月二十三日 (http://www.kantei.go.jp/saigai/semonka_g14.html)。
 - (2) ザイマン『科学の真実』東辻千枝子訳、吉岡書店、二〇〇六年、八四頁。
 - (3) ジャン・リュック・ナンシー『フクシマの後で』渡名喜庸哲訳、以文社、二〇一二年、一二頁。
 - (4) 同書、七五頁。
 - (5) 轟孝夫「技術と国家——ハイデガー技術論の射程」加藤尚武編『ハイデガーの技術論』理想社、二〇〇三年、八六頁以下。「技術の形成過程に市民の民主的参加が認められたとしても、その結果として出来上がったものは、それがまさに技術である以上存在者を何らかの仕方に対象化することから免れていない。そしてこの対象化自身が、自然を非自然化する性格をもつ以上つまり我々が技術の弊害、破壊性と感じているものは、つきつめればこの自然を「非自然化する」対象化というあり方そのものに由来する以上、彼らの提案は何ら問題の解決をもたらしてはいないのである」。
 - (6) 轟孝夫「テクノロジーとデモクラシー ハイデガー技術論の観点から」『情況 第四期』二〇一三年一一。
 - (7) 前掲論文、一四六頁。
 - (8) この挑発は、エネルギーを、つまりエネルギーそのものとして掘り出され貯蔵されうるようなものを引き渡せという要求を自然にせまる。だが、このことは昔日の風車にも言えないだろうか？ いや、そうは言えない。たしかに風車の羽根は風で回り、
- 風の吹くのに直接身を委ねている。しかし、風車は貯蔵するために気流のエネルギーを開発したりしない。(ハイデッガー「技術への問い」(一九五三年)『技術への問い』関口浩訳、平凡社、二〇〇二年、二二四頁)。
- (9) Kroes, Peter Meijers, Antonie, ed., *The Empirical Turn in the Philosophy of Technology*, JAI, 2000.
 - (10) 金子務「日本における「科学技術」概念の成立」、国際日本文化研究センター『東アジアにおける知的交流——キイ・コンセプトの再検討』(『国際研究集会報告書』第四四集) 二〇一三年。
 - (11) Böhme, G., van den Daele, W., Krohn, W., Die Verwissenschaftlichung von Technologie, in: Böhme et al. *Stamberger Studien I*, Suhrkamp, 1978, S.352.
 - (12) 武谷三男「技術論」『武谷三男著作集 一』勁草書房、一九六八年、一三七頁。
 - (13) Bunge, Mario, "Technology as Applied Science," *Technology and Culture*, 3, 1967, p.329.
 - (14) Vincenti, Walter G., What Engineers Know and How They Know it, 1988.
 - (15) ファーガソン『技術屋(エンジニア)の心眼』藤原良樹・砂田久吉訳、平凡社、一九九五年、五六頁。
 - (16) Mitcham, Carl, *Thinking through Technology: the path between engineering and philosophy*, University of Chicago Press 1994.
 - (17) Ernst Kapp, *Grundlinien einer Philosophie der Technik*, Braunschweig, 1877, Stern-Verlag, 1978°.
 - (18) Max Eyth, *Lebendige Kräfte. Sieben Vorträge aus dem Gebiete der Technik*, 4. Aufl., Berlin 1924.
 - (19) Jaspers, Karl, *Vom Ursprung und Ziel der Geschichte*, R. Piper & Co. Verlag, 1950, S.158. (ヤスパーズ『歴史の起源と目標』(『ヤ

- スペース選集』(九) 重田英世訳、理想社、一九六四年、二二六頁。
- (20) 中岡哲郎氏の一連の労作などは、こうした議論に教えてもよいであろうと思われるので、「概して」としておく。
- (21) Langdon Winner, *Whale and Reactor*, University of Chicago Press, 1986 (ウィナー『鯨と原子炉』吉岡斉・若松征男訳、紀伊國屋書店、二〇〇〇年、四五頁)。
- (22) 同書、五九頁。
- (23) Waldenfelds, B., Reichweide der Technik, in: *Der Stachel des Fremden*, Frankfurt am Main: Suhrkamp (stw), 1991, S.141.
- (24) Latour, B., "Where Are the Missing Masses? The Sociology of a Few Mundane Artifacts", W. E. Bijker and J. Lawed ed., *Shaping Technology/Building Society*, Cambridge, Mass.: MIT Press, 1992.
- (25) 日本の身近な例を引いておく。シャンプードレッサーという洗面台は、どこにでも普通に見いだされる。この開発は一九八〇年代半ばになされたが、背景には消費者の洗面のやり方が「ためおき洗い」から「流水洗い」に変わるに従って、洗面ボールのサイズ拡大のニーズおよび水が跳ね飛ばない洗面ボールへのニーズが生まれ、それに応える形で洗面ボールのサイズは大きくなった。そうすると、人々は洗面台を洗面や歯磨き以外の、小物の洗濯であるとか髪を洗うとかにも利用するようになった。「洗面台」の意味の読み替えが始まったのである。石井淳蔵『マーケティングの神話』岩波現代文庫、二〇〇四年(この事例は、京都工繊大学の入江信一郎氏の指示による)。
- (26) フィンバーグ『技術への問い』直江清隆訳、岩波書店、二〇〇四年、二三八頁。
- (27) 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国会事故調 報告書』徳間書店、二〇一二年。
- (28) 斑目春樹(前原子力安全委員会委員長)、『二〇〇七年浜岡原発・運転差し止め訴訟における証言』
- (29) フィンバーグ、前掲書。
- (30) cf. Verbeek, Peter-Paul, *What things do?*, translated by Robert P. Crease, Pennsylvania State University Press, 2005.
- (31) 例えば、Cardella, M. E., Zolowski, C. B., Oakes, W. (2012) *Developing Human-Centered Design Practice and Perspectives through Service-Learning*, Bailie, P., Riley, E. (ed.) *Engineering and Social Justice*, West Lafayette, Ind.: Purdue University Press.
- (32) ジャン・リユック・ナンヴィー、前掲書、五九頁。
- (33) Marcuse, Herbert, *An Essay on Liberation*, Boston: Beacon Press, 1969, p. 19ff. (マルクゼ『解放論の試み』小野二郎訳、筑摩書房、一九七四年、三三三頁)。
- (34) 同書、三九頁。
- (35) ハーバート・マス『イデオロギーとしての技術と科学』紀伊國屋書店、一九六八年、五三頁以下。
- (36) マルクゼ『一次元的人間』土松敏三・三沢謙一訳、河出書房新社、一九六四年、一八六頁以下。
- (37) フィンバーグ、前掲書、二四三頁。
- (38) Feenberg, Andrew, *Heidegger and Marcuse: the catastrophe and redemption of history*, Routledge, 2005.

〈論文〉

「専門知の民主化／民主政の専門化」モデルと 3・11複合災害後の日本

平川秀幸

はじめに

現代社会において科学技術の専門知（expertise）は、環境・公衆衛生の規制政策、科学技術政策など様々な分野の意思決定に合理性を与える不可欠の資源となっている。他方で専門知は、それを有する専門家とそうでない非専門家を区別する点で、民主的な正統性としばしば対立する。二〇一三年度の社会思想史学会シンポジウム「社会思想としての科学——合理性と正統性」の議論の焦点の一つは、そうした専門知と民主政の相克の問題にあった。社会思想史でも、筆者が専門とする科学技術社会論（STS）でも、もはや古典的でもある

この問題は、二〇一一年三月十一日の東日本大震災（地震・津波）および東京電力福島第一原発事故——3・11複合災害——によって、我々にとって極めてアクチュアルな問いとなった。

シンポジウムでこの問題を主題化するにあたって司会者の小田川大典氏が示したのが、Harry CollinsとRobert Evansによる科学論（またはSTS）の「第三の波」論であった。⁽²⁾ 第一の波は、科学技術に関する意思決定を、関連する科学（自然科学や工学）の専門知を有する専門家の判断に委ねるべきだとするテクノクラシーを標榜し、前提には、科学の専門知の客観性や合理性、確実性、価値中立性を素朴に前提とする実証主義的な科学観がある。時代区分としては一九五〇〜一



九六〇年代に支配的だったものだ。これに対して第二の波は、認識論的には、Thomas Kuhn の『科学革命の構造』（一九六二年）以降の相対主義的な科学論がベースとなっており、一見、客観的・価値中立的に見える科学の知やその受容のされ方にも、利害関心や価値観など社会的な影響が反映しているとする「社会構成主義」に立つ。科学的専門知の排他的な特権性を否定し、意思決定への非専門家の関与・参加、意見や知識・経験の反映など民主的な正統性を重視する。

こうした第二の波に「技術的なポピュリズム」への傾斜を見る Collins らは、第三の波の要諦として、科学技術に関する意思決定には、非専門家の参加範囲を拡大し民主的正統性を追求することでは解決できず、専門家に委ねなければならぬ問題が存在すること、素人の知（あるいは「経験（experience）」）に対する専門知の独自性を強調する。そして第二の波が、科学技術に関する意思決定の民主政治的な「正統性の問い（problem of legitimacy）」を主題とし、いかに非専門家の参加範囲を拡大するかと問うてきたのに対し、第三の波は、意思決定における議論の参加範囲をどの程度まで一般市民に広げるべきなのかという「拡張の問い（problem of extension）」を主題にする。すなわち、可能な限りすべての人が参加すべきなのか（参加者の拡張範囲についての問い）、科学的・技術的に専門的な議論においてどの程度まで非専門

家の関与範囲を広げるべきなのか（参加が求められる／許される議論の範囲の拡張についての問い）に答えを与えることが、Collins らが提案する第三の波のミッシェンである。

以上のような Collins らの「第三の波」論に対しては、第二の波の代表として批判対象とされたSTS 研究者たちから厳しい反論が相次いだ³が、いずれにせよ共通するのは、科学技術の問題に関する統治（ガバナンス）において、テクノクラシー（第一の波）かデモクラシー（第二の波）かの二者択一ではない。両極の間を注意深くいかにナビゲートするかという⁴こと、Sheila Jasanoff の言葉を借りれば「権力と知の間、討議と分析の間の人間のかつ論理的なバランスを達成するために、異質な文脈にある二つの事柄「筆者注：民主政と専門知」をいかに統合するか」という問いである。

本論の目的は、第一に、この「民主政と専門知の統合」のための枠組みとして、「第三の波」論と同時期に登場した「専門知の民主化／民主政の専門化」という専門知と民主政のモデルに注目し、適宜 Collins らの議論と比較しつつ、同モデルの科学的・政治的意味と社会的背景、現在の議論状況を概観することにある。そのうえで第二に、同モデルの観点から、とくに3・11複合災害の前後の日本での専門知と民主政の関係に見出せる問題点について論じてみたい。

一 「専門知の民主化／民主政の専門化」とは何か

「専門知の民主化／民主政の専門化」とはいったいどういうことか。このうち「専門知の民主化」は、Collinsらが「第三の波」論文を発表した前年、二〇〇一年に、欧州委員会のプロディ委員長（当時）のイニシアティブでまとめられた報告書『専門知の民主化と科学の参照システムの確立』⁵⁾で示された概念である。二〇〇三年六月には、同報告書の執筆者 Silvio Funtowicz と Angela Liberatore をゲスト編集者にした専門誌 *Science and Public Policy* (Vol. 30, no. 3, 2003) が、「専門知の民主化／民主政の専門化」を主題にした特集を組んでいる。これらの文献での議論をもとに、この概念の意味するところを「政府（政策決定過程）」と「市民社会」の二つの領域でまとめたのが表1だ。⁶⁾以下、それぞれの場合ごとに「専門知の民主化／民主政の専門化」の意味を説明する。

1 政府における「専門知の民主化／民主政の専門化」

まず政府の側での「専門知の民主化／民主政の専門化」のうち、民主政の専門化が意味するのは、意思決定にあたって、問題に対する情報・理解不足、特定の政治的・経済的利益への配慮、個人的選好など、政策決定者の主観的バイアスまで

表1 「専門知の民主化／民主政の専門化」の概念の見取り図

	政府（政策決定過程）	市民社会（とくに市民社会組織）
専門知の民主化	政策決定過程における専門知利用の正統性の強化 (透明性、答責性、知識ソースの多元性、有効性、アクセス・参加の促進)	知的資源の利用可能性の向上 (情報公開、知識普及、研究資源の開放利用、専門家との協働など)
民主政の専門化	政策決定の専門的基盤の強化	市民社会組織の専門的能力の構築

きるだけ排除し、人文・社会科学も含めた科学的データや論拠を重視すること、その意味でテクノクラシーの「合理性」の要素を強化することである。専門知は、行政機関内部の専門スタッフ（技官など）の専門的判断や、外部の専門家による科学的助言 (scientific advice) を通じて供給される。

しかしながら科学技術に関する意思決定は、そのように政策決定過程の専門的基盤を強化すれば事足りるものではない。そこで利用される専門知には、現代社会においてますます頼りにされるようになっていく一方で、ますますその妥当性をめぐる論争が絶えなくなっているという「専門知のパラドックス」⁷⁾がつきまとっているからだ。現代社会において政策上問題になるの

は、実験室という理想化され統制された環境で行われる通常のアカデミックな研究の対象よりも、はるかに複雑・複合的な現実世界の問題である。複数の分野の協働を必要とするものも多く、不確実性も大きい。また政策課題に関わるということは、社会の様々な集団や組織の利害関係が絡む度合いが高いことを意味する。一見、価値中立的に見える科学的助言の結論は、ある集団にとっては利益に、別の集団にとっては損失につながる。つまり、意思決定するために科学的な助言が必要になればなるほど、当の科学は不確実性と見解の対立、利害や価値観の対立にさらされ、各方面からその正しさや信頼性を厳しく問われるのである。一九九〇年代半ば以降、英国をはじめとする欧州諸国で広がったBSE（牛海綿状脳症）問題や遺伝子組換え作物の安全性論争は、まさに専門知のパラドクスを強く現出させていた。

そのような状況に対処するために欧州委員会報告書が求めたのが「専門知の民主化」である。いうまでもなくそれは、単なる「科学における多数決投票」を意味してはいない。報告書によれば、「専門知が発展し、利用され、伝達される際のデュー・プロセスを保証すること」であり、その実現のために次の七項目の強化行動目標を掲げている。⁵⁾①政策決定のために専門知が開発・選別・利用されるプロセスへの「アクセス」と「透明性」、②市民や代議機関に対する専門知の提

供者及び政策利用者の「答責性 (accountability)」の向上、③市民の必要や要求を満たす政策決定を生み出すために専門知を提供する際の「有効性」、④新しい問題や脅威の特定を助ける「早期警告」と「先見」、⑤「独立性」と「公正さ (integrity)」(利害関係の表明を行うなど)、⑥政策決定や公共的議論に動員される専門知の出自と種類の「多元性」、⑦専門知の「品質」(科学的な卓越性と政策的・社会的重要性)。

ここで、最後の「多元性」と「品質」について敷衍しておく。まず多元性とは、自然科学や工学、医学、歯学、薬学、農学、人文・社会科学など様々な学術研究分野の専門知に加えて、行政職や、工業、農業など個別産業に従事する人々の実践的な専門知、NGO/NPOなど市民社会組織に所属する人々の専門知など、多様な専門知が政策決定に動員されなければならぬことを意味している。専門知のパラドクスが現出する状況では、たとえば政府の委員会に所属する科学者たちが主張することを、その妥当性を多角的に吟味することなしに額面通り受け取るわけにはいかない。認識論的な意味で偏りや誤りがあるかもしれないし、政治的・経済的利害によって判断が歪められているかもしれない。そうした認識論的かつ政治的な疑いについて、様々な観点から問いたただくと、つまり知の多元性を実現し維持することは、知識の「品質」の管理におけるデュー・プロセスとされねばならないの

である。

また、この専門知の「品質」は、単に学術的な卓越性だけでなく、政策的・社会的・経済的なニーズや関心、懸念に込めるものであることも要求される。このため品質管理のプロセスは、特定の専門分野内の専門家同士によるピアレビューに加えて、学術以外の多様な種類の専門知や社会的・倫理的観点からの規範的検討をも含めた「拡大されたピアレビュー (extended peer review)⁽⁶⁾」が必要とされる。政策決定で専門知が開発・選別・利用されるプロセスの透明性や答責性を向上させることや、多様な分野・領域の専門家、政策立案者、事業者、一般市民のコミュニケーションを通じて、政策過程への知的インプットの多元性を高めること。そのようなかたちで品質を確保された知識は「社会的に堅固な知 (socially robust knowledge)⁽¹⁰⁾」とも呼ばれる。

このような意味で「専門知の民主化」は、デュー・プロセスとしての手続的な正統性だけでなく、専門知の品質管理という実質的な正統性の観点からも求められるのである。最初に述べた「民主政の専門化」は、そのようにして得られた「社会的に堅固な知」による政策決定過程の専門化であり、「専門知の民主化」と切り離すことはできない。また Collinsらの議論との比較では、「専門知の民主化」という議論は、一見したところ、専門知に重きを置く「第三の波」論と逆方向

を向いているようにも見えるが、決してそうではない。むしろ専門知のパラドクスの現出により揺らいでいる専門知の信頼性を、パラドクス状況のもとで「社会的に堅固な知」として再確立し、専門化された民主政における政策決定の正統性を再調達することが、この概念の主眼だと見るべきだろう。

2 市民社会における「専門知の民主化／民主政の専門化」

ところで、以上のような政策決定過程における「専門知の民主化」を有効に進めるためには、市民社会の側、とくに NGO/NPO など市民社会組織を中心にした社会主体の専門知を高めること、すなわち市民社会における「民主政の専門化」も不可欠である。なぜなら、政策決定過程やそこでの科学的过程が広く開かれても、市民社会の側に政府の科学的主張や政策内容を吟味したり代替案を提案したりできる能力がなければ、政府の側の「専門知の民主化」も有名無実になってしまふからだ。政策決定過程に参加・関与するための、いわば「科学的市民権 (scientific citizenship)」の構築が求められる。

その一方で、そうした市民社会における「民主政の専門化」を進めるためには、政府や大学など専門機関からの積極的な情報公開・発信に加えて、専門機関が保有する「知的資源」を社会に開放し、市民社会組織や個々の市民が利用できるよ

うにするという意味での「専門知の民主化」が必要である。それなくしては、独自に十分な専門知を備えた人材を持たない大多數の市民社会組織や非専門家の個人は、政策決定への有意義な影響力を行使することはできない。たとえば、大学などが所有する図書資料や研究機材の開放利用、専門的知識やスキルの学習や訓練の機会の提供、市民や市民社会組織の知的ニーズに応える研究・調査の実施、問題解決に向けた市民と専門家の協働を進めることなどが、これにあたる。

具体的な例としては、オランダや米国を起源とする「サイエンスショップ」あるいは「コミュニティ・ベイスト・リサーチ (Community-based Research)」と呼ばれる専門家による市民の知的支援活動がある。¹¹⁾これらは、一言でいえば「市民のための科学相談所」であり、科学や技術、人文・社会科学の専門知が必要な問題について、市民社会組織等からの相談・依頼をもとに調査や研究を行い、依頼者の問題解決や社会活動をサポートする。オランダやデンマークなど欧州諸国の大学では、そうした活動が学部や大学院のカリキュラムに組み込まれ、教員の監督・指導のもとで、学生が主体となって研究・調査を行うところもある。他にも一九七七年にドイツで、ヴィール原発計画反対運動の中から「対抗的専門知 (counter expertise)」の組織化、「専門的批判の組織化」(高木仁三郎)として設立され、現在では環境・エネルギー・持続可能性等

の政策分野で政府機関などに対するコンサルタントや研究調査も行っている非営利独立の「エコ研究所 (Öko-Institut)」のような例もある。

こうした実践は、ローカルで小規模のものも含めて、市民社会での「専門知の民主化／民主政の専門化」を具体化し、ひいては政府の側での「専門知の民主化／民主政の専門化」を求める社会的圧力として機能することが期待される。

二 「専門知の民主化／民主政の専門化」モデルが反映する社会状況と「第二の波」論

以上のような「専門知の民主化／民主政の専門化」のモデルは、専門知と民主政に関する抽象的な理論的考察のみに基づいたものではない。モデルの実践的意義を理解するために、その社会的背景を見てみよう。

1 BSE・GM論争と「信頼の危機」

先に述べたように「専門知の民主化／民主政の専門化」のモデルは、一九九〇年代後半のBSE問題や遺伝子組換え作物の安全性論争に見られた「専門知のパラドクス」という現代の専門知の状況を背景としている。BSE問題では、一九八六年十一月にこの病気が英国で発見された後、人への感染が懸念される中、政府が招集した科学者の委員会(サウスウツ

ド委員会^⑤は一九八九年二月に、感染リスクは非常に低いと結論し、それを根拠に政府は安全宣言を行った。ところがその後、BSE感染牛を食べたことが原因と考えざるをえない人での症例が見つかり、一九九六年三月二十日、政府は人への感染リスクがあることを公式に認めることになった。その結果、政府に対してのみならず、政策の科学的正当性を裏書きする科学者、科学的助言の制度・実践に対しても深い不信感——あるいは科学の不確実性に対する警戒感——が広まり、余波は、同時期に欧州のマーケットに流通し始めた遺伝子組換え（GM）作物の安全性論争にも及んだ。GM作物の開発・販売企業や政府機関、科学者たちは「安全性は科学的に確かめられている」と訴えることで消費者の不安を鎮めようとしたが、すんなりとは受け入れられなかった。「科学的に確かめられている」という主張は、BSEでも為されたものであり、それが絶対確実な安全を保証するものではないこと、科学も誤りうることを、英国民をはじめとする欧州各国の多くの市民が認識していたからだ。後に英国上院科学技術特別委員会の『科学と社会——第三報告書』^⑥は、このような認識や不信の広まりを「信頼の危機」と呼んだ。

信頼の危機の中で問題化されたのは科学の不確実性や、科学的助言の信頼性だけではなかった。一見、価値中立的とみなされる「科学的」問題に付随ないし内在する社会的な価値

前提や利害関係の問題もクローズアップされたのだった。たとえばBSEの病原体である異常プリオンタンパク質が牛の間で広まり、感染が拡大したのは、牛の死骸から作られる肉骨粉を飼料に使っていたからだ。肉骨粉は栄養価が高く、子牛の成長促進や牛乳の栄養価増強に役立つため、広く使われていた。そこにあるのは経済効率を追求する工業的畜産であり、BSE問題は、このような畜産や食のあり方、その背景にある価値観や利害関係の反省をもたらし、GM作物にしても同様だ。上記の上院特別委員会の報告書では次のように述べている。「例えば、GM生物を商業化することによって農業のあり方に生じうる影響は、この分野では大きな関心のある。これは、アグリビジネスと小規模農家、消費者のあいだの権力バランスという政治的問題であり、GM作物が人間の健康や環境に対してもたらす影響に関する科学的問題ではない。けれどもこの問題は、しばしば環境や健康に関する科学的問題に誤って混同され、その結果、公衆の対立的反応は、科学を誤解しているか、単に敵意を抱いているだけだと考えられてしまうのである」^⑦。こうしたGM作物の論争について、一九九五—二〇〇〇年に英国政府の首席科学顧問を務めた生物学者Sir Robert Mayは次のように述べている。「この論争は安全性に関するものではなく、どのような世界に生きたいかという、はるかに大きな問題に関するものである」^⑧。

2 科学技術コミュニケーションの変化

このようなBSEやGM作物をめぐる論争の性格は、STSの第二の波の主張、とくに科学技術コミュニケーションにおける「欠如モデル (deficit model)」に対する批判の有効性を強く示すものであり、様々な事例研究が行われた。欠如モデルとは、「科学技術に人々が不安を覚えたり否定的態度をとったりするのは、彼らが科学技術について無知だからであり、正しい知識を理解させれば、科学技術の受容が進む」とする見方のことである。¹⁹ この国にもありふれており、3・11後の日本で低線量放射線の被曝リスクをめぐる「正しい知識を身につけ、正しく恐れよう」ということが度々主張されてきたのは、その典型だ。

もちろん、知らないがゆえに不安になることは多々あり、欠如モデルが妥当するケースはたくさんある。しかし、その場合も含めて、無知が不安や否定的態度の唯一あるいは最大の原因であるとは限らない。政府や企業、科学者集団に対する不信や不満（関連する意思決定に関与・参加できないことや必要な情報が公開されないことなどに対して）、あるいは人々が問題視しているのが、政府や企業、科学者集団が重視している問題とは異なる事柄であることが、否定的態度の理由であることも多い。たとえば一九九八年から二〇〇〇年に英国、フ

ランス、ドイツ、イタリア、スペインの五ヶ国で行われた「欧州における農業バイオテクノロジーに関する一般市民の認知」という研究調査プロジェクトによれば、フォーカスグループ・インタヴューに参加した一般市民（バイオテクノロジー産業の研究開発と直接的な利害関係のない人々）が表明した懸念は、表2のように政治的・経済的・法的・倫理的な問題群であり、政府や企業、科学者が重視する科学的・技術的詳細に関するものではなかった。¹⁹

こうした専門知のパラドクスの現実の状況に関するSTSの研究調査や、論争に関わった科学者・政策決定者たちの経験から、欠如モデルの一面性・限界が広く認識されるようになり、英国における科学技術コミュニケーションは「欠如から対話へ」と重点を大きくシフトさせた。¹⁸ 欠如モデルが支配的な認識だった以前のコミュニケーションは「公衆の科学技術理解 (Public Understanding of Science: PUS)」と呼ばれていたのに対し、一般市民を含む多様な人々のあいだの対話や、政策等の意思決定への関与・参加を重視するコミュニケーション活動は「科学技術への公共関与 (Public Engagement with Science and Technology: PEST)」とも呼ばれるようになった。前出の上院科学技術特別委員会報告書の第五章「公衆を関与させる (Engaging the public)」では、「今日の公衆は、単に何が起きているかを知りたいだけでなく、意見を聴いてほ

表2 一般市民が遺伝子組換え生物（GMO）に抱く主要な疑問

- ・なぜ GMO が必要なのか？その便益は何か？
- ・GMO の利用で利益を得るのは誰なのか？
- ・GMO の開発は誰がどのように決定したのか？
- ・GM 食品が商業化される前に、なぜ我々はもっと良い情報を与えられなかったのか？
- ・なぜ我々は、GM 製品を買うか買わないかを選ぶもっと効果的な手段を与えられていないのか？
- ・規制当局は GM 開発を進める大企業を効果的に規制するのに十分な権力と能力を持っているのか？
- ・規制当局による管理は有効に運用できるのか？
- ・リスクは真剣に評価されているのか？誰がどのように行っているのか？
- ・長期的な潜在的影響は評価されているのか、それはどのようにしてか？
- ・解消できない不確実性や未知の事柄は、意思決定のなかでどのように考慮されているのか？
- ・予見されていなかった有害な影響が生じた場合の救済策として、どんなプランが立てられているのか？
- ・予見されていなかった被害が生じたときには誰が責任を負うのか、どうやって責任を取るのか？

しいと期待している」と述べ、「新しい対話を求めるモード」を体現する、勃興しつつある対話実践の例として、それまでも多くの STS 研究者が企画・運営や評価・分析に関わってきたコンセンサス会議、市民陪審、討論型世論調査、ステー

クホルダー対話などを紹介している。上院報告書の翌年、二〇〇一年に公表された英国議会科学技術局 (Parliamentary Office for Science and Technology: POST) の報告書『オープン・チャンネル——科学技術における公共的対話』¹⁹⁾を公表し、対話実践の促進を謳った。

こうした方針転換を受けて、公共関与は英国の科学技術政策の柱の一つとなっていく。「科学・イノベーション投資計画二〇〇四—二〇一四」でも、科学技術の急速な発展と、それらの社会に対する影響に関する懸念に取り組むため、市民との対話への組織的な取り組みが推奨された。これを受けて二〇〇七年には、科学技術・イノベーションに関する市民との対話を政府機関が行うのをサポートすることを目的として、Sciencewise Expert Resource Centre が設立され、リサーチカウンシルでも大学や研究機関での実施を推進している。英国以外でも、たとえば欧州連合 (EU) の研究行政を担う欧州委員会研究総局が、科学コミュニティと欧州市民の対話を促進することを目指した「科学と社会」プログラムを二〇〇二年に開始し、このテーマに取り組む多くの STS 研究が助成されてきた。

3 「専門知の民主化／民主政の専門化」モデルのその後

以上のように「専門知の民主化／民主政の専門化」のモデ

ルは、一方では、専門知のパラドクスというテクノクラシー型の統治の限界認識に立ちつつ、デモクラシーに関しては、政府においても市民社会においても専門知の活用や熟議を重視する熟議型民主主義モデルに立つかたちになっている。この点で、Collinsらが「第二の波」の問題点として指摘する技術ポピュリズムへの傾斜への警戒も織り込まれている。

もちろんこのモデルは、あくまで出発点ないし通過点であって、終着点ではない。すでに欧州委員会の報告書公表から十数年経ち、議論はさらに進んでいる。ここでは、「専門知の民主化」と「民主政の専門化」のそれぞれについて、現在の欧州での特徴的な動向にふれておこう。

まず「専門知の民主化」に関わるものでは公共関与の動向が重要である。一方でこの活動は、英国では社会に対する大学の答責性（大学への社会の費用投入に対する）の活動として普及している。かつては「なぜ公共関与が必要なのか」という正当化の問いに答えることが重要だったが、現在は、必要であることは前提であり、問題は「いつ」「誰を対象に」公共関与を行うのかに移っているともいえる²²。高等教育財政カウンスル、リサーチカウンスル、ウェルカム・トラストが共同で二〇〇八年から四年間で九二〇万ポンドを助成したBEACONS for Public Engagementでは、大学の公共関与活動のパイロットケースとなる六拠点および全国調整センター

の活動が支援され、これが全国的な普及を加速した。ブリティッシュ・カウンスルでは、二〇一二年三月に発足した日英産学連携スキーム（RENKEI）という日英の大学間パートナーシップの枠組みで公共関与の推進を掲げている²³。また最近では、公共関与は、「責任ある研究・イノベーション（Responsible Research and Innovation: RRI）」という新しいコンセプトの議論や実践としても展開され、二〇一四年一月からはHORIZON 2020という欧州委員会の研究助成プログラムのもとで推進されている。

その一方で様々な困難も指摘されている。先に述べたように公共関与は、BSE-GM論争を触媒とした「欠如（モデルから対話へ）」のシフトとして広まってきたものだが、欠如モデル的な前提に基づいた対話的实践というものもしばしば行われうる²⁴。つまり、目的はあくまで、たとえば新しいテクノロジに不安や懐疑を抱く一般市民の啓蒙であり、その効果的手段として、対話的・双方向的な手法が用いられるのである。また、対話に対するこのような態度は、対話を特定の目的の実現のための手段として操作的に用いる「道具主義」と見ることもできるが、その現れは他の形でも見いだせる。Stiggeらによれば、公共関与が、科学に関わる諸機関が自らの方針や実践を再考する機会としてではなく、既定の方針に対する信任を得るための手段とされたり、機関にとって都

合のいい意見を収集するための「意見抽出技術」として使われたりすることを指摘している。責任ある研究・イノベーションにしても、何がよい技術かを反省的 (reflexive) に再定義し構想する機会ではなく、目先の経済成長への貢献という目的に資する道具として公共関与が用いられる恐れも指摘されている。²⁶⁾

こうした問題状況をふまえ、STS など社会科学による公共関与の実践について研究したり評価したりするときにも、公共関与の本来の目的である政策や専門知への反省的反映を重視し、より広い社会的・政治的文脈の変化との関係も視野に入れ、個別の実践ではなく多数の実践総体での効果を見ることが必要だと言われている。²⁷⁾

次に「民主政の専門化」については、政府に対する科学的助言の質向上に関する議論が近年盛んになっている。²⁸⁾ 科学的助言の制度には、大別して会議体の助言委員会型と個人の科学顧問 (scientific advisor) 型の二つの形式がある。助言委員会型は、日本で言えば、各省庁内の審議会、原子力規制委員会や食品安全委員会などの規制機関、全般的な科学技術・イノベーション政策では内閣府の総合科学技術会議 (現在、総合科学技術・イノベーション会議)、学術機関では日本学術会議など様々な会議体や組織が担っている。

科学顧問型は、首相や大統領、各省庁の大臣・長官の下に

属する役職である。英国の主席科学顧問 (Chief Scientific Advisors: CSAs) の制度が代表的であり、一九六四年から続いている。元は政府主席科学顧問 (GCSA) のみだったが、信頼の危機の経験を経て、現在は原則、全省庁に置かれている (現在二名)。ニュージーランド、アイルランド、チェコにも同様の役職があり、二〇一二年には欧州連合も設けている。米国にも、科学技術政策局 (OSTP) という助言会議体に加えて大統領科学顧問や科学技術担当大統領補佐官がいる。近年、とくに注目が集まっているのは科学顧問制度であり、同制度を中心に科学的助言制度の見直し、再構築、新設を目指した議論が、英国を初めとする各国レベルに加えて、国際的にはOECDのグローバルサイエンスフォーラムでも進められている。今年八月にはニュージーランドでCSA等世界会議が開かれる予定である。

議論の特徴としては、素朴に実証主義的・テクノロジーテイックな科学助言者像を求めるものではなく、概して、不確実性や価値規範・利害との関わりなど専門知のパラドクスの状況を踏まえたものになっているといえる。

三 日本における専門知と民主政の諸問題 —— 3・11複合災害の前後で

以上、「専門知の民主化／民主政の専門化」モデルの意味

と社会的背景、関連する現在の政策や実践の動向を見てきた。いずれも英国でのBSE・GM論争に伴う「信頼の危機」など、欧州の社会的・政治的文脈やSTSの研究動向に根ざしたもののだが、では、このモデルに照らして日本の専門知と民主政の関係を見れば、どのような特徴や問題点が浮かび上がるだろうか。ここではとくに3・11複合災害の前後を時代区分として概観してみよう。この災厄は、日本での民主政と専門知の関係にとって、顕在的であれ潜在的であれ、英国の信頼の危機以上に大きなインパクトをもたらしていると考えられるからだ。

1 3・11複合災害前の日本の専門知と民主政

3・11複合災害前の日本の専門知と民主政の関係は、「専門知の民主化」と「民主政の専門化」のどちらの側面でも十分だったといわざるをえない。前者の側面では、専門知をめぐる社会とのコミュニケーションは欠如モデルに基づくものが支配的であり、それを体現する「ご理解ください(=受け入れてください)」という常套句は、原子力でも遺伝子組換え作物でも繰り返されてきた。吉野川の可動堰建設の是非をめぐる二〇〇一年一月に行なわれた徳島県徳島市の住民投票では、当時の建設大臣が、建設の是非は工学的問題であり、住民投票を行うことは「民主主義の誤作動だ」と批判したこ

とは有名だ。

この点で専門知と民主政の関係は、Collinsらの分類に例えば、実証主義的な科学観とテクノクラティックな統治観に根ざした「第一の波」的なものだったと言えるが、かといって、専門知が政策決定において真に重視されていたわけでもなかった。むしろ客観性、確実性、価値中立性といった実証主義的な科学イメージが、政府や企業の方針に対する異論を退けるレトリックとして、イデオロギー的に機能していたのが実態であり、そうした偽装状態こそが「第一の波」の時代の実像だったといえるだろう。実際、水俣病をはじめとする数々の公害事件でも、行政や企業が奉ずる「科学的」主張には根拠薄弱な点が少なくなかった。原子力にしても、過酷事故対策が不完全であったことは、福島第一原発の事故で誰の目にも明らかとなった。

BSE問題でも、一九九六年にWHOが肉骨粉禁止勧告をした際に、農林水産省が行政指導による禁止で留めたのに対し、同省農業資材審議会安全性分科会家畜飼料検討委員会では二人の専門家が法律で禁止にするよう主張したにもかかわらず、同省は結論を棚上げにし、結果として二〇〇一年九月に国内初の感染牛が見つかるまで法的禁止にはならなかった。

また欧州連合(EU)が日本も含む世界二三か国を対象に行った国別のBSE発生危険度の評価(BSEステータス評価)で、

「国産牛がBSEに感染している可能性が高いが、確認されていない」と評価されたことに對し、農林水産省は評価の中断を要請し、この評価結果は公開されることがなかった。国内感染牛第一号の発見はそれから五か月後だった。国内発生後、農林水産大臣と厚生労働大臣の私的諮問組織として設けられたBSE問題に関する調査検討委員会では、この評価辞退の理由として「BSE発生リスクがあるという結論が風評被害を引き起こすことを恐れたためではないか」と推測している。³⁰⁾

2 3・11複合災害前の重要な変化とその限界

そうしたなかで、3・11以前にも変化がなかったわけではない。発端となったのは一九九五年から翌年にかけて相次いだ事故や事件だ。阪神淡路大震災（一月十七日）、地下鉄サリン事件（三月二十日）、高速増殖炉もんじゅナトリウム漏洩火災事故（十二月八日）、薬害エイズ裁判（九六年二月十六日に菅直人厚生大臣が原告団に謝罪、三月二十九日に和解成立）、北海道豊浜トンネル岩盤崩落事故（九六年二月十日）は、いずれも科学技術や専門家に対する社会の信頼を大きく揺さぶり、メディアには「安全神話の崩壊」という文字が幾度も踊った。原子力分野では、その後も九七年の東海村再処理工場の火災事故、死者二人を出した九九年のJCO臨界事故が続いた。

このような状況の中、まず原子力分野では、社会との関係において、当時の科学技術庁と通商産業省が合同で「原子力政策に関する国民的合意形成を目指して」（一九九六年三月十五日）を発表し、翌月からは原子力委員会が、反対派も含めた幅広い参加を求め、多様な意見を今後の原子力政策に反映させることを目的に「原子力政策円卓会議」を発足させた。安全規制の面では、原子力安全委員会の『原子力安全白書・平成十二年版』で、「原子力は絶対安全とは言えない」と初めて明言されたのに引き続き、二〇〇四年の『原子力安全白書・平成十五年版』では、「原子力利用に伴う潜在的危険性（リスク）」について正面から論じた。二〇〇一年の中央省庁再編を機に経済産業省に「原子力安全・保安院」が設立されたのに加え、原子力事業者に対して直接規制を行う経済産業省など規制行政庁に對し、それらの規制活動の監視・監査を行う内閣府の原子力安全委員会の「ダブルチェック機能」も強化された。

食品安全や一般的な科学技術政策の分野でも変化はあった。食品安全では、二〇〇二年四月に公表された前出のBSE問題に関する調査検討委員会の報告書の提言をもとに、「リスクアナリシス」の方法論が導入され、リスク評価（科学）のリスク管理（政策決定・実施）からの政治的独立性と専門的基盤の強化（「民主政の専門化」と、リスク評価からリスク管

理の全過程における社会とのリスクコミュニケーションの促進（＝専門知の民主化）を進めるために、二〇〇三年七月に食品安全基本法が施行、リスク評価機関としての食品安全委員会が発足した。

科学技術政策全般では、一九九九年七月の世界科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言）で「社会における、社会のための科学」という新しい科学の社会的責任に関する理念が打ち出されたのを受けて、第二期科学技術基本計画（二〇〇一―二〇〇五年度）で「社会のための、社会の中の科学技術」というコンセプトが掲げられた。³¹⁾「科学技術と社会」という特集を組んだ〇四年の文部科学省『科学技術白書』では、九八年に英国で信頼の危機を背景に始まった公共関与の実践の一つ、「サイエンスカフェ」が紹介された。これをきっかけに日本でも急速に普及し、現在では全国で年間一〇〇〇件以上開催されるまでになっている。

同白書では、「政府、科学者コミュニティ、企業、地域社会、国民等のそれぞれの主体間の対話と意思疎通を前提として、各主体から能動的に発せられる意思を政策形成等の議論の中に受け入れられる」ような「科学技術ガバナンス」を確立する必要性を指摘するなど、「専門知の民主化」的な政策理念も提示された。実際の政策では、それまでの啓蒙的な「科学

技術理解増進」——英国のPUSに相当——に加えて、専門家と非専門家の双方向的な対話を重視した科学コミュニケーションが推進されるようになり、大学での担い手育成プログラムに対する助成が二〇〇五年から行われた。また第三期科学技術基本計画（二〇〇六―二〇一〇年度）では、科学技術政策や研究開発の計画策定における国民参加の促進が盛り込まれた。STS関連の研究でも、参加の方法論として、熟議民主主義論をベースにした参加型テクノロジーアセスメント（TA³²⁾）の社会実験や、ステークホルダーと専門家の協働による調査研究・技術開発が、たとえば（独）科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センターの研究助成によって進められた。参加型TAでは、遺伝子組換え作物を対象として農林水産省（二〇〇〇年）や北海道（二〇〇六年）が開催し、政策立案で参照された例もある。

このように3・11前にも「専門知の民主化／民主政の専門化」の観点から見て重要な変化は日本でも起きており、とくにコミュニケーションに関連する施策、研究、実践はある程度、欧州の動向と同時代性があつたともいえる。しかし、この変化はかなり限定的なものだった。

とくに原子力は、3・11で露呈したように、いくら一〇〇〇年に一度規模の津波とはいえ、水没によって全電源喪失事故につながるような構造上の欠陥が長年放置されていたこと

など、安全規制に大きな穴があった。円卓会議以外にも、原子力に関する様々なコミュニケーションの研究や社会実験が助成され促進されたが、ほとんどは欠如モデルを前提に、原子力に対する市民（立地地域の住民、あるいは他の一般市民）の不安の払拭や理解向上・支持向上を目指したいわゆる PA (PA = Public Acceptance = 社会的受容) 活動だった。市民と原子力関係者（事業者、研究者など）の相互理解と信頼醸成、それらを通じての原子力事業現場の安全向上を目指すなど、従来の PA の域を超えた活動も少数ながらあったが、政府の原子力政策に影響を与えうるようなものはなかった。もちろん、政策変更の有無をもってコミュニケーション活動の成否や意義が判断されるわけではない。市民参加型の討議や意見公募（パブリックコメント）などいわゆる「パブリックコンサルテーション」が、政策決定のデュー・プロセスとして、意見反映に関する政策決定者の答責性まで含めてどの程度まで制度化されているのかという手続的な正統性の観点が重要なのだが、そのように制度化されたコミュニケーション活動は、行政手続法が一般に定めるパブリックコメント制度を除けば存在していなかったし、3・11後の今も存在していない。

原子力以外の領域でも変化の限界は顕著だ。二〇〇〇年代半ばから推進された科学コミュニケーションの実践の多くは、九〇年代に理科離れ対策や原子力 PA を目的に始まった科学

技術理解増進活動の延長にあり、政策形成への関わりは意図されていなかった。サイエンスカフェも啓蒙的・教育的な関心が主流であり、英国のような公共関与としての関心は周辺的である。³³ 参加型 TA にしても、九〇年代末以降、3・11までも二〇件以上実施されていたが、上述のように一部を除いてほとんどは社会実験に留まり、制度化は為されなかった。³⁴

3 3・11複合災害後の状況における困難さ

こうした状況は3・11複合災害の後でも、それほど変わらない。

まず「専門知の民主化」の面では、3・11後の社会的激震の中心である原子力・エネルギー政策で、野田民主党政権のもと、内閣官房国家戦略室が二〇一二年八月に、パブリックコメントや意見聴取会に討論型世論調査も加えた「エネルギー・環境の選択肢に関する国民的議論」を開いた。この議論の結論は、「二〇三〇年代に原発ゼロを目指す」というかたちで革新的エネルギー・環境戦略（二〇一二年九月十四日、国家戦略室エネルギー・環境会議）にはまとめられ、当初はこれがそのまま閣議決定されると見込まれていたが、結局、閣議決定でこの戦略は付属文書扱いされ、決定には反映されなかった。

いうまでもなくこの結果は、二〇三〇年代の脱原発を支持

した議論参加者のマジョリティにとつては受け入れがたいものだったが、ここで問題としたいのは、先にも述べた意思決定のデュー・プロセスの確立と履行という面での不備である。この国民的議論は、当初、国家戦略室エネルギー・環境会議が二〇一一年十二月に定めた基本方針「エネルギー・環境戦略に関する選択肢の提示に向けて」で、新しいエネルギー・環境戦略は国民的議論を経て策定することによって開催されたものだったが、結論を具体的にどのような手続きで政策決定に接続するのかまでは予め定められてはいなかった。実際、国家戦略室は原発ゼロが多数派となった結果を受けてから、この結果の解釈など政策決定への接続を検討する「国民的議論に関する検証会合」を急遽設置するなど、アド・ホックな対応が目立った。そもそも討論型世論調査の実施が最終的に決まったのは開催の一ヶ月強前であり、拙速さが否めない。本来は、このような参加型の会議を開くならば、一年から一年半はかけて、世論調査の設問や会議資料の作成、会議で説明・質疑応答にあたる専門家の選定などの準備を行い、科学面・政治面でのバイアスの排除に努めなければならないのだが、こうした準備プロセスが大幅に短絡されたのだった。⁽³⁵⁾そして、国民的議論終了後も、今後、同様のパブリックコンサルテーションを行うための制度化は何もなされないまま二〇一二年末の政権交代を迎えてしまう。その結果、一時期は国

家戦略室の国民的議論のウェブサイトそのものが関連文書ごと削除されるなど、パブリックコンサルテーションの意義そのものが事実上無視・否定されたのは、手続き的な正統性の観点からは大幅な後退と言わざるをえない。⁽³⁶⁾

同様の限界は、参加型を含むTAの制度化にもあった。TAの制度化は、一九七二年に米国連邦議会に技術評価局(OTA)が設立されたことに始まり、八〇年代には欧州諸国の議会にも普及した。日本では一九七〇年代と九〇年代に超党派の議員たちによって制度化のための法案作成の動きがあったものの消滅してしまった経緯がある。その後、二〇〇〇年代後半に研究者グループによって制度化に向けた研究が行われるようになり、3・11後に策定・実施された第四期科学技術基本計画でも制度化を目指した検討が謳われていたのだが、結局、実行されることなく、今に至っている。二〇一六年度から始まる第五期基本計画では、策定の中心主体が従来の文部科学省から内閣府総合科学技術・イノベーション会議に移ったこと、全般的にますますイノベーションの経済的成果が科学技術政策に求められるようになっていくこと、そして市民参加等には消極的な現政権の政治傾向も相まって、TAや他のコミュニケーションに関する施策は従来から大幅に後退する可能性が高い。⁽³⁸⁾

他方、「民主政の専門化」の観点では、3・11後、原子力

規制委員会が独立性の高い三条委員会として発足したが、これも様々な困難を抱えている。一つは独立性が脅かされつつあるという問題である。安倍政権は、島崎邦彦委員長代理と大島賢三委員が九月に任期満了で退任するのに代えて、元・日本原子力学会会長の田中知東京大大学院教授と石渡明東北大教授を当てることを今年五月末に提案し、この人事は、六月十、十一日に野党全七党が反対するなか、衆参両院で承認された。島崎氏は、日本原子力発電敦賀2号機（福井県）直下の活断層認定など、原発の早期再稼働を求める事業者には厳しい審査を行ってきたことから、与党内や電力会社、経済界には交代を求める声が強かったと伝えられている²⁹。もしも政権が、そのような声を反映して、早期再稼働のために人事案を提出し、国会でも与党が賛成したのならば、規制委の独立性にとって由々しき事態である。また田中氏については、東京電力の関連財団他から寄付を受けていたことが判明しており、人事に関して規制委発足時に民主党政権が定めたガイドラインに抵触する疑いも指摘されたが、石原伸晃環境大臣は同ガイドラインを踏襲しない方針を表明、さらに田中俊一規制委員長も六月十一日の定例会見で「そのことで人の考え方や人格が変わるとは思わない」と答えている。前者も大いに問題があるが、利益相反の問題を単なる個人の人格問題に縮減している後者の発言は、利益相反の原則論からすればあ

まりにナイーブで許容すべきでない。

4 「科学」の背後に隠れる政治

もう一つ、原子力規制委員会に関して重大なのは、専門的判断と政策判断との間の責任分担が不明確で、「科学」の背後に「政治」が隠れてしまう問題だ。原子力規制に限らず、一般にリスクに関する意思決定には二つの領域がある。一つは、有害事象とその発生確率などリスクの性質や、安全基準、規制措置の技術的有効性について科学的・工学的に評価する専門的判断の領域（リスク評価）であり、もう一つは、専門的判断に加えて、規制の社会経済的影響、リスク管理の技術的実効性や費用対効果、リスクを受忍する対価として得られる便益との釣り合い、倫理的な考慮などを総合し、リスクの受忍の可否を判断する政策判断の領域（リスク管理）である。いうまでもなく前者は専門家の責任、後者は政策決定者の責任であり、両者の区別をあいまいにすることはできない。

しかし、えてして起こるのは、政策決定者が、あたかも専門的判断の結果だけで政策が決定されるかのように振るまい、自分たちが負うべき決定責任を専門家たちに転嫁してしまうことだ。実際、二〇〇〇年代半ばにBSE問題で米国产牛肉のリスクが問題になった際に、リスク評価に携わった科学者たちが、この可能性を警戒し、リスク評価の報告書で懸念を

次のように表明したことがあった。「リスク評価機関は、人の健康に及ぼす影響を科学的に評価するものであり、リスク管理機関は、その評価結果を踏まえて総合判断して管理措置を決定するものであって、評価機関に責任を転嫁してはならない。従って、リスク管理機関は管理措置について国民に対する独自の説明責任を持つものである」⁴⁰。

同じことは原子力規制についても懸念され、実際、田中俊一規制委員長は今年二月十二日の定例会見で、再稼働するかどうかは、社会、国民、政治の判断であり、規制委は関与しないとの考えを示して牽制している。これに対し安倍政権は、四月十一日に閣議決定されたエネルギー基本計画で「原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」として、決定責任が規制委にあるかのような表現をしている。

このように政治が科学——正確にはその実証主義的虚像——の背後に隠れてしまう傾向は、「科学による民主的プロセスのショートカット」という形態で、原発事故被災者の避難・除染問題でも見ることができる。先に述べたようにリスクの受忍の可否は、科学だけでは決まらず、さまざまな社会的・規範的考慮を加えた総合判断である。それは判断主体が個人の場合にも成り立つ。どういうリスクをどこまで受け入

れるのか、どのリスクを拒否するのか——たとえば何シーベルトなら帰還するか／避難するか——は、根本的には生活の質の問題であり、何を守るために何を犠牲にするかの価値選択の問題である。このため避難や除染による放射線防護や補償の問題は、科学は判断材料の一部を提供するとはいえ、それだけで一律に物事は決められないし、決めてはならない。それは個人の自己決定の問題であり、集合的には民主的な意思決定の対象である。放射線防護のガイドラインを勧告する国際放射線防護委員会（ICRP）でも、この点は認識されており、被災住民などステークホルダーの意思決定への参加が推奨されている。3・11後、二〇一二年六月に議員立法で制定された日本の子ども・被災者支援法でも、放射線の健康影響に関する科学的な不確実性を主な理由として、被災者の自己決定の尊重や、施策決定にあつたの被災者の意見反映措置の実施を求めている。しかし現実には、これら民主政の要求は蔑ろにされ、避難・帰還・補償等の基準として専門家の科学的判断が一律に適用されることが繰り返されている。その背後には、補償・賠償に関する被災者との交渉を科学の名のもとに回避し、できるだけ費用を縮小したい東京電力や国の意図が疑われる。

最後にもう一つ、原子力に限らない3・11以降の「民主政の専門化」に関連する動きで注目しておく必要があるのは、

「科学技術顧問」制度の導入検討である。^① 原発事故直後の混乱の経験もあって、イノベーショ^②ン推進と原発事故など緊急時対応の両面において、首相や大臣等に助言したり、国民向けに科学的見解を一元的に発信したりすることが期待されている。モデルとなつているのは英国の科学顧問制度だが、これもまた、上述のような専門的判断と政策判断の区別・関係についての理解や、専門知の民主化と連動した民主政の専門化のあり方に則したのではなく、古典的な実証主義的科学観・科学者像に基づいたものに留まつてしまっておそれがある日本に限ったことではないだろうが、しばしば科学者には「慣習や利害関係を超えて中立公正を貫く人たち」という像が求められ、たとえばノーベル賞受賞者に教育問題も含めて様々な問題で見識を示すことが期待される。しかし、そうした知的かつ道徳的ヒーローとしての科学者像は、専門知のパラドクスが示すような科学に内在する不確実性や価値前提、利害関係の問題を覆い隠すことにつながりやすい。科学者の個人的価値判断にすぎないことが、「科学」の名のもとに一般的に正しいこととされ、ちやうど政治が科学的判断に介入するのは逆向きに、科学が政策判断や個人の価値選択の問題に領域侵犯すること、社会の側も自ら判断を科学に明け渡してしまうことも起こりかねない。^③

おわりに——市民社会から見た日本の専門知と民主政の行方

先に 3・11 複合災害は、日本での民主政と専門知の関係にとつて、顕在的であれ潜在的であれ、英国の信頼の危機以上に大きなインパクトをもたらしていると考えられると述べた。しかし、これまでの動きを見る限りは、理念型としての「専門知の民主化／民主政の専門化」モデルからの距離は広がり、ともすれば実証主義的偽装としての「第一の波」の様相がいつそう強まることに懸念される。前節で述べたような政治が科学の背後に隠されるような事態は、いずれもテクノクラシーによるデモクラシーの代替という古典的傾向のバリエーションだが、3・11 後の日本版信頼の危機と呼べる状況の中で、いつそうの警戒が必要だろう。

本稿を締めくくるにあたって、日本の市民社会における「専門知の民主化／民主政の専門化」の状況について簡単に述べておこう。この点でとくに注目すべきは、3・11 後に東日本を中心に展開された市民の放射能測定や除染活動、避難者支援（とくに自主避難）の活動とそのネットワーク化だろう。放射能測定については、事故直後から、すでにチェルノブイリ事故後に結成されていた放射線災害警報ネットワーク（R・D・N）が独自測定を開始し、結果を Google Map 上に集約・

表示していった。その後も線量計を購入して生活環境の放射線量を測定する個人が続々と増え、二〇一一年七月以降は、福島市を皮切りに、食品等の汚染を調べる市民放射能測定室が各地に設けられた。国や自治体による測定データも有志の市民や研究者によってインターネット上に集約・可視化された。TwitterやFacebookなどSNS上でも、様々な科学的情報が市民や研究者から発信されたほか、有志の市民・団体・研究者からなる「放射線防護に関する市民科学者国際会議」のように、組織的に放射線防護に関する知を、政府や国際機関が発信する公式見解的な専門情報に批判的な対抗的専門知としてまとめ発信する活動も現れた。子どもの健康を守るために活動する母親たちの情報交換の媒体として、有志の編集者・フリージャーナリストが情報誌の発行を始めた例もある⁽⁴⁵⁾。また、こうした市民社会側の活動を支える社会的・技術的環境として、線量計の普及、SNSを初めとするインターネット環境、また「専門知の民主化」(知的資源の開放利用)という点では、各大学の図書館の学術成果公開リポジトリや、国立情報学研究所の論文検索システムCiNii Articleなどのシステムが存在していたことは非常に重要だったと考えられる。こうした市民社会の活動の中で生成・集積・共有された情報には、少なくとも国や国際機関の公式の科学的情報から見れば不正確なもの、誤ったものも多い。しかし、放射線に関

する専門知や情報環境の利用、文書編集や資金調達、組織運営等の専門知の發揮、それらを通じてのネットワークやコミュニティの形成、政府・自治体・企業(東京電力)に対する交渉力の構築など、市民社会における「専門知の民主化／民主政の専門化」の諸活動には、科学的市民権の確立という点で極めて重要な意味があるだろう。思想的には、チエルノブイリ事故後のウクライナ市民の生を追う中で構想されたAdriana Petrynaの「生物学的市民権(biological citizenship)」⁽⁴⁶⁾の議論を想起させるものでもあり、STSのみならず政治学や社会学研究にとっても、学術的かつ社会的に大きな価値をもつはずだ。

すでに為されているそうした研究の成果の共有も含めて、社会思想史学会の研究者諸氏とSTS研究者との共同が今後進むことを願いたい。

(ひらかわ・ひでゆき／科学技術社会論)

注

- (1) 科学技術政策とは、科学技術の研究開発や成果利用の計画・推進・規制に関わる政策の総体であり、小林によれば、政府が科学技術政策に取り組む目的には、①政府の援助が必要な科学技術活動の支援、②公共的ニーズのための科学技術活動の推進、③公共的観点からの科学技術活動に対する規制・統制・誘導、④科学技術活動の悪影響からの国民の保護および科学技術活動

- くの国民の参画などがある。小林信一「科学技術政策とは何か」調査報告書『科学技術政策の国際的な動向』国会図書館 二〇一一年：7-34⁸
- (2) H. M. Collins & R. Evans, "The third wave of science studies: Studies of expertise and experience", *Social Studies of Science*, Vol. 32, No. 2, 2002: 235-296.
- (3) たことば Jasanoff は Collins の議論は「第二の波」への批判的研究群にこころの見当違いの特徴付けや、公共的領域における専門知の基礎についての誤った概念化、現代の民主的社会における市民参加の目的についての誤解に基づいてつくられたかなり辛辣な批判を寄せつた⁹。S. Jasanoff, "Breaking the waves in science studies: comment on H. M. Collins and Robert Evans, 'The Third Wave of Science Studies'", *Social Studies of Science*, Vol. 33, No. 3, 2003: 389-400.
- (4) Jasanoff, *ibid.*
- (5) European Commission, "Democratising Expertise and Establishing Scientific Reference Systems," Report of the Working Group in area 1 of the White Paper on Governance, May 2001.
- (6) 平川秀幸「科学技術のガバナンス——その公共的討議の歴史と『専門知の民主化／民主制の専門化』」山崎直司・押村高編『トクマス公共学』日本経済評論社 2010: 201-219¹⁰
- (7) European Commission, *op cit*: 2.
- (8) *ibid.* 4-25.
- (9) S. O. Funtowicz and J. R. Ravetz, *Uncertainty and Quality in Science for Policy*, Dordrecht: Kluwer Academic Press, 1990; European Commission, *op cit*: 15, 17, 22-23.
- (10) H. Nowotny, "Democratising Expertise and Socially Robust Knowledge", *Science and Public Policy*, Vol. 30, n3, 1 June 2003: 151-156; European Commission, *op cit*: 22.
- (11) 平川秀幸「サイエンスショップ——市民社会をエンパワーする専門性」新田孝彦・蔵田伸雄・石原孝二編『科学技術倫理を学ぶ人のために』世界思想社 二〇〇一年：223-238¹¹
- (12) House of Lords Select Committee on Science and Technology, *Science and Society: Third Report*, UK House of Lords, 2000.
- (13) *ibid.*
- (14) Sir Robert May, "Genetically Modified Foods, Facts, Worries, Policies and Public Confidence", UK Office of Science and Technology (OST), February, 1999. 上の言葉は上院報告書で、前の引用文のすぐ後で用いられている¹²。http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.berr.gov.uk/dt/us/science/page15579.html (二〇一四年六月二十九日閲覧)
- (15) E. Millstone and P. van Zwanenberg, *BSE, Risk, Science, and Governance*, Oxford University Press, 2005; C. Marris et al. *Final Report of the PABE research project*, 'Public Perceptions of Agricultural Biotechnologies in Europe' (PABE), funded by the Commission of European Communities, Contract number: FAIR CT98-3844 (DG12 - SSMD), 2001; L. Lewidow, S. Carr and D. Weid, "EU Level Report", in: *Safety Regulation of Transgenic Crops: Completing the Internal Market? A Study on the Implementation of Directive 90/220*, Centre for Technology Strategy, Faculty of Technology, The Open University, Milton Keynes, 1999.
- (16) B. Wynne, "Knowledge in context," *Science, Technology, & Human Values* 16: 111-121; A. Irwin and B. Wynne (eds), *Misunderstanding Science? The Public Reconstruction of Science*

- and Technology*," Cambridge: Cambridge University Press, 1996.
- (17) C. Marris et al., op cit.
- (18) 上院科学技術特別委員会の報告作成では、科学技術コミュニケーション論の専門家である John Durant (ロンドン大学インペリアル・カレッジ教授)に加えて、欠如モデル批判の先駆であるSTS研究者の一人、Brian Wynne (シンカスター大学教授)が招聘され、他にも証言者として多くのSTSの研究者が関わっていた。
- (19) Parliamentary Office of Science and Technology. *Open Channels: Public Dialogue in Science and Technology* (POST), Parliamentary Office of Science and Technology (POST), House of Commons, United Kingdom, 2001.
- (20) Sciencewise ERC (<http://www.sciencewise-erc.org.uk/>): 吉澤剛・山内保典・東島仁・中川智絵「科学と社会をつなぐ組織の社会的定着に向けて——英国からの教訓」『科学技術コミュニケーション』第九号、二〇一一年：93-106 (<http://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/handle/2115/45784>)も参照。
- (21) <http://www.rcuk.ac.uk/pe/> (二〇一四年六月二十九日閲覧)
- (22) J. Stilgoe, S. J. Lock and J. Wilson. "Why should we promote public engagement with science?" *Public Understanding of Science*, 2014, Vol. 23 (1): 4-15; A. Mohr, S. Raman, B. Gibbs. "Which publics? When? Exploring the policy potential of involving different publics in dialogue around science and technology," Sciencewise-ERC, 2013.
- (23) <http://www.britishecouncil.jp/programmes/higher-education/university-industry-partnership/renkei> (二〇一四年六月二十九日閲覧)
- (24) J. Stilgoe et al., op cit; A. Irwin. "Risk, Science and Public Communication: third-order thinking about scientific culture," M. Bucchi & B. Trench (eds.) *Handbook of Public Communication of Science and Technology*, London & New York: Routledge, 2008: 199-212.
- (25) J. Stilgoe et al., op cit.
- (26) R. Owen, P. Macnaghen and J. Stilgoe. "Responsible research and innovation: From science in society to science for society, with society," *Science and Public Policy*, 39, 2012: 751-760.
- (27) J. Stilgoe et al., op cit.
- (28) R. Doubleday and J. Wilson (eds.) *Future Directions for Scientific Advice in Whitehall*, CSaP/Alliance for Useful Evidence, 2013.
- (29) BのE問題に関する調査検討委員会『BのE問題に関する調査検討委員会報告』農林水産省・厚生労働省、二〇一二年四月二日。
- (30) *ibid.*
- (31) 科学技術基本計画は一九九五年に成立した科学技術基本法に基づき一九九六年から五年ごとに策定しながら実施されている。
- (32) 科学技術の社会的影響評価を一般市民やステークホルダーが行う活動。元々はデンマーク議会付属の技術委員会 (Danish Board Technology: DBT) が八〇年代後半に始め、その後欧米各国や東アジアでは日本・韓国・台湾に広まった。コンセンサス会議が最も有名な手法である。
- (33) 平川秀幸「3・11以降の科学技術コミュニケーションの課題——日本版『信頼の危機』とその応答」菊池誠他著『もうダメじゃないための「科学」講義』光文社新書、二〇一一年：151-209
- (34) 参加型TAの実施状況については筆者が代表で行った研究プロジェクトで作成した「参加型手法と実践事例のデータベースで

こなび」を参照。http://decois.net/navi/ (二〇一四年六月二十九日閲覧)

- (35) エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査・第三者検証委員会『「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査」検証報告書』二〇一二年八月十三日。討論型世論調査開催に先立っては、二〇一二年六月二十九日に、筆者も含む研究者有志が、拙速な開催を批判する意見書『革新的エネルギー・環境戦略の策定に向けた国民的議論の推進事業』の問題点について』を資源エネルギー庁に記者会見を経て提出している。http://matsururab.org/dp-opinion-archive/index.html (二〇一四年六月二十九日閲覧)

- (36) 国民的議論の実施経緯や結果をまとめたウェブサイトは現在では復活している。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/policy09/sentakushi/index.html (二〇一四年六月二十九日閲覧)

- (37) JST 社会技術研究開発センター「科学技術と人間」研究開発領域「科学技術と社会の相互作用」研究開発プログラム「先進技術の社会影響評価(テクノロジアセスメント)手法の開発と社会への定着(I2TA)」研究開発プロジェクト(代表:城山英明・東京大学法学部、平成十九〜二十二年度)。

- (38) 科学コミュニケーションでは3・11後二〇一二年に『伝える』(理解増進中心)から『つくる』(対話・協働など公共関与重視)へをスローガンとして「科学コミュニケーションセンター」が新設され、筆者も含めたSTS研究者も調査研究フェローとして運営に関わっているが、活動内容・方針は未だ流動的である。

- (39) 毎日新聞「社説:原子力規制委 中立公正さ損なう人事」二〇一四年六月十一日〇二時三〇分 http://mainichi.jp/opinion/

news/20140611k0000m070142000c.html (二〇一四年六月二十九日閲覧)

- (40) 内閣府食品安全委員会『米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性』に係る食品健康影響評価について』内閣府食品安全委員会、二〇一五年十二月八日。

- (41) 科学技術顧問制度の議論は二〇一一年に民主党政権の新成長戦略の一環として「科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会」がまとめた報告書に始まり、現在の安倍政権に引き継がれている。

- (42) 平川秀幸「科学的助言のパラダイム・シフト―責任あるイノベーション、ポスト・ノーマルサイエンス、エコシステム」『科学』二〇一四年二月号 (Vol. 84 No. 2): 195-201。

- (43) 笠木伸英「福島原発事故から学ぶ科学者の責任と役割」『エネルギー・資源』33(2)、2012: 95-100。笠木は、日本版の信頼の危機ともいえる3・11後の科学者不信の広がりに対して、新たに科学者の行動規範を定めることで、ここに引用したような科学者像に寄せられた社会の信頼の回復を果たすことを求めている。

- (44) 尾内隆之・調麻佐志(編)『科学者に委ねてはいけないこと―科学から「生」をとりもどす』岩波書店、二〇一三年。とくに第一章の尾内隆之・本堂毅「御用学者がつくられる理由」における「科学の適用限界の踏み越え」の議論を参照。

- (45) 『マレーボム Mom's Revolution』http://momstrevo.jundo.com (二〇一四年六月二十九日閲覧)

- (46) A. Petryna, *Life Exposed: Biological Citizens after Chernobyl*, Princeton University Press, Reissue edition, 2003.

〈公募論文〉

カント歴史論における統治批判と自然概念

「ヒューム・スミスとの比較を通して」

網谷壮介

普遍的世界史を、人類における完全な市民的連合をめざす自然の計画に従って取り扱う哲学的試みは、可能であり、かつそれ自身この自然の意図を促進するものとなさなくてはならない。
(強調は網谷。Idee, 8: 29)¹⁾

『世界市民的な意図における普遍史の理念』のなかで、カントは自身が構想する歴史の役割をこのように規定した。決定的に重要なことは、ここでカントが歴史にある種の実践的な性格を付与しているということである。普遍史は、自らが記述する自然の意図 (Naturabsicht) をそれ自身で実現しようとする、というのだ。『普遍史の理念』によれば、人類は自然の意図に導かれて、法的な市民社会 (国家)、そして国

際連盟を設立する。カントは過去というよりもむしろ未来を中心にした歴史を展望している。歴史の進行を促すのは、自然によって人間に与えられた非社交的社交性 (ungesellige Geselligkeit) である。それは、自分の思い通りに生きたいという欲求と他者と共生したいという欲求の葛藤状態を指す。しかし、各人が自由に振舞っていれば他者との衝突は避けられず共生は不可能になるため、人間は必要に迫られて、自らの自由が法によって制限される法的市民社会を設立する。国家間においても同様の論理から各国は国際連盟を設立する。「人類の歴史全体は自然の隠れた計画の実現としてみなすことができ、それは国内の完全な国家体制と、この目的のために対外的にも完全な国家体制を実現すること」 (Idee, 8: 27)

である。普遍史は、この自然の意図をそれ自身で促進するといふのだ。

だがいったい、どうやってそのようなことが可能なのか。

自然の意図を記述する歴史が、その意図そのものを現実に進捗するということ、この自己言及的な歴史の構想のもとに、どのようなことが企てられているのか。これらの問いに対する手がかりを得るために、本稿は同時代の統治批判の言説を参照する。十八世紀ヨーロッパの思想家は、自然の語彙を用いて統治批判を行なっていた。検討したいのは次の仮説である。カントもまた、歴史論において自然の語彙を用いることで統治批判をおこなっているのではないか。

これまでカントの歴史論は、批判哲学体系と相容れない断断哲学の残滓であるとして否定的に解釈されることがあった。意図や計画をもって人類史を先導する自然概念は、批判哲学、とりわけ道徳哲学が打ち立てた人間の自由と矛盾しているように見える。本稿ではまずこうした解釈に対して、歴史論における自然概念には批判哲学の理論的な裏付けがあり、しかも実践的な含意をもつということを明らかにする（第一節）。確かに歴史論の実践性に着目した研究もあるが、その場合には、道徳・実践的な意味のみが強調されてきた。しかし、『普遍史の理念』や『永遠平和のために』『第一補説…永遠平和の保証について』で、カントは自然の語彙を政治的な性格を

もつものとして用いている。このことを理解する補助線として、同時代の統治批判における自然の言説、とりわけデイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスのそれを確認し、特にスミスとカントの比較を試みる（第二節）。そして最終的に、カントの自然の語彙の政治的含意が同時代の言説とどのくらい近く、またどのくらい隔たっているのか、それが目指すものはなにかを明らかにする（第三節）。

一 歴史の実践性

1 統制的理念としての「自然」

自然が意図をもって人類史を導くという目的論的歴史を、カントは晩年の『永遠平和』『第一補説』にいたるまで一貫して保っていた。「永遠平和の保証（担保）にあたるものは、偉大な芸術家である自然（事物を巧みに作る自然（*natura daedala rerum*）である。自然の機械的な流れからは、人間の不和を通じて、人間の意志に反してもなお、融和そのものを生みださせようとする合目的性が、輝き出ている」（Zef, §360）。しかし、こうした目的論的な自然概念は、カントの批判哲学における認識論と道徳論のどちらにも矛盾しているのではない。前者の『純粹理性批判』では、自然は因果律によつて規定された領域であり、そこに目的を見出すことはで

きないとされた。また、後者の『実践理性批判』では、自らの意志を道徳法則に従わせることができる理性的人間は自然に対して超越しており、その意味で人間は自由＝自律であるとされた。自然が人間の意図しなかった国内外の法的体制を樹立するのだとすれば、人間は自由ではないのではないか。

一見して感じられる矛盾とは反対に、カントは自らの歴史論の方法を、批判哲学の用語を用いずに、しかしそれと整合的に規定している。『普遍史の理念』によれば、自然の意図は歴史を理解するための理念であり、「たいていは無計画な人間の行為の寄せ集めを、少なくとも全体としてはひとつの体系として叙述する」ための「導きの糸 (Leitfaden)」である (Idee, 8: 18)。個々の人間の活動は複雑で不規則に見えるが、人類全体を通して歴史を見た場合にはなんらかの法則性があるのではないかとカントは考える。自然概念は、いわば発見的 (heuristic) な機能をもつものとして、歴史認識のために用いられているのだ。³ こうして発見される歴史は、個別的な経験的出来事だけを叙述する歴史 (Historie) ではなく、しかしまたそれを排除することもない哲学者による歴史、「哲學的歴史 (philosophische Geschichte)」である (Idee, 8: 30f.)。

目的論的な自然は、『普遍史の理念』の三年前、すでに『純粹理性批判』(第一版)で、理念の統制的 (regulativ) 使用に関連して言及されていた。自然の目的は、感性界では認識で

きない経験を超越した理念だが、それを統制的に使用する——あたかも自然界がなんらかの意図・目的をもって秩序付けられているかのようにみなす——ことで、「目的論的法則にしたがって」個々の特殊な認識を整理し、「それによってそれらの最大の体系的統一に達する」ことができる (A687/B715)。さらにそれは、『判断力批判』において、反省的判断力 (reflektierende Urteilskraft) の問題として詳述される。主体が感性的直観に対して純粹悟性概念としての因果律をア・プリオリに与えることで、経験的自然は普遍的に構成される。しかし、自然には普遍的な因果法則以外にも特殊で多様な経験的法則がある。それを探求するには、自然における原因と結果の関係をあたかも手段と目的という関係とみなすように判断することが有益である。合目的性概念は純粹悟性概念ではなく、ア・プリオリに自然を規定することはできない(統制的に使用されるしかない)が、「自然の合目的性という理念を前提にしないと、経験的法則に従う自然の秩序を知ることができないし、したがって多様を極める経験的諸法則によって整理される経験と、この諸法則そのものの研究とに対する導きの糸とを失ってしまうだろう」(KU, 5: 185)。

このように『純粹理性批判』や『判断力批判』に注意を向けたとき、歴史の自然概念が、人類史の叙述を可能にする反省的判断の原理として用いられていることがわかる。それは、

個々の人間の不規則な行為を全体的に観察し、秩序だった歴史認識を可能にする統制的理念なのだ。またさらに、道德哲学における人間の自由と歴史論における自然が矛盾しないことも明らかにする。批判哲学者は、現象界を扱う歴史のなかに個人の叡智的な道德性を記述することはできない。実際、哲学的歴史が対象にするのは、「形而上学的な観点で」理解された「意志の自由」ではなく、「その現象、人間の行為」であり、それは「他のすべての自然の出来事とまったく同じように普遍的な自然法則に規定されている」(Idee, 8: 17)。歴史の自然概念は、叡智的・先験的な意志の自由⇨自律を記述するためにではなく、その現象としての人間の行為が織りなす多様な綾に統一を与えるために、統制的に使用されている。それは、前批判期の独断論の残滓などではなく、反省的判断力を歴史の領域に適用するための批判哲学にかなった原理なのだ。⁴⁾

2 普遍史の実践性

しかし普遍史は、単に歴史認識を可能にするただけに書かれているのではない。「完全な市民的連合を目指す自然の計画にしたがって」書かれた哲学的歴史には、「それ自身で自然の意図を促進する」ということが期待されている(Idee, 8: 29)。つまり、歴史には自らの内容を自ら促進するという

自己言及的な実践性が与えられているのである。歴史の実践性は、『永遠平和』第一補説のなかでも指摘されている。「永遠平和を自然が保証するという」この理念は確かに理論的な意図においては過剰であるが、しかし実践的な意図においては「……」教理的で、まったく実在性に基づいている」(Zef, 8: 362)。自然が平和を保証するということが、このことは「確かにそうした将来を(理論的に)予言するのには不十分だが、実践的な意図においては十分な確実性をもって」主張できる(Zef, 8: 368)。ここには、一方で歴史の自然という理念が認識の理論としてはあくまで統制的なものであることが意識され、他方で、その理念の重要性は実践的には明らかだとされている。

こうした歴史論文の実践性は、これまでつばら道德的なものとして解釈されてきた。確かに『普遍史の理念』によれば、自然の意図は人類の理性的な自然素質の完成であり、最終的には文明化(civilisieren)と対比された道德化(moralisieren)の局面を目指しているといわれる(Idee, 8: 26)。そこからポリン・クラインゲルドは、人類の道德化を記述する普遍史は、それがなければ現世に絶望して彼岸に望みを託すしかない読者に対して「未来へ向けて慰めとなるような展望」(Idee, 8: 30)を与え、道德的な振る舞いを萎縮させかねない絶望を取り除くことができる、と解釈する。⁵⁾とはいえ、

自然は歴史の経過においてまず、国内外の法的体制の樹立を計画していて、そこでのみ「自然は人間のなかの素質を完全に発展させることがやれ」(Idee, 8: 27)。つまり、完全な法的体制の樹立を達成したあとにのみ道德化の局面が現れるのであり、普遍史の力点は政治的發展の側にある。実際、カントが普遍史は未来へ向けた慰めとなると述べるのは、「(普遍史の) いたるところで市民的体制とその法、そして国家關係のみに注意を払うことによって (indem)」から始まる長い從属節に続く主節においてである (Idee, 8: 29f.)。したがって、歴史論のもつ実践性は、道德的というよりもむしろ政治的だと解釈するほうが妥当であろう。『普遍史の理念』は絶対主義体制下、七年戦争と第一次ポーランド分割を経た後のプロイセンにおいて、国内外の完全な法的体制の樹立こそが自然の意図であると宣言する。普遍史がそれ自体で自然の意図を促進するのだとすれば、それは「現実の政治へ影響をあたえることを要請」されている。

しかし、こうした歴史の政治的実践性は、どのようにして可能なのか。『普遍史の理念』においてカントは、歴史認識の探求や未来へ向けた慰めとは別に、もう一つ哲学的歴史を構想する動機を挙げている。将来の歴史家は「諸民族や諸政府が世界市民的意図において遂行あるいは失敗したことという視点」から過去を評価するだろう。そこで、「国家元首

やその臣下の名誉欲」を考慮に入れて、「彼らが最も未来の時代から賞賛に値するとして追想されるための唯一の方法に、彼らを導く」とするなら、哲学的歴史を書く動機がわずかながらに与えられる、という (Idee, 8: 30)。つまり普遍史は、統治者の名誉欲にむけて、彼らが後世からの名誉を得ることを可能にする唯一の手段を提示しているのだ。その手段とはすなわち、自然の意図としての国内の法的体制・国際連盟の樹立である。

一七七〇年代に書かれた草稿を見ても、カントが統治者への働きかけを目指すものとして哲学的歴史を考えていたことが伺える。「現代は重要な時代である。というのも諸国家の力は国内では人々の福祉生活に、国外では生産高と防衛にこのうえなく従事しているからだ。しかし、軍隊が最大限の規律へと最大規模に投入されている。軍隊を別な形に変える以外に回復はないだろう。知恵は思索の部屋から宮廷にやつてこなければならぬ。歴史を書く者にはあらゆる責任がある」(R1436, 15: 627f.)。歴史は「世界が統治によってどんな恩恵を受けたかを理解できるように」書かれなければならないだけでなく、「自ら世界の改善への計画を含んでいなければならない」。しかも部分から全体へではなく、その逆である「(R1438, 15: 628)。カントにとって、こうした人類全体における国家の改善の歴史と、改善の計画自体を含む歴史こそが、

世界市民的 (kosmopolitisch) である。それは「市民的体制と国家体制の性質」について、「これまで完全に実現されたことがないとしても、その理念、すなわち法の理念」を含んでいなければならない (RI443, 15: 630)。

普遍史は当初から政治的な目的をもって構想されていた。哲学者は統治者に対して、世界の政治的改善を自然の意図として提示する。しかし、それは政治的理念をそのまま——例えば道徳的義務として——統治者に課そうとするものではない。むしろそれは統治者の名誉欲を刺激して、彼らに自然の意図を実現するような統治へと向かわせるのである。

二 統治の自然主義

こうした統治に対する自然概念を用いた働きかけは、明らかにカントの主要な法哲学の議論とは異なっている。『人倫の形而上学・法論』において、カントは経験的根拠によらず実践理性から超越論的に法の理念を導き出し、自然法を理性法へと再構成した。それに対して、哲学的歴史は、例えば非社交的社交性のような経験的原因によって法・国家体制が改善していくプロセスを自然の意図として描き、統治者の名誉欲（という経験的な動機）に働きかけることによって、その実現を促そうとする。

しかし、仮にこうした歴史の自然概念による統治者への経験的な働きかけが、カントの体系内でいびつなものと感じられたとしても、同時代の言説空間においてはそうではない。

ミシェル・フーコーが示したように、十八世紀において、統治実践そのもののなかから統治を限界付けるような学が現れてくる。それは政治経済学である。政治経済学は、商業社会の分析から、統治がどのようになされるべきか、統治における合理性とはなにかについて探求した。そのときに政治経済学が用いた統治批判の語彙こそが自然であった。フーコーによれば、十八世紀は「統治の自然主義 (naturalisme gouvernemental)」の時代とでもいうべき様相を呈している。重農主義から始まる政治経済学は、統治実践に固有の自然性を発見した。それは、統治者が富や人口を失わないために配慮し、従わなければならない社会の自然であった。

以下ではまず、政治経済学における統治の自然主義を概観する（本節）。次に、カントの自然の語彙を用いた統治への働きかけの具体的な側面を見て、両者の差異を明らかにする（次節）。統治の自然主義の系譜として取り上げるのは、カントに影響を与えたと言われるヒューム（認識論）とスミス（道徳論）である。しかしその目的は、二人の統治論とカントのその影響関係を立証することではない。⁸⁾ 目指されるのはむしろ、自然の語彙を統治批判として用いていた二人の哲学者

の事例を確認し、そこからカントの歴史論の自然概念がどのような特徴をもつて使用されているのか、またそれが同時代の言説からどれほど近く、また隔たっているのかを理解することである。特に対照されるべきなのは、ヒュームが切り開いた経験的な因果分析に基づく社会科学を受け継ぎつつ拡大・発展させたスミスである。というも、以下で見ていくように、スミスにおいてはカントと同様に自然目的論が前提とされているからである。

1 政治経済学の自然

ヒュームは『人性論』において、人間本性を徹底的な経験論によつて解明し、社会科学をニュートン的な実験精神のもとに構想した。統治批判もそのプロジェクトの延長線上に位置づけられる。人類には「自然の諸原理と同一の統一性と規則的な作用」が観察され、「類似の諸原因が類似の諸結果を生み出す」⁹⁾。それゆえ、「人間の行為には、太陽や気候の作用と同様に、自然の一般的な成り行き (general course of nature) が存在する」¹⁰⁾。こうした前提に基づいて、ヒュームは「自然の成り行き」の推論を統治批判の文脈で展開した。それは、商業社会のなかで人間の行為を通じて規則的に働く自然を、統治に正しく認識させようとするものである。

例えば、論説『商業について』では、市民的徳を重視する

古典的共和主義者が自然の語彙によつて批判される。農業生産力が上昇した現代のイングランドでは、余剰労働力を奢侈品の生産か軍事に用いることが可能である。確かに、商業が未発達だった古代のスパルタでは、後者を推進する政策が市民の公共精神を増すものとして適切だったかもしれないが、商業社会では、それは奢侈の生産を停滞させ、市民の安楽と便宜を奪うことになる。「物事の最も自然な成り行きによれば、勤労・技芸・貿易は臣民の幸福と同様に主権者の力をも増大させる。そして個人を貧しくすることによって国家を強大にする政策は暴力的である」。商業社会において自然の成り行きを正しく認識できない統治は、自らの目的である国家の繁栄・改善に失敗する。「特定の社会を支えている一連の原理が自然的でなければいまい、立法者はそれらを発展させていく際により多くの困難に出会うだろう」¹¹⁾。

商業社会における自然の成り行きの議論は、重商主義政策に対しても批判を向ける。重商主義は他国との貿易差額を黒字に保つために、自国の貨幣が流出するのを禁止しようとする。ヒュームによれば、しかし、自然の成り行きを考えてみるとこの種の懸念は虚妄にすぎないことがわかる。仮にイングランドの貨幣量が一晚で五倍に増加したとすれば、物価もそれに比例して上昇し、他国の物価が相対的に下落する。他国への輸出は激減し、反対に輸入禁止法をかいぐぐつてでも、

イングランドの会社は他国から輸入しようとして、貨幣は再び流出することになるだろう。最終的に、イングランドの物価は他国と同じ水準に戻り、貨幣量も以前と同様にまで下落する。「今や明白なことだが、万「奇跡的にこうした法外な（貨幣量の）不均衡が生じたとしても、それを補正するのと同じ諸原因が、自然の共通の成り行きのためには、不均衡が生じるのを防ぐにちがいない」」。重商主義が掻き立てる他国への嫉妬と愛国心は自由な商業を阻害し、貿易利害を求めた戦争に帰結する。それに対して、ヒュームは事態を自然の成り行きの観点から観察することによって、貿易差額説を否定し、同時にそれによって愛国的な狂熱を沈静化させようとした。¹³

ヒュームによって開かれた政治経済学は、スミスによってより精密なものに高められる。スミスにおいても自然は重要な批判の語彙である。しかし、スミスの場合、それはヒュームの経験的方法論の内部にとどまりながらも、同時に目的論的な議論のうえに展開され、自然法学とも連関をもつようになる。『国富論』の独創的な点は、スミスが政治経済学的な自然か自然法学の自然かのいずれか片方のみから統治を批判したのではなく、政治経済学において目指される国富創出のためには、統治は自然法学における正義を守らなければならないということを示したというところにある。スミスによれば、統治は「誰でも、正義の法を犯さないかぎり、完全に自

由に、自分自身のやり方で自分の利益を追求し、他のどの人またはどの階層の人々と勤労および資本を競争させてよい」という「自然的自由の体系 (system of natural liberty)」を保全しなければならぬ (WN, IV, ix, 51, (iii) 三三九¹⁴)。ここでスミスは自然法学の議論をあらさまにはせずに、政治経済学の議論によって、統治に各人の自然的自由を保障させようとする。商業社会においては、各人が自らの利益を最大化しようとする自由に行動し競い合うなかで分業が促進され、労働生産性が向上し、資本が蓄積されていく。スミスは、この商業社会における経済発展のプロセスを、ヒュームと同様の言い方で、「事物の自然な成り行き (natural course of things)」と呼ぶ (WN, II, iii, 31, (i) 一三〇。訳語は改めた)。

ところが、重商主義的統治はこの自然な成り行きを認識できないため、自らの目的を自ら裏切ってしまう。例えば重商主義は、国内で生産できる商品を輸入することを制限し、国内市場を国内産業に独占させようとする。それによって他国との競争がなくなれば、さらにはその分野に奨励金が支払われる場合にはなおさら、当該分野に労働と資本が向けられることになる。しかし、重商主義的統治は国内で商品Wを生産するよりも他国からWを輸入する方が安くつくという状況を考慮できない。この場合、重商主義的誘導がなく「その自然の成り行きに任されていたならば」、Wの国内生産に必要な

労働・資本がWとは別の（他国から安くは買えない）商品Wに投入され、その結果、Wの一部でWを購入することができただろう（WN, IV, ii, 12, (ii) 三〇六）。重商主義的な統治によって、国内生産物の交換価値は増加するどころか減少せざるをえない。しかし、事物の自然な成り行きに任ざっていたならば、各人は利益を最大化しようと、自らの生産物が最大の価値をもつように判断し行動するだろう。そうすれば、見えざる手に導かれるように、各人が私的利益を追求しながらも、同時に意図せざる結果として、公共の利益が（実際にそれが直接目指されたときよりも）効率よく生み出される（WN, IV, ii, 9, (ii) 三〇三）。重商主義的な統治は、商業社会の自然を阻害し、国富という自らの目的の実現に失敗するのだ。¹⁵

ヒュームは自然の成り行きという議論によって、共和主義的な統治や重商主義的な統治が認識しそこなっている商業社会の経験的な因果法則を提示した。自然は統治における認識枠組み、準拠点を構成する。スミスはヒュームの経験的な議論の仕方を受け継ぎ、それにしたがって統治されねばならない「自然な成り行き」の一般原理を「立法者の科学」（WN, IV, ii, 39）として定式化した¹⁶が、しかし彼の政治経済学はヒュームとは違って目的論を背景にもつものであった。『国富論』で示されるのは、商業社会において自然的自由の体系が成り立っていれば、事物の自然な成り行きによってあたか

も見えざる手に導かれるように、各人の私益の追求が公益の効率的な拡大を生み出す、という経験的分析である。政治家は事物の自然な成り行きを認識し、それが首尾よく働くように統治しなければならない。それは翻って、各人に自然法学的な自由、自然的自由を保障することを意味している。

2 統治の自然主義のレトリック構造

こうした政治経済学の地点から見れば、カントの歴史論はどのような相貌を見せるだろうか。対照されるべきは、社会の発展を目的論的な仕方¹⁷で議論するスミスである。スミスにおける見えざる手の議論と同様に、カントの自然の意図もまた、意図せざる結果を説明する原理である。両者は、いかに自然神学的な装いをもっていたとしても、経験的な因果連関の観察に基づいている。人間の意図と暗に対比された自然の意図は、意図せざる結果を例外的な偶然の産物として処理することなく、それがどのように生じたのかを因果的に説明するための導きの糸である。見えざる手という自然神学的な比喻を用いた『国富論』の議論も、意図せざるプロセスとしての商業社会の発展の因果分析に基づいていた。¹⁸同様に、カントも法的市民体制の実現を意図せざる結果として自然の意図とみなし、その要因を例えば非社会的社交性によって経験的に説明する。

カントの歴史論に関して、ここで注意すべきことが二点ある。第一に、見てきたようにカントの自然の意図は、人間の意図せざる結果を説明する反省的判断の原理であり、現実的必然性を持たない。それは歴史を仮説的に説明することを可能にするのであり、他のありえる解釈に対しても開かれている。第二に、自然の意図の議論において力点が置かれているのは、例えば非社交的社交性という人間の葛藤・対立ではなく、よりメタな段階、すなわち人間の意図せざる結果を説明する段階である。つまり、重要なことは、対立の止揚という弁証法的論理ではなく、「世界におけるあらゆるものとはなんらかの役に立つのであり、世界には無益なものはない」という目的論的命題にしたがって、「われわれにとって不快なものや、特殊な関係においては合目的でないものにさえ」なんらかの目的があるのではないかと想定して物事を観察するということである (KU, 5: 379)。したがって、カントの歴史の自然概念は、例えば幼虫が蛹となり、さらに蝶になるというように、自らの状態の否定・破壊を媒介しなければ、高次の状態へは達しないというような自然ではない。むしろそれは、『判断力批判』で挙げられた次の例に即して考えられるべきである。例えば、生活環境に存在する害虫は不快であり、それを避けるために人間は身の回りを清潔にし、その結果、健康に過ごすことができる。この場合、健康は害虫を避ける

ことでもたらされた意図せざる結果として、自然の意図だと言える。さらにまた、害虫も「自然の賢明な配備にしたがった、清潔さの動因」として、自然の意図だといえることができる (KU, 5: 379)。しかし当然、このことは害虫がいなければ人間は清潔に暮らせないということを意味するわけではない。問題になっているのは、必然的な弁証法のプロセスではなく、害虫という不快なものを意図せざる結果の原因として考察可能にする反省的判断なのだ。したがって、例えば『普遍史の理念』における次のような言明のなかに、ヘーゲルの弁証法を読み込むべきではない。

したがってあらゆる戦争は、国家間の新しい関係を実現し、破壊によつて、少なくとも古い国家体の解体によつて新しい国家体を造り上げる（人間の意図ではないが自然の意図である）多くの試みである。しかし、この新しい国家体は、再び自らもしくは互いに自分自身を維持することができなくなり、そのあとで新たに似たような革命を受けなければならなくなるに違いない。それは、最終的にいつか、一部は国内的に市民的体制が可能な限り首尾よく設立されることを通して、また一部は対外的に共通の協定と立法が行われることを通して、市民的共同体に近く、自動機械のように自らを維持することができる状態が実現されるまで

のことである。

(Idee, 8: 24f.)

ここでは反省的判断として仮説的に次のことが述べられているに過ぎない。つまり、「世界におけるあらゆるものはなんらかの役に立つ」という命題にしたがって観察してみれば、戦争から意図せざる結果として完全な市民体制が実現される以上、戦争は「人間の意図ではないが自然の意図」だとみなすことができる、ということである。言い換えれば、ここでカントは、ヘーゲルのように現実の歴史においては必然的に対立（戦争）を媒介にしなければ政治的發展は実現しない、ということ述べているのではない。議論の中心にあるのは否定性とその止揚ではなく、意図せざる結果の解釈可能性なのだ。

しかも、こうした自然の意図の議論にはレトリック上の重要な効果がある。例えば先の例は、害虫は自然の意図であり、どのみち清潔さが確保されるのだから不潔にしているもよい、ということの意味するわけではない。いったん害虫と人間の関係を観察し健康が自然の意図として解釈されたならば、清潔さは「それ自体ですでに健康を維持するための重要な手段の一つ」(KU, 5: 379) だということ、それを積極的に心がけるべきだということがわかる。同様に、スミスの見えざる手の議論においても重要なことは、どのようににしても商業社会

が発展するということでは当然なく、むしろ発展を可能にするために自然の成り行きが維持されなければならないということである。実際、『国富論』では自由放任が称揚されているわけではなく、国防・司法・公共事業に加えて、勤勉な労働者を作る教育の必要性や労働貧民の救済策についても触れられており、これらは商業社会の自然な成り行きを正常に保つために統治がなすべき事柄である¹⁷。カントにおいても、同様のことが看取できる。つまり、自然の意図として国内外における完全な法的体制が樹立されるという議論が含意しているのは、どのみち政治的發展が望めるのだから戦争や革命が起きても構わないとか、法的体制は自動機械のように自らを維持するのだから人間はなにもせずに傍観していてもよいということではなく、むしろそれが自然の意図として解釈される以上、人間はそれを目指して行為すべきだということである。歴史の自然は、理論的には不確かだが実践的には十分な確実性があり、「この（単に夢想的ではない）目的へ向けて努力することを義務として課す」(VdF, 8: 368)。このように、スミスの政治経済学とカントの歴史論の自然の語彙は、意図せざる結果を説明する原理でありながら、同時にレトリック上の効果をもっている。事物の自然な成り行きとして、あるいは自然の意図として記述されたものは、統治が積極的に目指すべき事柄として暗示されるのだ。

三 「自然の意図」の射程

1 統治の規範

スミスとカントにおける自然の語彙は、ともに意図せざる結果を経験的な因果分析によって説明するだけでなく、統治が認識すべき、従うべき基準を提示するという点で共通している。しかし、いかに自然の語彙を用いた統治批判のレトリックを共有していようと、二人の間には同時に深い断裂が走っている。それは、統治の従属すべき規範の導き方において確認される。

スミスにおいて、統治は人間社会で経験的に観察される一般的原则、つまり正義を順守しなければならない。『道徳感情論』では、想像上の立場の交換という人間の共感プロセスを通じて、いかにして公平で一般的な観察者という立場が、そして一般性をもった道徳規則が生じてくるのか分析された。ある行為の規則が一般的であるためには、個人の置かれた特殊な状況から離れて、公平な観察者の立場からの共感が生じなければならない。このような一般的な共感を獲得することに成功する規則こそ正義である。スミスによれば、正義は、社会存立の最小限の条件をなしている (TMS, II, ii, 3, 4, (上)(二四))。他者と共に社会生活を営むためには、他者によつ

て自分の行為が邪魔されたり、危害を加えられたりすることが防止されなければならない。この点で、正義は慈恵のような積極的な徳ではなく、他者に危害を加えないという消極的な徳にすぎない。侵害された人を見れば、どんな人でも——

つまり公平な観察者の立場において——その人の憤慨に共感するのだから、正義を守ることは一般的な義務であるとわかる。その侵害に対して普遍的に共感的な憤慨が呼び起こされるようなもの、それは生命身体を守る法、所有権と取得物を守る法、そして個人権である (TMS, II, ii, 2, 2, (上)(二一九))。

だが、こうした社会存立の根幹にある共感の原則は理性によるものではなく、自然によって与えられた本能によるものであるとされる。社会が成り立つために必要なことは、正義の侵害が処罰され、その処罰行為が適切だと賞賛されることである。「しかし自然の創造者は、処罰の一定の適用がこの目的を獲得するための適切な手段だと発見することを、人間の理性には委ねず、それを獲得するのに最適なその適用を直接的かつ本能的に是認させようとした」(TMS, II, i, 5, 10, (上)二〇一。訳文は改めた)。「道徳感情論」は、理性ではなく共感的な憤慨という本能的な反応によって正義が意図せざるうちに形成されること、つまり正義が「自然の秩序 (oeconomy)」、「自然の愛好する目的」であるということを、「権利問題」ではなく「事実問題」として人間本性の経験的な分析から明ら

かにし (TMS, II:1.5.10, (十) 二〇一)、それを統治の従うべき規範として措定する。このような正義の原則が、『国富論』では自然的自由の体系として提示されたのだった。

それに対して、カントは意図せざる結果を自然の意図として経験的に説明しつつも、それ自体に直接規範性を置くことはできない。その議論は見るところ、(以下ではその重要性を強調したいが)単なるレトリック上の効果しかもつてはいない哲学的歴史が、法と国家体制の理念という世界の改善計画を含むとしても、その理念自体はミスと違って経験から生じるのではないし、生じてはならない。というのも、批判哲学の原則として、規範が経験の根拠から導き出されるとすれば、それはア・プリオリな普遍妥当性を欠いてしまうからである。言い換えれば、カントの法規範において重要なことは「事実問題」ではなく「権利問題」なのだ。『人倫の形而上学・法論』では、法規範が純粹実践理性から導きだされる。カントにとって自由は、理性が命じる道徳法則に自ら従うことのできる能力であり、そこから他者に対して義務を課す権利が展開される (MS, 6:239)。内面の意志の自律と外的な行為の自由、つまり選択意志 (Willkür) の自由が区別され、法＝権利 (Recht) は後者の領域である人間の客観的・外的な相互行為に関わるものとされる。唯一の生得的な権利は、他の人の強制する選択意志からの自由、外的行動を誰からも妨害されないという

自由である。それを保障することのできる「法の普遍的原理」は、「誰のどのような行為でも、その行為が、あるいはその行為の格率から見たその人の選択意志の自由が、誰の自由とも普遍的法則に従って両立できるならば、その行為は正しい」というものである (MS, 6:230)。ここから、外的行為によって他人の自由を侵害しない限りは、内面の動機・格率がどうであれ、各人の自由は保障されねばならないということが帰結する。したがって、法の原理は、各人に対して他人の自由を妨害しないよう強制する権能を要求する。法が各人の自由を他のすべての人の自由と両立させ、かつ保障するならば、強制は万人に例外なく課せられる「普遍的で相互的」(MS, 6:230)なものではなければならない。そして、それが可能であるのは人民が立法権・投票権をもつ国家体制、すなわち共和制だけである。というのも、各人の自由は強制によって守られねばならないが、その強制が仮にすべての人民の同意から発していないのであれば、自分が同意しない強制によって自由が制限されることになるからである。したがって、法が人民すべての意志に基づいた体制である共和制を実現することが、統治者に義務として課せられることになる (MS, 6:340f)。さらに、法の普遍的原理を国外にも拡大し、国際連盟を実現することもまた法的な義務である (MS, 6:311)。国内で共和制が実現していても対外的には自然状態にあるのであれば、

それは潜在的な戦争状態であり、国内の人民の権利は常に制限されかねないからである。

このようにカントは共和制・国際連盟の実現へ向けて改革を進めることを、理性からア・プリオリに導かれる義務として統治者に課す。スミスが経験的な議論から統治規範を論証するのとは違って、カントはそれを経験に依拠せずに導出する。こうして見ると歴史論の自然は、『法論』によってア・プリオリに導かれた規範を、経験的な議論を通して統治者に訴えかけるものであるということがわかる。実際、『普遍史の理念』において自然の意図とされる「外的な法の下にある自由が、誰も反抗できない力と最大限結びついて見出される社会、すなわち完全に適法な市民的体制」(Idees, § 22) は、のちに『永遠平和』『第一補説』では「人間の権利に完全に適合した唯一の体制」である共和制へと再定義されるが(Nef, § 366)、それらは『法論』の規定と一致している。しかし、カントはなぜ実践理性からア・プリオリに法規範を導き出すにとどまらず、自然の意図のレトリックを用いて経験的に統治者へと働きかけなければならないのか。法哲学の理念的な議論だけで十分なのではないのか。

2 共和制への改革のレトリック

法哲学と歴史論文の関係については、これまで、共和制や

永遠平和という理念とプロイセン絶対主義国家という現実のあまりの懸隔を前に、カントはオプティミスティックな歴史を書くことで妥協したのだと解釈されることがあった⁽¹⁸⁾。しかしこの解釈は、歴史論が自然の語彙を通じて統治者に働きかける機能を持つことを看過している。むしろ、法哲学の理念とプロイセンの現実のへだたりを架橋するためにこそ、歴史論の政治的実践性が重要な意味をもつと解釈されなければならない。実際、カントが生きた十八世紀後半のプロイセンの絶対主義体制を考慮すれば、法哲学の理念がそれだけで有効なものであるかは極めて疑わしい。啓蒙君主フリードリヒ大王の治世ならまだしも、カントの宗教論を検閲するなど専制を強めるフリードリヒ・ヴィルヘルム二世治下において、理念的な法義務が守られるかどうかは不確実である。確かに、共和制への改革を目指す統治者は「道徳的政治家」だと言えるだろう(Nef, § 372)。しかしカントは、専制的な統治者に対してはそうした道徳性が期待できないということを、大方の見方に反して現実的に自覚している(Nef, § 371)。では、どうすれば法哲学の理念的な要求を統治者に自覚させ、それを実現させることができるのか。その手段こそ、自然の語彙を用いて記述された歴史論、統治者の理性的な道徳性にはなく、その経験的で利己的な欲望に働きかける批判的言説である。それはいわば、統治者に対して、現在の統治は自然の意

図を満たしておらず、改善される必要がある（さまなければ名誉に与えることはできない）と告げるのだ。¹⁹⁾

このことに関係して、カントの歴史論とヒューム・スミスの政治経済学が目指す、統治批判の射程の差異を指摘することができる。ヒュームやスミスにおいて、商業社会は自立した領域として認識されている。統治は、国家権力の原理とは異なる商業社会の自然の成り行きに配慮しなければならぬ。それに対してカントの社会概念は、国家と分離したものではなく、*bürgerliche Gesellschaft* はいまだアリストテレス的な意味において国家と同義である。カントにおいては法の有無がメルクマールとなつて市民社会Ⅱ国家とそれ以外の社会が分離され、国家はその一類型として社会のなかに含まれる。²⁰⁾ スコットランドの文脈では商業社会の自然の成り行きは、社会が国家とは異なる原理をもつ領域であることを示し、どのようにそれを統治すべきかを指示する語彙であるのに対して、カントの場合、人間社会一般を導く自然は統治が国家自身を含めた社会に対してどのように振る舞うべきかを指示する語彙となる。言い換えれば、カントの統治批判としての自然の語彙の射程は、その社会概念の広がり按比例して二人のスコツよりも広いのである。

確かに、ヒューム・スミスと同様にカントもまた、他国へと嫉妬を燃やし国家を戦争へと向かわせようとする重商主義

に対して、商業社会に固有の自然性を示し、平和を促そうとする。それはモンテスキューの穏和な商業 (*doux commerce*) の議論を、自然の語彙によって上書きするものである。世界市民法の保証になるのは、自然が人間に与えた商業精神 (*Handelsgeist*) である。「自然は他方でまた、世界市民法の概念によつては暴力行為や戦争から守られてはいなかった諸国民を、相互の利己心を通じて結合している」のであり、国民の商業精神は戦争によつて自由な交易が妨げられるのを嫌がつて、統治に平和を促進するよう要求する (Zef, § 368)。統治の側にしても、産業に及ぶ被害や戦費調達に必要とする国債の重圧を考えると、戦争は控えるべき企てとなり、やがては「自然が最高の意図としている普遍的な世界市民的状态」へと至るだろう (Idee, § 28)。

しかしカントはさらに『普遍史の理念』のなかで、国富を拡大しようとする統治に対して、国家体制自体をも改革することが得策であると認識させる。その動因となるのは、自然の歴史のなかに現れる人民の公共的な声である。勢力均衡状態のヨーロッパにおいて、国家が人民の自由を阻害すれば、商業に不都合が生じ、それによつて国力が減退していくだろう。統治は商業利益を得るために自由を保障しなければならぬが、しかし同時にそれによつて出版・言論の自由も拡張し、人民の間で啓蒙が進捗していくことになる。「啓蒙は、

妄想や気まぐれが紛れ込みながらも次第に姿を現し、人類の支配者が彼ら固有の利益を理解しさえすれば、支配者の利己的な国家拡張の意図からさえ求めざるをえない優れた善となる。啓蒙の高まりは「しだいに玉座まで達し、統治の諸原理 (Regierungsgrundsätze) にさえ影響を与えるに違いない」(Idee, 8: 271)。統治者が自国の商業利益を拡大させようとして人民に与える自由は、意図せずして啓蒙の契機となり、それが統治原理の改善要求として統治者に跳ね返っていくのだ。あるいはフリードリヒ大王亡き後、専制を強めるプロイセンにおいて発表された『永遠平和』では、統治者と人民の関係はより緊迫したものとなる。そこでは統治者は啓蒙された人民の声に穏やかに向き合うのではなく、革命を求める叫びに対峙させられる。カントは自然と革命という語彙をレトリカルに用いて、共和制への改革の必然性を提示する。

したがって国家の知恵は、現在の状況では、公法の理想にふさわしい諸改革を自己の義務となすであろう。しかし、自然が自ら革命を引き起こす場合には、国家の知恵は革命をいっそう厳しい弾圧の口実には利用しないで、自由の諸原理に基づく法的体制を唯一の持続的体制として根本的な改革によって実現せよ、という自然の叫びの現れとして利用するであろう。

(強調は網谷。Zef. 8: 373, Anm.)

統治者が共和制(「自由の諸原理に基づく法的体制」)へと改革を進めず、人民の意志が公法に反映されないままであれば、自然が革命を引き起こすだろう、というのだ。『永遠平和』が書かれたときには世界は二つの革命を経験していた。革命は当然統治者が最も避けたことである。したがって、仮に革命が勃発し始めるのを関知した場合、統治者はそれを弾圧するのではなく——そうすれば「反政府への動きはいっそう高まるだろう——改革を要求する「自然の叫び」として受け取って、共和制へ向けての抜本的な改革を進めざるをえない。統治は自らの利益を守るために、自然の意図としての共和制を実現することを余儀なくさせられるのだ。

結論

ヒュームやスミスの政治経済学における自然は、商業社会において統治が従うべきリベラルな規準を与えるが、カントの歴史の自然は統治に対して統治体制そのものの改善——共和制への改革——を要求する。ヒュームは、愛国的な偏見に満ちたイングランドのウィッグに対して、フランスでも市民の自由は存在し、正義を満たした統治をなす開明的君主制(civilized monarchy)が成り立っていると主張した²¹。スミスは

確かに自然的自由の体系において働く自然の成り行きを考慮できずに阻害する、独断的で恣意的な重商主義の統治や、「体系の精神」をもった重農主義の統治を批判したが (TMS, VI, ii. 2. 15-17. (下) 一四一—五)⁽²³⁾、正当な統治形態として共和制のみを主張したわけではない。それに対してカントの場合、法の理念において問題となっているのは、君主制が開明的・啓蒙的であるかどうかにかかわらず、各人の自由権が保障されるためには、最終的に共和制へと改革がなされねばならないということである。『法論』が現実を一切顧慮せずに規範としての理念を叙述するのに対して、哲学的歴史はその理念を自然の意図として叙述し、叙述することでまさにその意図を現実化しようとする。歴史の自然は、統治者の欲望を刺激し、共和制への改革を促すために動員された統治批判の語彙をなしている。

こうした歴史論の実践性は、しばしばカントの未完成の歴史哲学を完成させたとして言及されるヘーゲルには見られないものである。そもそも両者は、歴史への哲学的なアプローチにおいて根本的に異なっている。ヘーゲルの「理性の狡知 (List der Vernunft)」は、歴史において理念としての自由が必然的に現象してくることを示す原理である。他方、カントの自然の意図は歴史認識の統制的原理であり、歴史の必然的・構成的な法則を示すのではない。さらに『普遍史の理念』や

『永遠平和』といった狭義の歴史論文は、共和制・国際連盟の実現という法の支配の増加を中心に記述し、ヘーゲル的な人倫 (Sittlichkeit) や道徳性は意識して明示的な叙述から除かれている。ヘーゲルにとつて対立する悪が止揚されて自由が実現していく歴史は弁神論と同義であり、神の存在証明そのものである。他方、カントにとつて重要なのは、歴史が自ら「世界の改善への計画」(R443, 15: 628) を提示しなければならぬということ、これである。ヘーゲルが絶対精神の踏破する歴史を書き、プロイセンをその終着点としたのに対して、カントはいわばそこから始める。自然の意図に従って書かれた哲学的歴史は、自らその意図を実現し、歴史をつくらうとするのである。

(あみたに・そうすけ／共和主義・ドイツ啓蒙思想史)

注

- (1) カントからの参照・引用は、以下の略記とアカデミー版全集 (*Kants gesammelte Schriften*, hg. von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften) の巻数・頁数を順に表記する。ただし『純粹理性批判 (*Kritik der reinen Vernunft*)』は第1版 (一七八二) を A、第2版 (一七八七) を B と表記する。Idee: *Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht* 『世界市民的な意図における普遍史の理念』一七八四。KU: *Kritik der Urteilsraft* 『判断力批判』一七九〇。MS: *Die Metaphysik der Sitten* 『人倫の形而上学』一七九七。R: *Reflexionen zur*

Anthropologie (『人間学のための省察』断片番号も示す)。Zef: *Zum ewigen Frieden: ein philosophischer Entwurf* (『永遠平和のために』一七九五)。

- (2) 本稿第一節の内容に関しては、歴史論文と批判哲学の関係を、先行研究の整理を含めて主題的に論じた拙稿「歴史と自然——カントの歴史論における政治的啓蒙の契機」『相關社会科学』第二十三号、二〇一四年、三一—七頁を参照されたい。

- (3) Wood, Allen, "Kant's Philosophy of History," in P. Kleingeld (ed.), *Kant: Perpetual Peace and Other Writings on Politics and History*, New Haven: Yale UP, 2006, p. 257.

- (4) 自然の意図による歴史が批判哲学と一致しないとする解釈として、Yovel, Yirmiyahu, *Kant and the Philosophy of History*, New Jersey: Princeton UP, 1980, esp. pp. 134-5. の見解への疑問にこたへては拙稿「歴史と自然」六—九頁。本稿と同様の見解として Kleingeld, Pauline, *Fortschritt und Vernunft: zur Geschichtsphilosophie Kants*, Würzburg: Königshausen und Neumann, 1995, S. 110-34. Horn, Christoph, *Das Interesse der Philosophie an der Menschheitsgeschichte: Aufklärung und Weltbürgertum* (Idee, Neunter Satz), in O. Höffe (Hg.), *Immanuel Kant. Schriften zur Geschichtsphilosophie*, Berlin: Akademie Verlag, 2011, S. 103-18. 大竹正幸「カントの歴史哲学の批判哲学的意義」『人文・自然・人間科学研究』第二十三号、二〇一〇年、四〇—五六頁。

- (5) P. Kleingeld, *Fortschritt und Vernunft*, S. 35, 51-8. 同様の解釈として、大竹「カントの歴史哲学の批判哲学的意義」黒積俊夫『カント批判哲学の研究——統覚中心の解釈からの転換』名古屋大学出版会、一九九二年、第十三章「歴史哲学の論理構造」佐藤慶太「実践としての歴史哲学——カント歴史哲学の基礎的構

造について」『アルケー』第二十三号、二〇〇五年、一一九—一九頁。確かに『判断力批判』では、道徳と幸福の一致である最高善の概念範囲が個人から世界の普遍的な理性的存在者へと拡張され (KU, 5: 453)、自然目的論が道徳目的論へと収斂させられて、政治的完成が道徳的完成の前段階に置かれる (拙稿「歴史と自然」六—七頁)。この観点からは『普遍史の理念』や『永遠平和』の実践性も道徳的だと言えるが、しかし、この解釈ではこれら狭義の歴史論文がなぜ道徳的完成ではなく政治的進歩を中心に論じているのかがわからなくなる。本稿では、先行研究の視座によって不明瞭なままにとどまってきた狭義の歴史論文の政治的実践性を明らかにするだけにとどめ、政治的進歩と道徳的進歩の関係については別稿を期して論じたい。

- (9) C. Horn, *Das Interesse der Philosophie an der Menschheitsgeschichte*, S. 110. ただしホーンは歴史論文が政治に影響を及ぼす際の具体的な機制について論じてはいない。また、拙稿「歴史と自然」九—一四頁では、歴史論文が統治者と市民の両者に対して政治的な効果をもつことを明らかにし、特に後者の市民への政治的啓蒙の契機を中心に論じたが、以下本稿では、前者の統治者に対する統治批判の契機に焦点を当てて論じていく。

- (7) ミシェル・フーコー『生政治の誕生——コレージュ・ド・フランス講義一九七八—一九七九年度』真改康之訳、筑摩書房、二〇〇八年、七五頁。

- (8) スコットランド啓蒙とカント、ドイツ啓蒙の社会思想史上の関係を研究したものとして、例えば Fleischacker, Samuel, "Values behind the Market: Kant's Response to the Wealth of Nations," *History of Political Thought*, 17, 1998, pp. 379-407. Oz-Salzberger, Fania, "Scots, Germans, Republic and Commerce," in M.

- Gelderen/Q. Skinner, (ed.), *The Values of Republicanism in Early Modern Europe*, Cambridge UP 2002, pp. 197-226.
- (6) Hume, David, L. A. Selby-Bigge (ed.), *Hume's Treatise of Human Nature*, Oxford: Clarendon Press, 1896, p. 401.
- (9) D. Hume, *Treatise of Human Nature*, p. 403.
- (11) D. Hume, K. Haakonssen (ed.), *Political Essays*, Cambridge UP, 1994, p. 98.
- (12) D. Hume, *Political Essays*, p. 138.
- (13) D. Hume, *Political Essays*, p. 158. ダンカン・フォーブス『ヒュームの哲学的政治学』田中秀夫監訳、昭和堂、二〇一一年、一八九〇頁。
- (14) スミスからの引用は Liberty Fund 版 *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith* を用い、以下の略記や部・編・章・節・邦訳の巻数・ページ数を順に表記する。WN: *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, (ed.), R. H. Campbell/A. S. Skinner, 1981『国富論(一)』(四)』水田洋監訳、岩波文庫、二〇〇〇—一年。TMS: *The Theory of Moral Sentiments*, (ed.), D. D. Raphael/A. L. Macfie, 1982『道徳感情論』水田洋訳、岩波文庫、二〇〇三年。
- (15) 詳述する余裕はないが、批判は重農主義にも向けられている。社会の自然的発展が重農主義によって転倒されている (WN, III, i. 9. (1) 一八九—九〇) というフランスの重農主義者の現状認識を共有しつつも、スミスにとって自然的秩序回復のための強制的な統治は自然的自由の体系の破壊に他ならない。イシュトファン・ホント『貿易の嫉妬——国際競争と国民国家の歴史的展望』田中秀夫他訳、昭和堂、二〇〇九年、第五章、二五八—八七頁。
- (16) 目的因を作用因に還元して説明する『国富論』においても自然神学的背景が重要な点とする見解として、田中正司『アダム・スミスの自然神学——啓蒙の社会科学の形成母体』御茶の水書房、一九九三年、特に後編第三章第六節、二六六—七八頁。
- Harrison, Peter, "Adam Smith and the History of the Invisible Hand," *Journal of the History of Ideas*, vol. 72, no. 1, 2011, pp. 29-49. 他方、神学の意義を消極的に捉える見方として、クヌート・ホーコンセン『立法者の科学——デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学』永井義雄他訳、ミネルヴァ書房、二〇〇一年、一二六—九頁。ここではこの問題を解決することはできない。強調したいことは、『国富論』の自然が、自然神学的であれ経験主義的なものであれ、統治に対して働きかける効果をもつということである。
- (17) 自然的自由の体系において働く見えざる手の議論は「国家の役割を排除するものではなく、デザイン実現の助産婦としての機能を政府にも要請するものであったのである」。田中正司『アダム・スミスの自然神学』二六八頁。
- (18) 片木清によれば、『法論』は共和制の理念を述べながら現実の絶対主義を正当化する矛盾に陥っており、「その不整合の統合あるいは解消は[...] 歴史哲学的な展望のもとにおいてのみ可能とされる以外ありえない」。『カントにおける倫理・法・国家の問題』法律文化社、一九八〇年、二五〇頁、また四〇八頁以下も参照。
- (19) 『人倫の形而上学』によれば、法論で問題となるのは、内面の意志の格率ではなく選択意志の外的行為が義務に適しているということである。したがって、法に關係する統治・政治の道徳性は、統治者の内面ではなく、統治がどんな動機からであれ改革の義務を満たすということに求められると解釈できる。この観点から「道徳的政治家」およびカントの政治概念一般につ

いて考察したものとして、拙稿「政治・道德・怜悯——カントと執行する法論」『政治思想研究』第十四号、三五六—八四頁。

- (20) Riedel, Manfred, *Bürgerliche Gesellschaft*, in O. Brunner, u. a. (Hg.), *Geschichtliche Grundbegriffe: Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Bd. 2, Stuttgart: Klett-Cotta, 1975, S. 756-63.

- (21) D. Hume, *Political Essays*, p. 56.

- (22) 『道德感情論』第六版で新しく加えられた「体系の人」への批判を、『国富論』で展開された重農主義者への批判と統合的に解釈するホントに従う。注(15)の文献を参照。

- (23) 『諸学部争い』によれば、歴史の進歩は「心意における道德性の量の絶えざる増大ではなく、義務に適した行動における適法性の所産の増大」である(7: 91)。

- (24) Hegel, G. W. F., *Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte*, Werke in 20 Bänden, Bd. 12, Frankfurt a. M.: Suhrkamp, 1986, S. 539f.

※本稿は、日本学術振興会特別研究員奨励費ならびに日独共同大学院プログラム(IGK)の助成を受けたものである。

キーワード：自然の意図、普遍史、統治の自然主義、自然の成り行き、
アダム・スミス

〈公募論文〉

カント哲学における言論の自由

金 慧

問題の所在

本稿の目的は、イマヌエル・カントの哲学における言論の自由の位置づけとその役割を明らかにすることである。^① 言論の自由が数ある市民的自由のなかでもっとも重要な自由である点にかんしてはある程度の同意が得られるとしても、^② もそもなぜ重要であるのかは決して自明ではない。しかし言論の自由がどのような価値を有しているのかを明確にしなければ、言論の自由が権利としてどこまで国家権力による制約を排除することができるのかを定めることも困難である。カントもまた言論の自由を重視した思想家の一人であるが、言

論の自由にかんする議論は複数の著作にまたがって展開されているうえ、それが担っている役割も一つではない。そこで本稿の第一の課題は、カントの哲学において提示されている言論の自由の役割を分類し、それらの相違点と共通点を明らかにすることである。本稿ではカントにおける言論の自由を主題とした従来の代表的な研究を参照しつつも、^③ それらの研究においてさほど注意を払われてこなかった言論の自由の諸相に光を当てたい。

本稿の第二の課題は、カントの法哲学ならびに政治哲学において自由権としての言論の自由が果たしている役割を分析することである。言論の自由が自由権として位置づけられていることは、カントの法哲学ならびに政治哲学においてい

なる意味をもつのだろうか。この問題を解明するにあたって参考になるのが、これまでカントの法哲学ならびに政治哲学をもっとも包括的に論じた研究としてしばしば挙げられるW・ケアステイニングの『秩序ある自由』である。ケアステイニングは、法の概念にはじまり、法と道徳の相違、私法、国家法の構想に至るカントの法哲学ならびに政治哲学を理性にもとづくアприオリな原理による一貫した展開として描き出した。『人倫の形而上学』で述べられているように（RL 330-332）、個人の自由が他者の同様な自由と両立可能となるための条件が法であるとすれば、「秩序ある自由」とは平等な自由への権利が各人に保障された法的状態にほかならない。

ケアステイニングはカントの法哲学ならびに政治哲学が自由や平等といったアприオリな原理にもとづいていることを再三強調しているが、これは自由主義が想定する自由の構想とは異なると指摘している。ケアステイニングによれば、カントが国家法の基礎づけにおいて提示する自由権の構想を国家権力の制限として理解することはできない。つまり、個々人の自由権は国家権力に対する抵抗とみなされるべきではなく、国家権力を構成する権利であるという。それゆえ「自由権には自由主義的な性格ではなく民主主義的な性格が付与される」⁴⁾。この指摘は本稿の課題にとってきわめて重要であるが、自由権が有する民主主義的な性格についてケアステイニングは

詳述していない。投票権のように国家権力を構成することが明白な権利とは異なり、自由権はどのようにして民主主義的な役割を果たすのだろうか。本稿では言論の自由に焦点を当てて、自由権が有する「民主主義的な性格」の内実を明らかにする。

以上の課題に取り組むため、本論ではまずカント哲学における言論の自由の位置づけを概観する（第一節）。そのうえで認識論において示されている言論の自由の役割を分析し（第二節）、次に政治的権利としての言論の自由を立法過程における言論の自由（第三節）と権利侵害における言論の自由（第四節）とに分けて論じる。最後に、言論の自由が自由権として位置づけられていることの積極的意義を指摘し、これがカントの抵抗権否認論と密接なつながりをもつことを論じる（第五節）。

一 言論の自由の位置づけ

一般的に現代立憲主義において言論の自由あるいは表現の自由といった権利は、国家権力によって侵害されることがゆるされない自由権の一つに数えられる。カントにおける言論の自由もまた、こうした意味での自由権として位置づけられているが、カントはこれを「生得的な権利」と呼んでいる。

自由（他者の強制的な選択意志からの独立）は、それがあらゆる他者の自由とも普遍的法則に従って両立できるときで、唯一の、根源的な、だれにでも人間であるがゆえに帰属する権利である。——生得の平等、すなわち、相互に他の人にも課すことができる以上の拘束を、他の多くの人びとから課されることがないという独立。したがってまた、自分自身の主人であるという人間の資質、同様に、一切の法的行為を行う前には不法を犯してはいないゆえに、批判されない人間であるという資格。最後にまた、他の人びとが気にしないのであれば、それ自体ではその人びとのものを侵害しないことを、その人びとに対して行う権能。たとえば、他の人びとに自分の考えをただ伝えること、なにかを語ったり約束したりすることであり、その際真実が誠実に話されるのか、虚偽が不誠実に話されるのかは、問題にならない。信じようとするかどうかは、もっぱら他の人びと次第だからである。

(RJ 237-238)

ここでカントが提示する自由は次の四つの権利を含んでいる。①法の下で平等な取り扱いを受ける権利、②法的な独立の権利、③不法行為を犯したことが証明されるまでは無罪であるという権利、④言論の自由、以上の権利である。⁵これら

の権利は、他者の恣意的な干渉を排除する権原を各人に与えるとともに、他者が有する同様の自由に対する侵害を構成しないがゆえにすべての人に保障される。つまり、言論の自由が生得的な権利のなかに含まれているのは、行為とは異なり、言論が他者の自由を侵害しないとされているからである。ある言論が他者の意志に「影響」を与えるとしても、それは言論を容受する者の選択次第である。⁶そのため、他者のものを侵害しないという想定のもとで虚偽が語られるのであれば、たとえその虚偽を事実であると誤って容受する者がいたとしても、その責任はそうした判断を下した聞き手に帰せられる。カントが言論の自由に根本的な自由の位置づけを与えたのは、語ることの自由を重視したばかりでなく、言論を容受する聞き手の自律性に対する尊重があったからでもある。

言論の自由が生得的な権利として正当化されうるとしても、当然その行使が無条件に認められると考えることはできない。カントは、言論の自由の行使が秩序の維持など他の価値と競合しうるといふ認識を前提に、それでもなお言論の自由が擁護されうる根拠を言論の自由が担う役割に求めている。カントの著作から読み取ることのできる言論の自由のおもな役割を以下の二つに大別することができる。一つ目は、政治的意志表明として行使される言論の自由である。この場合の言論の自由は、市民が法や政策に対する批判的な意見を表明する

自由として行使される。市民による批判的な意見表明が言論の自由の行使であるとすれば、それに対する応答としての「公開性」(Publizität) は、国家元首や立法者に課せられた義務である⁷⁾。

政治的意志表明としての言論の自由は、カント自身明示していないものの、それが行使される局面に於いてさらに二つの役割に区別することができる。一つ目は、市民が立法過程に政治的意志を反映させることを目的とするものであり、二つ目は、法の適用が招く権利侵害を訴えるために行使される言論の自由である。この二つは、それぞれ立法過程と法の適用過程に対応しているうえ、カント自身がそれぞれ別の著作で論じていることもあり、本稿では区別して論じることにする。

言論の自由が担う二つ目の役割は、政治的意志の表明とは異なり、おもに認識論において提示されている。それは思考の正しさを検証するための手段としての言論の自由である。自らの思考過程や判断に誤りがないかどうかを検証するためには、自己吟味だけでは不十分であり、他者に対する判断の表明とそれに対する他者による批判を経なければならぬ。この意味での言論の自由は、思考の誤りを除去するための手段として擁護される。次節では、思考の正しさを検証するための手段としての言論の自由についてみることにする。

二 認識論における言論の自由——真理の試金石

カントが『純粹理性批判』で遂行した課題は、認識にかかわる理性の能力を吟味することであった。カントはこれを批判」と呼ぶ。認識能力を吟味し、その限界を確定するために用いられる能力もまた理性であるとすれば、批判は、理性による理性の吟味という意味での自己批判というかたちをとらざるをえない。しかしこのことは、カントが遂行した自己批判の妥当性が他者による吟味を免れるということを意味するわけではない。カントは『純粹理性批判』「超越論的方法論」のなかで、疑念を表明する自由が擁護されるべきであると主張している。

それどころか理性の存在はこの自由〔批判の自由——引用者〕に基づいており、理性は専制君主的な權威をもたず、理性の発言はいつも自由な市民の賛同に他ならない。自由な市民のおおのは、自らの疑念を、それどころか自らの否認さえをも躊躇なしに表明することができなければならない。

(KrV A738/B766)

自らの思考や、自分自身では解決できない自らの懷疑を

公然と批判にさらしても、そのことについて一人の物騒で危険な市民という名目で酷評されることのない自由もまた上述の自由に属する。このことはすでに人間理性の根源的権利のうちにある。ただし、人間理性はそれ自身再び普遍的な人間理性以外のいかなる裁判官をも認めず、各人は、自らの投票権をこの普遍的な人間理性のうちにもつのである。

(KrV A752/B780)

以上の引用にみられるように、カントは理性が遂行する批判の妥当性が他者の表明する疑念にさらされることによって試されるべきであるという認識を示している。J・ハーバーマスは、『公共性の構造転換』のなかでこの点を指摘している。「すでに『純粹理性批判』のなかでカントは、論議する者たちのあいだの公共的な合意に実用的な真理チェックの機能を認めていた」⁽⁸⁾。この文脈における言論の自由は、さまざまな価値観の併存とその表明に価値があるがゆえに擁護されているのではない。つまり言論の自由は相異なる価値観を持つもののあいだの寛容の点から正当化されているのではなく、批判という営みの妥当性を検証するための手段として正当化されているのである⁽⁹⁾。

カントによれば、そもそも思考や判断は公開され他者によって吟味されなければその妥当性を判定することができな

い。そのため言論の自由は思考や判断が真であるか否かを検証するための手段であり、公開することと他者による吟味を経ることは妥当性を測る「試金石」である。カントは『人間学』のなかでこの点を明確に述べている。

論理的な自己中心主義者は、自分の判断を他人の悟性の観点からも検討してみることが無用なこととみなす。あたかもそうした試金石 (Proberstein) (criterium veritatis externum 真理の外的な基準) など自分にはまったく必要がないといわんばかりである。しかしこうした手立てはわれわれの判断が真であるかどうかを保証してくれるものであるから、まさかそれなしで済ますという訳にはいかないことは確かであって、それがたぶん、学問に携わる臣民が言論の自由 (Freiheit der Feder ペンの自由) をあれほどにも切実に叫ぶ最も核心的な理由なのである。なぜなら言論の自由が認められないと、それはとりもなおさずわれわれ一人一人の判断が正しいかどうかを吟味する貴重な手段が一つ剥奪されることを意味するのであって、その結果われわれは誤謬に身を晒すことになるからである。

(Anthr 128-129, 強調原文)

ここでカントは「試金石」を「真理の外的な基準」と言い

かえている。これは、公開された判断に対する他者による吟味は、思考の外において、あるいは思考の後に行われるからであると考えることができる。つまり、他者との間で行われる伝達、批判、応答といった一連の過程を経ることが真理の外的な基準であるのに対して、思考過程において行われる吟味は「内的な基準」であるといえる。O・オニールが述べるように、思考過程において理性に求められているのは「自己規律」や「自己吟味」である。¹⁹

カントは、誤謬に陥ることを避けるために、思考過程においては自己吟味という「内的な」基準を設定し、それを補完する「外的な」基準として言論の自由を位置づけたと考えることができる。ただしカントは前述の引用文の中で、「論理的な自己中心主義者」が「自分の判断を他人の悟性の観点からも検討してみることを用意なものとみなす」存在であると述べている。この記述は、あたかも思考過程においてすでに他者の観点を考慮に入れ、他者の吟味にさらされることの必要性を指摘しているかのように解釈することができる。

この点にかんして、真理の試金石としての他者への「伝達」についてカントが述べている以下の文章は興味深い。

信憑が確信であるのか単なる思い込みであるのかどうかという信憑の試金石は、外面的には、信憑を伝達できるか

どうか、信憑を各人の理性に妥当するものとみなすことができるかどうかの可能性 (Möglichkeit) である。

(KrV A820/B848)

ここでカントは、「信憑」、「確信」、「思い込み」という語を用いて、思考や判断の妥当性の条件について述べている。「信憑」、すなわちある主体にとって真であるかとみなしうることが、他者に対しても同様の妥当性を有するか否かは、他者に伝達できるか否かの可能性にかかっている。もしここでカントが、他者への伝達が、「信憑」が妥当性を有するための「外面的」な試金石であると述べているとすれば、これまで引用した文章と同様の趣旨の議論であるということになるだろう。つまり信憑の妥当性は、言論の自由を行使することによって検証されると述べていることになる。

しかしながらこの文章において試金石とされているのは、他者への「伝達」ではなく、他者に「伝達できるかどうかの可能性」である。「伝達」が成功するか否かが現実の他者の応答に依存しているとすれば、「伝達可能性」が見込めるか否かは、思考における想像上の他者の応答に依存する。そうだとすれば、思考の正しさの基準として「伝達可能性」が挙げられていることは、思考過程において他者の応答について考慮することが真理の試金石であると理解することも

可能ではないだろうか。¹¹⁾

もちろん『純粹理性批判』といった理論哲学の著作においては思考過程において「他者」が果たす役割については明示的に語られていない。¹²⁾「伝達可能性」という語によって、想像上の他者への伝達の必要性が示唆されているにすぎない。

他者が現われるのはもっぱら、すでに形成された思考や判断を交換する現実のコミュニケーションにおいてである。いずれにせよ本節で確認しておきたいことは、カントの認識論において言論の自由は、思考や判断の正しさを検証するための試金石をなしているということである。言論の自由には、誤謬を回避し真理に到達するための手段としての位置づけが与えられているのである。

次節以降では、政治的意志表明としての言論の自由の役割を検討するが、そこにおいてもまた、言論の自由が真理の試金石として一定の役割を果たしており、本節と共通する面があることを指摘する。

三 立法過程における言論の自由——理性の公共的使用

カントによれば、すべての法は立法権を基盤にして成立しなくてはならず、この立法権は「人民の統合された意志にのみ属する」(RL 313)。法は市民の意志を反映していなくては

ならず、そのため法の正統性を支えるのは、自己立法の原理である。この原理は、(実定)法の支配に服する市民が同時に法の起草者でもあるという「自律」(Autonomie)を意味している。したがって、自己立法が可能となるためには、市民の立法への関与が権利として承認されなければならない。自己立法は、カントの倫理学におけるのと同様に、政治理論においても重要な役割を果たしているのである。

カントは市民の属性として「自由」(Freiheit)、「平等」(Gleichheit)、「自立」(Selbständigkeit)を挙げるが、上記の立法の原理はそのなかでも「自由」という属性に対応している。この自由は、「法律上の自由、つまり自分が同意を与えた法律以外のどんな法律にも服従しないこと」(RL314)である。これに対して、「平等」の原理は、法によってすべての人が等しく拘束されるべきであるという原理を指しており、立法過程よりもむしろ法の適用の局面に対応した原理であるといえる。言いかえれば、自らが立法した法にのみ従属するという意味で立法者は自由であり、また、ともに立法した他者と同一の法に従属するという意味で立法者は互いに平等である。

立法への関与が権利として保障されることによって実定法における自己立法の原理もまた実現される。法に従属する者には、立法過程において自らの政治的意志を表明しうる権利

が保障されていなくてはならない。カントは正統な政治体制として共和制を提唱しており、この政治体制の条件のひとつが「代表制」である (RL 341)¹³。そのため市民の立法する権利は、まず投票権として保障されることになる。市民の「私的な意志」は、投票を媒介として「共通の公的な意志」 (RL 297) を生み出すのである。

ただし、立法に関与する権利は投票権だけにとどまらない。投票による意志の表示は、政治的意志を表明する一つ的手段にすぎない。政治的意志を表明するもう一つの手段は、自由権としての言論の自由を行使することである。言論の自由を行使することによって法や政策に対して批判的な意見を表明し、立法過程に影響を及ぼすこともまた権利として承認されているからである。このような政治的意志表明としての言論の自由について触れられているのが『啓蒙とは何か』である。

この著書のなかでカントは、「理性の公共的使用」 (der öffentliche Gebrauch der Vernunft) を「理性の私的使用」に對置した。両者の相違を簡潔にまとめれば以下のようになる。後者が、ある組織や集団の定める規則や規範に従って行為することを意味するのに対して、前者はそうした規則や規範に対して批判的な意見を表明することである。具体的な例として挙げられているのが、教会の教えに疑問を持ちながらも信徒に説教を行う牧師や、軍務の有用性に問題を感じながらも

上官の命令に従う兵士、さらに、不当な税制に不満を抱きながらも税金を支払う市民などである (Aukl 37:39)。これらの人びとは、何らかの集団の一員として、その集団の定める規則に従う義務を負う。しかし他方では、そうした規則に対して批判的な意見を表明する自由を有するのである。カントは、理性の公共的使用に堪しては「無制限の自由」が許されるべきであると主張する (Aukl 37)。

たとえ自らが所属する組織が定める規則に従わなければならないとしても、その組織の成員とは異なる立場にたつことによって、規則を自由に批判することが許される。カントは、理性を公共的に使用するひとの立場を「識者」と呼び、これを「全公共体の成員」、「世界市民社会の成員」と呼びかえている (Aukl 37)。上述の牧師や軍人や市民もまたこの立場にたつことによって自らが所属する組織が定める規則を批判することができ。本稿において重要なのは、上記の例にみられるように、人びとが「識者」として理性を公共的に使用する多様なあり方のなかに国家の政策や法に対する批判が含まれている点である。すなわち、一方で市民は臣民として法を遵守する義務を負いながらも、他方ではそうした法の妥当性を吟味する立法者の立場にたつことができるのである。したがって二つの理性使用は必ずしも対立する関係にあるわけではない。そのためカントは、法や政策に対する批判的な意見

表明の自由が法への不服従に直結するどころか、むしろ法義務を遵守することと批判的な意見表明が十分に両立しうることを強調する¹⁴⁾。

立法者として市民は、理性を公共的に使用することによって自らが正しいと考える意見を広く「公衆」に問いかける。

臣民として法に従うことと立法者として法に対する批判的な意見を表明することの間に何ら矛盾は存在しない。したがって「国家元首」は、「……臣民が立法に関してでもさえ自身自身の理性を公共的に使用し、よりすぐれた法の起草上の考えを世界に向けて公に提示するのを許したとしても、しかもさらにこれが既存の法を率直に批判していても、そこには何ら危険はないと認識するのである」(Auffd. 41)。

カントは、人びとが臣民として法に服従しながらも、他方で立法者として自由に意見を公表し立法にかかわることを理性の公共的使用という概念によって擁護した。この意味での理性の公共的使用は、法にかなする自らの意見の妥当性を世に問い、議論を喚起するというかたちで言論の自由を行使する。このように考えれば、言論の自由は投票よりも政治的意志表明の方法としてふさわしいとすらいえる。投票権の行使による政治的意志の表明が選挙の際に所与の選好や意見を表出することであるとすれば、そうした選好や意見が妥当性を有することを保証するものは何もない。これに対して言論の

自由は、意見の表明と交換をとおして妥当性を吟味することである。この交換のなかでは、どのような意見も正当化を要求され、反論にさらされる。こうした正当化の実践と異議に対する応答といった過程を経ることによって意見の妥当性が試されるのである。そのため言論の自由においては、より説得力のある論拠を提示することへの動機づけはたらくともいえる。

こうした違いを明確にするために、カント自身が提示しているわけではないものの、ここで法が総体として正しいといえるための条件を法の正統性の条件と呼び、これを手続きと内容の二つに区別しておきたい。この区別にしたがえば、法が正統であるといえるためには、法に人びとの意志を反映させる手続きが保障され、かつ法の内容が正当であるという推定が可能でなければならない。そのため投票という手続きを介して国民の意志が表明され、さらに立法院における決議によって法の正統性を支える手続きの条件を充たすことができるが、これによって法の内容が正しいとまではいえない。妥当性をめぐる論争を経た結果として制定された法に対してのみ、その内容が正当であるという推定が可能となる。したがって法の妥当性を吟味する過程が広く保障されることによって、そうした過程を経て産出された法の内容の正当性が一時的にであれ推定される。投票権に加えて言論の自由が保障される

ことは、手続きの条件を充たすためだけではなく法の内容の正当性のためにも必要となるのである。

これまで論じてきたことをまとめれば、本節ではまず自己立法という原理を実現するための二つの手段が存在することを指摘した。それが投票と言論の自由を行使した政治的意志の表明である。いずれの手段も市民が立法過程に自らの意志を反映させるために存在する。本節では、立法過程における言論の自由を用いた政治的意志の表明についてのカントの見解を「理性の公共的使用」をめぐる議論のなかに見いだした。政治的意志表明としての理性の公共的使用は、市民が立法者として意見を表明し、法の妥当性をめぐる議論を喚起することであった。そうすることによって、法にかんしても「知識が増大し、誤謬が一掃される」(Auffa 39)ことが期待できるのである。そのため立法過程における言論の自由は、自己立法を実現するための手段であると同時に、法の妥当性を吟味するための手段としての役割を担っている¹⁵。この点で立法過程における言論の自由は、前節での真理の試金石としての言論の自由と無縁であるどころか同様の役割を担っている。ただしこの共通性は次節の権利侵害における言論の自由により明瞭に見て取ることができる。

四 権利侵害における言論の自由

——権利の唯一の守護神——

本節では権利侵害の訴えとして行使される言論の自由について検討する。権利侵害が生じうるのは、法が適用される局面においてである。そのためにまず、カントの議論において法の適用による権利侵害がどのようにして生じうるのかを明らかにしておきたい。前節で確認したように、カントは立法の原理として自由を挙げていた。これに対して平等は、法の適用による負担や権利の分配を統べる原理である。特定の者にのみ過重な負担を課す法、あるいは特権を与える法は不当な法である。したがって平等は、すべての人が同一の法に等しく拘束されるべきであることを示している¹⁶。法的平等の原理に適用法は、すべての市民を等しく拘束する一般法のみであるということになる。カントは、不当な法を説明するため、不平等な負担を課す徴税の例を挙げている。たとえば、特定の地主にのみ税が課され、その他の者には徴税を免除する法が制定された場合、この法は「不平等な負担配分」を課しているという理由で不当な法であるということになる (TP 298)。

しかし問題は、法によってすべての人を「等しく拘束することと、すべての人に「等しい負担を課す」ことが必ずし

も一致しない点にある。上記の徴税の例は、法が一部の者にのみ適用されることによって「不平等な負担配分」が課されている事例である。この場合、法の不当性は明らかである。

これとは異なり、すべての人に等しく法が適用されるにもかかわらず、実際に課される負担が不平等に配分されるという事態は十分に考えられる。こうした場合においては、法がすべての人を拘束しているという点で一般法の様相を呈しているながらも、実質的には特定の人びとにのみ負担を課しているという点で、直ちにその法を正当であるということとはできない。

たとえば財の再分配を一切認めない政策をとることはすべての人に等しく適用されるという点では法的平等の要件を満たしてはいる。けれどもそうした政策は、すでに生命の必要を充足している者に対しては何らの負担を課することがない一方、生命の必要を充たすことができない者に対しては実質上過大な負担を課することになる。法が等しく適用されるということから、法によって課される負担が平等に配分されるという事態は必ずしも帰結しない。したがってすべての人を「等しく拘束する」という法的平等の原理は、それがすべての人に適用されるという意味で理解されるならば、平等を実現するための一条件に過ぎないだけでなく、逆に「不平等な負担配分」を正当化することにもなりかねない。

そうだとすれば、カントは法が等しい拘束を課するものでなければならぬと述べているが、これはあくまで法的平等という原理を実現するための一つの条件にすぎない。つまり等しく拘束を課す法がそのまま正当であるわけではない。法的平等の原理は、立法者が一般法を制定することによって実現されるとは限らないからである。制定された法が正当であるか否かは、市民一人ひとりの判断に委ねられており、これは不可譲の権利として保障されている。

一人ひとりすべての人間は、断じて喪失することのない自分の権利をもっている。その権利は、たとえ本人が望んだとしてもけつして放棄することができないのであり、またその権利について判断を下す権限はその人自身にある。〔…〕国家市民には、元首が思いのままにおこなうことがらのうち公共体に対する不正であると思われるものについて自分の考えを公表する権限が、当然のこととして、しかも元首自身からの恩恵として、与えられるのでなければならぬ。

(TP 304)

ここでの言論の自由は、法が自らの権利を侵害していると当事者が判断した場合、その判断を公開し、是正を求めることができる権利である。ここでカントが想定しているのは、

立法の段階において法がすべての人に適用されるという意味での一般性を備えているがゆえに正当化されたとしても、法の適用が権利の侵害を招くことがありうるという事態である。つまり、法によってすべての人を「等しく拘束する」ことと、すべての人に「等しい負担を課す」ことが一致しないという事態である。権利侵害の訴えとしての言論の自由は、自らの権利を守るために行使されるため、諸権利のなかの一つの権利であるというよりも諸権利のための権利であるといえる。カントにおいては市民の諸権利を保障するために司法制度が立法者を制御するという発想はみられないが、この役割を担っているのが言論の自由なのである。⁽¹⁸⁾こうした意味で、「言論の自由は人民の権利の唯一の守護神 (das einzige Palladium der Volksrechte) である」(TP 304)。

『理論と実践』のなかでカントは、法の適用によって生じる権利侵害に対してのみ言論の自由の行使を認め、立法過程に民意を反映させる際の言論の自由の役割についてはほとんど語っていない。この点にかんしてP・ニーゼンは、言論の自由をめぐるカントの議論には、立法段階において法に正統性を付与する「契約論的あるいは主権論的な論拠」と、法の適用によって生じる権利侵害の訴えにみられる「学習理論的あるいは合理性論的な論拠」という二つの側面がみられると指摘している。⁽¹⁹⁾前者が法の制定過程において行使される言論

の自由であるのに対して、後者は法の権利侵害を発見し、法を改善するために行使される言論の自由である。この区別にしたがえば、言論の自由を「権利の唯一の守護神」と規定する『理論と実践』における議論は、言論の自由の「学習理論」的な側面に当たる。これに対して、前節で論じた『啓蒙とは何か』における「理性の公共的使用」は、「契約論」的な側面に当たるといえるだろう。

このように言論の自由の役割が二つに区分されている理由は、カントが法の正当性を二段階に分けて理解しているためであると考えることができる。すなわち立法過程においては市民が立法者という不偏的な立場から表明した意志を反映しなくてはならない。この段階において特定の階層の利害にのみ資する法は批判にさらされる。したがって、すべての人に等しく適用される一般法の要件を充たしているか否かが吟味される。一般法の要件にかんしてはこれを充たすことができるか否かは立法者の思考実験によって検証可能であるとする記述もみられるが、⁽²⁰⁾前節の「理性の公共的使用」でみたように、立法過程における法の正当性は、市民による意見の表明と交換によって検討されなければならない。

これに対して、法の適用において求められているのは、法によって課される負担の平等な配分である。法の適用がどのような負担配分をもたらすことになるかは、法の適用をうけ

る人びとの経験的な境遇に一定程度依存する。¹²¹そのため、法の制定時に見通すことができない不平等な負担配分が生じる可能性がある。カントは、こうした事態が生じる理由を国家元首の「考えちが」(Irrtum)や「無知」(Unkunde)に帰している。法の適用によって権利侵害が生じた場合、「元首は不正をなすことがありえないという想定に従うならば、その不正が生じたのは、最高権力が制定した法の帰結のどこかについて考えちがいがあつたか無知であつたかのためとしか考えられない」(TP 304)。この段階における言論の自由は、権利を侵害された当事者がその是正を求めるために行使される。カントが言論の自由を「権利の唯一の守護神」と規定する『理論と実践』においては、言論の自由の役割が法の適用後に生じる権利侵害の局面に限定されているのである。

前節における言論の自由と比べて権利侵害における言論の自由に特徴的なのは、カントが明確に、誤謬を回避するための手段として言論の自由を位置づけている点である。権利侵害を訴えるための言論の自由が許されなければならないのは、国家元首が無謬ではありえないからである。つまり、「[...]もしも元首は考えちがいをすることも事情に無知であることも全くありえないなどと想定するとしたら、元首は神的な靈感に恵まれ人間性を超越した存在だとみなしていることになるだろうからである」(TP 304)。したがって、言論の自由が

認められなければ、「最高命令者は知識をすっかり奪い取られ、もしも自分が知っていたらみずから変更するであろうことも変更できなくなってしまう」(TP 304)。

権利侵害における言論の自由はまず、法の適用によって権利を侵害された当事者がその是正を訴えるための手段である。この点で、前節での立法過程における言論の自由とは異なる。後者においては、市民は権利侵害の当事者としてではなく、経験的事情を考慮しない立法者の立場から意見を表明することが求められるからである。これは、言論の自由が立法と執行(法の適用)という異なる局面にそれぞれ対応する役割を担っていることを意味する。しかしながら権利侵害における言論の自由はそれにとどまらず、法にかんする知識を増大させ、法の欠陥を取り除くための手段としての役割をも担っている。この点で言論の自由は、「真理の試金石」から「理性の公共的使用」を経て「権利の唯一の守護神」まで一貫した役割を担っている。それが、正しさを検証し、誤謬を回避するための手段である。『理論と実践』における言論の自由は、侵害に対する救済の訴えとしてよりも、「考えちがい」や「事情に無知」であることを避けられない国家元首の学習の機会として論じられる傾向がある。そのため、立法過程における言論の自由と比べて、正しさを検証するための手段という位置づけがより明瞭に現れているといえる。

五 抵抗権否認と言論の自由——言論と権力

本稿の冒頭で述べたように、言論の自由は、国家権力による制約を排除することのできる自由権として位置づけられながらも同時に政治的権利としての性格をも有する。本節では、この一見して矛盾した事態を整合的に説明するために、カントのいわゆる抵抗権否認論を取り上げて言論と権力の関係を分析したい。そうすることによって、ケアステイニングが示唆した「自由権の民主主義的な性格」の内実も明らかになるはずである。

言論の自由はあくまで判断や意見を公開する権利であり、当事者が不当であると判断した法に対する不服従を正当化するわけではない。カントの議論においては、市民がある法を不当であると判断しても、それを根拠にして法に服従しないという行為は禁じられている。カントはこのような言論の自由にかんする自らの立場をホッブズと対比して説明している。カントによれば、ホッブズの理論においては国家元首が市民に対して「不正」をなすことはありえない（TP 363²²）。そのため、法の正当性をめぐって市民が判断を公開する権利も存在しない。

この命題〔国家元首が市民に対して不正をなすことはありえないという命題——引用者〕は、不正という語を、それをなした者に対する強制権を被害者に認めるような侵害という意味で用いるのなら、まったく正しいといえるだろうが、しかしまあ、一般的にいうならば、おそろしい命題である。

（TP 304）

ホッブズが「不正」という語をある特定の意味で用いているならば、カントはこの命題に同意する。すなわち、不正という語が、不正を被った者が不正をなした者に対して侵害の補償を強制的に要求する権利を有するということを含んでいるならば、カントはホッブズとともにそのような権利は存在せず、したがってそうした意味での「不正」を国家元首は市民に対して行うことがありえないと考える。もし、その意味での「不正」を国家元首が市民に対して行うことがありうるとすれば、市民はその侵害の補償を国家元首に対して強制的に求めることができるからである。

しかしホッブズは、不正を被った者が不正をなした者に対して補償を求める強制権をもたないという主張から、市民が制定された法を不正と判断し、その判断を公開する権利も持たないとする帰結を引き出しているが、カントによればこれは誤りである。ホッブズの議論においては、市民による法

の正当性についての判断を権利として認めてしまえば、その判断に基づく行為もまた認められると理解されているため、秩序を維持するためには、法の正当性についての判断そのものを市民に許容してはならないという結論が引き出されているのである。²³⁾これに対してカントは、法の正当性についての判断を公開する権利と、法に服従する義務とを切り離した。そうすることによって、法への服従の義務を遵守しながらも、市民が法の正当性をめぐって議論することが可能になったのである。けれども、どれほど言論の自由が許されているとしても、法への不服従が禁じられているならば両者の論理はさほど異ならないのではないだろうか。言論の自由にかなる強制権も伴わない理由が、市民の判断に強制権が伴えば無秩序を招来するという点にあるとすれば、カントとホッブズの議論にそれほど違いはないように思える。

カントがホッブズと異なる点については、言論の自由に権力が伴わない理由を無秩序の招来とは異なる点に求めなければならぬのではないだろうか。では、なぜカントは法の正当性をめぐる判断にはいかなる権力も伴うべきではないと主張したのだろうか。こうした問いは従来、カントによる抵抗権否認の問題として扱われてきた。カントは統治者に対する市民の抵抗権を否定する根拠を何点か挙げているが、その一つに統治者に対する抵抗が無法状態を招く点があるのは

確かである (TP 301)。この理由からすれば、言論の自由は権力が伴うべきではないのは言論の自由を無害化するためであるということになる。しかしながら本節では、言論の自由にかなる権力も伴うべきではないという主張に、無法状態を招来するとは異なる理由があると指摘したい。言論の自由は権力が伴うべきではないのは、言論の自由を無害化するためであるよりも言論の自由を確保するためである。

カントは、市民の抵抗権を否認する根拠の一つとして、抵抗権が認められれば立法権が複数存在し、それらが互いに対立するという「自己矛盾」に陥る点を挙げている (RL 320)。つまり、「最高の立法がそれ自体のうちに、最高でないという規定を含むこと」 (RL 320) になるという。カントの規定にしたがえば、「立法権は人民の統合された意志にのみ帰属する」 (RL 313) のであり、「人民の統合された意志」が成立する場合は立法者からなる立法府である。もし立法権が広く市民に認められれば、最上位の決定機関という機能そのものが立法府から失われることになる。立法者は市民すべてを拘束する決定を下さなければならない。もし、市民の判断にこれと同様の権限が与えられれば、その個人の判断もまた他者を拘束しうる正当かつ最終的な決定であるということになる。つまり、抵抗権を認めるということは、個々人の判断がいかなる媒介も経ないまま法的効力をもつということを意味する。

しかしながら前節までに論じたように、市民のこうした判断もまた、他者の異議にさらされることによってその妥当性が問われなければならない。市民各人の判断がその判断にもとづいて行為する権限を伴っており、それゆえ法的効力を有するとすれば、言論の自由を行使することによる法の妥当性の吟味という構想は完全に否定されることになる。すなわち、個人の判断は「公衆」に対する問いかけを経由して立法府や国家元首に対する異議申し立てとしての機能を果たすことが求められているにもかかわらず、抵抗権という概念によって想定されているのは、言論の自由による意見の表明と異議に対する応答を経ないまま、それにもかかわらず個々人の判断がそのまま法的効力を有するという事態なのである。

ここで注意すべきは、立法者ならびに国家元首が法的拘束力を有する判断を下すことと、市民による自由な意見の表明をカントが区別しているという点である。両者を切り離すべきなのは、それぞれが果たす機能が異なるからである。立法者は市民すべてを拘束する決定を下さなければならない。そのため延々と議論を続けることはできず、決定を下さなければならないという圧力のもとにあるのに対して、言論の自由においてはこうした権限とそれに伴う決定への圧力から免れているからこそ既存の法を自由に批判することができる。²⁴ そうだとすれば、自らの判断を自由に公開し、異議に対して応

答するという「理性の公共的な使用」は、法的効力が伴わない長期的な意見の交換と流通を基盤にしてこそ可能となる。言論の自由を行使した意見表明に決定権限が伴えば、国家による制約を免れた議論が難しくなるはずである。²⁵

したがって、カントが言論の自由に権力を認めなかったのは、言論の自由を無害化するためであるよりも、決定の権限を与えないことによって言論の自由を確保するためであったといえる。『永遠平和のために』のなかでカントは、哲学者が国王になるべきではない理由として、「権力の所有は、理性の自由な判断を必ずそこなうことになる」(VeF 369)と述べている。これは、権力の所有が理性に対して自己利益を優先させることへの誘引を与えると同時に、決定権限に伴うさまざまな制約が自由な意見の表明に負担をもたらす萎縮させる効果を及ぼすという意味であると解釈することができる。²⁶

以上のように、権力を所有することは、二重の意味で自由な意見の表明を歪める可能性がある。言論の自由が、それにもとづいて行為する権限を伴わず、国家権力による干渉や制約を排除することのできる自由権に含まれているのは、それが言論の自由を可能にするための制度的な条件をなしているからである。それにもかかわらず言論の自由は、政治的意志形成に寄与することによって国家権力を構成する権利としても機能するのである。

結 語

以上本稿では、カント哲学における言論の自由の位置づけとその役割について検討してきた。最後に、カント哲学における言論の自由の特徴を本稿の冒頭に掲げた二点の課題にそくしてまとめておきたい。一点目は、言論の自由が認識的な役割を担っている点である。本稿では言論の自由を、認識論における「真理の試金石」、立法過程における「理性の公共的使用」、権利侵害における「権利の唯一の守護神」に分けて論じてきたが、それらに一貫しているのは、正しさを検証し、誤謬を回避するための手段として言論の自由が位置づけられている点である。もちろん、立法過程と権利侵害における言論の自由はどちらも政治的権利としての性格を有している。前者が自己立法を実現するための手段であり、後者は権利の侵害を告発することによって法的平等の原理を実現するための手段である。しかしながらこれら二つは、法の欠陥を発見し、法にかんする知識を増大するための手段としての役割をも担っている。したがって法の正当性をめぐるカントの議論においても、言論の自由は真理の試金石と同様の役割を果たしているのである。

言論の自由が自己立法の原理を実現するための手段として

のみならず、認識的な役割をも担うことによって、言論の自由を行使した論争の結果として制定された法の内容が正当であるという推定が可能になる。そうだとすれば、言論の自由は、意見の交換によって誤謬を発見し、その結果として正当な法を産出する可能性を高めるという理由によっても擁護されているのである。現代のデモクラシー論においては、意見の交換や討議が有するこのような認識上の利点を根拠にあらためてデモクラシーを正当化する議論が提示されているが、カントの議論にこうした洞察を読み取ることも不可能ではない。

二点目は、前節で論じたように言論の自由が権力を伴わない自由権として位置づけられている点である。言論の自由は、個々人による自由権の行使をつうじて政治的意志形成に寄与するため、投票権のように直接的に国家権力を構成する権利ではない。そのため個々の言論が立法にどのような影響を及ぼすのか、あるいはそもそもも影響を及ぼしうるのかどうかも不確かである。にもかかわらずカントは、言論の自由が何ら権力を伴わないことを肯定しているばかりか、言論の自由によって法が改善されることへの期待を表明さえしている。カントにとって言論の自由は立法者が法的な拘束力を有する判断を下すこととは異なる機能を担っており、決定権限が伴えばむしろ自由な意見表明が困難になる。言論の自由が権力を

もたないことは意見の自由な提起や交換が可能となるための制度的な条件であり、それゆえ言論の自由は、政治的権利としての性格をもちながらもあくまで自由権として位置づけられるべきなのである。

(きむ・くい／政治思想史・政治理論)

注

- (1) カントの著作からの引用は、以下の略語を用いてアカデミー版カント全集 (*Kant's gesammelte Schriften*, Herausgegeben von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften) の頁数を本文中に記した。『純粹理性批判』に関しては、慣例に従い第一版はA、第二版はBとし、その後にアカデミー版頁数を表記した。邦訳は『カント全集』(全三二巻・別巻一、岩波書店、一九九一—二〇〇六年)に依拠したが、訳文を変えた箇所もある。Anthr: *Anthropologie in pragmatischer Hinsicht* (1798) (渋谷谷美訳「実用的見地における人間学」『カント全集15』); Aufkl: *Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?* (1784) (福田喜一郎訳「啓蒙とは何か」『カント全集14』); KrV: *Kritik der reinen Vernunft* (第一版一七八一、第二版一七八七) (有福孝岳訳「純粹理性批判」『カント全集4・5・6』); RL: *Metaphysik der Sitten, Rechtslehre* (1797) (梅井正義・池尾恭一訳「人倫の形而上学・法論」『カント全集11』); SF: *Der Streit der Fakultäten* (1798) (角忍・竹山重光訳「諸学部之争」『カント全集19』); TP: *Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis* (1793) (北尾宏之訳「理論と実践」『カント全集14』); Zef: *Zum ewigen Frieden* (1795) (遠山義孝訳

「永遠平和のために」『カント全集14』。

(2) 以下では、経済的自由に対して言論の自由をはじめとする精神的自由を憲法によってより手厚く保障するべきであるとするいわゆる「二重の基準」論を念頭においている。

(3) 代表的な研究として、Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1990. (細谷貞雄・山田正行訳「公共性の構造転換——市民社会の二カテゴリーについての探求」第二版、未來社、一九九四年); Onora O'Neill, *Constructions of Reason: Explorations of Kant's Practical Philosophy*, Cambridge: Cambridge University Press, 1989. また近年の研究としては以下の文献が有益である。Peter Niesen, *Kant's Theorie der Redefreiheit*, Baden-Baden: Nomos, 2008.

(4) Wolfgang Kersting, *Wohlfürderte Freiheit: Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie*, Paderborn: Mentis, 2007, S.289. (舟場保之・寺田俊郎監訳『自由の秩序——カントの法および国家の哲学』シネルヴァ書房、二〇一三年、二八五頁)。

(5) B. Sharon Byrd and Joachim Hruschka, *Kant's Doctrine of Right: A Commentary*, Cambridge: Cambridge University Press, 2010, p. 81.

(6) Byrd and Hruschka, *Kant's Doctrine of Right*, p. 83; Arthur Ripstein, *Force and Freedom*, Cambridge, MA: Harvard University Press, 2009, p. 51.

(7) Johannes Keulenburt, *Immanuel Kant und die Öffentlichkeit der Vernunft*, Berlin: De Gruyter, 2011, S.23.

(8) Jürgen Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, S.184. (邦訳「一四九頁」)。

(9) Peter Niesen, *Kant's Theorie der Redefreiheit*, S.72-73.

(10) Onora O'Neill, *Constructions of Reason*, p. 13.

- (11) カントの『判断力批判』のなかに、他者の観点を考慮に入れる思考様式を見いだし、ここに判断が妥当性を得るための条件を求めたのは、H・アーレントである。彼女は、判断形成過程における他者への伝達可能性を重視し、これが現実における他者との意見の交換と密接な関連をもつことを指摘している (Hannah Arendt, *Lectures on Kant's Political Philosophy*, Chicago: The Chicago University Press 1982. [浜田義文監訳『カント政治哲学の講義』法政大学出版局、一九八七年。])
- (12) 牧野英二『遠近法主義の哲学——カントの共通感覚論と理性批判の間』弘文堂、一九九六年、一二〇頁。
- (13) カントは『人倫の形而上学』のなかで「代表制」という語によって代表者を選出する制度を指しているが、『永遠平和のために』では同じ語を立法権と執行権が分離された「統治形式」のもつ特徴という意味で用いている (Zef 352)。
- (14) ただしカントは、牧師の例のなかで二つの理性使用の間の対立が深刻化する可能性に触れて、そうした場合は職務を辞任せざるをえないと述べている (Aufkl 38)。これは離脱可能な組織の一員としては可能だとしても、国民という立場においても同様可能であるかは自明ではない。二つの理性使用が調停不可能なまでに対立し、かつ国民のように離脱することが困難な集団の一員として理性を私的に使用しなければならない場合に理性の公共的使用を優先させようとすれば、法に対する「市民的不服従」という選択肢が考えられるが、第五節でみるようにカントがこの選択肢を提示することはありえないと思われる。
- (15) 理性の公共的使用は、カントが啓蒙を論じるなかで登場する概念であり、思考様式の変化と政治体制の変革という二つの意味で進歩の観念と密接な関係を有している。そのため本稿では論じることができないが、言論の自由には進歩のための手段という側面がある。この点にかんしては、斎藤拓也「悪」の問題の解決策としてのカントの「市民社会」——神義論の問題と「言論の自由」政治思想学会編『福祉社会と政治思想』風行社、二〇〇一年；Elisabeth Ellis, *Kant's Politics: Provisional Theory for an Uncertain World*, New Haven: Yale University Press, 2005, pp. 164-170 を参照。
- (16) 『永遠平和のために』において平等は以下のように説明されている。「国家における外的 (法的) 平等とは、人が他人を法的に拘束することができる場合、彼は同時に、自分も逆に同じ仕方でも拘束されうるという法則の下におかれる」といった国家市民相互の関係である (Zef 350, 強調原文)。
- (17) もちろんこのことは、国家によるあらゆる不正であるということの意味するわけではないが、国家が財の再分配を行わなければならないことはカント自身認めている (RL 326)。
- (18) Ingeborg Maus, *Zur Aufklärung der Demokratietheorie: rechts- und demokratietheoretische Überlegung im Anschluss an Kant*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1994, S.301. [浜田義文・牧野英二監訳『啓蒙の民主制理論——カントとのつながり』法政大学出版局、一九九九年、一二五頁。]
- (19) Peter Niesen, *Kants Theorie der Rechtsfreiheit*, S.136-158.
- (20) 「[...] その法律がさらに法の原理とも一致しているかどうかを立法者が自問して判定する場合には、立法者がまちがいを犯すことはありえない。それというもの、この場合には、立法者は根源的契約の理念を絶対にまちがいのない尺度として、しかもアプリオリにもっているからである」 (TP 299)。
- (21) 『永遠平和のために』でカントが立法と執行 (法の適用) の違いを三段論法の大前提と小前提にたとえて説明しているように (Zef 352)、立法過程においては普遍的なものを制定し、法の

適用においては特殊なものを普遍的なもののもとに包摂する。そのため、法の適用においては「経験的」なものについての考慮が必要になる。

- (23) Thomas Hobbes, *On the Citizen*, Richard Tuck and Michael Silverthorne (eds.), Cambridge: Cambridge University Press, 1998, p. 97. [本田裕志訳『市民論』京都大学学術出版会、二〇〇八年、一六六頁]。

- (23) Peter Niesen, *Kants Theorie der Redefreiheit*, S.140.

- (24) 『諸学部之争い』においてはこの役割は「哲学部」に帰せられている。「学者公共体のためには、大学にどうしてももう一つ学部がなければならない。それは、自らの教説にかんして政府の命令から独立であり、命令を出す自由はもたないが、すべての命令を判定する自由をもつような学部である。この自由は学問上の利害関心にかかわるものであって、その場合には理性が公共的に語る権限をもっていなければならない」(SF 19-20)。

- (25) Howard Williams, *Kant's Political Philosophy*, Oxford: Blackwell, 1983, p. 154; Volker Gerhardt, "Refusing Sovereign Power," in *Kant's Moral and Legal Philosophy*, Karl Ameriks and Otfried Höffe (eds.), Cambridge: Cambridge University Press, 2009, p. 290.

- (26) 毛利透『表現の自由』岩波書店、二〇〇八年、一二三頁。

- (27) 〃の指摘に關しつは、Daniel M. Weinstein, "Natural Law and Public Reason in Kant's Political Philosophy," *Canadian Journal of Philosophy*, Vol. 26, No. 3, 1996, pp. 408-410.

〔謝辞〕 本稿の修正にあたって匿名の査読者の方々から有益なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の念を表したい。

キーワード…言論の自由、カント、理性の公共的使用、自由権

〈公募論文〉

マルクス「本源的所有」論の再検討

「資本主義的生産に先行する諸形態」における「私的所有」と「個人的所有」の差異

隅田聡一郎

はじめに

「資本主義的生産に先行する諸形態」（以下「諸形態」）は、マルクスが詳細な歴史研究に基づいて歴史的考察を叙述した数少ない草稿の一つである。特に、戦後日本においては『経済学批判要綱』（以下『要綱』）自体とは別に翻訳されるなど、歴史学者を中心に多くの論者によって様々な解釈がなされてきた。ところが、主としてマルクス主義歴史学は、『経済学批判』序言における、いわゆる「史的唯物論」の公式（『アジア的、古典古代的、封建的、および資本主義的生産様式』を補強し、「世界史の基本法則」を確立するために、「諸形態」の歴史的

考察を参照する傾向にあった。また、大塚久雄も「諸形態」を素材として「アジア的↓古典古代的↓ゲルマン的」という「歴史的な継起的発展諸段階」から独自の「共同体」論を構築したが、¹⁾ 継起的発展を強調する点では「史的唯物論」と大差はなかった。

一方、「諸形態」の「三形態」を「継起・段階、法則」と捉える理解に対して、エリック・ホブズボームや福富正実は「三形態」を「類型上の違い」として、または自然生的共同体（定住農耕以前の原始共同体）から発展する「オルタナティブなルート」として把握することによって、時間的に序列化された単線的な継起的発展を否定し、「三形態」から階級社会への移行の多様性を強調している。²⁾ もちろん、両者にとつ

て、「最後の敵対的形態」としての資本主義的生産様式への移行に関しては、どの前資本主義社会においても普遍的な継起的段階が存在することは否定できないものである。その点に関してホブズボームは、「諸形態」においては、『資本論』「本源的蓄積」論と比べて、封建制から資本主義への移行にかなする十分な記述が存在しないと指摘している。両者は、マルクス主義歴史学とは異なり、特定の生産様式が特定の予定の順序で継起することを歴史的に実証することは否定する。しかし、より広い意味で歴史的発展を問題とする「一般理論」としての「史的唯物論」は放棄されてはいない。

また、植村邦彦も単純な「時間の等質的連続性」とは異なる意味で、「三形態」は時間的序列を想定しているという。ただし、それは、継起的な発展という意味ではなく、あくまで「可能性」の変化であると強調する。さらに植村は、マルクスの想定する歴史的・時間的序列をヴェーバーの「発展の理念型構成」Ⅱ「概念の論理的秩序」と理解し、それを「生産諸力の発展段階」と規定する。しかし、このように発展段階を規定するだけでは、植村も、自身が批判する「史的唯物論」のパラダイムに限りなく近づくことになるだろう。^③ それに対して、熊野聰は「諸形態が個人の共同体への定在の仕方の諸形態であること、それは生産力によって規定される発展関係にあるのではなく、定住事情や土地の物理的性状によっ

て生ずる類型関係にあることを示した。それはなによりも共同体的土地所有にたいする関係の諸形態であること」^④だと述べている。もちろん、熊野は大塚のように「近代における個人の自立との対比における前近代の共同関係」という問題意識^⑤からではなく、「生産力の発展段階」という歴史的・時間的序列を否定し、「諸形態」の類型を「共同体」概念との関連において解釈している。

とはいえ、先行研究のように、「三形態」を「継起的発展」であるのかそれとも「類型」にすぎないのか、さらに言えば、時間的序列とは異なる意味での継起性とは何か、と問うことはさほど重要ではない。というのも、「諸形態」における主題は、『資本論』における「本源的蓄積」にさらに先行する「本源的所有」形態を把握することであり、またそのことによつて資本主義社会における近代的「所有」すなわち「私的所有」の種差性^⑥、さらには「共同体」の解体による「無所有」の成立を明らかにすることであるからだ。エレン・ウッドも、本源的所有の「三形態」を「継起のプロセス」か「本源的共同所有からのオルタナティブなルーツ」のどちらと見なすべきか断言することはできないと述べている。つまり、マルクスが「歴史的継起」を考えていたかどうかは、彼の考察が資本主義の特異性を説明するためのものであるならば問題にはならない。^⑦

それでは、「諸形態」の主題である「本源的所有」論の意義とは何か。中村哲は、単なる歴史的起源ではなく、論理的な意味として「本源的所有」を解釈することによって、それを「労働者が生産手段として他の生産手段に付属する形態（＝隷属制・農奴制）」を含む、前資本制的所有の抽象的・一般的規定⁸⁾と定義する。従来、いわゆる「階級闘争」史観では、「隷属制・農奴制」が近代資本主義社会における資本・賃労働関係と並列化され、両者は剰余労働の搾取という支配・隷属関係において同一視されてきた。しかし、たとえ階級的性格をもつとしても、「隷属制・農奴制」は、近代資本主義社会における労働者の「無所有」状態とは全く異なり、諸個人に「本源的所有」が保証されているのである。このように、近代批判としての「本源的所有」規定を論理的におさえたいので、「諸形態」における「本源的所有」の「三形態」をテクストから再解釈することが本稿の課題である。

一 本源的所有の「三形態」の意義

おおよそ、先行研究は「諸形態」の「三形態」から出発するが、「諸形態」の冒頭において、「アジア的形態」「古典古代的形態」「ゲルマン的形態」という本源的所有の「三形態」は、より大別した「二形態」に区別されている。

この別の前提（自由な労働を労働の客体的諸条件から分離すること）は、なによりもまず、労働者を彼の自然の仕事場としての大地から切り離すこと、それゆえ東洋の共同体に基づく共同的な土地所有の解体ならびに自由な小土地所有の解体である。⁹⁾ (MEGA II/1, S.379.)

前資本主義的生産様式における「本源的所有」とは、「個々人が労働および再生産の自然的諸条件に対して、それらを自己に属する諸条件とするようにして関わる (verhàlen)」(ibid, S.380) あるいはその自然的諸条件に対して自己の所有物とするようにして関わることを意味する。この「本源的所有」のもとで、個々人は「共同体」¹⁰⁾の構成員として、「共同体」によって所有者として再生産され、自らの生存を「共同体」によって保証されている。つまり、生産者と生産手段の本源的統一、諸個人の「人格的な関わり合い」すなわち「成員相互間の関わり合い」としての「共同体」を前提としているゆえに、「共同体」において「個人 (Individuum)」は、他の個人にたいしても、同じ状態で関わる (ibid, S.379.)。つまり、「共同体」において、個人が自らに対して自らを所有者とするようにして関わるのみならず、他の個人すなわち他の共同体成員に対しても彼らを所有者とするようにして関わっている。

そして、「共同体」において諸個人が互いに対して所有者とするようにして関わりあうというこの前提は「本源的所有」の二形態に対応している。

そしてこの前提が、共同体組織に由来するものとして措定されているか、それとも共同体を構成する個々の家族に由来するものとして措定されているかによって、個人は他の個人に対して、共同所有者、すなわちその数だけの共同所有の化身とするようにして関わるか、または、彼とならぶ自立した所有者すなわち自立した私的所有者とするようにして関わるのである。

(ibid.)

第一の東洋的共同体においては、この前提が共同体組織それ自体に直接的に由来するものとされ、個人は他の個人に対して共同所有者とするようにして関わっている。他方、第二の自由な小土地所有においては、この前提が共同体それ自体ではなく共同体を構成する小家族に由来するものとされ、個人は他の個人に対して自立的な私的所有者とするようにして関わっている。すなわち、両者とも「本源的所有」形態であることには間違いないが、それを前提にしたうえで、ここでは、どのようにして「共同体」において諸個人が互いに対して所有者とするようにして関わりあうか、が問題となってい

る。前者では、諸個人が互いを共同所有者とするようにして関わりあい、後者では、諸個人が互いに自立した私的所有者とするようにして関わりあう。

マルクスによれば、両者の差異は以下のことに由来する。

共同体組織の共同所有が全土地と全成員を統括する東洋的共同体とは対照的に、「自由な土地所有者からなる西洋の共同体」(ibid. 378)では、共同体の紐帯が一定程度弛緩し、共同体から一定程度自立した複数の小家族が私的所有者として共同体を構成するがゆえに、共同所有が小家族の私的所有とは別個に公有地 (ager publicus) として成立しているのである。後者の自由な小土地所有における「自由」とは、本源的所有を前提としながらも、諸個人が共同体の共同所有の単なる「化身」にすぎない東洋的共同体との対照関係において、「共同体」の紐帯から一定程度解放された小家族が私的所有者として自立していることを意味している。¹¹ その意味で、「共同体」の紐帯が一定程度弛緩し、小家族が共同体の構成単位である後者が、前者との対照関係で論理的により資本主義社会に近いとされているということに注意を払うべきである。

もちろん、「共同体」の紐帯は一定程度しか弛緩していないので、後者の「自由」は、近代資本主義社会における物象の担い手としての諸個人の自由では決していない。自由な小土地所有においては、生産手段に対する肯定的な関わりが保証

されており、小家族という共同体組織を前提とした、家内工業と結びついた小規模農業が営まれている。また、ここでの「私的所有」も、近代資本主義社会における「私的所有」とは異なり、共同体から一定程度切り離された小家族の所有という意味にほかならない。この点に関しては、あとでローマの形態・ゲルマンの形態を扱う際に詳しくみることにしよう。さて、この二つの主要な「本源的所有」形態は叙述が進むと「三形態」へと分化する。冒頭で、どのようにして「共同体」において諸個人が互いに対して所有者とするようにして関わりあうかという観点から考察された二形態は、一方がそのまま第一形態となり他方が第二・第三形態に分化する。すなわち、第二・第三形態の区別は「私的所有」と「個人的所有」の差異に基づいて、初めから叙述されたものではないことに留意されたい。というのも、先行研究では「二形態」論がほぼ注目されてこなかったからである。したがって、具体的規定に即して三形態を考察する際、「共同体」において諸個人が互いに対して所有者とするようにして関わりあうという「二形態」論の前提をまず念頭におく必要がある。

次節以降、本源的所有の「三形態」を詳細に検討するが、あらかじめ述べておくと、「三形態」の差別化による「本源的所有」論の意義は、それぞれの資本主義に先行する諸形態がもつ特有の諸制限の論理を把握することにある。それは、

諸個人が「労働の客体的諸条件にたいして彼らが行っていたそれまでの——あれこれのしかたでの——肯定的な連関」(ibid. S. 406)をすべて否定することによって、資本主義的生産様式が歴史的に成立したからにほかならない。ゆえに、以下の展開で強調されるのは、マルクスが、先行研究が着目したような「三形態」相互の差異のみならず、各形態と近代資本主義社会との種差性をつとに考察しているという点である。

二 「アジア的形態」の基本的特徴

本節では、「諸形態」の「三形態」のうち、第一形態、なかでもアジア的形態について具体的規定に即してみていこう。従来の論争テーマであった「アジア的生産様式」論においては、アジア的形態が階級社会やヨーロッパの奴隷制・農奴制との関連で論じられてきた¹²⁾。しかし、本源的所有という「諸形態」の主題からすると、まずテキストに内在して具体的諸規定からアジア的形態に固有の論理を把握しておく必要がある。すでに見たように、本源的所有形態において、各個人が共同体組織の成員として、所有者として関わり合い、すなわち共同体組織を媒介として、客体的諸条件にたいして自らの所有物とするようにして関わっている。

この基本的な関係は、アジア的形態においても変わること

がないのだが、アジアの形態の基本的特徴は①多数の共同体組織が世襲的な占有者 (Besitzer) としてしか現われず、②その上に専制君主として具現化されている包括的統一体が唯一の現実的な所有者 (Eigentümer) だということである。

したがって、「この場合それらの特殊の共同体組織では、個々人 (Einzeln) は事実上、無所有 (Eigentumslos)」(ibid, S.380.) であり、「個々人はけっして所有者にはならず、占有者になるだけなので、実際には彼自身が、共同体の統一性を体現している者の所有物であり、奴隷である」(ibid, S.397)。

しかし、このように専制君主によって所有された奴隷である「無所有」の個々人を、近代資本主義社会において客体的諸条件を全く失い、共同体組織からも切り離された「無所有の労働者」と決して同一視してはならない。というのも、マルクスが言うように、「(一)「アジア的形態」では、奴隷制は、労働の諸条件を廃棄することなければ、本質的な関係〔本源的所有〕を變形させることもない」(ibid.) からである。すなわち、個々人は特殊の共同体組織においてその成員であるかぎり占有者として関わりあっており、ここで占有と明確に区別されている所有も、唯一の現実的な所有者である専制君主によって特殊の共同体組織を媒介として個人に委譲されるからである。

つまり、専制君主といっても、それは上位の「共同体」で

ある包括的統一体が「多数の現実の特殊の共同体組織の上に立つ一つの特殊なものとして現れ」(ibid, S.380.) ものにすぎず、例えば「統一体が部族内家族の首長で代表されている」(ibid, S.381.) という仕方でも「人格」として現れている。

アジア的形態においては、「人格として存在する上位の共同体 (Gemeinschaft)」(ibid, S.380.) すなわち包括的統一体において、諸個人は互いを共同所有者とするようにして関わりあうが、近代資本主義社会においては、諸個人は物象の交換によって「人間はもはや自己にたいして、ただ個別化された者とするようにして連関するだけ」である。要するに、「諸個人が互いに対して共同所有者とするようにして関わりあう」アジア的形態とは正反対に、近代資本主義社会においては、物象が「真の共同体組織」(ibid, S.400.) となり、諸個人が「自己を一般的かつ共同的なものにすることが、自己を個別化された者として措定するための手段となっている」(ibid.)。畢竟、アジア的形態においては、上位の「共同体組織」である統一体が「一つの特殊なもの」として現れた専制君主が唯一の所有者であるにもかかわらず、下位の特殊の共同体組織においては、諸個人が互いを占有者とするようにして、そして専制君主の委譲によって共同所有者とするようにして関わりあう、という本源的所有が基礎をなしている。

それゆえ東洋的専制主義の、また法律上 (juristisch) そこに存在するようにみえる (scheinen) 無所有のまっただなかに、実際には (in der Tat) とうした部族所有または共同体所有が基礎として存在しているのである。

(ibid, S.380.)

アジアの形態において、特殊の共同体組織の剰余生産物は、包括的統一 (専制君主) に帰属することが、法律的に (legal) 規定されているため、外見上、個々人は無所有であるかのように見える。しかし、実際には、個々人すなわち「共同体成員はそれ自体としては共同的所有の共同占有者 (Mitbesitzer)」(ibid, S.383.)であって、下位の特殊の共同体組織を媒介として、本源的所有が個々人に保証されているのである。さらに、第二・第三形態との対照関係において、アジアの形態に土地の「私的所有」が存在しない主要な理由を、マルクスは以下のように述べている。

この所有「東洋的専制主義の基礎にある、第一形態の部族所有や共同体所有」は、たいていの場合、小共同体内部の製造業と農業との結合によって生み出されるのであって、その結果、この小共同体は完全に自給自足的なものとなり、再生産及び剰余生産のいっさいの条件を自己自身のなかに

もっている。

(ibid, S.380.)

すなわち、共同体内部で完全に自給自足的な生産と再生産を行うアジアの形態においては、「農業と製造業との東洋的補完関係」(ibid, S.398.)が強固に残存しているため、「まったく外的な影響による」ことなしに、「共同体への客体的、経済的な紐帯」(ibid.)を喪失することはない。マルクスが、第二・第三形態との対照において強調しているように、アジアの形態において「この紐帯は強く根付いて」(ibid.)おり「最もしぶとく最も長くもちこたえるのは、必然的にアジアの形態」(ibid, S.391.)なのである。

三 「ローマの形態」の基本的特徴

マルクスは、共同体成員である個々人が共同体の占有者にすぎず、個々人の所有は共同体所有、具体的には専制君主の所有としてしか現われない第一形態との対照において、第二形態では共同体から切り離された個々人の所有が存在するという。それは「より激動化した歴史的生活の所産であり、本源的な諸部族の盛衰と変形との所産である」(ibid, S.381.)。すなわち、歴史的には「部族の共同的性格が、外部にたいする消極的統一性として現われ、またそう現れざるをえなくな

る」(ibid, S.382)。結果、個々人が私的所有者となる条件が与えられるのである。ここで、「外部にたいする消極的統一性」とは、共同体における共同的労働が、第一形態のように専制政府の事業に使用されることが少なくなり、もつばら、自分たちの共同体を脅かす他の共同体にたいする戦争に使用されることを意味している。

だから、戦争は、生存・生活の客体的諸条件を占拠するためのものであらうと、客体的諸条件の占拠を守り永久化するためのものであらうと、重大な全体的課題であり、必要不可欠な重大な共同的労働である。(ibid, S.381.)

ゆえに、ローマ的形態において、共同体から一定程度「自由」な複数の小家族からなる共同体は、「なによりもまず——軍制・兵制として——軍事的に組織されている」(ibid)のであって、その結果、共同体は完全に解体することなく、暴力による客体的諸条件の占拠をつうじて個々人に本源的所有が保証されている。また、この軍事的な組織の基礎として、共同体成員の居住地が都市に集中するということが重要である。第一形態では、都市は「王侯の宿営地にすぎず、本来の経済的構造に付け加えられた蛇足物」(ibid, S.387.)にすぎなかった。一方、第二形態では、共同体成員である農民(土地

所有者)の居住地として、都市は共同体の本拠をなし、農村(土地)・村落・耕地といった経済的基礎は都市の領地として現われる。つまり、第二形態における都市は、第一形態のように本来の経済的構造の蛇足物ではなく、経済的構造の土台をなすのである。このように、①農村生活の起点②農民の居住地③戦争遂行の起点としての都市への集中によって、共同体それ自身が「個々人の存在とは区別される外的存在」(ibid.)すなわち軍事的に組織された国家(Staat)として成立する。

一方で、ローマ的形態における国家は、外的な軍事的組織でありながらも、近代国家とは異なり、あくまでも「自由で平等な私的所有者の相互間の関わり合い(Beziehung auf einander)」であり、外部に対する彼らの結束であり、同時に彼らの保証である」(ibid, S.382.)。ここでは、共同体が人格的依存関係に基づく国家として存在することに媒介されて、個々人の本源的所有が保証され、逆に、共同体成員として諸個人が相互にたいして私的所有者とするようにして関わり合うことによって、具体的には「共同の必要や共同の名誉等々のために公有地を確保することによって」(ibid.)、人格的な関わり合いとしての共同体が存立し、維持・再生産されるのである。

彼が自分の私的所有にたいして連関するとき、それは土

地にたいする連関であると同時に共同体成員としての自分の存在にたいする連関であり、そのようなものとしての自らを維持することは、同時に、共同体を維持することでもあり、またその逆でもある、等々。

(ibid.)

土地所有者として、その資格において共同体成員として、自給自足する農民が自己を再生産することは、彼らの生存を保証する。それは、彼らの本源的所有を可能とする労働の自然的諸条件（具体的には、一フーフエの分割地）を、共同体が保証しているからである。一方、逆に共同体の存続は、全成員が自給自足する農民として再生産され、また彼らによって戦争のための軍務等々の剰余労働が行われることで保証される。さらに肝要なのは、「二形態」論において強調された、人格的関わり合いとしての「共同体」概念である。すなわち、共同体と諸個人の相互保証が実現されるのは、諸個人が私的所有者として土地にたいして関わりと同時に、共同体成員として、他の諸個人にたいしても彼らを自分と同じ私的所有者とするようにして関わりることによってである。また、共同体成員として土地にたいして関わりすることは、自分自身の自給自足のみならず、他の共同体成員の自給自足を保証することを意味している。ゆえに、最終的に各成員の生存のための客体的諸条件を保証する共同体のために、彼らが公有地を維持・

占拠する軍務などの剰余労働を行うことが前提とされるのである。

共同体が軍事的に組織された国家において、共同体所有は、国家所有すなわち公有地として成立し、共同体成員の私的所有すなわち分割地から空間的に分離している。このように、ローマ的形態における所有は、国家所有と私的所有という二重の形態で成立し、相互に対立している。ただし、本源的所
有としての私的所有者相互間の関わり合いにおいて、個々人は、共同体の一成員として存在し、共同体を存続させるべく公有地を確保する限りにおいて初めて分割地を与えられる。

その結果として彼らは私的所有者たりうるのだから、私的所有は対立する国家所有（共同体所有）によって媒介されている。

ところで、マルクスは、ローマ的形態に特徴的な、共同体の土地所有における国家所有と私的所有という二重の形態を、歴史学者ニブールの『ローマ史』を独自に解釈することによって把握した。このことは先行研究でほとんど着目されず、さらなる精確な論証のためには未刊行の抜粋ノートを参照する必要があるが、以下の引用でマルクスは、共同の土地（*Gemeindland*）というカテゴリーを、国家所有としての共同体の土地（*Gemeindeland*）すなわち公有地（*ager publicus*）として再定義している。

「共同体の土地 (Gemeindeland) を占有 (Besitz) することによってそれを利用する権利は、もともとは貴族に属するものであつて、そのあと彼らが彼らの被保護民に封土として与えたものであつた。公有地 (ager publicus) からの所有の譲渡は、もっぱら平民のものとなつた。いつさいの譲渡や共同体の土地の持ち分にたいする賠償は、平民に有利になるように行われた。本来の土地所有は、都市の城壁にある地域を除けば、最初はただ平民の手のなかだけにあつた。」

(ibid, S.384.)

歴史的に、共同体の土地を占有していたのは、「かなりの程度に共同体組織を代表する」(ibid, S.387.) 貴族であり、貴族は自らに従属する被保護民等々を使用してそれを利用してゐた。その後、封土を与えられた被保護民出身の平民が、階級闘争を経てローマ市民としての政治的権利を獲得し、共同体の土地から所有を譲渡される。マルクスが述べるように、元来、平民は貴族が占有する「公有地の利用から締め出され、それを奪われて (privieren)」(ibid, S.388.) いるという意味で、共同体の土地を配分された結果としてはじめて私的 (privat) 所有者として現われる。すなわち、共同体が占拠する土地において、一方の部分である公有地は貴族によって占有され、共同体そのものに残された国家所有として存在する。また、

他方の部分は、分割地として平民に配分され、彼らは共同体成員として互いに自由で平等な私的所有者として存立するのである。

ここで、しばしば見落とされてきたが、この「私的」という言葉の起源からも、私的諸個人・私的人格を前提とする近代的な排他的所有としての「私的所有」とローマ的形態のそれが決定的に異なることが明らかだろう。同じ表現をあえて用いるとするならば、近代的な「私的所有」は、あらゆる労働の客体的諸条件を完全に奪われた (privieren) 無所有を前提として初めて成立するカテゴリーである。しかしながら、ローマ的形態における「私的所有」とは、単に私的所有者としての平民が、貴族と異なり、公有地の利用から排除され、彼の分割地が空間的にも公有地と区別されるという意味をもつにすぎない。要するに、彼らは共同体成員であるから、自らの分割地の利用によって自給自足することができ、本源的所有を保証されているのである。

このように把握された国家所有と私的所有という二重の形態は、次節で詳しくみるように、ゲルマン的形態との対照において独自の意味をもつのであるが、重要なポイントはこの国家所有と私的所有は対立しながらも、国家所有が私的所有を媒介し、共同体成員の本源的所有を保証しているという点とである。ローマ的形態において、互いに「自由で平等な私

的所有者」である平民は、労働力という商品の所持者としてすなわち物象の担い手としてのみ、交換において「自由で法律上対等な人格として契約し」(MEGA II/6, S.191.) 私的所有者として認められる賃労働者(私的人格)とは決定的に異なる。前者では、私的所有者としての平民は、自らの分割地にたいして本源的に所有者として関わり、その労働の客体的諸条件は、彼の「個人(Individuum)の人格性(Personlichkeit)」(MEGA II/1, S.388.)に属するものとなっている。後者は、共同体成員ではないがゆえに、ローマ市民のように自給自足の土地を配分され、本源的所有を保証されることは決してない。近代資本主義社会において、「真の共同体組織」は、貨幣に代表される物象にはかならず、近代国家も、共同体の成員を再生産の目的とする都市国家とは決定的に異なっている。

四 「ゲルマン的形態」の基本的特徴

ここまで、第二形態の基本的特徴を、主として第一形態との対照において検討してきた。マルクスは、第三形態を具体的に展開する際、主な対照として第二形態を念頭に置いている。まず、共同体が、都市として、私的所有者である国家市民の連合(Verein)として、それ自体経済的存在(領地としての農村など)をもっている第二形態とは異なり、ゲルマン的

形態において共同体は都市に集中してはいない。⁽¹⁴⁾

個々の家父長があちこちの森のなかに、遠くへだてられて定住しているゲルマン人の場合には、彼らの即自的に存在する統一性が血統、言語、共通の過去と歴史、などなどのかたちで措定されているが、外見からみただけでもわかるように、共同体は、ただ共同体成員がそのときどきに連合化(Vereinigung)することによって存在しているにすぎない。(ibid, S.388.)

ゲルマン的形態においては、都市への集中が存立しないがゆえに、第二形態とは異なり、共同体は国家・国家制度として存在しない。その理由としてマルクスは、共同体の経済的基礎について述べている。ここで、これまで見てきたように、それぞれの本源的所有形態が、生産者と生産手段の統一を保証する「肯定的な諸制限」を把握するための論理的な意味をもつ一方で、本源的所有形態それ自体が、もつとも近代的な意味を照射してはならないが、経済的に条件づけられていることに留意したい。

「…」これらのさまざまの形態は、一部は、部族の自然的素質に依存し、一部は、部族がいよいよ現実土地にた

いして所有者として関わるさいの、すなわち労働によって自己の果実を取得するさいの経済的諸条件に依存している。そしてこの経済的諸条件それ自体が、気候、土地の自然的性状、自然によって条件づけられた土地の利用様式、敵対諸部族または近接諸部族にたいする関わり (Verhalten) に依存し、また移動、歴史的経緯、等々がもたらすもろもろの変化に依存するであろう。 (ibid, S.390-391.)

マルクスは、ここで近代資本主義社会における物象化という経済的形態規定とは対照的に、本源的所有形態においては、土地の自然的性状や敵対する部族を含めた広い意味での経済的諸条件すなわち「素材的規定性」を強調している¹⁵。さらに、経済的諸条件の前提として、まずもって所有形態を区別する条件は、他の民族にたいする「関わり」すなわち暴力の組織化の論理である。なぜなら、本源的所有形態における「唯一の制限」は、他の共同体組織であって、土地所有をめぐる戦争が「最も本源的な労働の一つ」 (ibid, S.395.) となっているからである。第二形態では、都市において軍事的に組織された国家を立ち上げることによって、他の共同体にたいして関わる。一方、ゲルマン的形態では、都市においてではなく農村において、諸家族が必要に応じて「集会 (Versammlung)」をもって連合化することで他の部族共同体にたいして関わる

のである。

そして、経済的諸条件の前提として、もつとも重要な条件は、本源的な土地にたいする関わりを可能とする、自然的性状によって条件づけられた土地の利用様式である。つまり、ローマ的形態は、領地として農村共同体をもつ都市が生産の起点をなすのとは対照的に、ゲルマン的形態は、集中した都市ではなく「農村共同体 (Landgemeinde)」 (ibid, S.384.) において孤立して散在する個々の家や住居すなわち自立的統一体としての家族が生産の起点をなすという。マルクスが強調しているように、経済的基礎をなす自由な土地所有者たる小家族は、それ自体として自立的に存在し、「一種の自立的有機体」 (ibid, S.387.) をなす。このように、第三形態の、第二形態よりもいっそう共同体から「自由」な自立性は、ローマのように都市や都市における官吏という定在において共同体を实在させることを必要としない。つまり、共同体は国家という連合 (Verein) ・統一体 (Einheit) としてではなく、自立的主体としての諸家族による連合化 (Vereinigung) ・統一化 (Einigung) として、現実的には集会として存在するにすぎない。

もつとも、ゲルマン的形態においても、ローマ的形態と同じように、「公有地、共同体の土地が、すなわち個々人の所有とは区別される入会地 (Volkstland)」 (ibid, S.388.) が存在

する。しかし、第二形態とは対照的に、入会地は「狩猟、牧草、採木などの用地であって、この特定の形態で生産手段として役立てようとすれば分割することができない部分の土地」(ibid.)、すなわち空間的に分割不可能な公有地となっている。ローマの形態において、国家が所有する公有地は、貴族によって占有されており、一部分は共同体成員である平民にたいして私的所有として分割されるものであった。しかし、第三形態において、公有地は国家の所有として特別な経済的定在をもたず、もっぱら「一部族の共同占有(Gemeinbesitz)」(ibid.)となっている。つまり、ゲルマンの形態において、公有地は、第二形態とは対照的に、国家所有や私的所有として現われず、ただ小家族の土地所有を補完する(ergänzen)共同占有として現われるにすぎない。

もちろん、そのような公有地は、土地の占拠を脅かす他の部族にたいする防衛のために「折にふれて開かれる集会」(ibid., S.389.)によって守られる限りにおいて、単なる共同占有から、社会的に承認された共同体の土地所有となる。しかし、ゲルマンの形態において、経済的基礎はあくまでも共同体・国家ではなく個々の小家族に自立的に存在している。

個々人の所有が共同体によって媒介されて現われるのではなくて、共同体および共同体所有の定在が、媒介された

ものとして、すなわち自立的諸主体の相互間の連関として、
現われる。(ibid., S.386.)

ローマの形態において、個々人の所有は、国家市民・都市市民としての所有であり、共同体によって媒介された私的所有として現われる。ここにおいて、共同体は、共同体成員として自由で平等な私的所有者の相互間の連関として現われることはすでに見たとおりである。それに反して、第三形態では、共同体は小家族という自立的主体の相互間の連関として現われる。つまり、共同体・共同体所有が、いわば共同体を前提にすることなしに自立的に存在する小家族の土地所有によって媒介されたものとして、すなわち結果として、小家族の土地所有の単なる補完化(Ergänzung)としてのみ現われるにすぎないのである。ここにマルクスが、「諸形態」冒頭「本源的所有の二形態」のようにローマの形態とゲルマンの形態を「私的所有」として包括するのではなく、ゲルマンの形態における「個人的所有」を私的所有と区別した核心がある。いまや、ここで節を区切って、本題である「個人的所有」と「私的所有」の差異をより詳細に検討していこう。

五 「私的所有」と「個人的所有」の差異について

マルクスは、次のように「ローマ的形態」との対照において、「個人的所有」と共同体の関連について要約している。

ここでは個人的土地所有は、共同体の土地所有の対立形態として現われるのでも、共同体によって媒介されるものとして現われるのでもなくて、その逆である。共同体は、これらの個人的土地所有者そのものの相互間の連関のなかにのみ存在する。
(ibid. S.389.)

ローマ的形態において、個々人の所有は、共同体の土地所有の対立形態でありながら、共同体によって媒介されたものとしての私的所有であった。すでに検討したように、第二形態において、私的所有者であることは同時に都市市民・国家市民であることにほかならず、逆もそうである。ところが、ゲルマン的形態においては、小家族が自立した経済的完結体(Geize)をなしており、そこにおいてすでに個々人の所有すなわち「個人的所有」が成立している。つまりところ、「個人的所有」は、入会地である公有地を小家族が個人的所有者として利用し、共同所有できることによって保証されている

のである。このことは、第二形態との対照において次のように記述されている。

そして、共同体が、共同的に利用される狩猟地、牧草地、等々のかたちで特殊な経済的存在をもつ場合でも、それは、それぞれの個人的所有者そのものによって利用されるのであって、国家の代表者（ローマにおけるように）としての彼らによって利用されるのではない。それはまさに、個人的所有者たちによる共同的所有なのであって、都市そのもののかたちで、個々の所有者としての自己とは別個の存在をもつものとしての、これらの所有者の連合体の所有ではないのである。
(ibid.)

ゆえに、先に見た「私的 (privat)」の語源からもわかるように、数多くの論争の対象となってきた「私的」か「個人的」という区別それ自体にマルクスの力点があるわけではなく、土地にたいする関わり方、その利用様式の差異こそが問題である。つまり、第二形態においては、国家の代表者である貴族が公有地を利用するのであって、平民はそこから排除されていたため私的所有者として存在した。一方、第三形態においては、入会地としての公有地を利用することが農村共同体の成員である個々人にたいして排除されておらず、公有地は

共同占有なのであって、その意味において、私的所有者ではなく個人的所有者たちの共同的所有となっている。

もちろん、共同体は、マルクスが強調するように、即自的に言語、血統などといった部族の共同性として前提となっており、公有地の共同占有を共同所有として確証するのは、最終的には共同体にほかならない。ゆえに、第三形態は、第一形態・第二形態と比較してよりいっそう「共同体」の紐帯を失っているとはいえ、完全に「共同体」の連関を失っているわけではないことを了解されたい。ただし、共同体が即自的でない定在として存在するのは、他の諸部族に対抗するために開かれた諸家族による「現実の集会」(ibid.)にすぎないつまり、共同体は、ローマ的形態のように個々人の経済的定在である分割地から空間的にも分離した「実在する統一体」(ibid.)としての国家所有の公有地ではない。ゲルマン的形態における共同体は、一貫して *Vereinigung*・*Einigung*・*Versammlung*・*Ergänzung* と強調されているように、動的な連関の結果として媒介されたもの、すなわち個人的土地所有者どうしの自立的な相互連関にほかならない。

第三形態において、自立した小家族における「個人的所有のほうが土台として現われ」(ibid. S.390)、共同体所有は、第一・二形態のように土台ではなく、個人的所有の補完化として現れる。それは、共同体が共同体成員の集会をつうじた

連合化によってのみ定在し、第二形態のように国家制度、すなわち独自の組織制度として実存しないからである。つまり、共同体の定在が、それぞれ所有の特定の形態、またその経済的基礎をなす土地の利用様式によって規定されるのであって、その逆ではない。ローマでは都市が、ゲルマンでは個々の小家族の住居が、経済的完結体をなしていた。ゲルマン的形態における「個人的所有」は、共同体によって媒介されることなく、自立的に家族農業として経済的な土台をなしている。

しかし、ゲルマン的形態の個人的所有が存立するためには、入会地という公有地を第二形態の国家所有とは違った仕方であり、つまり共同占有を共同所有へと転化可能にする共同体の定在によって補完しなければならない。この共同体による補完化が、必要に応じた集会という動的な連合化によってなされることが第三形態の固有な特徴であった。

したがって、マルクスが第三形態において強調するポイントは、小家族を生産の起点として「個人的所有」が土台となっているとはいえ、なるほど、第一形態は言うまでもなく、第二形態における共同体に媒介された私的所有ほどに共同体の実在を前提としていなくても、補完化、媒介された結果でありながらも、共同体の連関が存立するということなのである。逆にいえば、「個人的所有」はそれ自体として土台であるとはいえ、共同体が共同占有の公有地を確保・維持することに

よってはじめ、「個人的所有」は補完化 (Ergänzung) され、経済的完結体 (Gänze) をなすのである。¹⁶⁾

ゆえに、近代資本主義社会における「私的所有」と比較して、「個人的所有」を読み込むことは言うまでもなく、ローマ形態における「私的所有」と比較して「個人的所有」の特徴を（共同体からの）自立や自由に求めるだけではマルクスの近代批判の視座を把握することはできない。ゲルマンの形態が、個人の自立性という点で、どれほど論理的に資本主義社会に近かうと、すでにゲルマンの形態の「個人的所有」それ自体が小家族における自給自足的な農業を前提としており、最終的に結果としての諸家族の連合化によって形成される部族共同体が解体されてはいない。このようにして、ゲルマンの形態は、あくまで諸個人に本源的所有を保証させる独自の肯定的諸制限を、第一・二形態と異なるかたちで叙述したにすぎないのである。¹⁷⁾

おわりに

マルクスの「共同体」論は、マルクス主義者にしろ、その批判者にしろ、極めて近代主義的に解釈されてきた。近代資本主義社会が、「共同体」の解体すなわち「自由な労働者」の存在を前提としているため、「共同体」から解放された「自

由で自律した個人」が理論的前提として疑われることなく、「共同体」の解体による近代的主体の人格的自由をもつばら強調することで、マルクスの歴史的考察による近代批判の意義を覆い隠してしまった。結局のところ、「本源的所有」の歴史的解体とそれに後続する「本源的蓄積」の結果として創出された「無所有」という近代資本主義社会の固有性を把握することができなかったのである。

「諸形態」では、生産者と生産手段の本源的統一が断ち切られた資本主義的生産様式において、先行する本源的所有形態における生産手段に対する能動的・肯定的な関わりがいかにも破壊されているかが主題となった。そして、近代的「私的所有」とは異なる「私的所有」と「個人的所有」の区別において明らかになったように、前資本主義的生産様式においては、特定の形態の「共同体」が自由な個人を束縛するものではなく、本源的所有を保証するものであって、その基礎でこそ生産手段にたいする能動的な関わりや「個性」が發展する。マルクスは晩年になるにつれて、非資本主義的生産様式や前資本主義的生産様式のように、物象的諸関係（貨幣や資本）の外部にあり、それによって未だ解体されていない「共同性」をより積極的に評価するようになったと考えられる。「諸形態」においても、中世のツンフト制度という「人格的関わり合い」を、ある意味で再建された本源的「共同体」として評

価したが、とりわけ『資本論』執筆以降は、それ以上に古代社会や「農村共同体」を「より高次な形態で復活」(MEGA I/25, S.220)することがモチーフとなったのである。したがって、後期マルクスの理論的実践の核心は、前／非資本主義的生産形態が「資本の文明化作用」によっていかに破壊され再編成されたかを問題にしたことにあるだろう。

(すみだ・そういちろう／社会思想史、経済思想史)

注

- (1) 大塚久雄『共同体の基礎理論』岩波書店、二〇〇〇年(初版：一九五五年)、四頁。同じくこの点に言及した植村邦彦『マルクスを読む』青土社、二〇〇一年、七四頁を参照。
- (2) 福富正実「ノ連邦の諸文献において展開されたアジア的生産様式論争の経過と若干の問題点について」、同『アジア的生産様式論争の復活』未來社、一九六九年、三七九頁。エリック・ホブズボーム『共同体の経済構造』市川泰治郎訳、未來社、一九六九年、三五頁。
- (3) 前掲『マルクスを読む』青土社、二〇〇一年、七七頁。
- (4) 熊野聰『共同体と国家の歴史理論』青木書店、一九七六年、一〇頁。
- (5) 同、一〇〇頁。
- (6) 平田清明『経済学と歴史認識』岩波書店、一九七一年、九六・四三四頁。
- (7) Wood, Ellen (2008): "Historical materialism in Forms which precede Capitalist Production", in Marcello Musto (ed.), *Karl Marx Grundriss*, London: Routledge, p. 80. また「ケビン・マ
- ンダーソンも「諸形態」の課題を「ヨーロッパの(資本主義に)先行する社会とアジアのオルタナティブな歴史的軌道の両者を比較することによって、近代資本主義社会の構造を説明すること」と述べる (Anderson, Kevin B (2010): *Marx at the margins: on nationalism, ethnicity, and non-Western societies*, The University of Chicago Press, p. 159.)。ちなみに『マルクスとアジア』において、マルクスの歴史的叙述を実証的に批判したことで知られる小谷汪之も、マルクスの「共同体」論を近代批判としてクリアに捉えている。すなわち、マルクスの歴史的考察の挿入が、当時の歴史学研究の限界に起因する「事実誤認に基づく原始共同体論」でありながらも、それを「武器として」近代」という時代とそこにおける世界史認識の構造を批判する座標軸を確立した」という(小谷汪之『共同体と近代』青木書店、一九八二年、一〇九頁)。
- (8) 中村哲『奴隷制・農奴制の理論』東京大学出版会、一九七七年、一二頁。
- (9) 同じような区別は『六一・六三草稿』にみられる。「労働者と労働諸条件との本源的統一には「労働者自身が客体的な労働条件に属している奴隷関係を別とすれば」二つの主要形態がある。すなわちアジア的共同体組織(自然発生的共産主義)」と、あれこれの形態での小さな家族農業(それには家内工業が結びついている)とがそれである。」(MEGA II/3.5, S.1854-1855.) マルクスからの引用は、新メガ版 (Marx/Engels Gesamtausgabe) により、MEGAと略記し、巻数と原著頁数を付記する。
- (10) 本稿では、新メガ版にしたがって、Gemeinwesen を共同体組織 Gemeinde を共同体と翻訳するが、特に両者の区別が問題とならない場合は「共同体」を総称として用いる。渡辺憲正は「諸形態」研究で初めて、前者を経済的な再生産組織、後者を政治

的な共同体として明確に区別している。渡辺憲正『経済学批判要綱』の共同体／共同社会論『経済系』二二三集、関東学院大学、二〇〇五年を参照。

(11) 望月清司は、この「自由な土地所有」ひいては「ゲルマン的所有」を封建制解体期あるいは近代の西ヨーロッパに限定し、資本主義の歴史的起源を読み込んでいる『マルクス歴史理論の研究』岩波書店、一九七三年、四二二―四二七頁。しかし、中村が的確に批判するように、「本源的所有」の論理的規定を看過した見解にすぎない（前掲『奴隷制・農奴制の理論』東京大学出版会、一九七七年、二六頁）。

(12) ただし、戦後の「アジアの生産様式」論の代表者で、ハンガリーの歴史学者デーケイ・フェレンツは、『ドイツ・イデオロギー』やエンゲルスの「史的唯物論」と「諸形態」の理論的差異に無頓着であるが、すでに一九六〇年代にテクストに基づいて「本源的所有」三形態の諸限界をすべて否定することによって資本主義社会が成立する論理を極めて明確に把握している。デーケイ・フェレンツ『社会構成体論』羽仁協子・宇佐美誠次郎訳、未來社、一九七七年、一二九頁を参照。

(13) テオドル・モムゼン『ローマの歴史 I ローマの成立』長谷川博隆訳、名古屋大学出版会、二〇〇五年、第六章を参照。ただし、マルクスは「諸形態」執筆時まだこの著作を読んでいない。

(14) 多くの先行研究が指摘するように、このゲルマンの形態の基本的特徴はタキトゥスの『ゲルマニア』における記述とほぼ一致する。「ゲルマニア諸族によって住まわれる都市は一つもないこと、また彼らはその住居（住地）がたがいに密接していることには、堪えることさえできないのは、人のよく知るところである。彼らは、泉が、野が、林が、その心の適うままに、散り散りに分かれて住居（住地）を営む。」（タキトゥス『ゲルマニア』）

ニア』泉井久之助訳、岩波文庫、一九七九年、八一頁。ただし、藤原浩が指摘しているように「ゲルマニア」からは散居制定住・小村制定住・村落制定住の全てを読み取ることができ、マルクスがゲルマンの形態と考えた「散居制」は共同体の規制が最も弛緩した定住形態であって、戦士共同体の要素が強いタキトゥス時代とは一致しない（藤原浩『ゲルマンの共同体とはなにか』『思想』一月号、岩波書店、一九五七年を参照）。おそらく当時の古ゲルマン社会史研究において有力な見解であったユストゥス・メーザー『オスナブリュック史』の影響が考えられるが、ローマ形態におけるニーブルのようにマルクスがゲルマンの形態の素地とした歴史的考察は定かではない（モーリス・ブロック『マルクス主義と人類学』山内昶・山内彰訳、法政大学出版局、一九九六年、四九―五〇頁）。

(15) 佐々木隆治『マルクスの物象化論——資本主義批判としての素材の思想』社会評論社、二〇一一年、第四章第五節を参照。

(16) 先行研究では、熊野聡が「個人的所有」を「共同体」の連関において的確に把握している。「個人的」という意味は、第一に集団的所有ではない、ということであるが、第二に共同体や国家によって保証されているのではなく、そこに個人的に「土地を取り、農場を建てる」ことによって生活することである。

共同体がないわけではない。しかし共同体があつて個人があるのではなく、自立的農民としての個人があつて、互いの所有を保証しあうものとして共同体を構成するのである。（熊野聡『北の農民ヴァイキング』平凡社、一九八三年、六三頁）。熊野によれば、北欧初期社会は、牧畜という自営に適した生産のおかげで、近世まで民族移動以前の「ゲルマン的」共同体の特質が残存したという。その北欧初期社会研究は、「諸形態」のゲルマンの形態を豊かにイメーজさせる点で優れているが、「個人

的 (individual) 所有」を農場経営者である家父長個人の所有に限定して解釈しているため、それが①単なる個人ではなく、分割 (dividus) 不可能 (in) な最小単位としての小家族を意味し、②ローマの形態の「私的所有」と異なり、公有地利用が排除されていないことの表現、であることを看過し、ゲルマンの共同体における「個人の實在性」を強調してしまう。平田も述べているように、そもそも「[...]individual は gens indivise(英語では undivided members) を直接には意味するのであり、きわめて深く共同体の人間結合とかかわりをもったことばである」(平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店、一九六九年、一三五頁)。さらに、福富もマルクスが「個人的所有」として表現しているものは「家族共同体的な共同占有」、「家族共同体的な共同耕作にもとづく個別的な土地占有」であるとの確に指摘している(福富正実『経済学と自然哲学』世界書院、一九八九年、五七頁)。

(17) ただし、(一)の最後で述べたように、「三形態」という区別の意義は、それぞれの形態に固有な諸制限(共同体の紐帯度合、暴力の組織化、分割地所有、公有地の共同占有、零細農業と家内工業の統一、小家族農業、等々)、すなわち素材的規定性に基づく「本源的所有」の論理をつかむことにある。マルクスが強調するように、それらすべての諸制限を否定することで初めて、資本主義的生産様式的前提である「無所有」が成立する。

(18) 『資本論』との関連については、はじめにでも述べたように、「諸形態」の課題である「本源的所有」論が、資本主義の歴史的起源を考察対象とした「本源的蓄積」よりも歴史的に先行しているということに留意されたい。また、平田や望月が指摘しているように、『要綱』における「諸形態」の歴史的考察は、理論的展開である資本の蓄積Ⅱ循環過程のうちに位置づけられてお

り、「領有法則の転回」論とも密接に関係している。ただし、「諸形態」の「領有法則の転回」論で述べられているように、資本主義社会の等価交換における「自己労働の生産物にたいする私的所有を条件として措定するという外観」は「生きた労働能力の客体的諸条件からの切り離し」を前提としている (ibid. S.412.) のであって、(二)での「私的所有」は、「本源的所有」を保証されたローマ的あるいはゲルマン的所有とは明確に区別される。

(19) マルクスは、本源的所有について「個人 (Individuum) が、土地すなわち生産の外的な原初条件 (二) にたいして、自分の個性 (Individualität) に属する諸前提——つまり自分の個性の定在諸様式——とするようにして関わり、ということの意味する」(ibid. S.396.) と述べている。この個性は、『資本論』で述べられた小経営的生産様式における「労働者自身の自由な個性」(MEGA II/6, S.681.) と同義であって、「個人的 (individual) 所有の再建」論に連なる。大谷禎之介は、『六一六三草稿』での覚書から、本源的な共同体で見られた共同所有が「個人的所有」として「再建」されるという歴史把握の重要性を指摘している(大谷禎之介『マルクスのアソシエーション論』桜井書店、二〇一一年、一六一頁)。

キーワード：共同体、私的所有、個人的所有

〈公募論文〉

進化論的アプローチによるアラブの専制批判

〔シブリー・シュマイイルの思想を中心に〕

岡崎弘樹

はじめに

十九世紀の西欧思想において専制批判は、進化論的アプローチとしばしば結びついてきた。たとえばオーギュスト・コントは人類史を神学的、形而上的、実証的段階の歩みと捉えながら、最終段階に位置する実証的政治こそが「人類が専制政治を抜け出す唯一の道^①」と論じた。一方、ハーバート・スペンサーは、人類の普遍的な歩みを専制主義に依拠する軍事社会から個人の自由に基づ盤を置く産業社会への発展過程として位置づけた。^② フランス人のコントにせよ、英国人のスペンサーにせよ、自らの西欧社会に関しては、革命の時代を経

て実証的段階あるいは産業社会に移行し始めていることから、専制主義を過去のもの、あるいは東洋社会の問題として論じる傾向があっただろう。だが、十九世紀後半のアラブ世界では、明治期の日本と同じく、進化論も専制批判もあくまで「現在進行形」の課題であった。

アラブ世界で進化論の紹介役を担ったのは主に現在のレバノンに当たる地域のキリスト教徒コミュニティ出身の知識人であった。本論で扱うシブリー・シュマイイル（二八五〇—一九一七）はその代表格である。多くの先行研究が指摘する通り、アラブ世界にダーウィンやスペンサー、ヘッケルの思想を紹介した最初の一人であり、加えて医師、自然科学者、唯物論者、社会主義者、社会改革者としても注目されてきた。^③

ホウラーニーの古典的名著『自由主義時代のアラブ思想』（一九六二年初版）でもダーウイン主義の紹介者と同時に、専制主義や神権政治、宗教的狂信、さらには偏狭なナショナリズムへの厳しい批判者と紹介された。⁴⁾ただし、シュマイイルの思想はあくまで「世俗主義的キリスト教徒」のそれとして扱われ、後続の研究においても西欧思想を比較的寛容に受け入れた「キリスト教的知性主義」と分類された。⁵⁾

しかし、アラブにおける専制批判と近代進化論の受容の関係を考察するとき、キリスト教徒の役割に目を向けるだけでは必ずしも全体像を捉えきれない面もある。確かに専制批判は十九世紀初頭以降アラブ思想家の共通課題であったが、実は近代進化論も、当初はアラブ世界でイデオロギー的に拒否されたものの、やがてイスラーム改革主義者にも、中世哲学以来の自らの伝統と捉えられ、積極的に受け入れられた面がある。ホウラーニー自身が一九八三年の再版序文で、新たな諸観念を巡る「グループ同士や世代間の相互作用」を解き明かすつもりだったと述べているように、実際には当時の思想家の間で共通の認識の枠組みがさまざまな形で育まれていた。近代進化論の紹介者シュマイイルも、このような当時のイデオロギー構造の中で議論を展開していたことは疑いない。こうした背景を踏まえ、本論では、世俗主義思想家シュマイイルが、イスラーム改革主義者と同時代の観念や精神を共有

していた点に着目しながら、社会有機体説などの近代進化論を武器に、宗教宗派や主義、政治的立場を超えた共通プロジェクトとしての専制批判に対して独自の貢献を果たしたことを立証したい。

一 アラブ近代思想における進化論の受容と専制批判

1 雑誌『ムクタタフ』とルイス事件

アラブ・イスラーム世界で進化思想が語られたのは、決して近代に限ったことではない。中世にアリストテレスをはじめとする古代ギリシア思想がイスラーム世界で再解釈される中、純正同胞団やビールニー、イブン・トゥファイルといった思想家が動物に対する植物の先行性や生物進化の連続性、自然発生説について説明を試みた。しかし、アラブの生物進化論は、「散在し、断片的で、一貫性がなく、自然の単純な観察の産物」⁶⁾に過ぎなかったと指摘されている。むしろアラビア語でラマルクやダーウインにはじまる進化思想が近代科学あるいは総合的な社会哲学に関わる問題として紹介され、受容され始めたのは一八七〇年代後半とかなり遅い時期であった。とりわけレバノン人のキリスト教徒、ヤアクーブ・サルーフとフアーリス・ニムルが一八七六年にペイルートで創刊した雑誌『ムクタタフ』(Al-Muqtataf『選集』の意)は、副

題が示すように「科学・産業総合誌」として広く認知された。『ムクタフ』は、化学、農学、医学、気象学、考古学、地学、地質学といった自然科学の幅広い分野において図解などを交えながら詳細な解説を試みることで、「専門家とさまざまな一般読者の仲介役」を担った。そしてこの雑誌は、七七年から積極的にダーウィン学説を取り上げ、編集部がカイロに移される八五年までに米国人宣教師教授二人を含め、キリスト教徒出身の学者計七人の筆によって進化論を論じた。

アラブにおけるダーウィン思想の受容を語るとき、必ず言及されるのは「アラブ最初の学生革命」⁹⁾と呼ばれる「ルイス事件」である。一八八二年、シリア・プロテストアント大学¹⁰⁾で化学を教える米国人教師エドウィン・ルイス博士が、「知識、科学、知恵」という題目で講演を行った際、同時代の卓越した自然科学者として地質学者ライエル、化学者パストゥール、細菌学者コッホに加えて、生物学者ダーウィンの名を挙げ、進化論への共鳴を表明した。しかし人間の起源を猿とみなすような理論を取り上げることには大学当局や一部の教授が懸念を示し、ニューヨークの大学評議会にルイス教授の免職を要求した。この措置を受けて、ルイス教授の立場や思想の自由といった課題、さらには大学行政に関わる問題を巡り、大学当局、教授、学生の間で激しい対立が生じた。最終的には大学側がルイス博士を解雇して米国に帰国させた後、教授陣の

三分の一と学生の半数近くが大学を去るという結末に至った。なおこの事件の後、ルイス教授を全面的に擁護した『ムクタフ』の編集者であったサッルフとニムルも大学の職を解かれ、カイロに亡命した。¹¹⁾

後に「アラブのダーウィン主義者」として知られるシュマイルにとっても、この事件が自らの研究の方向性を規定する一つの契機となったようだ。たとえば『進化と進歩の哲学』の第二版序文（一九一〇年）において、後には自由に語られるダーウィン学説もルイス事件当時では、科学の意義が理解されず、誤解と教条主義が蔓延り、他者の意見を尊重する寛容の精神に欠け、互いにレッテルを張り合うだけの関係に陥ったと回想している。

それ「人間の起源が猿という議論」は、ダーウィン学説に敵対する者がこの学説を貶めるためにでっち上げた武器であった。ダーウィン学説は、猿が人間の起源だとか、ロバが馬の起源だとかと言ったわけではなく、人間や猿、馬など自然界の生物全てが自然の物質から生まれた一つの起源を有していると主張したのだ。¹²⁾

実際のところ、シュマイルの言うところの「ダーウィン学派」(madhab dawin) あるいは「変移説学派」(madhab

al-tahawwul) は、基本的に欧州進化論者の原典との格闘の末に提示されたものではない。『種の起源』の最初の五章がアラビア語に訳されたのは一九一八年、完全訳の出版は一九六四年であり、「ダーウインが諸生物の単一起源を主張している」という彼の誤解も、後のアラブ思想家によって訂正されることになる。¹³ またダーウイン以外に関する当時の翻訳事情においても、シュマイイルによるビューヒナーの『ダーウイン学説に関するビューヒナーの解説』¹⁴ (二八八四年出版。以下、『解説』と略す)、スペンサーの教育論 (一九〇八)、ヘッケルの進化論 (一九二四) が比較的知られているだけで、アラビア語で読める欧州進化論者の著作は極めて限定的、断片的であった。そのため特に一八八〇年代においてはダーウインの生物学やスペンサーの社会進化論、ヘッケルの唯物論が個々の体系というよりは、一つの世界観として輸入され、アラブ思想における進化論に関する全体的な認識の枠組みとなっていた。こうした事情を踏まえつつ、シュマイイルが先駆的に描こうとした「ダーウイン学派」の全体的な見取り図を検討する。

2 シュマイイルの生物学、唯物論および社会観

シュマイイルが青年期に一貫して環境と生物進化の関係に関心を寄せていたのは、一八七一年にシリア・プロテストアン

ト大学医学コースで「気候、栄養、教育による動物と人間の差異」という主題の卒業論文に取り組んだことから明らかにである。卒業後シュマイイルはバイルート発刊の『ジナーン』(Al-Jinan、楽園) 誌に電気の仕事などの論考を寄せていたが、当時の政治状況や個人的な動機により一八七五年頃にはエジプトに移住した。

シュマイイルは、タンタに居を構え、また時折欧州を訪れながら、徐々に精力的な文筆活動を始めた。七八年から『ムクタタフ』誌でティンダルやヘッケルなど欧州の進化論者を紹介しつつ、「すべての秘密は物質にあり」や「生命と生物体の起源」といった論考を発表した。¹⁵ また一八八〇年代に入ってから、その後のシュマイイルの基本的な物の見方をほとんど提示するような活躍ぶりをみせた。前述の『解説』の翻訳本や、生物進化や自然発生説、唯物論、宗教論を扱った『真実』(八五年) という著書、加えて『ムクタタフ』誌に掲載された「人間社会および文明」といった論考は同時代の読書人に広く読まれた。

シュマイイルの思想における基本的な立場は、その自然科学的説明への極端なこだわりにより、「極度の還元主義」¹⁶ と評されている。

自然科学こそが真の科学の母体だ。それは、あらゆる人

間科学の母体であり、すべてに先駆け、すべてに教訓を与えるに違いない。それによって人間は、まなざしを正して言葉を操り、論理と思考を深めることができるだろう。¹⁷⁾

シュマイイェルは、基本的に動植物であれ、人間社会であれ、「自然の法則」(Ananus al-Tabi)が貫徹していると捉えた。この自然の法則の最たるものこそ、生存競争や適者生存、自然選択、自然発生といった進化の一般原理である。なぜなら彼にとってダーウィン学説は、「言語や習慣、諸法、宗教などの人間に関わる全てを扱っている」からである。

こうした議論は、生物学と、ドイツのビューヒナーやヘッケルの「一元論」に影響を受けた唯物論との関係においても展開された。シュマイイェルが説明するところによれば、物質は、一元的かつ永続的であり、その形式を除いて増減したり、変化したりすることはない。また自然界にあるあらゆる原子には必ず「力」が宿っていることから、電気や光、熱といったあらゆる運動は物質の振動、あるいは化学反応によって生じる。この「ほとんど数学に近い精密な科学の原則」は、無機物に限らず、同じ炭素から成り立っている有機的な生物体にも当てはまるといふ。

物質も力も消滅することはないのと同様に、生物が死ん

だからといって体を構成していた物質が世界から消えることはない。そこに内在する力も消えることはない。死んだ生物を構成していた物質は、その姿形を過去と大きく変えるだけだ。¹⁸⁾

さらにシュマイイェルはこの一元論を生物体に留まらず、精神の領域にまで適用しようと試みる。彼の説明によれば、愛情や憎悪といった精神の働きとは、すべて脳や神経システムの振動、それ伴う筋肉の収縮によって生じるものである。いわば心の働きも最終的には、「不活性物質」(al-jamadi)にまで還元可能である。したがって、一種の自然で、化学的な現象という意味では、人間と動植物の間に質的な違いはない。つまり、「精神の働きも、消化を助ける胃の働きや自ら子孫を残す植物の花と変わらない」というのである。¹⁹⁾

こうしたシュマイイェルの大胆な持論は、「社会有機体説」に影響を受けた社会観においても展開された。彼は、社会学を「生物学を基本として生まれたもの」とみなしながら、「人間社会の法則を学ぶためには、人間の体の法則を学ばなければならない²⁰⁾」と力説する。この「社会の生物学的特質」を知る上で、たとえば人間の体を構成する細胞が社会において家族や地域のネットワークに相当するように、人体と社会が相互に類似している点に目を向けるべきであるという。ここで

シュマイイルはスペンサーの議論を紹介しつつ、人体で胃や肝臓といった「栄養を維持する器官」が、社会では人間の生活必需品を創り出す「産業」に相当すると解説する。一方、脳や神経といった人体の動きを「統制する器官」は社会の各機関を統括する「政府」であり、また栄養を人体に行き渡らせる心臓と血管といった「配分を担う器官」は、社会においては各個人に生活手段を与える「商業」に当たるといっている。²¹

ただしシュマイイルは人間社会を語るときに限り、「生存競争」や「自然淘汰」以上に「利他主義」や「相互扶助」の論理を強調した。芋虫のような下等生物とは異なり、人間のような高等生物においては、常に全体的な仕組みと有機的に結びついて機能している各器官を切り外して生命を維持することはできない。そのため一つの器官は自己保存のためだけでなく、他の器官や全体の維持のために機能する。逆に言えば、一つの器官が病におかされれば、それは一器官のみの病ではなく、体全体の病となる。というのも、「社会」という体の器官は相互に結びついている。ひとつの器官にみられた影響は、必ず他の器官にも広がっていく²²からである。それ故に個々人の努力は常に私益だけでなく、全体的な努力や公益と結びつかせることで、こうした社会の病を克服できる、というのである。

なお、シュマイイルはこうした生物学や唯物論、社会学について語るとき、決して西欧近代思想のみに依拠したわけではなかった。中世の医学者イブン・スィーナーの『治癒の書』になぞらえた医学誌『シフアー』(Al-Shifā', 治癒)の編集を自ら務めたように、アラブ・イスラーム世界の知的伝統にも多々言及した。とりわけ中世のイスラーム哲学においては、アリストテレスをはじめとするギリシア哲学が新プラトン主義的な解釈を基本に受容され、「第一原因」である神から質料 (hayūla あるいは madda) が流出して自然秩序を構成するといった独自の世界観が生まれた。シュマイイルはたとえば唯物論について、中世の神秘主義者イブン・アラビーの「木の中にみよ、石の中にみよ、すべての中にみよ、それがアッラーだ」という詩句を持ち出して、自らの伝統の中に「存在一元論」の教えがあることを示唆している。また社会学の進化論的アプローチについては、移住環境によって生態や文明が決定されるというイブン・ハルドゥーンを多々引用し、さらに生物学については「ラマルク以前に進化論を論じていた²³」とみなすヒポクラテスの翻訳や研究において業績を残した。

それでは、こうした思想や立場からシュマイイルは、「専制主義」(despotism, al-istibād) の概念をいかに捉えたのだろうか。

3 社会有機体説からの専制批判

シュマイイルが思想を形成した一八七〇年代後半とは、アラブ世界で厳しい専制批判が巻き起こった時代であった。憲法と議會を凍結して圧政に赴いたオスマン帝国のアブデュルハミト体制下であれ、英国の傀儡政権として暴政を担ったエジプトのイスマーイール体制下であれ、「専制主義」は、体制批判のための「合言葉」として語られ始めた。シュマイイル自身も、多くのシリア人富裕層や知識人層と同じく社会的動乱や抑圧の手を逃れ、「エジプト在住シリア人」(mustamir)の一人として新たな可能性を求めた人物であった。彼は、一九〇八年にアブデュルハミトの専制体制が倒れるまでの約四十年間、故郷レバノンには短い滞在のために二回しか戻らなかったとされる²⁵⁾。

実際、シュマイイルがエジプトに住み始めた頃、専制批判を巡って影響を受けた人物として、反帝国主義者でイスラーム改革主義の主唱者ジャマルッディーン・アフガーニーが存在する。アフガーニーは一八七九年にアレキサンドリアで「東洋の賢人」という有名な講演を行ったが、そこで専制主義を君主の徳や資質の問題に還元する伝統的な思考パターンに囚われながらも、「東洋の発展を妨げている真の原因」と力説し、当時の知識青年に大きな影響を与えた²⁶⁾。この講義の

聴衆者の中にいた青年シュマイイルは後に「まるで人民は無である一方で、王はすべてのようだ。王が起れば人民も起きなければならぬ。王が座れば人民も座らなければならぬ」というアフガーニーの厳しい専制批判に感銘を受けたと回想している²⁷⁾。

この講演は、若きシュマイイルにとって、科学や社会改革に取り組む際には、自らの共同体に即した独自の問題を設定しなければならぬ、という動機付けになったと考えられる。すなわち、同時代に生きる欧州の進化論者とは幾分異なり、アラブの思想家にとって、専制主義はあくまでいち早く自ら克服しなければならない「現在進行形」の課題であった。シュマイイルは初期作品の『進化と進歩の哲学』で、教育分野においてさえ、精神的権威が人々の内面や情緒を支配し、「現状以外の状況はあり得ない」と思い込ませるような妄想の恐怖を押しつけているとしながら、次のように述べた。

今日に至るまで社会を支配してきたのは、専制主義の法則だ。これは自然的社会の法則にはいっさい適合しない。社会は自然的法則によってしか改革されることはない²⁸⁾。

この「自然社会の法則」とは、既に紹介した「社会の生物学的特質」、すなわち人体に類似した有機的な社会である。

シュマイイルによれば、暴力や武力に訴えるしかない専制者は、社会を「人工的なメカニズム」や「生命のない無機的なシステム」²⁹としか考えない。したがって、そこには市民の意識による、あるいは理性に基づいた有機的な結びつきは考慮されない、というのである。

シュマイイルはここで「有機的結合」の理解を深めるために、英国の進化論者、トマス・ハクスリーとスペンサーの論争を持ち出した。シュマイイルの説明によれば、ハクスリーは、専制主義や中央集権化の論理が社会全体に貫徹していることを示すために、「政府」である「頭脳」が、「社会」に相当する「体全体」のために考え、そのために機能し、「専制的に」支配していると主張した。そうしなければ、あらゆる筋肉や腺、その他の器官は脳の命令通りに機能しないのだという。これに対し、スペンサーは、体の器官には「内的器官」と「外的器官」の二種類が存在すると反論した。すなわち頭脳が直接統制するのは「外的器官」のみである一方、「内的器官」については「機能のための栄養を求めるのみで、あくまで本能の力が必要とされる」。有機的な社会においてこの内的器官、すなわち栄養補給と内的循環を担う分野が、自由主義を基盤とすべき商業と産業である、という議論である。³⁰

しかしここでシュマイイルは、「社会が自由な政府、あるいは専制政府を必要とするかはあくまで共同体 (umma) が

産業あるいは戦争のどちらを基盤としているかで異なる」との見方を示す。ここにはシュマイイルの専制主義に対する二つの認識が表れている。そのひとつは、東洋社会が未だ克服できない専制政府とは、自然的法則に逆行した「不完全性」の現れに過ぎない、という認識である。シュマイイルにとって、暴力や強制的な権力行使を伴う体制とは、「表面的に平和に見えたとしても、町中に敵を抱えた偽りの平和のようなもの」³¹に過ぎず、いずれにせよ崩壊が運命づけられている。

とはいえ、ここでもうひとつの認識も重要となる。つまり、いくら「不完全性」の裏返しに過ぎないとはいえ、そこから「完全性」に至ろうとする場合、社会に大きな負担を強いるのであれば、一部の人しか幸福にしない「人工的かつ強制的、時期尚早で悪影響が危惧される不自然な改革」に陥ってしまう。それは代替となる新たな秩序が生まれる前に、古き秩序同士の違いによって共同体全体が没落するような改革である。それ故に合理的な社会政策とは、生物の諸器官に当たる国民一人一人から成る「一般意志」に一致した自然的、有機的、そして漸進的なものとならざるを得ない。

社会の物理学から生じる大きな結果としては、革命よりも進化が好ましい。進化を生じさせる最も有効な手段は、相互の満足を得た後に漸進的にしか生み出せない合意だ。³²

実際のところ晩年のシュマイイルは、青年トルコ人革命や社会主義思想に鼓舞され、革命や暴力の不可避性を是認する方向に向かった。しかし、一方で、社会主義はあくまで欧州の課題であつて、オスマン帝国やアラブ地域に適用するのは時期尚早だとも考えていた。レバノン地域で幼少期には内戦や動乱を経験し、さらに新天地を求めて渡った先のエジプトも一八八二年以降は英国の占領下に置かれ続けていた。こうした経験に基づき「もし社会が人工体ではなく、自然体であるならば、外側からではなく自身の必要性に応じて自ら変容する³³」と考える彼にとって、自らの共同体に必要なのは、革命や飛躍ではなく漸進主義に他ならなかった。

以上のようなシュマイイルの生物学、唯物論、社会学的見地に関しては、発表当時から伝統主義的な世界観の擁護者のみならず、アラブ世界における近代進化論の担い手からも異論が唱えられた。たとえば『ムクタタフ』の編集者サッラーフは、一九一〇年代まで編集を続ける中で、自然発生説を正当化し、人間の精神や道徳、起源、さらに信仰の問題にまで踏み込む進化論に対してはそれほど好意的ではなかった³⁴。また後世の研究においても、シュマイイルの思想は、「純理論的にも、従来の哲学においても、生物学者としても、自然科

学者としても、何ら目新しい議論を提示していない³⁵」と評されている。それどころかヘッケルやスペンサーと比べても、あらゆる議論において留保や慎重さを欠いているとの指摘もある。ヘッケルは自然発生が歴史上過去に一度起こった可能性を示唆するが、シュマイイルは現在でも実験室や自然界で起こり得るという立場を支持した³⁶。またスペンサーは人間個体から有機的な社会を類推する場合、前者の対称性と後者の非対称性等々とさまざまな留保条件を挙げたにもかかわらず、シュマイイルはただ両者の類似性のみを強調するだけであつた。

さらに言えば、シュマイイルの思想全体が時代の限界に規定されていたことも明らかである。ビューヒナーに依拠するシュマイイルの唯物論は、エンゲルスによって「平凡で俗流³⁷」と言われた「機械的唯物論」であり、決して歴史弁証法的唯物論ではなかった。すなわち、シュマイイルの認識には、社会自体が歴史的な発展の論理そのものによって矛盾を抱えるという認識はほとんどみられなかった³⁸。

しかし、果たしてこれはシュマイイルが個人として抱えていた問題であろうか。同時代に支配的であつた観念や精神を検討せずして、彼の思想を立体的に理解することはできないのではないかという疑問も湧く。逆に言えば、当時のアラブ思想家に共有されてきたイデオロギーに照らすことで、専制

主義の克服と社会改革の促進を求めた近代進化論者の試行錯誤の中に、独自の貢献を見出すことも可能ではないだろうか。

二 改革実践のための進化論的アプローチ

1 イデオロギー的拒否から調和派へ

アラブ世界にダーウィン主義が紹介され、生物変移や進化進歩という観念が広く流通し始めると、シュマイイルのような進化論者は当然の如く、伝統主義的な立場から厳しく批判された。欧米諸国でダーウィン主義者がとりわけカトリック陣営から厳しい反論を受けたのと同じく、アラブ世界でも『ムクタフ』や『ヒラール』(al-Hilal、三日月)といった雑誌はキリスト教およびイスラームの双方の宗教家からさまざまな攻撃にさらされた。

イデオロギー的拒否という意味では、「ルイス事件」から間もない一八八六年にシリア・プロテスタント大学の神学教授イブラヒム・ホウラーニーが『ダーウィン学説を拒否する確信的眞実』という著作でシュマイイルを非難したことが知られている。しかし一般的に有名な著作とは、一八八一年にペルシア語で出版されたアフガーニーの『唯物主義者への反論』³⁹⁾である。イスラーム世界における近代進化論の受容について語る際に必ず言及されてきたこの作品は、一八八五年

に弟子のムハンマド・アブドゥによってアラビア語に翻訳されたことでアラブ世界にも広く認知され、後の進化論者にシュマイイルの『解説』と合わせて必ず読み返されてきた。アフガーニーは同著で英国にかぶれたインドの思想家サイイド・アフマド・ハーンに代表される「ネイチャー主義者」あるいは「唯物主義者」(adabiyun)に対して反論を試みた。

アフガーニーによれば、ダーウィン学説とは「人間の起源は猿」と断定し、ノミが長い年月を経て徐々に象に化けると説明するような言説である。たとえば獲得形質の遺伝については、ヘブライ人やアラブ人は数千年にわたって割礼を施してきたが、現在に至るまで割礼されたまま生まれた者はいないのだから、根拠薄弱な議論だという。こうした見解を巡って、後の研究者からは、断片的知識に依拠した「馬鹿げた発言」と評された一方、インドやエジプトといった東洋諸国が大英帝国の支配下に置かれる中、イスラームという土着の価値体系を基盤とした抵抗の試みであり、「影響力の大きさを無視し得ない」とも指摘された。⁴⁰⁾

とはいえ、こうした「拒絶」の時代が長く続いたわけではない。ダーウィン主義について独自の思索を深めていったのは、啓示と理性の融合を説く「調和学派」であった。一八八七年にはレバノンのシリア派学者フサイン・ジスルが『イスラーム法の眞実に関するアブデュルハミトのメッセージ』と

いう著書で、ダーウィン学説とイスラームは何ら矛盾しないという持論を展開した。すなわちジスルによれば、自然選択とは絶滅させる種と生存させる種を選んだアッラーの選択のことであり、また自発的変異や獲得形質の遺伝、生存競争などもアッラーの知恵が及ぼす効果によるものだ⁽⁴²⁾という。実際、ジスルの議論は欧米の議論と同様に、生物の複雑な形や適用のあり方に造物主の知恵と慈悲をみる「神のデザイン論」⁽⁴³⁾に近づいていった。また、その後キリスト教やイスラーム双方の宗教家は、ダーウィン学説との調和を求めて聖書やクルアーンの章句の中に進化論的な記述を再発見することで、このデザイン論をいっそう支持する立場に向かった⁽⁴⁴⁾。

こうして十九世紀末に至るまでにアフガーニーの弟子達によつて進化論を巡る新たな見解が提示されていった。弟子の代表格たるムハンマド・アブドゥはクルアーンの現代的な解釈を試みる中で、「もしアッラーが人間をお互いに牽制し合うように仕向けなかったら、この地上は腐敗しきっていただろう」(二二五二)という章句に「生存競争」や「自然選択」をはじめとするダーウィン主義の論理を見出だした。アブドゥの教えとしてその弟子のラシード・リダーは次のように解説する。

アッラーが「地上を腐敗させた」という章句は、社会学

者が語る「自然選択」や「適者生存」などと同一原理を説明している。アッラーは人間に対し、権利や利益を求めて互いに競い合わせた。これが大地を腐敗させない、すなわち正当性と適性を備えた者が生き残る原理だ⁽⁴⁵⁾。

ダーウィン主義に限らず、近代科学の成果をイスラームの教義の中に発見しようとする努力は、当時イスラーム改革主義者に広く共有されていた。専制の性質を解明しようと試みたアレツポのイスラーム思想家アブドゥッラフマーン・カワキビーも、過去数世紀の近代科学の叡智がクルアーンに記されていると指摘し、たとえば不活性物質から人間が進化したという一元論は、「アッラーは人間を、精選した泥から創造した」(二十三—十二)という章句に示されていると説明した⁽⁴⁶⁾。啓示を思想の軸足としている彼らにとっては、「自然の法則」とはまさにシャリーア(イスラームの法や秩序)に他ならず、クルアーンの記述に近代科学や進化論の見地が見出せるのは必然であった。固有の価値体系が揺らぐ時代の中で、改革主義者にとって基本的な動機は、伝統的な世界観の内側に留まることなく、また神秘主義や唯心論にも陥ることなく、逆に自然科学の見地との融合を積極的に求めることで、弁証法的にイスラームを救い出すことにあった。

2 イスラーム改革主義者との共通イデオロギー

それでは、常識的に考えれば「論敵」となるはずの自然科学還元主義者シュマイイェルは、イスラームをはじめとする宗教一般に対していかなる見解を示していたのだろうか。シュマイイェルはダーウイン学説を紹介し始めた頃から、カトリックやイスラームの宗教家から激しく攻撃されてきたために、科学と宗教の関係については慎重な発言を続けてきた。その基本的な態度は、科学と宗教の双方に対する寛容と尊重である。「宗教は科学に敵対することはなく、両者を傷つけるような争いはしてはならない。宗教はこれを望むものではない」^{④7}。要するにシュマイイェルにとって科学にせよ、宗教にせよ、両者にはそれぞれ固有の領域が存在し、その固有性において価値が生じている以上、お互いの理解を深めるために利用するものであれ、お互いを貶めることがあつてはならない、というのである。

確かにシュマイイェルは、教育機関において宗教教育を排除すべきだと主張するなど、当時の宗教家からすれば、相容れない実践的立場を維持していたかもしれない。しかし、シュマイイェルが批判の対象としてきたのは、宗教そのものというよりは宗教権力や一種の狂信であつて、その意味では主流の宗教家とさほど基本的立場は変わらなかった。さらに興味深いことに、シュマイイェルの記述の中には結果的に、ユダヤ教

やキリスト教よりも、イスラームを幾分擁護している部分が見られなくもない。

ユダヤ教の法は、実践的で唯物的だが不完全だ。キリスト教の法は、叡智と道徳的教訓を重んじているが、現世以上^{④8}に精神世界に目を向けている。反対に、イスラームの法は、社会的、実践的、唯物的、法学的な意味で真正のシステムだ^{④9}。

かつてアフガニーに「西欧学者の盲目的な物まね」と評されたシュマイイェルが、「社会的宗教」を強調するとき、イスラーム改革者はまさに溜飲を下げたであろう^{④8}。後に汎イスラーム主義の結集点となつた『マナール』誌では、シュマイイェルは思想家として、社会改革家として大いに絶賛されることとなる。編集長のリダーは、「シュマイイェルが進化論を広めるために創造説を否定し、天啓宗教に対して戦争を仕掛けている」という他のイスラーム教徒の批判に反論し、彼を全面的に擁護する論陣を張つた。リダーによれば、シュマイイェルは若き頃渡仏した際に唯物論にかぶれたとはいへ、幼少期にレバノンで受けた宗教教育によつて道徳心を失うことはなく、イスラーム教徒の間でも限りなく寛容かつ公正な人物として評価されている。ダーウイン学説はそもそもイスラーム

と矛盾しないにもかかわらず、彼は自分の主張とは異なる言われなき咎を受けている。実際には「シュマイイル博士はクルアーンの宗教の他に人類の公益に即した社会的宗教はない」とイスラームを擁護している、というのである。⁵⁰しかし、アラブの近代進化論者シュマイイルが、ここまでイスラーム改革主義者に擁護されるのも、当時のアラブ思想家に共有されていたイデオロギーからすればある意味当然であつた。

第一に、近代進化論がナフダ（復興）という観念と親和性を有したという点は重要である。本論で既に見たように、シュマイイルは、決して西欧近代思想の紹介者に留まらず、進化論を中世のアラブ・イスラーム思想で語られていたもの、自分達の伝統として論じた。こうした蓄積された価値を固有の伝統として想起することで、欧州列強の影響下において自分達の後進性を克服する精神的基盤にしようという意識は、同時代の思想家に共通してみられた。

これに関連して第二に、シュマイイルにおける功利主義的な態度は、まさにイスラーム改革主義における実用主義的なイデオロギーと一致していた。イスラームは、「人間が自らの行動に対して責任を有する」という原則に基づき、能力に応じた実践、すなわち「イジュティハード」（努力）を求めるものである。その際、あらゆる知識はその知識の内在的価値と同時に、信者の実践のために「有用か、否か」という外

的基準によって判断される。アフガーニーやアブドゥが、専制主義について人間を善行に導くために「使える」と語り、「公正な専制者」の必要悪を説いたのも、こうした実用主義イデオロギーの産物であつた。要するに、改革主義者にとつて知識は認識のための体系というよりは、むしろ役立てるための体系なのである。

シュマイイル自身は専制主義という概念にまで実用性を求めたことはなかった。しかし功利主義は、イスラーム改革主義者に限らず、シュマイイルを含めて同時代の思想家に共通したイデオロギーであつた。シュマイイルは、『進化と進歩の哲学』において冒頭から次のように述べている。

これら「進化と進歩の哲学」はすべて、人類が世界の強固な土台に支えられた社会を建設するために実践的かつ有用であることを目指すものだ。自然界における最小限の事物が、最大限の実用性を持つかもしれない。軽視できるものなど何もなく、すべては人間の目的のために使えるのだ。⁵²

「人間の目的」、これが第三のポイントである。シュマイイルの理想主義的、目的論的な立場は、スペンサーなどの欧米の社会進化論者に学んだ面もあるにせよ、自らの共同体のイスラーム改革主義者とイデオロギーを共有した面も少なくな

い。とりわけプラトン哲学の流れは、中世イスラーム思想においてフアラビーの『有徳都市住民が持つ見解の諸原理』に代表されるような理想国家論に結実した。個々人の道徳心や公正さが高まれば、社会に「法の秩序」が浸透し、集団的知性によって個人の過ちが正され、私益よりも公益が優先されるような統治形態が生まれる。こうして哲人政治や法治主義が実現するという予定調和的な観念は、中世に限らず、十九世紀のイスラーム改革主義者から今日のイスラーム思想家に至るまで共通してみられる。

ダーウイン自身は、進化が個体間の僅かな差異の累積によつて生じると考え、予め決められた目標に向かうという見方には懐疑的であった。アラブのダーウイン主義者シュマイイルも自然界において目的論に否定的であったが、社会発展については目的論的解釈以外に考えられなかった。シュマイイルの頭には、「諸国や言語が統一され、真の人間主義が広まり、人類皆同胞となり、世界が一つの祖国となるとき、この自然科学はもはや成長しない」という科学の究極状況が常に描かれていた。それ故にシュマイイルの社会発展史観がスペンサーの理想主義とイデオロギー的に親和したのは必然であった。⁽⁵⁵⁾

つまるところシュマイイルの実践的な態度や行動は、同じ「共同体の申し子」(ibn al-balad) に共有された諸観念に支え

られていた。それにより、アラブ世界で社会改革者、反骨の知識人としてのシュマイイルの評価は確固たるものとなったと言えるだろう。シュマイイルは、アブデュルハミトの専制体制下で公開書簡『苦情と希望』(一八九六年)にて、帝国衰退の原因を科学と公正と自由の欠如に求めた。そして、君主自らが支配の正当化のために利用しているイスラームの中に「協議」(shura) の教えがあると説き、一八七八年に閉会されたオスマン帝国議会の再開を訴えた。いわば唯物論者・進化論者がイスラームの価値に強く訴えかけたわけである。さらに言語改革においては近代知識にふさわしいアラビア語彙を生み出すことに尽力し、また司法改革においては刑務所の状況改善と受刑者の再教育の必要性を説いた。加えてシュマイイルは、「適者生存」の立場から国家防衛のための軍備増強は不可欠という立場であったが、第一次大戦におけるドイツの侵略主義に違和感を覚え、多数のドイツ人有識者がこの戦争を支持する宣言に署名したことに憤った。ヘッケルに送ったとされる公開書簡では、「ヘッケル博士、私は貴殿が署名していないと信じ続けます⁽⁵⁶⁾」と述べられている。

それでは、このような時代に共有された精神に照らすとき、専制批判と進化論的アプローチの間にかかる関係性が見出せるだろうか。

3 共通プロジェクトとしての専制批判

もし進化論的アプローチが専制批判を含む社会認識の歩みに大きく貢献したとすれば、「連なり」(silila)の認識であったと考えられよう。連続性の意識は、無機物から下等植物、高等植物、植虫類、下等動物、高等動物、そして人間と配列するアリストテレスの「自然の階段」にまで遡る。十八世紀欧州において、跳躍もなければ切れ目もない連続性について世界の「調和一般の原理」として意識され始めた。数学においてはライプニッツによって微分法が発見され、生物学においてはボネーによって元素、鉱物、植物、動物の系列的な階段として理解された。さらに十九世紀にはコントによって数学、天文学、物理学、化学、生物学、社会学が順次神学的、形而上的、実証的段階に入っていく「一つの不動の序列」⁽⁵⁷⁾として提示された。こうした連鎖性の意識は中世イスラーム哲学において神から知性や霊魂、第一質料、第二質料と連なる「段階的流出論」などとして展開されたが、一八七〇年代にアラブ世界でダーウイン主義が紹介され始めてからも改めて強調された。シュマイイルもまた、「世界のすべては、連続性を帯びている。物質的な世界でも、精神的な世界でも同じだ」と説明した。すなわち永続性を秘めた物質であれ、無数の有機的なネットワークで構成される社会であれ、「最初の輪が別の輪に次々とつながっていくように、あるいはどこで

始まってどこで終わるか分からない円周」⁽⁵⁸⁾のような連なりによって成り立っている、というのである。

こうした連なりの意識は、専制体制の階層構造に対する認識を深める上で決して無関係ではなかったと考えられる。たとえばスペンサーは『社会静学』において、「国家の専制主義は、家族の専制主義と結びついている」⁽⁵⁹⁾と指摘した。近代アラブ思想の場合、家族関係の中にまで「専制主義」を見出すという発想は、少なくとも一八六〇年代までの思想家にはほとんどみられない。ところが七十年代に入り、アフガーニーが人間社会を人間の体や器官に例え始め、九十年代までに多くの思想家が家族や部族、地域社会から国家機構、国民全体に至るまで専制主義や権威主義が連鎖的に浸透していると論じた。たとえばアブドゥはエジプトの専制主義が、国家指導者から、地方や地域、市町村レベルの支配者へとさまざまに枝分かれし、「民衆に僅かに残された財産や日々の糧までも奪い取っていった」とする「抑圧移譲の原理」(丸山眞男)を次のように説明した。

政府の職員や行政の役人は、略奪と収奪の「連なり」を具現化した存在であった。この連なりは、強大なグループから弱小なグループに至るまで段階的に抑圧を広め、最終的に惨めな農民にまで達する……それにより支配者は、「連

なり」の末端に至るまで掌握するのだ。^⑩

逆に言えば、こうした支配と被支配の連続性に対する認識から漸進主義が強調されるのも必然であつただろう。社会有機体説を引き合いに出して漸進主義を最も強調したのがシュマイルであつたが、当時のイスラーム改革主義者も総じて漸進主義を主張していた。つまり、社会が無数に連なっているのであれば、その連なりの末端の個々人が徐々に意識化と自己変革を成し遂げながら階層性を廻り、構造全体の変革につながっていくしかないという発想である。たとえば『専制の性質』においてカワキビは次のように力説する。

専制政治は激しい力をもつて抵抗できず、知恵を絞りながら漸進的な形でしか抵抗できない。専制政治の根を断ち切るための唯一の有効な方法とは、国民が認識と感性を深める以外にはあり得ない。これは教育と学問の奨励によつてしか為しえない。^⑪

シュマイルの社会有機体説からの専制批判も、こうした当時共有されていた「連なり」の意識において、より深い意味を持つだろう。ドレフェス裁判の政治性を批判するシュマイルは、「待たれる革命は、それぞれの人民が勝利する革

命とならなければならない。諸国民が政府や体制に対して共に勝利し、近代の精神に最も適したものを実現すべきだ^⑫」と高き理想を語る。革命よりも漸進的変革を求めたはずのシュマイルも、その「連なり」が国際的に実現する限りにおいては革命を是認するのである。

進化論は、洋の東西を問わず、既存の議論に吸収されたり、時代や社会に固有のイデオロギーに取り込まれてきた。しかし、そこでは単に「人間の起源が猿か、否か」といった素朴な問いに留まらず、進化思想を支える観念やものの見方が丸ごと受容され、独自かつ主体的な読み替えが実践されてきた。その取捨選択は既存の見方や断片的な知識に留まった場合であれ、思想体系を部分的に再編した場合であれ、新たな社会認識を深める一助となり得たと考えられる。こうした意味においてシュマイルの進化論的アプローチは、アラブ思想家の共通プロジェクトとしての専制批判に独自の貢献を果たしたと言えるだろう。

(おかざき・ひろき／アラブの近代政治思想)

注

(1) オーギュスト・コント『社会再組織に必要な科学的作業のプラン』、『コント、スベンサー』清水幾太郎編集 中央公論新社、一九八〇年、一〇五頁。

(2) Spencer, Herbert, *The Principles of Sociology*, Vol. II, New York:

- D. Appleton and Company, 1900. pp. 568-642.
- (3) シン・ベーン・ハーンに関する最も包括的な研究は、Haroun, Georges, *Šibī Šumayyil: une pensée évolutionniste arabe à l'époque d'annah 'a*, Beirut: Publications de l'Université libanaise, 1985. 日本語訳文は、Lercerf, Jean, “Šibī Šumayyil méaphysicien et moraliste contemporain”, in *Bulletin d'études orientales*, Cairo: L'institut français d'archéologie orientale, 1931, pp. 153-186; Anawati, Georges C, “Šibī Šumayyil: Medical Philosopher and Scientist”, in ed. Clifford Edmund Bosworth et al., *The Islamic world from classical to modern times*, Princeton, 1989, pp. 637-650. などを参照。また近代アラブ思想とダーウィン主義の関係を包括的に論じたものは、Ziadat, Adel A., *Western Science in the Arab World: Impact of Darwinism, 1860-1930*, Hampshire: The Macmillan Press, 1986. を参照。
- (4) Hourani, Albert, *Arabic thought in the Liberal Age 1798-1939*, Cambridge: Cambridge University Press, 1983, pp. 248-253.
- (5) Sharabi, Hisham, *Arab intellectuals and the West: The Formative Years: 1875-1914*, Baltimore and London: The John Hopkins Press, 1970, pp. 72-76.
- (6) Hourani, *Arabic thought*., p.v.
- (7) Haroun, *Šibī Šumayyil*, p. 9.
- (8) Meier, Olivier, *Al-Muqataf et le débat sur le darwinisme*: Beyrouth 1876-1885, Paris: CEDEF, 1996, p. 40.
- (9) Zaydan, Jurji, “Awwal thawra madrasīya fi al-‘alam al-‘arabi” [アラブ世界における最初の学生革命] in *Hiḍal*, Vol. 23, 1924, p. 271.
- (10) アメリカン・ボードによって一八六六年に創設された現在の「ペイサート・アメリカン大学」(AUB)。
- (11) 「レイス事件」を扱った研究は多々あるが、代表的なものとして Jaha, Shafik, *Darwin And the Crisis of 1882 in the Medical Department: And the First Student Protest in the Arab World in the Syrian Protestant College*, Beirut: American University of Beirut, 2005 を参照。
- (12) Shumayyil, Shihlī, *Falsafat al-nushū wa al-irṭiqā* [Mawḍū‘ al-dakṭar Šibī Šumayyil Vol. I 「進化と進歩の哲学」：シン・ベーン・ハーン博士全集第一巻], Cairo: Maḥab‘a al-muqataf, 1910, p. 26.
- (13) たとえば一九一八年版『種の起源』の翻訳者マズハルは、ダーウィン学説とは「人間は必ずしも過去の人間と同じ形をしておらず……連続的な変移によって現在みられるような形に進化した」と主張するものと解説した。Maḥzar Ismaīl, *Malāḥ al-sabīl fi madhhab al-nushū wa al-irṭiqā wa al-ḥayāt fi al-ḥiqāq al-ḥikmī al-‘adnī* [進化と進歩の哲学に示された道筋と近代思想の転換の影響], Cairo: Al-‘Asrīya, 1925, p. 117.
- (14) 『解説』の原本は Büchner, Louis, *Conférences sur la théorie darwinienne de la transmutation des espèces et de l'apparition du monde organique*, Leipzig et Paris: Th. Thomas et al., 1869 を参照。ただし、誤訳や飛ばし訳なども見受けられる。Haroun, *Šibī Šumayyil*... pp. 91-93.
- (15) 一七八八年から八二二年に『ムクタフ』誌で発表した全論考は、Shumayyil, *Falsafat*..., pp. 309-342 を参照。
- (16) Beziḡan, Najm A., “The Islamic World”, in ed. Thomas F. Glick, *The Comparative reception of Darwinism*, Chicago: University of Chicago Press, 1988, p. 378.
- (17) Shumayyil, *Falsafat*, p. 8.
- (18) Ibid, p. 43, p. 25, p. 328.

- (51) Ibid, p. 50, 324; Shumayyil, Shihb, *Majmū'a al-dukhtir Shihb Shumayyil, Vol. II* [シブリー・シヤマイル博士全集第二巻], Cairo: Maaba'a al-ma'arif, 1910, p. 280.
- (52) Shumayyil, *Falsafa*, p. 13.
- (53) Shumayyil, *Majmū'a, Vol. II*, p. 36. なおスベンサーの本来の議論は Spencer, *The principles of sociology*, Vol. I, pp. 491-548.
- (54) Shumayyil, *Majmū'a, Vol. II*, p. 40.
- (55) Shumayyil, *Falsafa*, p. 29.
- (56) Ibid., p. 5.
- (57) Haroun, *Shihb Šumayyil*, p. 26.
- (58) アフガーニーの専制批判については、岡崎弘樹「觀念化する専制批判——アラブ国外反体制派の源流」『イスラーム地域研究ジャーナル』Vol. 5, 2013, pp. 19-31. を参照。
- (59) Shumayyil, Shihb, □ *awadith wa Khawātir: mudhakkarat al-dukhtir Shihb Shumayyil* [出来事と想ひ出：シブリー・シヤマイル博士の手記], Beirut: Dār panūrī, 1991, p. 81.
- (60) Shumayyil, *Falsafa*, p. 10.
- (61) Shumayyil, *Majmū'a, Vol. II*, p. 42.
- (62) Ibid., pp. 52-53. なおそのための議論は、Huxley, Thomas, T. H. *Huxley on education*, Cambridge: University press, 1971, p. 124; Spencer, *The Principles of sociology*, Vol. II, p. 519. を参照。また明治期の日本を舞台としてこの論争に言及したものととして、山下重一『スベンサーと日本近代』御茶の水書房、一九八三年、七七頁を参照。
- (63) Shumayyil, *Majmū'a, Vol. II*, p. 42.
- (64) Ibid., p. 41.
- (65) Ibid., p. 40.
- (66) *Al-Maqalat* □ *of*, Vol. 5 (1881-1882), pp. 193-197, 161-165; Vol. 9, pp. 241-242.
- (67) Haroun, *Shihb Šumayyil*, p. 146.
- (68) Shumayyil, *Falsafa*, p. 110, p. 321.
- (69) Engels, Frederick, *Dialectics of Nature*, p. 105, http://www.marxists.org/archive/marx/works/download/EngelsDialectics_of_Nature_part.pdf
- (70) 二十世紀後半にアラブの独立国家が徐々に独裁化していく中で「進歩」と「専制主義」の論理は結びついていった。進歩の論理自体が内在的な矛盾を抱えたという問題については、Chaloun, Burhan, *Le Malaise arabe: L'État contre la nation*, Paris: La Découverte, 1991, pp. 66-68. を参照。
- (71) 同著の邦訳は、平野淳一「十九世紀後半におけるイスラーム改革者による西洋思想批判」『イスラーム世界研究』第一巻一号、二〇〇七年、一九八―二二五頁。『アフガーニー思想におけるイスラームと西洋の布置図』同誌第一巻二号、二〇〇七年、三七―四〇七頁。
- (72) Bezigian, "The Islamic...", p. 378.
- (73) Keddie, Nikki R, *Soyyid Jamāl al-Dīn "al-Afghānī": A Political Biography*, Los Angeles: University of California Press, 1972, p. 180.
- (74) Al-Jisr, Husayn, *Al-Risāla al-ʿamādiyya fī ʿaqaqat al-sharʿa al-muʿammadiyya* [イスラーム法の真実に関するアブデュルハミトのメッセージ], Tripoli (Lebanon): Jarrus Press, 1999, p. 47.
- (75) ビーター・J・ボウラー著『進化思想の歴史』鈴木善次ほか訳、朝日新聞社、一九八七年（上）一八項。
- (76) キリスト教神学者として科学との調和論を確立すべく進化論に取り組んだ代表的論客はレイス・チャイホであった。チャイホは一八九八年にキリスト教擁護の立場から科学雑誌『マシユリ

ク』を創刊して、聖書解釈を踏まえながら「神のデザイン論」を展開した。

- (45) *Al-Manār*, Vol. 8, p. 929-930.
- (46) Al-Kawākibī, 'Abd al-Rahmān, □ *abār* □ *al-istibād wa ma'ārī* □ *al-istibād* 「専制の性質と奴隷化への抵抗」, ed. Muḥammad Jamāl Taḥbān, Damsqus: Dar al-awāl, 2003, pp. 80-81.
- (47) Shumayyil, *Falsafat*, p. 270.
- (48) Shumayyil, *Falsafat*, p. 352, note. 3.
- (49) ただし、シェマイイルは仏教も「社会的宗教」として説明している。Shumayyil, *Majmū'a*, Vol. II, p. 75.
- (50) *Al-Manār*, Vol. 8, pp. 632-637; Vol. 19, pp. 625-632.
- (51) アブドゥの「公正な専制者」については、岡崎弘樹「ムハンマド・アブドゥにおける『公正な専制者』の概念——現状認識と先行する諸概念という視角から」『中東学会年報』Vol. 29-1, 2013, pp. 67-95, を参照。
- (52) Shumayyil, *Falsafat*, p. B.
- (53) Kerr, Malcolm, H., *Islamic reform*, Berkeley: University of California Press, 1966, p. 32.
- (54) Shumayyil, *Falsafat*, pp. 9-10.
- (55) なお日本でスペンサーの思想は専制政治の正当化と批判の双方の武器として使われたものの、アラブの場合、体制派知識人が専制支配を正当化する上でスペンサーの漸進主義改革論を利用した形跡はない。むしろアブドゥがスペンサーと会談した際に物質主義に対する精神の重要性が議題となったように、アラブではスペンサーの道徳観や教育論に関心が寄せられた面もある。
Al-A'māl al-kāmilā lil-imām al-shaykh Mu'ammad 'Abdūh 「ムハンマド・アブドゥ全集」, ed. Muḥammad Imāra, Cairo: Dar al-shurūq, 2006, Vol. III, pp. 521-523.
- (56) Shumayyil, Shihī, □ *awāḍih wa Khawāṭir*, p. 219.
- (57) オーギョヌネ・ロンネ『実証精神論』前掲書 二二七頁。
- (58) Shumayyil, *Majmū'a*, Vol. II, p. 64, 85.
- (59) Spencer, Herbert, *The Social Static: Abridged and Revised, Together with the Man versus the State*, Honolulu: University Press of the Pacific, 2003, p. 75.
- (60) 'Abdūh, *Al-A'māl al-kāmilā*, Vol. I, p. 764.
- (61) Al-Kawākibī, □ *abār* □ *al-istibād*, p. 214.
- (62) Shumayyil, *Majmū'a*, Vol. II, p. 146.

キーワード：進化論、専制主義、社会有機体説、イスラーム

〈公募論文〉

初期イギリス社会学と「社会的なもの」

「イギリス福祉国家思想史の一断面」

寺尾範野

はじめに

近年、「社会的なもの」という概念が、福祉国家の思想史研究の分野で注目を集めている。第一義的には個人の生命や生活の保障、欲求充足のための物質的基礎にかかわる概念であるが、これまで論者によって様々な意味が付与されてきた。本稿のねらいを示すために、この概念をめぐる研究史の若干の整理をはじめに行っておきたい。

「社会的なもの」は、第一に、社会現象に働きかける実践の次元として捉えられる。すなわち、貧困や犯罪等の「社会問題」を克服する目的で公権力が担う「社会政策」が、経済

政策や政治制度改革とは区別される「社会的なもの」として理解されてきた。^②第二に、「社会的なもの」は領域的な概念としても認識される。すなわち「政治的なもの」としての家Ⅱ公共領域や「経済的なもの」としての市場とは区別される、生存・生活が問題となる「社会」領域として把握される。^③第三に、「社会的なもの」は思想や理念としても理解されうる。とりわけ、「社会問題」が認識され始めた十九世紀前半から福祉国家が形成される二十世紀前半にかけてのドイツやフランスにおいて、「社会的」という形容詞が指し示した諸々の政治的理念がこれまで注目されてきた。^④さらにまた、これらの諸点はしばしば相互に結びつけられてもきた。すなわち連帯や平等といった政治的理念と、これらの理念に基づきつつ

社会問題克服のために行われた諸実践、またその際に観念された社会像の相互連関の様態も、「社会的なもの」の研究では焦点となってきたように思われる。

ところで、こうした「社会的なもの」の研究で見られる特筆すべき事態として、「社会」を第一義的な研究対象としてきたはずの社会学の存在感の弱さが指摘されうる。この間に「社会的なもの」の研究を先導してきた論者の一人である市野川容孝は、「社会学の忘却」の概念を用いてその説明を試みている。⁵市野川によれば、福祉国家形成期（十九—二十世紀の世紀転換期）のドイツやフランスでは社会学の制度化もまた見られ、社会学は社会科学の一部門として自己規定する過程で「社会的」という形容詞を脱規範化・抽象化していった。その象徴として、M・ヴェーバーの価値自由原則やE・デュルケムによる「社会的事実」概念が挙げられる。こうして二十世紀初頭の社会学は、同時代の社会主義や社会政策学が「社会的」という言葉に込めていた規範的含意をそぎ落とし、もって自らを経験科学の一員と任じた。「社会学の忘却」とは、後の社会学者によってこのことが忘却され、以後、価値規範そのものも社会学の経験的な研究対象となった事態を指すとされる。

「社会学の忘却」の概念は、福祉国家思想史における社会学の存在感の弱さを一面で説明するものであろう。だが本稿

が光を当てたいのは、福祉国家思想と社会学の乖離が、当てはまらなかつた歴史的・地理的ケースである。ここでは、社会学が福祉国家思想の展開に独自の仕方では影響を与えていた。

本稿のねらいは、まさにその思想的連関の様態の解明にある。そのケースとは、十九世紀末から二十世紀初頭にかけての世紀転換期のイギリスであり、特に一九〇三年にロンドンで設立された「社会学会」が主な舞台となる。次節では、まずイギリス社会学に対する既存研究の評価から本稿にとって重要な論点を抽出した後、「社会的なもの」への関心と「社会学」が結びつく思想的背景として、十九世紀のイギリスで「社会問題」と「社会科学」がいかに認識されたかを考察する。第三節では、設立時の社会学会の知的状況を、特にその中心人物であったL・T・ホブハウスの社会学に着目しつつ明らかにする。第四節では、ホブハウスと、彼と同時代に福祉国家思想を展開した二組の思想家、ウェッブ夫妻とB・ボザンケの思想に着目し、彼らにおける「社会学—社会改革論」の差異と共通点の抽出を試みたい。

一 研究史・思想的背景

1 イギリス社会学の「失敗」

先行研究では世紀転換期の「初期イギリス社会学」⁶はいか

に評価されてきただろうか。しばしばそれは他のヨーロッパ諸国やアメリカと比べた際の「失敗」の歴史として語られてきた。事実、H・スペンサーを除けば、当時のイギリスの社会学者が今日の社会学史研究で言及されることはほとんどない。そのスペンサーも、T・パソンズが「スペンサーは死んでいる」と宣言したように、すでに一九三〇年代後半には時代遅れの社会学者とみなされていた。またこの時代のイギリス社会学の存在感の弱さの原因は、「ビッグネーム」の不在によるものだけではない。組織の面でも、社会学会設立からほどなくして初期イギリス社会学は停滞状態に陥った。一九〇七年にロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)に社会学講座が設置されたことを除けば、第二次大戦後に至るまでイギリスの大学で社会学が広まることはなかったのである。

歴史家はこれまで、初期イギリス社会学の「失敗」の原因を、組織史と思想史の双方の観点から考察してきた。組織史の観点からは、社会学会内部の分裂や、LSEと社会学会の相互交流の欠如、LSE内部での社会学部と社会行政学部の対立などが指摘された⁸⁾。だが、本稿にとってより重要なのは、イギリス社会思想の土壌そのものに社会学の発展を妨げる要因が存在したという、思想的解釈である。最も影響力ある解釈は、前述のパソンズによって示された。彼はT・ホッ

ブズ以降のイギリス社会思想の「特筆すべき性質」を、その「個人主義の強さ」に見出した。ここで個人主義とは、一方では個人の利益や幸福のために社会がいわば道具として存在するとみなす倫理的な意味を含むが、近代イギリス思想にとつてより本質的であったのは、自己利益を追求する個人の集合として社会をみなす、「社会学的」な意味での個人主義であった⁹⁾。パソンズは、この意味での個人主義が、手段と目的の連鎖の効率化を理性的に志向しうる個人を想定する「合理主義」と結びつくことで、「功利主義」の伝統をイギリスに根づかせたと指摘する。ホッブズやJ・ロックの社会契約論、アダム・スミスの古典派経済学、J・ベンサムの心理的快樂主義、限界革命後の新古典派経済学は、いずれもこの功利主義の伝統上に位置づけられるものであった¹⁰⁾。

パソンズの議論を受けて、イギリスにおける社会学の停滞を「実証主義の奇妙な強さ」という観点から説明したのが、歴史家・政治学者のN・アナンであった。ここで実証主義とは、事実の経験的観察と理論的分析による法則説明という自然科学的な手法によって社会現象の理解が可能であるとする立場を指す。アナンの要点は、個人主義と実証主義の結びつきこそが、ヴェーバーやデュルケム、V・パレートら大陸の社会学者によって切り開かれた「社会構造」——相互行為の産物としての文化や社会制度が行為に反作用的にもたらす拘

束性——への視座のイギリスへの流入を妨げた、というものであった。¹¹⁾

パーソンズとアナンの議論は、イギリスでなぜ経済学が発展し、なぜ社会学が停滞したのかを、思想史の観点から説明を試みるものであった。「社会学的な個人主義」は、個々人の自己利益の追求がいかに社会秩序を可能とするかという「ホッブズ問題」¹²⁾を必然的にもたらす。パーソンズは、この問題への関心が、ロックの私的所有論と労働価値説に始まる「利害の自然的調和」¹³⁾仮説を論証する継続的な試みを生み、市場における交換の学としての古典派経済学の発展をもたらしたと論じる。またアナンは、革命後十九世紀までのイギリス国内の相対的平和が「利害の自然的調和」¹⁴⁾仮説に説得力を与え、社会構造を認識する必要性を弱めたと指摘する。特に彼が注目したのは、ヴィクトリア期イギリスにおけるモラリズムの強さであった。ナショナリズムや階級対立、革命などの相次ぐ動乱を背景に、十九世紀の大陸ヨーロッパで社会構造と社会変動の認識の学として社会学が注目されたこととは対照的に、ヴィクトリア期イギリスでは、貧困や犯罪などの社会問題に対しても「個々人の善悪というただ一つのフレームワーク」¹⁵⁾から考察が行われるほどに、政治的・社会的安定が実現していたと理解されたのである。

こうして二十世紀初頭の社会学者による諸研究についても、

その社会学史上の重要性は否定される傾向にある。たとえばR・ゾファアは、初期イギリス社会学がスペンサーに由来する生物学的社会進化論に例外なく依拠し、そこから社会進歩への過度の樂觀や優生学への傾倒が生じた一方で、社会変動や階級対立の原理を説明しうる社会理論は出現すべくもなかったと論じる。ゾファアの結論は、第二次大戦後に社会進歩の概念を放棄するまで、イギリス社会学は思想的に「退屈」なものであり続けたというものであった。¹⁶⁾

しかしながら、少なくとも十九世紀以降のイギリス社会思想史に目をやれば、T・H・グリーンに率いられた理想主義哲学をはじめ、「社会学的な個人主義」からの脱却の試みも往々にして存在した。¹⁷⁾そうした試みは、ひいては世紀終盤の社会学への関心の高まりへ、そして二十世紀初頭の社会学と福祉国家思想の連関へと繋がっていく。以下ではこのことを、ヴィクトリア期に見られた古典派経済学批判に焦点を当てつつ確認していきたい。

2 ヴィクトリア期における「社会的なもの」と古典派経済学批判

ヴィクトリア期イギリスにおける「社会的なもの」にかかわる思考は、古典派経済学の知的権威の確立と相まって、おおむねパーソンズとアナンの言う個人主義とモラリズムに彩

られていたと言つてよい。その顕著な例として、社会問題の実態や原因にかかわる調査・論争・政策提言の場となつた世紀前半の「統計学運動」と世紀中盤の「社会科学振興協会」が挙げられる。前者はイギリス科学振興協会内における経済・統計学部門（F部門）の設立や商務省統計局の設置、ロンドンやマンチェスターを初めとする都市部での統計学協会設立など、一八三〇年代に見られた統計調査への社会的関心の高まりを指す。M・カランによれば、この運動ではN・シーニアやJ・R・マカロックら古典派経済学者が理論的支柱となつた一方で、E・チャドウィックら社会調査の担い手は、経済構造の変革ではなく犯罪や飲酒の取り締まり強化や衛生状態・教育状況の改善など、もっぱら労働者階級の道徳性の向上を視野に入れた社会改革案を主張していた。世紀中葉にH・ブルーアムらが中心となつて組織された「社会科学振興協会」でもこの特色は継承され、刑法、教育法、救貧法、衛生法、財産法、労働法等の改革を通じた労働者階級の「性格」の改善が、社会問題解決の第一義的な手段に据えられた。¹⁷ L・ゴールドマンによれば、協会はその名とは裏腹に学術的議論の場というよりも政策形成を担う「議会外議会」としての性格を強くもっており、「社会科学」という語も、もっぱら当時の自然科学一般への畏敬を背景とする中立性・不偏性を謳う政治的言説として用いられていた。¹⁸

他方、古典派経済学やモラリズムとは距離を置きつつ、「社会科学」の方法論の確立を志向する動きもわずかながら見られた。前述のゴールドマンによれば、初期のロンドン統計学会では、統計データの収集・分析による社会問題の科学的把握の重要性がR・ジョーンズやT・マルサス、C・バベッジ、A・ケトレ、W・ヒューエルといった学会設立者によって共有されていた。²⁰ ここで「科学的」とは、経験的で統合的な社会分析を指し、サン・シモンが『人間科学に関する覚書』（一八一三年）で核となるアイデアを示し、弟子のA・コントが『実証哲学講義』（一八三〇―一八四二年）で体系化した「実証主義」を指す。ジョーンズが実証主義へ接近した一因には、リカード経済学への批判があつた。ジョーンズはリカードの抽象化された方法を退け、歴史分析と統計処理による事実の収集・分析の学問として経済学を位置づけ直したのである。²¹ 同様にマルサスも、単一の原因から理論を導くリカードの演繹法に代えて、経験的検証によつて収集された複合的な事実からの演繹を主張した。バベッジ、ケトレ、ヒューエルら数学者は自然科学的方法の社会分析への応用を提唱した。彼らは道徳性の改善に固執した他の統計学運動の推進者と異なり、統計を用いて社会集団の特徴を客観的に「測定」することの重要性を強調した。²² たとえばケトレは、出生、婚姻、死亡、犯罪等の人口学的事実の統計観察と、各項目の平均値か

ら構成される「平均人」のモデル構築を、自身の提唱する「社会物理学」の課題とした。

ジョーンズらによって提起された帰納的な社会分析や個人との差異を超えた社会集団全体の特徴への視座は、後の社会学者の理論と方法を先取りするものであったと言える。だが、彼らの反リカード的な問題関心は統計学運動全体においては影響力を持たず、一八三〇年代後半以後のロンドン統計学会もまた古典派経済学の組織的な抛り所の様相を呈した。T・ハチスンが述べるように、世紀中葉になると古典派経済学は「ヴィクトリア期の繁栄」を背景に「他のいかなる経済思想も比肩できないような影響力、支配力および権威をも」つに至る。²³「社会問題」への関心においても、R・オーウェンやT・カーライルのような社会主義・保守主義の立場からの個人主義批判はあったものの、一八六〇年代までの支配的イデオロギーは、貧困の原因を貧民の無気力や怠惰に、進歩の鍵を企業心や勤勉、自助といった個々人の徳に、それぞれ求めるといったものであり続けた。²⁴

ジョーンズらが示した古典派経済学への批判的思潮が再び興隆するのは、一八七〇年前後の時期であった。一八七三年以降、イギリス経済は二十数年に渡り慢性的な不況に陥るがこの間に見られた保護主義の台頭や、いわゆる「社会主義の復活」、新組合主義運動の出現は、古典派経済学が依拠した

自由経済と社会秩序の幸福な結婚の想定を根底から覆すものであった。経済学内部でも、この時期にはW・S・ジェヴォンズらが先導した限界革命による古典派から新古典派への理論的転換や、C・レズリーやW・J・アシユリーらによる歴史学派の台頭が見られ、古典派経済学の権威は急速に衰退していった。²⁵

イギリス科学振興協会経済・統計学部門（F部門）の会長であったJ・K・イングラムが社会学の必要性を声高に訴えたのは、古典派のパラダイムが失墜し思想的な群雄割拠状態が生じた、まさにこのような時代においてであった。経済学史の文脈では、イングラムはレズリーと並び「歴史学派運動」²⁶の泰斗と理解されているが、一八七八年にF部門で行った会長講演「経済学の現状と展望」で彼が強調したのは、いまや社会学こそがリカード経済学に代わり「社会の科学」の権威となるべきとの主張であった。イングラムは古典派経済学を、その過度の演繹性と視野狭窄のために複雑な社会現象を考察するには不適當なものとみなした。特に彼が問題視したのは、古典派経済学が労働者の社会・経済生活の実態を充分に把握できないことにあった。すなわち古典派においては、労働者は単に「生産の道具」として、または「販売される商品」として抽象化されるのみである。しかし、このような方法では、眼前の不況や産業構造の変化が人口の大多数を占め

る労働者階級の生活や意識にいかなる変化をもたらしているかという、真に科学的な問いへの解答は得られない。この意味で、古典派経済学は「偽りの科学」と呼ぶべきものであった。「社会の科学」が担うべきは、「産業生活のあるべき状態」についてのより真であるとともに人道になかった考え方に到達すべく、曖昧な一般化の中に現実を隠してしまわずに、実際に密着し続けること」だとイングラムは主張した。²⁷⁾

イングラムにとって、社会学はまさにこの役割を担いうる学問であった。ジョーンズの古典派経済学批判の系譜に自身を置きつつ、また哲学的にはコントに依拠しつつ、社会学の指針を彼は次のように表している。「1. 社会の経済現象に関する研究は、社会的存在の他の諸側面に関する研究と体系的に組み合わせるべきである。2. 抽象および非現実的な単純化への過度の傾向は抑制されるべきである。3. アプリオリな演繹の方法は歴史的方法に代えられるべきである。4. 経済法則と経済法則に基づく実践的指針は絶対的ではない形で考えられ表明されるべきである」。²⁸⁾ すなわち社会学は、社会生活にかかわるあらゆる「事実」の経験的観察と、観察によって収集された事実の集成的特徴——「構造と機能」——の理論的説明、さらに「構造と機能」の歴史的な考察による「社会発展」の法則の説明という、三段階から成る総合的な「社会の科学」と定義された。

イングラムの講演は、その後十年間に渡って経済学、人類学、哲学などの各分野で議論の出発点を形成した。ただし社会学の擁護者・批判者双方の議論の焦点は、もっぱら彼がコントの実証主義哲学に依拠しつつ示した「総合社会学」の構想の是非に向けられていた。²⁹⁾ イングラムの講演では未だ潜在的な段階に留まっていた「社会学」と「社会的なもの」との融合は、一九〇〇年代における社会学の制度化に関わった人々によって担われることとなる。その中心的舞台は、一九〇三年にロンドンで設立されたばかりの社会学会であった。

二 初期イギリス社会学とホブハウスの優生学批判

一九〇三年の夏、歴史家や哲学者、慈善組織運動家、生物学者、ジャーナリスト、政治家、国教会聖職者、都市計画家、地理学者、人類学者、企業家などが集まり、社会学会がロンドンで設立された。P・エイブラムスが指摘するように、一九〇五年以降三回発行された学会誌『社会学雑誌』には、社会学の定義が実に六一種類掲載された。社会学はコント的な総合社会学を志向すべきとの認識を除けば、それが具体的にいかなる方法と理論に基づくべきかというコンセンサスは存在していなかったのである。³⁰⁾

他方、社会学の目的と方法をめぐる見解、また福祉国家思

想史との関係という本稿の視角に鑑みると、設立時の社会学会には、思想的に重要なグループが四つ存在していた。第一に、「優生学」のグループである。優生学は、創始者フランシス・ゴルトンの権威や、ボーア戦争時に発覚した大量の身体不適格者への社会的関心の高まりを背景に、設立時の社会学会で大きな存在感を持っていた。学会内外での優生学的主張とそれへの批判は、イギリス社会学と福祉国家思想の連関のあり方をめぐる一つの係争点を形成していた。

第二に、フェビアン協会の知的指導者、ビアトリス・ウェッブとシドニー・ウェッブの夫妻が挙げられる。フェビアン協会は、社会学会の設立自体には関わらなかったものの、ウェッブ夫妻やG・バーナード・ショウ、H・G・ウェルズといった中心メンバーが定期的に会合に参加していた。特にビアトリスは、C・ブースのロンドン貧困調査に参加したことで、経験的な社会調査の意義を確信するに至る。のちにこれを自身の社会学方法論の核に据え、夫シドニーと著した『産業民主制論』（二八九七年）へと結実させた。

第三に、C・S・ロックやB・ボザンケに率いられた「慈善組織協会」の存在感も無視できない。ロックは社会学会設立時の評議委員の一人であったし、ボザンケも一九〇四年六月に行われた学会でデュルケムの報告原稿の代読・コメントを行うなど、初期の社会学会で一定の役割を果たしていた。

以下で見るように、ボザンケは社会学研究に自ら従事することとはせず自身を哲学者と規定していたものの、社会学と社会学が相補的であるべきとの独自の社会学論を展開した。

第四に、L・T・ホブハウスの名が挙げられる。スペンサー社会学を継承しつつ、これを理想主義哲学と融合させることで、ホブハウスは独自の社会進化論・社会学方法論を構築した。LSEでの弟子のモリス・ギンズバークを除けば、彼は社会学方法論を共有した者は現れなかったものの、『道德進化論』（一九〇六年）への高い評価によって、ホブハウスは一九〇七年にLSEの初代社会学教授に選ばれ、一九一一年には学会誌『社会学評論』の初代編集長となるなど、まさしく初期イギリス社会学を代表する人物であった。

思想的傾向を異にするこれらのグループには、二つの共通点が見られた。第一に、彼らの社会学（ないしそれを包摂・補完する優生学・社会哲学）は、同時代の社会問題の克服に向けた規範的・実践的議論と強く接合されていた。すなわち、経験科学としての社会学が社会改革の理論と実践にも役立つ（べき）との確信がそこでは共有されていた。第二に、かかる社会学と社会改革論の連関は、古典派経済学への批判も伴っていた。たとえばゴルトンは、経済学が想定する個人間の自然的平等の想定を誤りとし、生来的な不平等に科学的な目を向け、より優秀な「才能と性格」を増大させることによつ

てのみ社会進歩が可能であると考えていた。³³⁾ またウェッブ夫妻やホブハウスは、市場メカニズムが自動的に富の効率的な生産をもたらすとの想定を退け、国家や中間団体による市場規制の必要性を訴えた。他方、慈善組織協会には、富の生産そのものよりも各人の内面の状態がより重要だとする道徳主義的な観点が浸透していた。

だが、これらの共通点の上には、社会学と社会改革論の各次元でグループ間に鋭い思想的差異が存在していた。最も顕著な差異は優生学とその他のグループのあいだに見られた。先取りに言えば、前者が社会学や「社会的なもの」を、生物学的に説明される個々人の「質」の改善という「社会学的な個人主義」の観点から論じたのに対して、他のグループは、

これらを中間団体の機能や個人間の心理的な関係性、またはより一般的な社会構造の観点から論じた。言い換えれば、社会学内には生物学的な社会学とこれに批判的なグループとのあいだに、「社会的なもの」をめぐる明確な思想的対立軸が存在していたのである。

優生学批判の急先鋒に立っていたのがホブハウスであった。ゴルトン自身が社会学会で示した優生学の定義は比較的穏健なものであったものの、同時代の優生学全体の趨勢は、ホブハウスにはきわめて個人主義的かつ非リベラルなものに見えた。一つの理由は、A・ヴァイスマンの「生殖質理論」と優

生学の接続にあった。ラマルクの用・不用説への批判として示された生殖質理論は、遺伝性の生殖質の性格・能力形成に際しての働きを、環境からの獲得形質のそれよりも重視するものであった。ゴルトンの弟子K・ピアソンはこの理論に依拠しつつ、同時代の社会改革に異を唱えた。「教育や、良き法や衛生環境の効果がいかに蓄積されようと、退化し虚弱な種が、健康で健全な種へと転換されることはない」ことをピアソンは確信していた。彼は社会問題克服の鍵を「退化し虚弱な種」とみなされる人々の結婚・出産の抑制にあると考え、知的障害者の隔離や、精神病患者、および遺伝性と考えられる病者や身体障害者——「血友病、てんかん、アルビノ、先天的白内障、聴力障害等々」——の公的登録の義務化による、生活監視の必要性を訴えた。³⁴⁾

ホブハウスは『社会進化と政治理論』（一九二一年）で、ピアソンの議論にも言及しつつ、優生学に対するまとまった批判を展開している。彼の批判は第一に、既存の優生学が環境要因を軽視している点に向けられた。個人の性格や能力の決定要因を複合的に捉えていたホブハウスは、貧困が個人の「劣った質」の「結果」だとするピアソンの見方に抗して、貧困が「優れた質」の開花を妨げる環境的な「要因」でもありうると指摘した。個人間の質の優劣を真に見分けるためには、まず、社会学的環境としての「機会の平等」の制度的実

現が必要であること、すなわち「政治的・市民的自由、社会的・経済的正義こそが、各個人に対する最も優生学的」な施策であることをホブハウスは強調した。³⁶⁾

またホブハウスは、優生学者が個々の医学的要因に着目するあまり、個人そのものに対しても包括的な視角を失っている」と批判した。たとえば、結核はそれ自体「劣った質」とみなされうるかもしれない。だが、結核患者の結婚・出産を規制する優生政策によって、個々の結核患者が持ちうる「良き質」までも失われかねない。また、実はそうした「良き質」は結核という「劣った質」に常に随伴するものであるかもしれない。要するに優生学は未だ解明されざる人体の複雑さを無視し、医学的見地からも視野狭窄に陥っているとホブハウスには思われたのである。「結核を持つ種を無くす代わりに、衛生や医療技術の進歩を通じて「結核そのものを無くす」試みの方がはるかに正当化可能だと彼は主張した。³⁷⁾

最後に、最も重要な点として、そもそも「良き質」についての人々の考え方は、特定の「社会組織」のあり方に影響されうるとホブハウスは認識していた。

真の競争の自由と完全な機会の平等がもたらされても、ある人を社会の頂点へと上昇させる質は、必ずしも「倫理的に正当化されうる」社会的な質とは限らない。人々が獲得

するある質は「倫理的に」善く、あるものは中立で、あるものは悪いものであろう。このうちどれが「社会において」優勢となるかは、当該社会組織の性格に依るのである。今日人々を頂点へもたらしめている金融上の能力は、中世時代に繁栄した追いはぎ貴族の特質に対してわれわれが向ける「非難の」まなざしと同じまなざしを、われわれの子孫によって向けられるかもしれないのだ。³⁸⁾

ここには、制度や言説、慣習といった社会構造的要因によって個人の意識が規定されるという、すぐれて「社会的」な視点が示されていると言える。実際、ホブハウスは社会を有機的なものと捉え、観念の相互作用が社会のエートスを形成し、個々人の個性や能力、価値規範の形成過程に反作用的に影響を及ぼすと考えていた。「個人と社会の「…」関係性は「優生学者が想定するよりも」はるかに緊密であり、全体として「一つの有機的統一」を形成していると彼は認識したのである。³⁹⁾

換言すれば、ホブハウスの優生学批判は、(1) 優生学者の環境要因の軽視、(2) 個人に対する包括的な視座の欠如、(3) 社会構造が個人の意識へ与える影響に対する認識の欠如にそれぞれ向けられた。次節で見るように、個人や社会へのこれらの視座は、異なる理論的視点からではあれ、ウェッブ夫妻やボザンケによっても少なからず共有されていた。

三 社会学と社会改革論の連関

ロンドン会衆派同盟の書記A・マーンズによる『ロンドンの見捨てられた人々の悲痛な叫び』（一八八三年）の出版、そして全ロンドン人口の三割以上が貧困状態にあることを統計調査とファイル調査によって示したブースによる『ロンドンの民衆の生活と労働』（一八八九年）の出版によって、世紀転換期イギリスでは、貧困がミドルクラスの大きな関心事となった。^④ ウェップ夫妻、ボザンケ、ホブハウスも独自の社会改革論を展開し、貧困をはじめとする社会問題を克服する道筋を示した。彼らの社会改革論は、一面では経済・政治思想の産物であったが、そこでは社会学もまた重要な理論的役割を担っていた。前節で見たホブハウスの優生学批判をはじめ、彼らはみな「社会学的な個人主義」へ批判的なまなざしを向け、その過程でそれぞれ独自の社会観・社会学方法論を形成した。たとえば、彼らは社会を、成員それぞれの果たす独自の「機能」の相互作用から形成される、本質的に「有機的」なものと捉えていた。何が有機的社会的の統合原理であるかという点について彼らの見解は異なっていたものの、社会がばらばらの個人の形式的な寄せ集め以上の何ものであるという意見では一致していたのである。^⑤

このうちウェップ夫妻は、「国民的効率」向上の手段としての優生政策への支持にも見られるように、政治的実践の場においては社会有機体に貢献しうる個人の質の維持・改善を問題とし、その意味で「社会学的な個人主義」への回帰も見せた。^⑥ だがその一方で、夫妻の代表的社会学研究である『産業民主制論』では、個人と社会組織の相互作用に理論的焦点が当てられている。すなわち、労働組合がいかに組合員の民衆的精神を向上させるか、また逆に組合員の活動がいかに産業全体に影響を与えるか、という問題がそこでの中心的な論点であった。このために労働組合の「構造と機能」の解明が研究目的と位置づけられ、それは経験的・帰納的な「観察」と分析的・演繹的な「理論」の双方によって可能であると捉えられた。夫妻はこの観察と理論の両立を、いずれか一方に偏りがちな歴史学や古典派経済学とは異なる、社会学独自の方法と認識していた。^⑦

こうしたウェップ夫妻の社会学観は、「社会的なもの」をめぐる彼女たちの社会改革論とも独特の仕方でも連結していた。彼女たちが『産業民主制論』の終盤で示した「ナショナルミニマム」の概念は、イギリス福祉国家思想史上、最も重要な概念の一つに数えられる。それは教育、労働時間、衛生、安全、所得など労働者の生活の諸側面について立法が保障すべき最低基準を指す概念であり、その実現は、貧困の予防／貧

困からの脱却というセーフティネットとしての機能と、「国民的効率」の維持・向上に資する能力の育成というスプリングボードとしての機能の双方を持つとされた。注目すべきはこの概念が労働組合に関する社会学研究の中で提唱されたという事実である。『産業民主制論』で夫妻が見出した労働組合の機能の一つに、「共通規則」の確保というものがある。

これは労働組合が内部で自発的に定め雇用主に遵守を要求する、賃金や衛生、安全に関する最低基準であった。ウェッブ夫妻は、「共通規則」が組合員の生存保障の手段として機能するとともに、雇用主にも労働過程の効率化を促し、職場全体の生産性の改善にも繋がっていることを見出した。ナショナルミニマムは、「この共通規則の考えを一企業から全共同社会へ拡張する」⁴⁵ものとして、すなわち「共通規則」についての経験的検証の理論的含意として提示された概念であった。ここには、労働組合の経験的研究がナショナルミニマムという政策理論を基礎づけるという、「社会学―社会改革論」の連関における夫妻の基礎視角を見出しうる。

加えてウェッブ夫妻の社会学研究の要点の一つは、個人が多様な側面を持つ社会生活の中で複数の組織に同時に所属すること、そしてそうした組織への参加を通じて多様な欲求の充足や能力の向上を達成するという点にあった。中間団体への社会学研究から得られたこの視角は、来たるべき社会主義

社会の青写真として書かれた『大英社会主義社会の構成』（一九二〇年）でも維持されている。そこでは生産と分配の過程で、労働組合、協同組合、国家が互いに相補的關係にあるとされた。各組織の活動において、個人は労働者／消費者／市民として、異なる立場に伴う異なる欲求を充足しようと位置づけられた。すなわち、民主的な社会主義社会は、「人間をその社会生活における主要局面ごとに……代表することを可能とするものでなければならない」、そしてこの「新しい考え方は、実際には社会の生々しい組織の観察から」、すなわち社会学研究から見出されると考えられたのである。これが『産業民主制論』以来の社会改革論における、ウェッブ夫妻の一貫した主張であった。⁴⁶

ところで、ビアトリスが救貧法改正案をめぐってボザンケ夫妻と政治的に鋭く対立したことはよく知られている。最近の研究では、ビアトリスが中心となり起草した少数派報告とボザンケ夫妻ら慈善組織協会の見解が前面に出た多数派報告が、両者の政治的対立とは裏腹に内容的に多くの共通点があったことが指摘されている。⁴⁷だが、社会学論と社会改革論の關係という視角から見た際、ウェッブ夫妻とボザンケの思想には、基本的な点で大きな差異が存在していた。ウェッブ夫妻の「社会学―社会改革論」が経験的観察と理論的分析を通じて組織や制度の（あるべき）構造と機能の明確化に焦点

が置かれていたのに対して、ボザンケの関心は、組織や制度よりもむしろ個人の精神の状態や個人間の心理的な関係性の方に向けられていたからである。

こうしたボザンケの視角は、自身がT・H・グリーンより継承し、また彼がブレンとして所属した慈善組織協会の指導者のあいだでも共有されていた「理想主義哲学」に由来するものであった。協会は、トインビー・ホルルの副館長でもあったE・J・アーウィックの主導で、一八九六年に「社会学学校」(一九〇三年に「社会学・社会経済学学校」へ改名)を設立した。アーウィックの目的は、慈善や救済法行政についての実践論と並んで、社会学と社会哲学を学ぶ機会を協会員に提供するというものであった。⁽⁴⁸⁾ アーウィックや、協会の指導者の一人でありボザンケの親友でもあったロックにとって、慈善活動や社会学学校の目的は、協会員に「シテイズンシップ」精神の涵養を促すことにあった。⁽⁴⁹⁾ 社会学・社会哲学は、社会の多様な側面と理想社会の本質についての認識を経験的・哲学的にそれぞれ深める学問と捉えられ、これらを学びシテイズンシップの精神を育むことが、ソーシャルワーカーたる協会員の重要な任務と捉えられたのである。

ボザンケは理想主義の観点から、この社会学・社会哲学とソーシャルワークの繋がりをより精緻に理論化した。ボザンケにとって社会の倫理的目的は、彼が「絶対的なもの the

Absolute」と呼ぶ理想状態へと現実社会を引き上げることにあった。「絶対的なもの」は、グリーンの「永遠意識 eternal consciousness」をその神学的要素を除きつつ継承したものであり、人類の全ての経験が相互に矛盾のない調和的統一を形成する状態を指す。⁽⁵⁰⁾ ボザンケは、この「絶対的なもの」の完全な実現が矛盾の不可避な現実社会では不可能であることを認めつつも、日々の道徳実践によってこれに漸進的に接近することが可能であり、またそれが市民的義務(「シテイズンシップ」)に他ならないことを強調した。ここで道徳実践は、一方では個人の心構えを、すなわち「日々の仕事に一貫した目的を与えること、経済的な問題を解決すること、みせかけの醜さに美を見出すこと、一見した性格の失敗に愛すべき点を見出すこと」⁽⁵¹⁾などを指す。だがボザンケがより重視したのは、社会関係の次元における道徳実践であった。彼はこれを権利の相互的な「承認」の過程として理論化した。承認とは、各人が互いに独自の社会的「機能」を認識し合う相互理解の過程を指す。承認の関係においては、各人は機能を果たすための諸条件を権利として他者に要求でき、他方で当該機能の行使が各人の道徳的義務とされる。⁽⁵²⁾ かかる倫理的关系性を実現するためには、各人が理性と共感に基づく相互理解に努めるとともに、社会を精神の相互作用の場として経験的・全体的に認識し、認識された社会の中での自身の果たすべき機能

を規範的に見出す必要がある。「社会学―社会哲学」の意義とは、まさしくこの「社会の経験的認識」と「機能の規範的発見」を可能ならしめる点に存していた。

理想主義哲学に基づく以上の社会学観によって、ボザンケの社会改革論の焦点も、組織や制度の仕組みではなく、ソーシャルワーカーと困窮者とのあいだで築かれうる倫理的関係に焦点が当てられた。ボザンケが国家福祉に否定的であったのは、援助がしばしば官僚主義的に行われることで、各困窮者の個別の状況や必要が考慮の外に置かれるからであった。これに対して倫理的動機に支えられたソーシャルワークは、困窮者の個別性に配慮できることで、より適切な援助が可能となるであろう。⁵³ 何よりも、救済を通じて困窮者とのあいだに形成される倫理的関係が、困窮者のみならずワーカー自身の精神的な陶冶へ繋がると想定された。シテイズンシップに基づく理想社会は、こうした対人格的な社会改革によって接近されうるとボザンケは捉えていたのである。

以上より、社会制度の構造と機能に注目したのがウェッブ夫妻の「社会学―社会改革論」であり、社会に生きる個人間の心理的かつ倫理的な関係性に注目したのがボザンケのそれであったとまとめることができよう。これに対してホブハウスの「社会学―社会改革論」は、個人の意志と社会制度の相互作用への観点に基づく点で、両者の中間に位置づけられる

ものであった。『道徳進化論』では、原始共産社会から近代社会へと至る、個々人の道徳性と社会制度の変容過程が探求されているが、社会改革論との関係で重要であるのは、彼の近代社会論である。ホブハウスは、近代社会ではシテイズンシップの原理が部分的に実現しているとして、その具体的な様態を法や家族、所有の制度を例に挙げて考察している。ここでシテイズンシップは、「成員の善き意志に構造と性質が依拠するような共同体」⁵⁴の基礎原理として、ボザンケのそれと同様、理想主義的に定義されている。だが、道徳性に基づく個人間の関係性を考察したボザンケと異なり、ホブハウスは道徳性を社会制度と法的権利の問題と結びつけ、人格陶冶論と制度改革論の橋渡しを試みた。一例として彼が挙げるのは、「犯罪者」への認識・処遇の変化である。私的制裁や残酷刑の対象として共同社会から排除されるべき存在であった犯罪者は、近代に入り、クエーカーや大陸合理主義者、功利主義者の運動によって、「処罰」よりも「更生」の対象とみなされるようになる。ホブハウスはこれを道徳性の変化に伴う犯罪者の社会的包摂の過程として、規範的にも高く評価した。⁵⁵ ただし、一部の社会成員の道徳性の変化のみでは犯罪者に対する処遇の変化は安定的にはもたらされない。そこではさらに、「更生途上で助けを差し伸べてもらえるような処罰への権利」⁵⁶の法的保障が、またそうした法的権利を具体化し

うる効果的な刑務所のような社会制度がそれぞれ必要とされる。⁵⁷⁾ ホブハウスの社会学では、このように「道徳性・社会制度・国家の法」の相互関係が理論的焦点となっていた。

彼の社会改革論も同様の視角に基づいていた。ホブハウスは、J・S・ミルとグリーンのリベリズムを継承しつつ、道徳性の本質を自己実現による個性と潜在能力の発展と理解した。ただし道徳性の発展には、個々人による労働組合など中間団体への参加と、国家による生活保障がそれぞれ必要とされる。⁵⁸⁾ 加えて中間団体と国家は、それ自身の維持・発展のために、前者においては個々人の積極的な参加と活動を、後者においては公共的な事柄への関心に基づく「議会内外における熟慮と討議」⁵⁹⁾をそれぞれ必要とする。こうしてホブハウスの「社会学・社会改革論」においては、個人は常に社会的な存在として、道徳性を媒介に社会領域と国家双方との相互的な関係性のもとに置かれたのである。

以上、本節では、ウェッブ夫妻、ボザンケ、ホブハウスにおける「社会学・社会改革論」の連関の諸相を考察してきた。最後に考察すべきは、このように「社会学的な個人主義」から脱却した彼らの社会学が、どれだけイングラムの構想——コント的な総合社会学の樹立——を實現していたか、という問題である。これまでの議論で示唆されたように、彼らの社会学観は、社会の諸学を統合する「総合社会学」のイメージ

と、社会科学の一部門としての「個別社会学」のそれとのあいだで揺らぎを見せていた。かつてイングラムが示した総合社会学の構想は、コント的なものであれスペンサー的なものであれ、イギリス社会学の目指すべき到達点として、ホブハウスやボザンケ、ウェッブ夫妻にも共有されていた。⁶⁰⁾ だが、哲学・倫理学をも含みうる社会諸科学の統合という構想は、到底実現が不可能なものであった。「総合社会学」を見果てぬ夢として思い描きつつ、彼ら自身が着手した社会学研究は、中間団体の機能・構造研究（ウェッブ夫妻、社会規範の人類学的研究（ホブハウス）、あるいは社会心理学（ボザンケ）といった個別研究に限られた。

だが、その一方で、総合社会学への志向が常に念頭にあったことは、彼らの社会学を隣接分野との関係において常に開かれた「もの」と言えるだろう。社会改革論が彼らの社会学と連結した事実は、まさしく初期イギリス社会学の示したこうした開放性の表れに他ならなかった。この意味で、「社会学の忘却」は彼らの社会学とは無縁のものであった。

終わりに

本稿では、十九世紀から二十世紀前半にかけてのイギリスで見られた「社会的なもの」と「社会学」をめぐる議論の代

表的なものを検討した。その結果、十九世紀における「社会的なもの」をめぐる議論では個人の道徳性の改善が社会問題克服の鍵と見られていたのに対して、二十世紀初頭の初期イギリス社会学においては、道徳性への関心が一方で保たれつつも、社会制度や個人間の心理的関係性もまた議論の焦点であったことが明らかとなった。ここから分かることは、初期

イギリス社会学が、「社会的なもの」への視座と「社会学的な個人主義」からの脱却との理論的接点を形成していたことである。本稿ではこのことを、ウェッブ夫妻、ボザンケ、ホブハウスの社会学（論）と社会改革論に注目しつつ考察した。社会学に対する彼らの異なる視角は、社会改革論での差異へと繋がるものであった。だがそうした差異を認識した上で彼らの「社会学―社会改革論」の連関を「福祉国家思想」と捉えるならば、そこにある共通性が見えてくるように思われる。それは「社会的なもの」を常に国家と個人の「あいだ」に位置する「社会」の領域に焦点を当てて考察する姿勢であり、またこの中間領域との関連の下に国家の社会政策や個人の道徳性を考察する姿勢である。社会学とかわることで、ウェッブ夫妻、ボザンケ、ホブハウスは共通してこのような視座を持つに至った。それは国家と市場の関係性から「社会的なもの」を考察する経済思想や、国家論やイデオロギーとの関係からこれを考察する政治思想とは異なる、言わば「福祉国家

の社会思想」と呼ばれるものであり、経済思想や政治思想と並び、イギリス福祉国家の思想的基礎の重要な一端を形成していたと考えられるのである。

（てらお・はんの／イギリス政治・社会思想史）

注

- (1) たとえば、社会思想史学会は二〇一〇年度の年報『社会思想史研究』第三四号（藤原書店）で、「社会的なもの」の概念「再考」の特集を組んでいる。
- (2) このアプローチでは、しばしばM・フーコーの「生権力」概念の強い影響が見られる。
- (3) この意味で「社会的なもの」を捉える代表格は政治哲学者のH・アレントであるが、福祉国家研究の文脈では、アレントの「社会的なもの」批判を相対化し、「社会的なもの」を「政治的なもの」ないし「公共性」創出の必要条件として再評価する研究もある。一例として、齋藤純一『公共性』岩波書店、二〇〇〇年、を参照。
- (4) この意味での「社会的なもの」の研究については、特にフランスにおける「連帯 *solidarité*」理念の形成史研究が活発に行われてきた。一例として、田中拓道『貧困と共和国 社会的連帯の誕生』人文書院、二〇〇六年、を参照。
- (5) 市野川容孝『社会』岩波書店、二〇〇六年、三五―三九頁。市野川容孝・宇城輝人編『社会的なもののために』ナカニシヤ出版、二〇一三年、iv―v頁。
- (6) 本稿では、「初期イギリス社会学」を社会学会が設立された一九〇三年前後の時期に限定する。また「社会学者」については、「設立時の社会学会にかかわり、かつ社会学の対象・方法・内

容について積極的に考察・発言を行った人々」と広く定義する。その理由は、本稿の目的が「社会学史」を描くことではなく、社会学という用語とともに示された多様な議論から、イギリス福祉国家に関わる「社会思想史」を抽出することにあるからである。

- (7) タルコット・パーソンズ『社会的行為の構造 第一分冊 総論』稲上毅・厚東洋輔訳、木鐸社、一九七六年、一七頁（原著は一九三七年）。

- (8) Abrams, P. 1968. *The Origins of British Sociology 1834-1914*, Chicago: University of Chicago Press.

- (9) Parsons, T. 1932. 'Economics and Sociology: Marshall in Relation to the Thought of His Time', *Quarterly Journal of Economics* 46 (2), pp. 321-322.

- (10) どのようにパーソンズにおける功利主義の定義は非常に広く、一般にイギリス思想史研究で理解されているW・ペイリーからケンサム、J・S・ミル、H・シジウィックへ至る倫理・政治思想としての功利主義とは異なっている。

- (11) Annan, N. 1959. *The Curious Strength of Positivism in English Political Thought*, L. T. Hobhouse Memorial Trust Lecture 28, London: Oxford University Press, pp. 8-9.

- (12) 前掲「パーソンズ『社会的行為』」一五六頁。

- (13) 「ロックにとつて第一義的な公正の基準であった『交換における自然の平等』は、リカードの時期までに索出的な仮定となっていた。」前掲書、一六四頁。

- (14) Annan, *Curious Strength*, p. 15.

- (15) Sofer, R. 1982. 'Why Do Disciplines Fail? The Strange Case of British Sociology', *English Historical Review* 97 (385), p. 774, 793.

- (16) 以下の諸文献を参照されたい。Den Otter, S. M. 1996. *British Idealism and Social Explanation: A Study in Late Victorian Thought*, Oxford: Clarendon Press, Harris, J. 1992. 'Political Thought and the Welfare State 1870-1940: An Intellectual Framework for British Social Policy', *Past & Present* 135, pp. 116-141. 塩野谷祐一『ロベン主義の経済思想 芸術・歴史』東京大学出版会、二〇一二年、を参照。

- (17) Cullen, M. 1975. *The Statistical Movement in Early Victorian Britain: The Foundation of Empirical Social Research*, New York: Barnes and Noble.

- (18) Abrams, *Origins of British Sociology*, pp. 44-49.

- (19) Goldman, L. 1987. 'A Peculiarity of the English? The Social Science Association and the Absence of Sociology in Nineteenth-Century Britain', *Past & Present* 114, pp. 140-145.

- (20) Goldman, L. 1983. 'The Origins of British 'Social Science': Political Economy, Natural Science and Statistics, 1830-1835', *Historical Journal* 26 (3), pp. 587-616.

- (21) Koot, G. M. 1975. 'T. E. Cliffe-Leslie, Irish Social Reform and the Origins of English Historical School of Economics', *History of Political Economy* 7 (3), pp. 312-336.

- (22) そもそもマルサスを除き彼ら学会設立者は社会問題への規範的コミットメントには消極的であり、あくまで社会の観察者に留まろうとした。Goldman, 'Origins', p. 609, 614.

- (23) T・ハチスン『経済学の革命と進歩』早坂忠訳、春秋社、一九八七年、六九一七〇頁。

- (24) パット・セイン『イギリス福祉国家の社会史 経済・社会・政治・文化的背景』深澤和子・深澤敦監訳、シネルヴァ書房、二〇〇〇年、一三一―一六頁。

- (25) 西沢保『マーシャルと歴史学派の経済思想』岩波書店、二〇〇七年、二五―五七頁。
- (26) 佐々木憲介「J・K・イングラムと歴史学派運動」『経済学研究』五三巻三号、北海道大学経済学部、二〇〇一年、一〇五―一二五頁。
- (27) Ingram, J. K. 1878. *The Present Position and Prospects of Political Economy: Being the Introductory Address Delivered in the Section of Economic Science and Statistics of the British Association for the Advancement of Science, at its Meeting at Dublin in 1878*, London: Longmans & Co, p. 19.
- (28) *Ibid.*, p. 28.
- (29) たとえばシジウィックは一八八五年に同じF部部門会長講演で「コント、A・シェフレ、スペンサーの総合社会学を非科学的と断罪し、経済学の擁護を行った。Sidgwick, H. 'The Scope and Methods of Economic Science', reprinted in Sidgwick, H. 1904. *Miscellaneous Essays and Addresses*, London: Macmillan, pp. 170-199. またウィリアム・ウォーラスは「一八八二年にL・H・グリーンの後継としてオックスフォード大学道徳哲学教授に就任したが、彼が就任講義に選んだテーマは「倫理学と社会学」であった。ウォーラスもまた、社会学の特徴をコント、ケトル、スペンサーの議論に見られる体系的に求めている。その上で彼は、倫理学（＝理想主義に基づく政治哲学）と経験科学としての社会学の協働を訴えた。Wallace, W. 1883. 'Ethics and Sociology', *Mind* 8 (30), pp. 222-250.
- (30) Abrams, *Origins of British Sociology*, p. 3. 実際『社会学雑誌』第一号では「社会学と社会科学および哲学との関係」と題した報告・討論が掲載されており、社会学の意味の明確化を図られているものの、参加者の多様な意見が並置されたまま、実質的な討論には至っていない。
- (31) ポーア戦争を一つのきっかけとする十九世紀末以降の優生学への人口学的観点からの関心の高まりについては、以下の文献を参照。Soloway, R. 1990. *Demography and Degeneration: Eugenes and the Declining Birthrate in Twentieth-Century Britain*, Chapel Hill and London: University of North Carolina Press.
- (32) Renwick, C. 2012. *British Sociology's Lost Biological Roots: A History of Futures Past*, Basingstoke: Palgrave Macmillan, p. 200. n13. なお、ロッキはR・ウォルトンらによつて一九二三年にパリで設立された「国際社会学協会」のメンバーでもあり、一九〇九年にベルンで開催された第七回大会では「イギリスにおける社会状態の基準としての連帯」と題した報告を行っている。(この点には中倉智徳氏に教示頂いた。記して感謝する)
- (33) Renwick, C. 2011. 'From Political Economy to Sociology: Francis Galton and the Social-Scientific Origins of Eugenics', *British Journal for the History of Science* 44 (4), pp. 343-369.
- (34) Pearson, K. 1900. *The Grammar of Science*, London: Adam & Charles Black, p. 26
- (35) Pearson, K. 1912. *Darwinism, Medical Progress, and Eugenics: The Cavendish Lecture 1912*, London: Dulau & Co., p. 28.
- (36) Hobbouse, L. T. 1911. *Social Evolution and Political Theory*, New York: Columbia University Press, p. 53.
- (37) *Ibid.*, p. 45.
- (38) *Ibid.*, p. 47
- (39) *Ibid.*, pp. 94-96.
- (40) *Ibid.*, p. 56.
- (41) 安保則夫『イギリス労働者の貧困と救済』井野瀬久美恵・高田実編、明石書店、二〇〇五年、二五九―二四六頁。

- (42) 各論者の有機的社會觀の性質については、ひとまず以下の文献を参照されたい。寺尾範野・馬路智仁「ニューリベラリズム有機的社會觀に基づく社會統合の構想」佐藤正志・ポール・ケリー編『多元主義と多文化主義の間 現代イギリス政治思想史研究』早稲田大學出版部、二〇一三年、四三—六七頁。
- (43) Searle, G. R. 1971. *The Quest for National Efficiency, A Study in British Politics and Political Thought, 1899-1914*, Berkeley: University of California Press, pp. 54-106.
- (44) Webb, S. and Webb, B. 1902. *Industrial Democracy*, London: Longmans, Green & Co. (first published in 1897), pp. v-xviii.
- (45) *Ibid.*, p. 767.
- (46) Webb, B. and Webb, S. 1920. *A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain*, London: Longmans Green & Co, pp. xiii-xviii. なお、經濟学史研究の観点から「共通規則」と「ナショナルミニマム」の関連性を考察した研究として、以下を参照。江里口拓『福祉國家の効率と制御 ウェブ夫妻の經濟思想』昭和堂、二〇〇八年。
- (47) たとえば以下の諸文献を参照。McBriar, A. 1987. *An Edwardian Mixed Double: The Bosanquets versus The Webbs*, Oxford: Clarendon Press. 前掲「セイン」『イギリス福祉國家の社会史』一〇一—一〇六頁。
- (48) Urwick, E. J. 1904. 'A School of Sociology', in C. S. Loeh, ed. *Methods of Social Advance*, London: Macmillan, pp. 180-188.
- (49) Vincent, A. and Plant, R. 1984. *Philosophy, Politics and Citizenship: the Life and Thought of the British Idealists*, Oxford: Blackwell, pp. 94-131.
- (50) Bosanquet, B. 1912. *The Principle of Individuality and Value: The Gifford Lectures for 1911 Delivered in Edinburgh University*, London: Macmillan, p. 382.
- (51) *Ibid.*, p. 376.
- (52) 承認概念をボザンケの權利論や國家論と関連させて考察した文献として、以下の拙稿を参照されたい。寺尾範野「ニューリベラリズムによるボザンケ批判の再考——倫理、國家、福祉をめぐって」『イギリス哲學研究』三五号、日本イギリス哲學會、二〇一二年、五九—六〇頁。
- (53) Bosanquet, B. 1917. 'The Affinity of Philosophy and Casework', in his *Social and International Ideals: Being Studies in Patriotism*, London: Macmillan, pp. 161-182.
- (54) Hobhouse, L. T. 1915. *Morals in Evolution: A Study in Comparative Ethics* (3rd edn.), New York: Henry Holt and Company (first published in 1906), p. 63.
- (55) *Ibid.*, pp. 124-127.
- (56) *Ibid.*, p. 130.
- (57) ホブハウスはこうした社會制度の一例として、一八七六年にニューヨークに設立されたエルマイラ刑務所を挙げている。*Ibid.*, p. 127.
- (58) ホブハウスの社會改革思想については、以下の拙稿を参照。寺尾範野「L・T・ホブハウスにおけるニューリベラリズムの社會改革思想——中間理論と分配論の連関」『經濟学史研究』五四卷二号、經濟学史學會、二〇一三年、四五—六六頁。なお、既存のニューリベラリズム研究において、しばしばホブハウスの思想には多くの共通点があった一方で、「社会的なもの」をめぐっては、ホブスンが榮養狀態や住居環境など物質的な必要を強調する傾向があるのに対して、ホブハウスは幸福感情や利他性の獲得、人格の發展など精神的な陶冶により多く注目すると

いう差異が見られる。ここには、同時代の生物学や経済学、理想主義に対して両者が取った距離の違いが表れていると言える。「社会的なもの」をめぐるホブソンの思想は、Hobson, J. A. 1902. *The Social Problem: Life and Work*, London: James Nisbet & Co. に最もよく示されている。

(59) 山本卓「レオナード・ホブハウスの「自由主義的社会主義」——ナショナル・レビューの政治理論」『政治思想研究』九号、風行社、二〇〇九年、三八四頁。

(60) ウェット夫妻も総合社会学へ一定の敬意を示していた。すなわち社会学とは、制度の構造と機能の考察にとどまらず、「精神的、物理的、社会的など、ありとあらゆる要因(…)」の影響をその中に見出すという方法」を含むものである、と。S・ウェット／B・ウェット『社会調査の方法』川喜多喬訳、東京大学出版会、一九八二年、一〇頁。

〔謝辞〕本稿は以下の学会と研究会での拙報告を基にしている。第三十七回社会思想史学会大会、第三十一回京阪経済研究会、第十回社会政治研究会。それぞれの場で有益なコメントを下さった先生方、ならびに初稿に貴重なご助言を下さった匿名の査読者の先生方に深く御礼を申し上げます。

キーワード…社会的なもの、社会学的な個人主義、初期イギリス社会学、イギリス福祉国家

〈公募論文〉

物象化としての合理化と解放としての美的経験

〔ルカーチ初期美学論稿の展開と『歴史と階級意識』〕

秋元由裕

はじめに

一九一八年の末、ハイデルベルク大学へすでに提出していた教授資格申請論文の審査結果を待たず、結成されたばかりのハンガリー共産主義者党にルカーチ・ジェルジュが参加したことは、当時ブダペシュトで彼の周辺にいた人々をして「ある日曜日から次の日曜日に彼はサウルからパウロになった」（レスナイ・アンナ）と言わしめる出来事だった。『近代劇発達史』、『魂と諸形式』、『小説の理論』といった諸著作によりその名を知られていた一知識人が『歴史と階級意識』の著者へと変貌するまでには、如何なる経過が辿られたのか——多

くの論者の関心を引いてきたこの問題にたいしては従来、伝記的研究か、またあるいは「ロマン主義的反資本主義」の一貫性、といった類の概括的な説明か、^①そのいずれかの仕方によるアプローチが試みられるばかりで、ルカーチの飛躍それ自体の内的構造を理論史的に追跡する作業は不十分なままにある。

こうした現状を克服する上で、かの放棄された教授資格申請論文を含む「ハイデルベルク美学論稿」は今日なお決定的な素材である。たしかに、その読解をつうじてルカーチの思想形成過程を再構成しようとする展望が最初に提示されたのは、ルカーチ没後に西独ルフター・ハント社版の著作集第十六巻『芸術の哲学』および第十七巻『美学』において全容が公

表された四十年前のことだった。²にもかかわらず、実際この主題に着手した者はルカーチ研究の国際的動向の中でも未だ決して多くない。その理由の一端は、体系的美学を目指して構築されたルカーチの論稿がとる高度に抽象的な構成ばかりでなく、その内容を専ら「生の哲学」や新カント派、現象学との関係から理解しようとする先行研究の内にもあると思われる。³こうした既存の解釈水準を刷新し、美学論稿のもつ『歴史と階級意識』への過渡性を説明するには、美学的諸範疇をその都度表現されたルカーチ自身の現実への態度決定として再構成し、その変容を過程的に把握することが一つの経路となるであろう。

こうした見地から、本稿はハイデルベルク美学論稿の思想的射程を『歴史と階級意識』との関係で明らかにすべく、以下の順序により論述を進める。(一)『歴史と階級意識』における物象化批判を素描し、そこで提起される「弁証法的方法」を、初期ルカーチにおける——あくまで一旦の——帰着点を示すものとして確認する。そのような現実批判、実践的態度が形成されてきた筋道を一九一八年以前の諸著作に即して検討することが、次節以降の課題となる。具体的には、(二)『近代劇発達史』からハイデルベルク美学論稿の第一試行『芸術の哲学』までの諸著作がまず扱われる。(三)初期ルカーチ思想の発展史を『芸術の哲学』を以って一旦の区切りとする

のは、美学論稿の第二試行『美学』がそれ以前とは全く異なる方法と意図によつて構築されている、との認定による。その詳細な確認の後、(四)『芸術の哲学』から『美学』への改稿における「芸術作品」概念の根本的転換を、『歴史と階級意識』の構築へ向かうルカーチ自身の実存的転回として考察する。

一 物象化としての合理化

『歴史と階級意識』において物象化は、労働力をも商品化する社会的諸関係の原理としてだけでなく、この諸関係を統御する合理主義的思考の原理としても理解されている。そこでは言わば、物象化された現実諸連関が物象化された思考によつて把握され再生産される二重の構造が主題化されているのである。ルカーチの意図は、物象化現象がこうして維持される仕組みの内に破綻の契機を見出すことにある。そこで特定されたのは、物象化の強制力によつても完全には統御されない現実の「質的カテゴリー」の所在であった。

労働力の商品化を例に挙げるならば、労働者の身体的・精神的な潜在力が労働力として売買されるとき、この労働者は自己に属する全てのものを資本へと捧げる訳ではない。古代奴隸制とは異なり近代資本制にあっては、労働者が自らの労

働力を資本に売却するか否かの選択は労働者自身の意志にあくまでも委ねられている。むしろマルクスが『資本論』において明らかにしたように、かかる「法的自由」が同時に「生産手段からの自由」として飢餓への自由にはかならぬ以上、その意志選択の可能性は実質的にあらかじめ限界付けられている。しかし、このように労働力としては売却されない「心的本質」(GK:356)が労働者の側に残るとすれば、それは売却される契機に対する矛盾となる。「搾取の量的区別は、資本家にとっては自分の計算の客体の量的規定という直接的形態をもつのであるが、労働者にとっては、肉体的、精神的、道德的等々の自らの実存全体の決定的な質的カテゴリーとしてあらわれざるをえない」(GK:360)。資本制が支配できるのは売却される労働力、言いかえれば労働の実質的な時間と強度とを事後的に量化して捉えた限りでの抽象的人間労働であって、この形式によって包括されない残余が存する以上、資本制の体系はその本質からして常に非完結的である。そして時間と強度において労働がどれ程に過酷であろうとも、その時間が販売した労働力商品の費消期間である限り命ぜられるままに働かすには生存しえない賃労働者にとって、自己の肉体的・精神的限界は常に苦悩として意識化される。物象化に拮抗する拠点としてルカーチが見定める矛盾の契機、質的カテゴリーとは端的にこの苦悩の謂いであり、それはプロレ

タリア階級意識の成立根拠にほかならない。

だが資本の側からすればこの残余は自らの体系を脅かす不確定性であって、それ故にこの残余をも支配する形式が経済的諸関係の外部で要請されることになる。「資本主義的生産が間断なく結果を生み出すための諸前提が充足されるには、社会的生活の全現象形式を物象化による変形過程が包括しなければならぬ」(GK:270)。ルカーチによれば、この「物象化による変形過程」とは近代合理主義そのものである。「資本主義的経営のはるか以前の形態に対して近代資本主義に特徴的なのは、合理的技術を基礎として労働を厳密に組織化することにある」というヴェーバーの把握を引き継ぎながら(GK:271)、ルカーチは「計算可能性」を目的原理とする合理主義の内に質的契機への無関心を見る。たとえば労働者個々の熟練度、支出される労働力の限界、また労働者の「意志喪失」(GK:264)といった資本制生産にとつての不確定性を統御するのは、それらの要素を量化して計算し整合的な技術体系へと包括する思考態度である。物象化された諸関係は合理主義的思考によつてはじめて維持・再生産され、またこの思考様式の普遍性は、質的契機に無関心な制度体系として全生活領域を支配し物象化する。ルカーチが挙げた例に即せば、「何らかの起こりうる一切の生活事象にたいして形式的一般性において関係でき、この関係において予見でき計算できる

とする」法体系（GK:273）、「完全に機械化され『精神を喪失した』」あらゆる問題の取り扱いがより一層形式的・合理主義的」となる官僚制（GK:274）といった諸現象はいずれも普遍化した合理主義の結果として、経済領域における物象化と相即している。この只中で「人間の特性と能力とが、もはや人格の有機的統一と結びつかなくなり、人間が外界の様々な対象と同様に『所有し』『譲渡する』ような『物』となる」（GK:275）結果、諸主体においてはそもそも苦悩が意識されないまま、「自分自身の存在が疎遠な体系の中に組み込まれた孤立化した小部分としてあらわれる事態を何の働きかけもせずただ傍観する者となる」（GK:284f）。物象化された経済的諸連関が合理的な体系として普遍化され維持・再生産されるに至るのは、こうした経路を辿つてのことである。

ここでルカチがマルクスの資本制分析にヴェーバーの「合理性」概念を連接させることによって新たに提起したのは、物象化現象が近代合理主義と相互補完的に結びつき社会・文化的に再生産されるという問題であった。物象化された社会的諸関係がその諸関係の形態を必然的なものとして受容する思考様式によって維持され再生産され、しかもそれが無意識的な仕方⁵でなされるのだとすれば、この相互補完、あるいは癒着とも言うべき錯綜を解く行程は決して容易ではない。つまりこの事態からの解放とはもはや、モノとして扱われた人

格の本来性を合理的形式の支配下から奪回するといった試みでも、まして形式を峻拒する非合理主義への依拠でも決してありえない。物象化が否定的作用にもかかわらず既に日常生活世界を覆っている実在的な機能連関である限り、その単純否定は道德的要請の域を越えることができず、また合理主義が普遍性において他に代わるものがない思考体系である限り、その単純否定は無形式性へと退行するほかないのだからである。課題はあくまで、物象化と合理化の下で遺棄された質的カテゴリーとしての苦悩を救済しうる別の新しい形式、思考体系を発見することであって、遺棄されたものを遺棄した当のものに對置することではない。問われているのは、物象化と合理化との相互補完の根底にあるものを新しい布置の下へもたらすことである。

この要求にとつて、合理主義的思考に到来する危機の局面は同時に解放への契機を意味する。ルカチによれば、合理主義は物象化現象の対応物でありながら、しかしこの現象を究極的には把握も制御もできない「第二の自然」（GK:286）とみなさざるをえない。この思考形式は、その対象であるところの現実⁶に何ら関与しないまま、この現実が生成されゆく経過を云わば後追⁷いする形で、統御可能な体系を現実の表層上に組み立てているにすぎないためである。客観を主観によって構成された形式へと置き換え量子化することにより「計

算可能性」の獲得を企てる合理主義は、その本性からして客観そのものの、あるいは当該の形式によって包括される質そのものに對しては全くのところ無関心である。その際、主観によって「認識」されるところのものは認識対象そのものから原理的に分離されているが、にもかかわらず主観はこの対象そのものを、自ら構成した整合的で計算可能な体系の構成部分として包括する。こうした強制関係の奇怪さからして、認識対象としての現実において質的次元から生起する根本的な変動が合理主義的思考に破綻の危機を与えるであろう。たとえば「恐慌は、ブルジョアの経済学的思考に乗り越えられない限界を与える問題である」(GK:281)とルカーチが述べるように、方法上の形式的操作によって成立しえていた合理主義は、しかし質的次元にまでわたる現実そのものの變動に對処しえない。「実在する歴史的力」(GK:334)にたいする静観と盲目との上に立つこのような思考が物象化現象を再生産してきたのだとすれば、その破綻からは現実と思考との弁証法的関係が、目指されるべき地点として提起される。

ルカーチにおいて弁証法的方法とは、第一に社会理論が自らに對する歴史的媒介を承認しその超越論的性格を自己批判すること、第二にこの理論が「現実の自己認識」(GK:188)となるべく対象的現実の变革を遂行することを意味する。⑥たしかに現実と思考とは、互いに如何なる仕方によっても原理

的に解消されない非同一的な関係にある。だが合理主義が設定したような仕方での現実と思考との二元性、すなわち物象化された現実諸連関にたいする形式主義的操作と質的カテゴリーの排除が、永遠の所与ではなくあくまで歴史的に特定の仕方で形成されたあり方であることが反省されるとき、産出の論理としての弁証法が発動するのである。主体自身が「実在する歴史的力」として現実を新たに創出し「同一の主体・客体」となるとき、自身が創造した現実についてのかれの思考はもはや現実とは別個の契機ではない。ルカーチは言う、「人間が発展傾向を、その弁証法的対立から人間が未来を創造することのできる発展傾向を現在の内に認識することによって、現在を生成として把握しようときにはじめて、現在、すなわち生成としての現在はいかれ自身の現在となる」(GK:329)。かくして歴史における現実と思考との二元的対立を流動化するとき、物象化された機構において遺棄されていた人間の質的カテゴリーが「実在する歴史的力」の一契機として救済される——「葬られた人間の復活は、今や具体的に弁証法的方法の問題に集中する」(GK:323)。

物象化と合理化との相互補完、物象化としての合理化作用による社会・文化的再生産の問題に對してルカーチは、現実と思考との関係を原理的次元から再編成することを要求した。云うまでもなく、この弁証法が生命線とする主体の能動的・

実践的態度の理念は、『歴史と階級意識』以前のルカーチにおいて当初から確立されていた訳では決してない。この地点へと彼が至るまでの理論的経過を明らかにすることが、次節以降の課題となる。

二 生にたいする形式の「誤解」

自由主義的な演劇運動としての「ターリア劇場」に参画したルカーチがその挫折経験をもとに執筆した『近代劇発達史』に対して、ブダペシュトのキシュファルディ協会が「ルカーチ・クリステイナ賞」を授与したのは一九〇八年のことであった。この最初の著作においてルカーチはすでに、その後の物象化批判にも引き継がれる骨格を形成していた。ジンメル**①**の強い影響下で理解されたマルクスの「社会学」を近代演劇（あるいは脚本としての文学）の分析に駆使するその枠組みは、物象化と合理化における形式－実質関係を主題とする『歴史と階級意識』にも通奏低音として流入したと言える。

演劇論へ社会学のカテゴリーを適用しつつ演劇の発展史から近代社会の実相を描き出そうとするこの試みにおいて、ルカーチの関心は「生」と「形式」、あるいは「体験」と「伝達」といった対概念において示されている。「文学における真に社会的なものとは、形式である」(EMD:10)。ここに云う形

式とは、それによって或るひとの生のあり方や体験が他者に伝達されるところの媒体であり、たとえば言語や身振り、記号といった徴表である。直截にはこれを表現の様式と言い換えても差し支えないが、ただしその都度表現される形式は表現者の主観的な意図や選択に必ずしも合致している訳ではない。意識的にせよ無意識的にせよ生あるいは体験が表現された結果として、形式は他者によって伝達の媒体として受け取られる。また同時に一旦表現へともたらされた形式は、表現の根拠であつたところの生や体験を固定化し変質させる作用をもそなえている。自己の体験が語り出され表現されることによって、言語化される以前の曖昧模糊とした原的状态から乖離し虚構となる、といった日常の事例をここで挙げることでできよう。したがって形式は、それ自体すでに独立したひとつの結果であるという本性からして、それが表現するはずであつたところの生や体験を受容者に対して「誤解」させる可能性を孕んでいる。形式化されたものが形式によって理解されるのではなく誤解されるのだとすれば、そこに生起するのは自己の表現と人間相互の伝達可能性に対する不信にほかならないであろう。

ルカーチがこの「誤解」を強調する際の意図は明らかに、「体験」が「表現」され「理解」されると捉えるデイルタイ解釈学に対する挑発にある。そしてルカーチの「誤解」はジンメ

ルの言う「文化の悲劇」よりも一層暗く彩られている。ジンメルによれば、主観の客観化としての「客観的精神的な産物」にたいして主観は「文化」において合流する。「文化の悲劇」とは、この合流したものが新たに硬直した生活形式となつて再び生み出される主―客の亀裂の謂いであるが、客観化されたものにたいする主観の次なる合流が可能性として残されている点でこの悲劇は樂觀的とさえ言える。これに対しルカーチの言う「誤解」は、伝達形式におけるもはや回復不可能な機能不全である。というのも、「生活の物件化」(Versachlichung des Lebens)「生産の客体化」(Objektivierung der Produktion)「脱人格化」(Entpersönlichung) (EMD:94f.) によつて人間相互の共同性が破壊された近代にあつて、「誤解」を修復する決定的な手だては存在しないからである。

ルカーチは誤解の実例を、たとえば『ハムレット』と『ファウスト』との比較から説明している。前者に登場するホレイショが示す他人に対する「無理解」(Nichtverstehen)は、単に「高貴な善良さの、自分を見抜いてしまう計算ずくの悪意に対する盲目」(EMD:105)を意味するにすぎない。彼においては「人間同士が絶対に理解しあう可能性が決して疑われることがなかった」(Ebd.)のに対し、『ファウスト』に描かれる孤独な主人公の姿に見出されるのは、共同性の感覚を喪失した人間である。

死んでゆくとき、ハムレットは、自分の魂を完全に純粹に、如何なる誤解の妨げもなく映してくれているような魂を持った人間(ホレイショ)が存在するのだという確かな意識を持って死ぬことができる。新しい演劇には、「腹心の友」(Confident)は存在しない。徴候としてみればこのことは、互いに理解しあえるという人間の信念を生が放棄してしまったことを意味する(Ebd.)

また相互の理解可能性が欠落した結果として純粹に表面的なものとなつた意思疎通においては、かえつて人間は形の上では相互に接近しうる(EMD:109)。それが可能であるのは、この関係に情動的なもの、情熱的なものの契機が欠けているためであり、端的に言えば両者の協調が作為されているからである。

このようにルカーチは、演劇における「形式」の様相から近代特有の社会的関係を「誤解」として特徴づけた。演劇という限定された領域から発した社会分析が全体論化されたのは、舞台上での会話や身振りなしには存立しえない演劇こそがその時代に特有の社会的諸関係を如実に反映する、との認定にもとづく。しかしこの論理は、社会的諸関係を反映するのが演劇だけではないという理由によつて、他の領域にも適

用されるであろう。実際に「誤解」は、『近代劇発達史』以後の『魂と諸形式』からハイデルベルク美学論稿に至るまで、「現実」を端的に言いあらわす主題として一貫して用いられている。

たとえば『魂と諸形式』に所収のエッセイ「生における形式的の破砕」においてルカーチは、キルケゴールとレギーネ・オルセンとの関係の内に「誤解」の悲喜劇を見る。よく知られているように、婚姻制度を欺瞞として退けるキルケゴールはレギーネに対する愛にもかかわらず別れを迫るために自身を不徳な「誘惑者」として演出した。ルカーチが引用したルドルフ・カスナーの文の通り「キルケゴールはレギーネに対する彼の関係を創作 (fichten) した」(SE:66) のだが、ルカーチはキルケゴールのこの振る舞いを「ジェスチャー」(Geste) と呼ぶ。レギーネがこのジェスチャーに込められた意図の「明白さ」を彼女なりに理解し、「キルケゴールに、ときには自分のことも思い出してくれるかと尋ねた」時点までは、両者は互いに理解しあっていたかに見える。だが後に、「仮面の重さに耐えられなくなつて、お互いを明らかにすべき時が来たと思つた」キルケゴールがレギーネに手紙を出すと、彼女は「万事はつきり分かつているというジェスチャーとともに彼の手紙を、封を切らずに送り返した」(SE:85)。キルケゴールがかつて示したジェスチャーは、その寓意性を解消しよう

とする事後の振る舞いさえもジェスチャーとして誤解させたのである。この結末にルカーチは、キルケゴールの思想的挫折を見る。

ルカーチによればキルケゴールの方法「あれかーこれか」(Entweder-Oder) は、「たえず揺れ動きつつ移行していく生の中に固定点を設けること、そして、すべてを融和してしまふニュアンスの混沌の中に、絶対的な質的差異を打ち立てること」(SE:76) を意味する。生が様々な道程をたどりうる限り錯綜しあつて混沌をなす生の諸形式に対して、「あれか、これか」の問いかけは、この混沌を解体することによつて生の岐路を峻厳に分かつ。その内で選択した道を自ら「最後まで進む」(SE:68) キルケゴールは「誠実」ではあつても、しかし究極的には妥協を余儀なくされるとルカーチは言う。「妥協なしに生を見ようとすることは、ひとつの妥協ではないだろうか。〔…〕段階〔美的・倫理的・宗教的〕というのも、やはり一つの「より高次の統一」ではないだろうか。生の体系の否定こそまた一つの体系ではないだろうか」(SE:71)。生の既存の形式を拒否すること自体がすでに別の形式の選択であるが、この新しい別の形式にたいして生はなお元の混沌の内に存在しつづけている。その限りで形式化すべき対象としての生に対して疎遠であるにもかかわらず、この新しい形式が生を包括しようとするとき、それに見合った生のあり

方が「創作」される。そしてジェスチャーから生まれた誤解が示したのは、「あれかーこれか」の問いを経て決断した生の道の中で引き返そうとしても、一旦「創作」された振る舞いは他者によっていつまでも最初に受け取られた内容において理解され続けるという悲喜劇なのである。

以上二つの例に示された、形式をめぐる様々な誤解は、ハイドルベルク美学論稿の第一試行『芸術の哲学』において「体験的現実」の本質を示す事実として把握されている。ルカーチによれば、体験的現実の中でわれわれが他者との間に成立させている伝達が実のところ表面上の関係でしかないことは、たとえば「他者の死」といった決定的事態によって認識させられる(HPK:25)。相手が生きているあいだは互いの精神的交通に何の疑いも持たなかったとしても、一方が死んでしまったとき——それが突然であるほど——相手についての自らの理解、また相互に理解しあっていたという記憶が動揺させられるからである。同じ世界にあって共に生きている感覚、「共属性」(Zusammengehörigkeit)が「誤解」によって破壊されるとすれば、「それ故に独我論が[...]体験的現実の内的構造を概念的に表現する」(HPK:32)。

『芸術の哲学』は、体験的現実のこうした「深い悲惨、揚棄しがたい孤独」(HPK:31)に芸術作品を「ユートピア的現実性」(HPK:34)として対向させる試みと言える。むしろ芸

術作品もまた、誤解される対象であることから免れる訳ではない。芸術を、その創造者の体験内容が伝達されるための直接的表現と解する限り、それらの作品は言語や記号など他の表現形式から区別されない。にもかかわらず芸術作品においてのみ「体験的主体がまさに自己自身を最も深く感じ」、「芸術において開示されるものを主体はまさにその最も個人的な本質の開示として体験する」(HPK:26)のは何故なのか。ルカーチは、芸術作品の内に「二重化された誤解(「表現」という誤解と「理解」という誤解)」(HPK:40)を見る。芸術作品に關してであれ「体験」のあらゆる表現が誤解でありうる以上、たしかに「創造者の体験——ある見解によれば、その「表現」が作品であるというのだが——も、享受者の体験——体験が彼に「伝達され」、「理解される」というのだが——も、作品について、適切なことは何も言うことはできない」(HPK:45)。しかし少なくとも創造者と受容者は共に同一の作品を目前にして、それぞれ異なった内容において作品を体験することができる。つまり体験的現実の人間を「個人性の牢獄」(HPK:31)に封じ込めていた誤解が、唯一芸術作品においてのみ意味な契機として機能するのである。こうした奇跡として、あるいはユートピアとして芸術作品が現に存在しているのは如何にしてなのか——これが、「芸術諸作品が存在する——それらの作品は如何にして可能であるのか?」という『芸術の

哲学』冒頭の問いかけ（HPK:9）に含まれた根本的な意味にほかならない。この現実の内部に救済の領域を発見しようとする『芸術の哲学』のかかる問題設定が、先にみた『歴史と階級意識』における能動の実践の理念から未だ大きくかけ離れていることは、すでに明白である。

三 「美学の現象学」の転回

そこで次に『美学』において表明された体験的現実への態度が精査されねばならないが、そのための前提としてここでは『芸術の哲学』から『美学』への改稿問題に考察を加える。一九一四年の第一次世界大戦勃発を機に『芸術の哲学』を中断したルカーチはハイデルベルクからブダペシュトへと戻り、東の間の兵役を経て後、「ドストエフスキー・メモ」に着手する¹¹。その成稿部分は一九一六年にマックス・デソワール編の『美学および一般文化科学雑誌』に掲載され、後に刊行される『小説の理論』（一九二〇年）の原型となった。大戦中のこうした経過の後で改めて起稿された教授資格申請論文が、『美学』として出版された諸論稿である。なぜ『芸術の哲学』が改められなければならなかったのかを知るために、何が改められているのかを確認するところから議論を始めたい。まずはルフターハント社版のテキストをもとに美学論稿の章構

成を確認しておこう。

『芸術の哲学』

- I. 「表現」としての芸術と体験的現実の伝達諸形式
- II. 創造的態度および受容の態度の現象学的素描
- III. 芸術作品の歴史性と超時代性

『美学』

- I. 美的措定の本質
- II. 創造的態度および受容の態度の現象学的素描
- III. 美学における主体－客体関係
- IV. 美の論理的－形而上学的理念
- V. 思弁的－発展哲学的な美の理念

教授資格申請論文を審査する立場にあったリッケルトがハイデルベルク大学哲学部長に宛てて伝えたところによれば、ルカーチの論稿は次のように構成されていた。

方法論的究明が第一章の広範な部分を占めている。それは特に、美的な意味形象（Sinnsbild）の本来的な妥当論に先行する美学の「現象学」、その必然性を示すものとされる。この創造的ならびに受容の態度の現象学にたいする

広範な「素描」が、第二章をなす。その上で第三章において、中心となる美学的諸概念の叙述が開始され、美学における主体・客体関係の究明に着手される（一九一八年六月十八日付の書簡）¹²

芸術作品論を主軸として、その前に「現象学」、その後「追構成的心理学」ないし「超越論的心理学」を配置する方法は、『芸術の哲学』と『美学』とに共通する構造である（Vgl. HPK 45f, HÄ 67f）。リッケルトのこうした証言をも踏まえてマールクシュ・ジェルジュがおこなった右のような論稿の配列は、その順序に限っては妥当なものと言える。¹³ ここでとりわけて目を引くのは、いずれの場合にも第二章として置かれた「現象学的素描」論文である。『芸術の哲学』の第二章「現象学的素描」が改稿された可能性についてマールクシュは否定し、『美学』の編集にあたっては『芸術の哲学』の「現象学的素描」章を参照するよう短い指示を記すことによってその再録を避けている（Vgl. HÄ 90）。たしかに改変された新しい「現象学的素描」章は今日なお発見されていないし、また現実に改稿がなされた可能性も無に等しい。しかしマールクシュ自身認めるように、「現象学的素描」章の改変版が存在しないからといって、『芸術の哲学』の現存する「現象学的素描」章が一九一八年時点でのルカーチにとってなおも意

に沿うものだったと結論づけることはできない。¹⁴ 実際、ルカーチがエーベルハルト・ゴータインに宛てた一九一八年一月十日付の書簡には「残念ながらお気づきでしようが、第二章はまだ古い形のままです」との記述が見受けられることから、「現象学的素描」章の何かが改められようとしていたことは少なくとも確定可能な事実であろう。¹⁵

この点についてヴァイサーは、「時間性の中に実現されたユートピア的現実性」として作品を規定する『芸術の哲学』が、体験的現実と美的価値との「厳格な二元論的構成」をとる『美学』にあつては維持できないものとなったためだと述べる。¹⁶ 「美学上の構想ではなく哲学的構想の変化がルカーチを作業の新たな出発へと衝き動かした」と述べたマールクシュと共に、しかしそのような把握は論稿が改稿された結果のみを説明しているにすぎず、また『美学』の基調を「二元論」とのみ総括する解釈それ自体、なお検討の余地がある。

問われるべき核心はルカーチによる改稿の理由であるが、これを解く手がかりは両論稿間の変化を最も鋭く示した『美学の現象学』構想の内に存すると考えられる。そこで、『芸術の哲学』と『美学』とのそれぞれにおいてこの構想がどのよう位置づけられていたかを確認する必要がある。

まず『芸術の哲学』において「美学の現象学」とは、芸術作品の認識へと至るために要請された方法論上の一手続きで

ある。体験的現実には属する諸主体の芸術体験がそれぞれの観点からしての誤解である限り、これら諸主体の体験内容から作品の本質を説きおこす心理主義はルカーチによって拒否されている。しかし芸術作品が作品として現に存在していることをのみを事実性として強調するだけでは、作品にたいする認識はそこから一步も前進しない。それ故に、芸術作品へ接近する仕方として可能なのは「媒介された認識」(HPK:45)のみである。さしあたって作品の内実が未だ明らかではないにせよ、「芸術作品が存在する」以上は少なくとも、この作品を志向する規範的態度として「創造的態度」と「受容的態度」もまた存在する。ルカーチによれば、それら諸主体の芸術体験が作品の現存という事実そのものの根拠までもも説明させるのではないが、一定程度「その構造の概念的認識」には接近できる(Ebd.)。そこで創造者の作品体験は、「芸術的・技術的形式と創造者の直接的な体験形式との一致(coincidentia)」(HPK:74)をめざす創造行為における「飛躍(Sprung)」(HPK:50)と把握される一方、他方において受容体験は、体験的現実の独我論的状况において閉鎖されていた受容器官が作品に対しては開示されて「経験的主体が美的に受容的な主体に変化する」こと、つまり作品への「待機(Bereitschaft)」(HPK:61)の成立として規定される。

明らかにいずれの「現象学的類型」(HPK:45)も、作品へ

と到達する諸主体に即して解明された体験の実質についてではなく、作品の現存というすでに達成された成果の境位から事後的に、反省的に構成された作品体験についての形式的な「素描」であるにとどまる。たしかに、現象学は無前提から出発するのではなく「むしろ連関なしに呈示されている諸断片から追構成的に補完され、構築されうる」(HPK:47)。だがそうである以上、現象学と追構成的心理学との区別はただ、「認識された作品を前にした(vor)美的に有意な態度と、認識された作品の後での(nach)美的な態度との区別」(HPK:45)より以上のものではない。つまり、ヘーゲルにもフッサールにも言及しない「現象学的素描」が内容とするのはそもそも「規範的かつ方法論的な合理的心理学(cine psychologia rationalis normativa et methodologia)」なのであり、そのように「呼ばれなければならないほどである」ことをルカーチ自身が認めている(HPK:49)。『芸術の哲学』における「美学の現象学」とは、このように「追構成」によって得られた「合理的心理学」としての「現象学的素描」章を直接に指している。

これに対して、『美学』に収録された論稿の中で一九一八年当時に唯一公表されていた「美学における主体―客体関係」論文の冒頭には、「現象学」に関して次のような但し書きが付されていた。

この断章を理解する上ではただ次のような注釈のみが必要である。すなわち、この断章はひとつの「創造的態度および受容的態度の現象学」を前提し、ここにもあらわれるいくつかの概念（等質的還元、技術、幻視、等々）は、この断章での単なる抽象的・機能的な規定に対して、その現象学で具体的かつ充分な意味を得るということである。ここで、現象学の概念に関してはただ次のことだけに注意されたい。すなわち、その現象学の概念はフッサールよりむしろヘーゲルの意味において、つまり「自然的」な人間、体験する人間が、美的主体へと（創造し受容する者へと）変容させられるまでに辿らねばならない道として理解されている（HÄ:225）

作品論——現象学の後に配置される——の冒頭論文がこのように指示する前章の「現象学」は、『芸術の哲学』において「合理的心理学」とも呼ばれた「現象学的素描」の範囲を明らかに超えて出ている。というのもここでは、芸術作品が既に存在する地点から創造者と受容者との美的態度を事後的に「追構成」する方法は放棄されており、またそれら諸主体は、体験的現実にあるがままの存在としては作品体験の主体として認定されていないからである。体験的現実の主体には「変

容」が要求され、しかもこの変容の現象学的行程がヘーゲルの現象学を範とするものである限り、そこではその都度の経験的主体に対して根底的な否定が作用する。「感性的確信」を最下限とする意識が最上限の「絶対知」の段階へと昇りつめるまでの間に経験する「限定された否定」について、『精神現象学』の「緒論」(Einleitung) は、それが経験の当事者にとつて「この道程は疑惑、*Zweifel*」の道程とも見なされうるとはいえ、しかしより厳格に云えば絶望 (*Verzweiflung*) の道程である」ことを明らかにしていた⁽¹⁸⁾。そして『美学』第一章においてルカーチは新たな「美学の現象学」について次のように記す。「美学の現象学は、道程の終局においてのみ、美学の様式化された主体への到達に際してのみ解消されることのできるような自我―被拘束性 (*Ich-Gebundenheit*) からの、主体性の自己解放過程として把握されうる」(HÄ:58f.)。

この現象学的行程の最下限に位置する体験的現実の自然的主体が最上限の「美学の様式化された主体」へと変容させられるまでに経験する否定的作用を、ルカーチは「体験の純粹化、等質化」(HÄ:56) と表現している。体験的現実における経験や感情の具体性を抽象化してはじめて、諸主体は自らがそこに拘束されていた「自我」の個性性を離れて価値諸領域に相応しい態度を自らとることができる。そのような抽象化とはしかし、「体験にとつて「偶然的な」、存在世界に属する

諸対象からの背馳、かくしてまた同時に、体験的現実（あるいは他の存在の水準に）あるがままの「全的人間」としてこの世界に属する限りでの、ただある——という自我拘束的（*seiend-ichhaft*）な存在方式に由来する限りでの主体性それ自体からの背馳（HÄ:56f.）として要求される。ルカーチによればこうした否定的経験、「存在総体との断絶」（HÄ:57）によって、体験的現実において芸術作品を憧憬するにとどまっていた受動的な自然的態度は、美的価値を積極的に創出し発見するべく「様式化された主体」（HÄ:58）へと変容させられてゆく。「完結した作品への志向（*Zuwendung*）」としての純粹観想において完遂される存在からの背馳（*Abwendung*）という行為が、まさにそのようにして作品の可能性を条件づけることが、美学の現象学の課題である」（HÄ:64f.）。

したがって『美学』の課題は、『芸術の哲学』におけるのとは異なり、「誤解」が交錯する体験的現実の内部にある主体にとって救済領域として到来する芸術作品の「可能性の条件」を基礎づけることではない。そして「美学の現象学」の目的それ自体もまた、『芸術の哲学』第二章「現象学的素描」のように美的態度の「追構成」（*Nachkonstruktion*）ではもはやありえない。目指されているのは、理念としての美的価値——あるいは、『美学』において「意味形象」（*Sinngebilde*）——といえられた芸術作品——をこの現在から新たに産出あ

るいは発見する主体的態度が確立される過程を把握することであって、芸術作品と美的態度とを既にあるものとして事後的に（*nach*）構成することではないからである。だとすれば、『芸術の哲学』から『美学』へのかかる転回へとルカーチを衝き動かしたのは何であつたのか。

四 解放としての美的経験

マックス・ヴェーバーは一九一七年の講演『職業としての学問』の中で「現代の美学者」としてルカーチの名を挙げながら、ハイデルベルク美学論稿冒頭の問い「芸術諸作品が存在する——それらの作品は如何にして可能であるのか？」を現代美学に特有の問題提起として引いている。¹⁹⁾ここでの言及は実際、『芸術の哲学』執筆時からルカーチに対してヴェーバーが望んだ内容を簡潔に表現する。それによれば、存在するものの事実性を扱うあらゆる他の学問と同じく、現代美学もまた「芸術作品が存在すべきかどうかを問題にはしない」²⁰⁾作品を体験的現実の主体による憧憬から基礎づけようとするかにも見える『芸術の哲学』に対しヴェーバーは、ルカーチが体系的美学の道を最後まで貫かずに「エッセイスト」へと復帰する可能性をそこに見出し、危惧を表明していた。²¹⁾こうした経緯からして、『芸術の哲学』の『美学』への改稿につ

いてヴェーバーからの忠告やラスクの価値哲学からの影響関係をその根拠として特定するヴァイスラーの先行研究の指摘は、それなりに正当なものに見える。だがここでは「美学の現象学」構想における決定的な転回を確認してきたことに踏まえて、この改稿問題に対し別の角度からの介入を試みることにしたい。

すなわちここでの問いとは、救済領域としての芸術作品の可能性にかかわる。マールクシュの言葉では「芸術作品の奇跡と例外性」²²⁾を主題とする『芸術の哲学』において、体験的現実²³⁾に属する諸主体相互に不協和と意思疎通への絶望とをもちたっていた「誤解」を唯一そこにおいて有意義な契機として機能させ、そしてまた内容を損なうことなしに諸主体それぞれの体験を妥当の価値へと方向付ける芸術作品の比類なさは、「ユートピア的現実性」と表現されたほどであった。しかし現実には、芸術作品はそのような救済領域としてどれほど有効であるのか。

たとえばヴェーバーは『宗教社会学論集』に収められた「世界宗教の経済倫理・中間考察」（一九一五年）の中で、「現世拒否の諸方向」のひとつとして美的領域を取り上げている²⁴⁾。ヴェーバーによれば、「合理的な経済」が進展するに伴って宗教が世俗と緊張関係に立つように、「現世における目的合理的行為の自己法則性」には、「その本質からして合理性と

は根本的に無関係な、ないしは反合理的な性格をもつ、生の世俗内的諸力」一般が対立する。その最も鋭い緊張関係が「美的ないし性愛的な領域」において示されるという。

まず、芸術と「呪術的な宗教意識」との密接な関係が合理化にしたがって分解されてゆく。かつては音楽を「エクスターゼあるいは魔除け・護符的呪術の手段」とし、また絵画や諸々の造形物を祭祀における装飾品としていた宗教意識は、合理化が進行するにつれ、装飾などの「事物」や「形式」——つまり偶然的で被造的なもの——ではなく、専ら救済の「意味」へと目を向けるようになる。他方芸術もまた、主知主義が展開され生活の合理化が進展するにつれ、かつて自らが源泉としてきた宗教意識から離れて「次第に独自の固有な価値をもった世界として自らを自覚的に打ち建てるようになる」。かくて芸術が芸術自身の自己法則性を追求するようになれば、形象化される意味内容よりはむしろ「形式」が、したがって宗教的救済の手段としてではなく芸術それ自体の実現が、目的として追求されることとなる。「芸術は今や、一層意識的に把握されてゆく自立的価値のコスモスとして構成される。如何に意味付けられようとも、それはある種の現世的な救済の機能を受けもつ」²⁵⁾。

このことによつて、美は他の価値領域、すなわち経済、政治、性愛、知その他との対立へと至る。「神々の間の永遠の

闘争²⁵」と呼ばれる状況がここに生起するとき、しかしこの多様に分岐した価値諸領域の一部分にすぎない芸術の救済機能は限定されたものであるにとどまる。端的に言えば、芸術作品それ自体が存在するからといって体験的現実総体の位相が変化させられるのでは何らないからである。そして美的なものを体験する人間は、ただ一度限りの「ヘラクレイトスの構造」(HA:130)をそなえた美的体験をいつまでも持続させることはできず、たとえ意思に反してではあれ、体験的現実を構成する主体へと回帰するほかない。諸主体の現実世界に対する絶望はそこに蔓延する無意味を穿ちはしても、その絶望自体が現実の内に何か有意義なものをもたらす訳ではない。創造者、受容者のいずれを問わず、現実を無意味なものとして静観し芸術作品の内に意味を求めている限り、その態度は現実と作品とのいずれに対してもあくまで受動的である。そして、『芸術の哲学』にあらわれたこの受動的態度は、現実総体の破局によってその無力を端的に証示される。ルカーチにとつて、そのような経験とは何よりも第一次世界大戦ではなかったか。

ひるがえって『美学』においてはそもそも、芸術作品が「存在する」という語の意味自体、「ただ「事実の類比」を指示するだけで、経験的であれ形而上学的であれ現実の如何なる事実性をも示すものではない」と記述されている(HA:9)。

作品が如何なる意味でも所与として前提されない以上、『美学』における——実際には改稿が果たされなかった——「美学の現象学」もまた、『芸術の哲学』において「追構成」とも呼ばれたものとは必然的にその内実を異にする。つまりその中で当該の諸主体には、体験的現実の中へ芸術作品が「ユー・トピア的現実性」としてあらわれるのを待機するのではなく、むしろ自らの態度をそれに対して相応しく確立することのできる価値的世界を如何にして新たに産出し、あるいは如何なる事物にそのような世界を形成する可能性を新たに見出してゆくのか、との問いが課せられるはずである。したがって同時にまた、この現象学的行程の只中では「芸術作品が存在する」ことに救済を待望していた主体の様態も、体験的現実への絶望と芸術作品への憧憬とを二元的に對置させた認識も、共に流動化され廃棄されざるをえない。それら美的態度の在りようはいずれも未だなお体験的現実にとらわれた「自我——被拘束性」として、「美学の現象学」における創造と受容の新たな問いにはもはや対応しないのだからである。²⁶端的に言えば、既成の現実連関から自己を解放させる新しいものとして美的価値を實現させるには、この実現の現象学的行程を担う者自身が「新しい人間」(HA:99)でなければならぬ——これが、『美学』の新たな「美学の現象学」に込められた最深の意味にほかならない。

ハイデルベルク美学論稿と直接の関係はもたないにせよ、ここでマルクス『経済学・哲学草稿』『貨幣』断片の末尾に記された文章を想起しておくことも決して無駄ではあるまい。「君が芸術を楽しみたいと欲するなら、君は芸術的な教養をつんだ人間でなければならぬ（…）人間にたいする——また自然にたいする——君のあらゆる態度は、君の現実的な個性的な生命のある特定の発現、しかも君の意志の対象に相応しているその発現でなければならぬ」²⁷。芸術作品を創造し受容する主体とは作品に相応しくある主体であり、また作品に相応しくあるうとする主体の能動的態度に対してのみ、それにとって適合的な作品が客観的に存在する。ここで美的経験とは自然的主体に到来する救済ではもはやなく、この自然的主体自身の変容をつうじて確立される創造と受容との能動的経験、つまり体験的現実を価値的世界へと方向づけようとする実践的変革こそが、それなのである。『芸術の哲学』から『美学』へのかかる理論上の転換がルカーチ自身の実存的転換でもあったとすれば、そこから『歴史と階級意識』の立場へと至るまで、つまり美学から政治への転位までにはあと一步を要するのみである。

おわりに

以上の検討をつうじて、『歴史と階級意識』において提起された弁証法的方法の原型が『美学』における「美学の現象学」構想の内に認識される。それがあくまでも「原型」だと言うのは、『美学』において弁証法は方法としてなお公式化されておらず、また問題領域が美学に限定されている、というほどの意味である。本稿では少なくともハイデルベルク美学論稿のもつ『歴史と階級意識』への過渡性は概観しえたが、ルカーチにおける美学から政治への移動の全体像を解明するまでに必要な作業はなお山積している。ここでは締めくくりとして、ルカーチの如く美的経験から政治的実践の範型を導き出しようとする試みに対し、若干の所見を記しておきたい。

ルカーチは『芸術の哲学』と『美学』いずれにおいても、他の価値諸領域に対して美的領域においてのみ主体—客体関係が均衡して成立することを強調した。内容の捨象によって形式の展開を追求する論理的領域において「全く純粹な論理学には、厳密に考えるならば、主体というものは存在しない」(HA:52)²⁸。また論理的領域とは反対に倫理的領域にあつて重要なのは行為する主体の実践的格率であり、それに従う行為者にとって客体をもつ特性は「打倒され滅却されてしまわざ

るをえない」(H&93)。それに対して美的価値において唯一、客体においてその価値が実現されるにはその価値が主体によって体験されなければならない。美的価値の価値としての絶対性へと方向づけられているにもかかわらず、「美学の現象学」の行程が現象学的行程の主体にとって他律的ではない所以は、美的価値の実現がこの主体による価値体験に依存することにある。かかる特性の故に、美的領域は他の価値諸領域においては構成されない主体―客体関係を実現する——以上の認定に立つルカーチにとって美的領域の主体―客体関係は、既存の体験的現実に代わるべき新しい現実を示唆する理念として位置づけられているかに見える。だが志向される美的価値の体験的性格に一切を負う主客関係は言うまでもなく美的領域にのみ固有の関係であって、これを社会的現実の問題領域へと転位することはそもそも如何に正当化されうるのか？

困難は、第一に美的領域の外部において美的価値が志向すべき目標として直接に作用しえないことにあり、第二には、志向すべき目標を欠くならば創造と受容の「現象学」的行程が成立しないことにある。それにもかかわらず実践的変革の過程を現象学的行程として敢えて構成するならば、外部から導入される別個の何らかの原理によって、この行程を歩む経験の主体を他律的に方向づけることになる。その時には「主

体性の自己解放過程」は存立基盤を失うであろうし、またこのような他律性を拒否するとしても、基礎づけられるべき理念を欠いた革命的实践の先行は主観主義の契機を導くだけに終わるだろう。

『歴史と階級意識』には、物象化批判における芸術あるいは美学の限定的な位置に関して否定的な見解が短く残されている(Vgl.GK:34ff)。その叙述は、右に提起した問題点についてもルカーチ自身が少なくとも自覚的であったことを伺わせているが、彼自身による解決の実相はなお分明ではない。ハイデルベルク美学論稿から『歴史と階級意識』へ至るルカーチの試行を解き明かす作業は端緒にいたばかりであり、以上の点について論究する機会には別稿に譲ることとしたい。

(あきもと・ゆうすけ／哲学・思想史)

引用について

ルカーチの著作からの引用は以下のテキストを用い、本文中で略号と共に原文の頁数を表記した。訳出にあたっては、邦訳がある場合それを参照したが、引用者の責任において適宜改めている場合がある。

EMD: *Georg Lukács Werke*, Bd.15: *Entwicklungsgeschichte des modernen Dramas*, Luchterhand, 1981. 「近代演劇の社会学によせて」『社会科学・社会政策アルヒーフ』第三八巻・第二号に掲載された『近代劇発達史』第一章―第三章)、池田浩士編訳『ルカーチ初期著作集』第一巻、三一書房、一九七五年。

SF: Die Seele und die Formen, in: Hrsg. v. Frank Benseler u. Rüdiger Dammann, *Georg Lukács Werkansucht in Einzelbänden*, Bd.1, Aisthesis, 2011. 『ルカーチ著作集』第一巻「魂と形式」・川村二郎・田子修平・三城満福訳、白水社、一九六九年（本書に限り原文中に併記された一九一一年ドイツ語初版の頁数を表記する）。HPK: *GLW*, Bd.16: Heidelberg Philosophie der Kunst (1912-1914), Luchterhand, 1974. 『芸術の哲学——ハイデルベルク美学論稿1912—1914』城塚登・高幣秀知訳、紀伊国屋書店、一九七九年。

HÄ: *GLW*, Bd.17: Heidelberg Ästhetik (1916-1918), Luchterhand, 1974. 『ハイデルベルク美学——第一章「第一節（試訳）」・拙訳、北海道大学哲学会編『哲学』第四八号、二〇一二年。「美学における主体—客体関係」、『ロゴス』第七巻掲載分、前掲『ルカーチ初期著作集』第一巻。

GK: *GLW*, Bd.2: Geschichte und Klassenbewußtsein, Luchterhand, 1968. 『ルカーチ著作集』第九巻「歴史と階級意識」・城塚登・古田光訳、白水社、改版一九八七年。

※

(一) Michael Löwy, *Georg Lukács: From Romanticism to Bolshevism*, NLB, 1979.

(二) György Márkus, Lukács' erste Ästhetik: Zur Entwicklungsgeschichte der Philosophie des jungen Lukács, in: *Die Seele und das Leben—Studien zum frühen Lukács*, Suhrkamp, 1977, S.228.

(三) Elisabeth Weisser, *Georg Lukács' Heidelberger Kunstphilosophie*, Bouvier, 1992.

(四) Max Weber, *Gesammelte politische Schriften*, J. C. B. Mohr, 1988

(5. Aufl.), S.323.

(5)「かれらはそれを知らない、だがそれを為す」。Karl Marx, *Marx-Engels Gesamtausgabe*, Abt.2, Bd.6, Dietz, 1987, S.105.

(6) ルカーチの弁証法概念はマルクス『ヘーゲル法哲学批判序説』に多くを負っている。この点に関しては、拙稿『歴史と階級意識』における「理論」の機能——ルカーチの初期マルクス解釈に対する批判的検討（政治哲学研究会編『政治哲学』第十四号、二〇一三年）を参照されたい。

(7) Frank Benseler, Nachwort, in: *GLW*, Bd.15, S.561.

(8) Georg Simmel, *Georg Simmel Gesamtausgabe*, Bd.12, Suhrkamp, 2001, S.194ff.

(9) 一九〇七年、ルカーチの恋人であったシェイドレル・イルマがドナウ河に入水し自死した。ルカーチのキルケゴール論は当初ハンガリー語でその三年後、一九一〇年に発表されている。ヘッレル（ヘラー）はキルケゴールとレギーネ・オルセンとの関係についてのルカーチの叙述を、彼自らのシェイドレルとの有り得たかもしれない空想上の関係についての事後的な創作と解釈し、ルカーチが用いたカスナーの言い回しを模して「ルカーチはイルマに対する彼の関係を創作した」と記している。Vgl., Ágnes Heller, Das Zerschellen des Lebens an der Form: György Lukács und Irma Seidler, in: *Die Seele und das Leben*, S.54ff.

(10) ルカーチも指示する通り、「誤解」概念は彼の夭折した友人ポツベル・レオーに由来する。ポツベルについては以下の資料を参照されたい。Leo Popper, *Schwelle und Abstraktion*, Brinkmann & Bose, 1987. Ders., *Dialogus a münészertől*, MTA Lukács Archivum & T-Twins Kiadó Budapest, 1993. 初見基『ルカーチ——物象化』（現代思想の冒険者たち06）・講談社、一九九八年。

田中与彦、レオ・ボバー——忘れられた一美術批評家の藝術哲学』『東洋大学大学院紀要・文学（哲学・仏教学）』第三八号、東洋大学大学院、二〇〇一年。

- (11) Lukács, *Dostyewski: Notizen und Entwürfe*, Hrsg. v. J. C. Nyiri, Akademiai Kiadó Budapest, 1985.

- (12) Gerhard Sauder, *Von Formalität zur Politik*, Georg Lukács, Heidelberg *Habilitationversuch*, in: *Lili – Zeitschrift für Literaturwissenschaft und Linguistik*, Heft 53/54, 1984, S.10ff.

- (13) 高橋はマールクシュの編集を批判し、ルフターハント版で「第二部」として一括されたIVおよびV章を、III―1としての「美学における主体・客体関係」に続くIII―2およびIII―3として扱うべきと主張する。実際「主体・客体関係」論文の手稿冒頭には「III 作品そのものの理念」という大見出しが記されている。高橋秀知『ルカチチ弁証法の探究』未來社、一九九八年、二二〇―二二一、二二四頁。

- (14) Markus, *Nachwort*, in: *GLW*, Bd.17, S.266.

- (15) Universitätsbibliothek Heidelberg, *Nachlass Eberhard Gothein* 3483-3493; vgl., Heid. Hs. 3489. *Briefe von Gelehrten an Eberhard Gothein*, Nr. 15. この書簡はこれまでの版本にも収録されておらず、ヴァイスラーの研究書のみが言及している（ただし彼女は宛名人の名EberhardをEmilと誤記している。Vgl. Weisser, aa.O., S.123）。本稿の執筆にあたっては、ハイデルベルク大学図書館に書簡原本の閲覧を許可いただいた。

- (16) Weisser, aa.O., S.159.

- (17) Markus, *Die Seele und das Leben*, S.216.

- (18) G. W. F. Hegel, *Gesammelte Werke*, Bd.9: *Phänomenologie des Geistes*, Felix Meiner, 1980, S.56.

- (19) Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, J. C. B.

Mohr, 1988 (7.Aufl.), S.610.

- (20) Weber, aa.O., S.600.

- (21) Vgl. Hrsg. v. Éva Fekete u. Éva Karádi, *Georg Lukács Briefwechsel 1902-1917*, J. B. Metzler, 1982, S.320f.

- (22) Markus, aa.O., S.208.

- (23) Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd.1, J. C. B. Mohr, 1947 (4.Aufl.), S.554ff.

- (24) aa.O., S.555.

- (25) Weber, *Wissenschaftslehre*, S.608.

- (26) したがってヴァイスラーの解釈とは反対に、体験的現実と芸術作品との「二元論」なる規定は『美学』ではなくむしろ『芸術の哲学』に対して当てはまる。

- (27) Marx, *Neue MEGA I/2*, Dietz, 1982, S.322.

- (28) 「万有引力の公式が表現する判断は、ニュートン以前には真ではなかったであろう」とする考え方が「本来矛盾に満ちており、全く誤り」であること、つまり真理価値は判断に依存することなく妥当すると指摘した『論理学研究』の箇所に「ルカチチは『芸術の哲学』中で賛意を示している（HPK:156）。Vgl. Edmund Husserl, *Logische Untersuchungen*, Bd.1, Niemeyer, 1900, S.127f.

*本稿は科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

キーワード：物象化、近代合理主義、美学の現象学、弁証法

〈公募論文〉

H・アーレントのアメリカ革命論と黒人差別の認識

「始まり」の恣意性と暴力に関連させて

河合恭平

はじめに

本稿ではH・アーレントの「始まり (beginning)」という概念を取り上げる。この概念は「活動 (action)」と密接な関係を持つものであり、それゆえに公共性論において重要な位置を占めている。ところが、「あらゆる始まりに固有の恣意性と、人間が「暴力的な」罪を犯しうる潜在性のあいだに、内的な姻戚関係がある」(OR: 201=333)とアーレントが述べるように、「始まり」にはそれ固有の恣意性 (arbitrariness) が含まれるのであり、そのことによって暴力 (violence) と深く関係しているのだという (OR: 10=24, 198=329)¹⁾。このこ

とは、アーレントの公共性論が、対話とともになされる「活動」によって成立する非暴力的な「現われ (appearance)」と、複数的な人間の共生を可能にする共通世界の理論として広く受容されている現状を考えると我々を戸惑わせる。しかし、川崎修やM・カノヴァンがこの「始まり」の恣意性と暴力の問題に触れたことに始まり、この問題はアーレント研究において自明のものとなりつつあると言える (Canovan 1992=2004; 川崎二〇一〇)。そしてアーレントは、主に『革命について』においてアメリカ革命という近代における一つの「始まり」を取り上げることで、「始まり」をその恣意性から救済し、それが暴力によって生じない形での「始まり」論を展開しようとしたということは、学説上で一定程度認められている見

解であろう。⁽²⁾

しかしアーレントの議論に対しては、黒人に関する記述の問題をたびたび指摘されることがあり (Norton 1995)⁽³⁾、殊にアメリカ革命論に関する指摘は仲正昌樹 (二〇〇二: 二二—五一頁) や、扱いは小さいものの S・ウォーリン (Wolin 1983: 11-2) や R・ニスベット (Nisbet 1977: 67-8) の議論にもある。黒人差別の問題は、これらの指摘を待つまでもなく、アメリカの「始まり」から暴力とともに歴史的に存在してきたのであり、それは上記の彼女のアメリカ革命論に対してかなり致命的な疑問を投げかけるものでありうる。しかし、彼女も黒人差別の存在を当然認識しており、まったく関心がなかったわけではない⁽⁴⁾。したがって、アメリカ革命による「始まり」論に関して、黒人差別における暴力が彼女によってどう考えられていたのかを検討する余地は残されているだろう。こうした検討は現状として不十分であるように思われる。かかる検討を行い、そのうえでアメリカ革命の「始まり」論を再解釈することが本稿の目的である。⁽⁵⁾

それにあたっての本稿の考察対象および構成は次のとおりである。第一節では上記の「始まり」と恣意性・暴力との関係およびアーレントの革命論における「始まり」論を概観し、本稿の扱う問題の所在を確認する。第二節では、『革命について』において黒人奴隷について言及されている箇所を、第

三節ではアメリカの黒人差別問題について論じられた「リトルロックに関する考察」論文を取り上げ、彼女の黒人差別の認識とその「始まり」論との関係を考察する。さらに第四節では、公民権運動などへの関心のもとに書かれた「市民的不服従」論文を対象に考察し、「始まり」論の展開を見ることになる。その後、結論において本稿の議論で明らかにされたことをまとめ、それを受けて主にアーレントの黒人への暴力の認識に照らして「始まり」論を再解釈したい。これによりアーレントの「始まり」論の理解を深めることに寄与することができよう。

一 アーレントの「始まり」論とその難問

——主にアメリカ革命論との関係で——

1 「始まり」およびその恣意性と暴力について

本節では、本稿の扱う問題の所在を把握し本論に繋げるために、まずは「始まり」とはどのような概念なのか、そしてそれが恣意性や暴力とどう関係するのか確認しておきたい。

アーレントによると、「始まり」とは何よりもまず人間の誕生 (birth)、または出生 (natality) のことであり、人間の「始まり」の能力もそれらに基づいている (HC: 177=288, OR: 204=337)。そして、人間は出生とともに獲得された複数的な生を引き受け、「活動」すること、さらに新しい物事の「始

まり」が到来することになる (HC: 177-288; 森川二〇一〇: 三一三頁)。したがって、「活動」自体もまた一つの「始まり」である。こうして、「活動」の「始まり」を通じて、「現われ」と共通世界を形成することができるというアーレントの公共性論はよく知られている (HC: 528-788)。そして『革命について』において、かかる「始まり」論が、評議会制などの「活動」を通じて共同行為のための公的領域の形成や自由の創設たる革命に結びつけられる形で、彼女の公共性論が展開されているのである。

ところが「始まり」は、次の引用にあるように、本来ならばアーレント的な公共性と馴染むはずのない暴力とも密接な関係にあることが述べられている。

始まりが暴力と密接に結びついているに違いないということは、聖書と古典が明らかにしているように、人間の歴史の伝説的な始まりによって裏づけられているように思われる。すなわちカインはアベルを殺し、ロムルスはレムスを殺した。暴力は始まりであった。同様に、暴力を犯さないでは、始まりはありえなかった。 (OR: 10-24)

本稿の冒頭でも述べたが、こうした「始まり」の暴力は、あらゆる「始まり」に固有の恣意性との密接な関係のうちに

生じるのである。「始まり」とは、それまでの過去に生じてきた物事の連鎖へ、過去に拘束されない新しい物事を挿入することでもある。その新しさには、それを「始める者 (beginner)」の意志が介在しており、それゆえに「ある程度の完全な恣意性は、始まりの本質そのものに付随している」ということになる (OR: 198=329)。では、この恣意性は暴力とどのように関係しているのか。「始まり」の活動力である「活動」と、加えて「仕事 (work)」との関連を通して見ていきたい。

まず「活動」においては、森川 (二〇〇二: 六六―九頁) が論じるように、それが有する「無制限性 (boundlessness)」という特徴が「始まり」の恣意性に関係している。「活動」というのは、それがどんな特殊な内容のものであっても、つねに関係を打ち立てるものであり、したがって一切の制限を解き放ち、一切の境界線を突破するという固有の傾向を持っている (HC: 190-308) とあるように、「活動」は既存の法や制度などの制限や境界線を超えうるものであり、そこに無制限性の特徴が見受けられる。かかる無制限な「活動」を始めるか否かは人間の恣意的な意志に左右されるのであり、だからこそ「活動」へと誘うものはヒュブリス (傲慢) なのであるとアーレントは述べている (HC: 191=309)。かかる恣意的で無制限な「活動」は他の活動者との衝突を招きうるのであり、

実際、闘技精神の形で「活動」による卓越を競い合った古代ギリシアでは、「闘技精神はポリス相互の同盟関係をほとんど麻痺させ、そしてポリスの内部において市民の生活に嫉妬と憎悪を蔓延させた」(PP. 82-95)。したがって、「活動」の「始まり」は恣意性の契機を有しており、これをきっかけに他の活動者に対する排除や衝突が生じるのである。かかる結果として、「活動」が中断され、暴力を手段とした攻撃にも至りうる。ただしこの暴力は、「始まり」をなすために用いられているわけではなく、その発生も偶発的であるので、「始まり」そのものの暴力とは異なるものである⁶⁾。

「始まり」の暴力は、かかる「活動」の危険性を忌避し、プラトンやアリストテレスが「仕事」による製作 (fabrication) 的な政治思想の伝統を形成し、そこに「支配」の概念を持ち込んだことから生じてくる (HC: 194-8, 220-30-313-20, 348-62)。もともとギリシア語では、「活動」を表すのに「始まり」を意味する *archein* が用いられていたが、プラトンたちの影響の下に *archein* から「活動」の意味合いが除外され、専ら「支配」を意味するようになったのだという (HC: 189-90, 222-5, 305-7, 351-5)。アーレントの定義上、本来的には「始まり」は「仕事」と結びつかないはずだが、実はこのようなプラトンの伝統以来、「始まり」は「仕事」の観点から捉えられてきたのである。彼女によると、「仕事」とは、住宅や家具な

どの耐久性のあるものを製作する活動力だが、そこには、その何か製作するという目的の下に、材料に対して工具などの手段を用いて加工する (刃物で木を切るなど) という一連の動作がある。アーレントはこうした手段を用いることに、「仕事」における暴力の本質を見ている (CR. 98, 145-106, 135)。そして支配とは、まさに暴力によってある程度強固な政治体を創設する (始める) ものである。そして結局のところ、その暴力の行使も体制を「始める者」たる支配者の意志、すなわち恣意性に基づいている。つまり「始まり」の暴力とは、このように支配者の恣意性において「仕事」的な暴力を手段として「始まり」がなされることにおいて、不可避免的に生じる暴力のことである⁷⁾。

先の引用のなかでアーレントが引き合いに出した、カインのアベル殺し、ロムルスのリムス殺しという伝説上の「始まり」に伴った暴力は、まさに以上のような「始まり」の恣意性と暴力の避けがたい難問を暗示している。そして、「始まり」をその恣意性から救済し、暴力やテロルが生じない形での新たな政治体の創設を「始まり」論として構想することが、アーレントの問題関心だったことは本稿の冒頭で述べたとおりである。そこで彼女は、十八世紀のフランスとアメリカの両革命における新たな政治体の創設たる「始まり」を比較しながら、後者の創設のあり方に恣意性と暴力の回避、および自由

の創設への成功を見ている。続いて、項をあらためてこの革命の考察における「始まり」論について確認しておきたい。

2 「始まり」の難問の解決策としてのアメリカ革命と「始まり」

まずは、革命において、「始まり」の恣意性・暴力の難問が具体的にどのような形で生じるのか確認しておこう。政治体の新たな創設においては、その法と権力が恣意的に構成されるのを克服するために、そこに絶対的に正統な権威が付与されることが必要とされる。そこで、権威を何らかの絶対者に求めることになるのだが、しかしその追求・決定も結局は人為的なもので、どこまでも恣意性が介在せざるをえないという難問に陥ることになる（OR:145-56, 174-8=240-55, 295-300; 石田二〇〇九：一八〇頁）。たとえば絶対主義は、宗教的な認証の代わりに絶対君主の存在そのものに法と権力の源泉たる権威を求めるが、それゆえ君主は法を超え、政治体の行方は君主の意志に委ねられることになる。すなわち政治体の創設は、その君主となる者の恣意的な意志次第で用いられる暴力によって勝ち取られ、また政治体の運営も、君主の意志次第で暴力を手段とした支配に至りうるわけである（OR:1504=247-52）。これは前項で説明した「仕事」的な「始まり」の暴力に相当する。

フランス革命は絶対君主の権威の虚構を暴き、その権威を

君主から人民の意志と権力（主権）へと移す政治的な出来事だった。アールレントによると、それは君主の意志の下にあった権威の位置を人民の意志が占めるようになったにすぎなかった（OR:1467=242）。こうして、人民の意志は法を超越し、法の内容は人民が恣意的に変更することができるものとなる。そして、「国民は「…」やはり君主と同じように、現実には、実際大いに悪をなしうるし、それに陥りやすかった」（OR:1823=307）とアールレントが述べるように、ともすると人民の意志による法の下に暴力が手段的に際限なく用いられる危険性がそこに見られるのである（OR:150-6=246-54）。これも「仕事」的な「始まり」の暴力に相当していたが、さらにフランス革命の過程のなかでその暴力を超越したテロルへ発展していったとアールレントは考えている（OR:200-1=332-3）。彼女によると、テロルとは、政治を作動させる権力が失墜したときに、それに代えて暴力を用いることにおいて生じるのだが、この場合、政治的権力による暴力の制限が不可能であるため、手段と目的が転倒し手段そのものが無制限に持続するものとなる（CR:152-5=142-6）。フランス革命では、人民の意志が、貧困という人間にとって生きている限り絶えることなく続く生命維持に関わる社会問題に向けられ、貧民が生き延びるために敵対者に対する暴力がテロル化したのであるという（OR:78-105, 1724=131-70, 293-4）。そして、こうした暴力の奔流は「始

める者」もろとも「始まり」を押し流してしまつたのである (OR: 201=333)。

以上のような革命の難問は、「始まり」に介在する恣意性が権威の位置を占めて、法を超越してしまわないようにすることがその克服の条件となる。そこで、この難問を克服し自由の創設に成功した例として、アメリカ革命という「始まり」をアーレントは取り上げるのである。そのポイントは、フランス革命が権力（主権）も権威も両方ともその根拠を人民に求めたのに対し、アメリカ革命では両者の根拠を明確に区別し、権力を人民に、そして権威を偉大なる「始まり」の「活動」自体に求めた点にある (OR: 191-7=319-27)。

では、なぜ「始まり」の「活動」自体が権威の源泉になるのか。これは、アメリカ革命の人びとが古代ローマの建国を参照していたことに関係している。ローマでは、その共和国の権威が創設自体に求められていたのだが、それが可能だったのは、その創設がそれ以後のローマ人の歴史を形成してきた「偉業」たる起点であり、ローマ人にそうした創設の精神が歴史的に受け継がれてきたためである。そしてまた、権威を意味する *authoritas* というラテン語は「増大・増加すること」を意味する *augere* を語源としていた。このことは創設物の維持と増大が創設精神を受け継ぎ、起源に「さかのぼって結びつく (*veligare*)」形での「活動」によってなされ、それに

応じて権威も増大されるというローマ的な創設への伝統・敬神のあり方に対応している。かかるローマの権威のあり方をアメリカ革命の人びとが参照しながら、アメリカも創設の「活動」に「さかのぼって結びつく」ことで、「始まり」自体が権威になりえたのである (OR: 192-5=321-4; 森川二〇〇〇: 一三—七頁)。

しかし、前項で確認したとおり、「活動」も含めてあらゆる「始まり」はそれ固有の恣意性を有するため、ここに権威を求めることは、権威の下に暴力を無制限なものにする危険性があるようにも思われる。だがアーレントは、「始まりの行為がその恣意性から救われるのは、その行為がそれ自身のなかに、それ自身の原理を持っているからである」 (OR: 205-338) と、「原理 (principle)」という概念を「始まり」の難問の解消の理由としている (Canovan 1992: 172-5=2004: 224-8; 森分二〇〇七: 一八九—三四頁)。彼女の言う「原理」とは、とある企ての第一人者の「活動」の第一手が、それを見聞きし応答する形でその後が続く者たちの「活動」のあり方を規定し、また鼓舞する仕組みを指しており、このことが恣意性を克服しうる。たとえば、共和政では「徳」、君主政では「名誉」、専制では「恐怖」という各政治体制の持つそれぞれの「原理」によって「活動」が動かされている (OT3: 467=277; BPF: 150-1=205-6)。そしてアメリカでは、「相互約束と共同の審議

という内的に関連した原理」(OR: 206-340)を持つていたとされている。彼女の「約束」概念は、「活動」の「未来の混沌とした不確かさ、つまり、予言不可能性に対する救済策」(HC: 237-371)となるものであり、アメリカの場合には、メイフラワー誓約、州や郡など自治体間の「同盟」がその事例として挙げられる。それらによって、植民当初の法による規制のない人間の無制限のイニシアティブが暴力的な事態に陥るのを抑え、また同盟関係に成立した権力が暴力的にならないように自治体間で抑制・均衡のバランスを保ちながら、共同の審議を通じて権力の形成・維持が可能になったのであり、それが「原理」たる仕組みとして成立していたのである(OR: 1589, 161=2589, 263; 河合二〇一二: 二九—三二頁)。そして、かかる「始まり」の「活動」が独立宣言と憲法に結実することとなる。

以上のように、「原理」に基づくことが恣意性を克服させたため、フランス革命のように暴力やテロルの出現に至るのを阻止する形で、「始まり」が成し遂げられたのである。ここに「始まり」の難問を乗り越えた政治理論・公共性論がアーレントによって提示されることとなった。

しかしながら、本稿の冒頭で述べたように、アメリカ建国の当初から暴力とともに長らく存在してきた歴史的事実たる黒人差別が指摘されるとき、以上のアーレントのアメリカ革

命論に見た、暴力なき「始まり」の議論は疑問に付されることになる。そこで、彼女がアメリカの「始まり」論に関して黒人差別の存在をどのように考えていたのかを明らかにすることを本稿の目的としたのだった。次節以降でこれに関する議論に入っていくが、その考察の際の論点を二つ提示してこう。

第一に、アーレントが黒人差別を「始まり」と関係したものととして考えていたのか否かである。もし、彼女がそのように認識しているのであれば、当然「始まり」は疑問に付されることになる。そして第二に、彼女が黒人差別をどのような性質のものとして考えていたのか、具体的に言えば、それは「活動」的な「始まり」の恣意性に基づくものなのか、あるいは「仕事」的な「始まり」の恣意性と暴力に基づくものなのかという点である。このいずれかによって、彼女のアメリカの「始まり」論の妥当性は変わってくるだろう。

二 『革命について』におけるアーレントの 黒人差別の認識

本節では、『革命について』における黒人に関する記述を扱う。実は、『革命について』には、アメリカの「始まり」との関連で黒人奴隷について論じられている部分が一所だけある。それは、アメリカ革命が自由の創設に成功したと結

論づけるには、黒人差別の扱いを留保する必要があるとアーレントが論じる箇所においてある(OR: 58-63=103-11)。彼女はそのことについて次のように論じている。

実際は、貧しき白人の国の良好な状況が、他方でかなりの程度まで黒人労働と黒人の不幸に依存していなかったかどうか自問してみたくなるのである。「…」奴隷制は、貧困の場合以上に、無名状態(*obscurity*)を一層暗くしている(…)。つまり、「完全に無視された」のは貧しき人ではなく、奴隷であった。なぜなら、ジェファースンや、少なくとも他の人びとも、アメリカ社会の構造が依存している原罪に気がつき、「神は正義なりと考えたとき身震いした」(ジェファースン)としたら、それは彼らが同胞に対する憐れみや連帯感に動かされたためではなく、奴隷制が自由の創設と合致しないことを確信していたためだからである。

(OR: 61=108)

この引用部において注目されるのは、黒人奴隷が「原罪(*primal crime*)」^⑥という言葉で表現されている点である。ここで「原罪」という言葉が用いられている理由としては、アメリカがその「始まり」において自由の創設に成功したが、黒人の奴隷制に「アメリカ社会の構造が依存」していた

限りにおいてであり、そのことが「自由の創設と合致しない」ためである。したがって黒人奴隷という「原罪」は、文字どおり「始まり」のなかに含まれる罪だったということになる。

そしてアーレントは、それら奴隷だった人びとのことを一層暗い「無名状態」にあつたと特徴づけている。奴隷制については、古代ギリシアの私的領域における必要を満たすための暴力を通じた支配という彼女の定義が有名だが、黒人奴隷も暴力を受けてきたことは明白である。加えて、「無名状態」というのは、公的な「現われ」が不可能な状況のことを示している。この状況に関しては、『全体主義の起原』を参照すると、「無名状態」とほぼ同じ状況である「リアリティの喪失」状況について、帝国主義時代に出現した無国籍者や難民などが追いやられた「完全な無権利状態」と奴隷制とが比較されている箇所がある。そこでは、「奴隷はまでも一定の社会的、政治的関係のなかで生きていたが、難民収容所の追放された人びとや強制収容所の囚人はそのような関係を完全に失ってしまった最初の人びとだった」と述べられているように、「現代の無国籍者は奴隷より遥かに遠く、遥かに決定的に人間世界から追放されている」(OT3: 297-281-2)という違いがあるという。この点から考えると、アメリカ黒人奴隷の存在は、「無権利状態」に至らないまでも、暴力的な状況に置かれ、公的なリアリティを喪失していることにおいてアメリカの自由と

合致しないものとしてアーレントは考えていたと推測できる。以上のように、アーレントは黒人差別を「始まり」の「原罪」として深刻に考えていた。ゆえに、アメリカの「始まり」が成功であると言うためには、黒人差別を分析の対象とすることを留保する必要があると彼女は明言したのである。しかし以上の議論だけでは、どのような「始まり」として「原罪」がなされたのか、そしてそれがどういう形で自由の創設と合致していなかったのかを捉えきるにはまだ曖昧である。そこで次節では、アメリカの黒人差別問題の象徴的な事件の一つであるリトルロック事件に応じて一九五七年秋にアーレントが書き、一九五九年に刊行された「リトルロックに関する考察」を見ることとしたい。黒人問題を扱ったこの論文は、「アメリカにおける人種問題にたいして、アーレントが自身の見解をまとまった形で披露した」（川崎 一九九八：二四四頁）ものであるうえに、『革命について』の執筆が準備された時期と重なっているため、彼女の黒人差別への認識を明確化させるための絶好の考察の対象となる。

三 「リトルロックに関する考察」における アーレントの黒人差別の認識

リトルロック事件は、アーカンソー州の州都リトルロックでの高校の人種統合をめぐって、一九五七年に起こった人種

差別に関わる事件である。この事件は、白人のみが通っていた州のセントラル高校への通学を希望し認められた初の黒人の子どもたちに対し、そのうちの一人の登校中に白人の暴徒たちが後を追って罵声を浴びせ、学校の入口を塞ぐなどの暴動に発展した。結果として、黒人の子どもの安全を確保するために連邦軍が急きよ派遣される事態にまで至ったのである。「リトルロック」論文はこの事件について、『人間の条件』で有名な公・私・社会の三分を適用するなど重要な論点を多くもつ論文だが、本稿では、「始まり」論との関係での黒人差別へのアーレントの認識に限定して見ていく¹⁰。

「リトルロック」論文においても、アメリカ黒人の奴隷制に対してジェファソンが「身震い」したことに言及し、「原罪」という言葉を用いて『革命について』と同様のことが論じられている（RJ:196-7=258）。そして、「有色人種の差別問題は、アメリカの歴史における重大な犯罪によって生まれたものであり」、「黒人の差別に関連した未解決の問題は、もちろん南部だけでなく国全体の問題」（RJ:198=259）であるとしている。ただし、「アメリカの歴史における原罪を不滅にするのは、それがどのようなものであれ、差別（discrimination）や社会的な分離（segregation）ではなく、人種差別的な法律なのである」（RJ:197=258）とアーレントが述べるように、「原罪」として問題とすべき差別は社会的慣例と区別された法律

関係に限定されている。また別のところで、「憲法に違反しているのは分離という社会的な慣習ではなく、それが法律で施行されていることだ」(Ri: 202-263-4)と述べられているのだが、つまりは「原罪」たる差別とは、アメリカに社会的慣習として差別が存在してきたことそれ自体ではなく、差別が法律によって施行されてきたことに限定されているのである。では、法律によって施行される差別とは具体的にどのようなものなのか。

川崎(一九九八:二四五頁)が述べるように「リトルロック」論文では、黒人差別が法の下の平等に関わる問題として強調されている。そしてこうした平等性が、第一節で見たようなアメリカでの政治的領域への自由の存立に関わるのであり(Ri: 199-200-261)、政治的領域における平等に限っては強要してでも実現されるべきという主張がなされている(Ri: 204-265)。平等へのかかるアーレントの関心を考えると、法律によって施行される差別とは、アメリカの憲法自体が奴隷制を前提とし、自由と矛盾する形で黒人が公的自由への権利を法的に喪失させられていたことがその最大のものであると言えよう。そして、こうした「原罪」を有する「始まり」に伴い、特にアメリカ南部の諸州では奴隷制が根強く残り、また参政権の不平等や人種間の通婚禁止などの人種差別が法的に規定されてきたのである(Ri: 202-3-264)。さらに、法にお

ける差別撤廃の動きに対して、暴動によって反対を示すアメリカ白人たちの動向についても、アーレントは強い懸念を露わにしている(Ri: 201-2-263)。暴動は、「法律を守る市民的なあり方から逸脱」しているためである。

以上のようなアーレントの議論に対しては多くの批判があったが、それらによって彼女が考えを変えることはなかった(King 1997)。ただし唯一、R・P・ウォーレンによるインタヴューのなかでなされた黒人作家のR・エリソンからの批判に対してのみ彼女は譲歩したことがあった(Arendt 1965; Warren 1965: 342-4)。だがそれは、黒人の親たちが子どもたちを差別による剥き出しの暴力(stark violence)に直面させながら、暴力に立ち向かうことを学ばせるといふ黒人たちの事情についてアーレントが理解不足であったことを認めたにとどまり、以上に見てきた彼女の議論を変更するまでには至っていない。また、エリソンは差別による暴力をテロルと称しているが、アーレントの応答ではその点について触れておらず、また以降の論稿でも黒人差別の暴力をテロルと称したものは見当たらない¹²⁾。

以上が「リトルロック」論文における黒人差別の認識だが、これを前節の議論と合わせて考えると、「原罪」たる自由の創設と合致しない黒人差別とは、具体的には差別が法律によって施行されることであり、実際に憲法が奴隷制を前提と

し、黒人の公的自由への権利が制限されていたことであることがわかる。したがって、「原罪」たる黒人差別は、少なくとも彼女の「始まり」論に基づくならば、憲法制定に至る審議や約束などの「活動」において介在していた、創設者たちの「始まり」の恣意性に端を発するものと考えられる。そしてかかる形での「始まり」の結果、黒人からの抵抗等の形で衝突が生じ、そのなかで暴力を手段とした肉体的暴力の事件が歴史上、偶発的に生じてきたのである。

他方、歴史的事実を根拠に、黒人差別が「仕事」的な「始まり」の暴力であったと考えることもできるかもしれない。しかしアーレントで諸論においては、暴力を手段として黒人を排除した形のアメリカの政治体が創設されたという議論は見当たらない。もちろんそうした彼女の議論自体への批判の可能性を否定はしないが、本稿では、あくまでアーレントの論理に基づきつつ彼女の「始まり」論と黒人差別の認識を捉えることに主眼を置くため、黒人差別を「仕事」的な「始まり」の暴力とは見なさないこととする。

ところで、かかる「始まり」の恣意性とそれに伴う暴力への対策について、アーレントは何も考えていなかったわけではない。「リトルロック」論文では、黒人たちの不平等を問題視しアメリカの政治的領域へ黒人たちを平等に招き入れようという、彼女の意図を読み取ることができる (RJ: 204-265)。

だが、具体的な構想まで展開できていたわけではなかった。しかし、『革命について』から数年を経て、一九七〇年に出版された「市民的不服従」論文では、市民的不服従を取り上げながら、「始まり」論との関係で黒人差別の克服に関する議論が展開されることとなる。次節ではこれを見ていくことにしたい。

四 「市民的不服従」論文における「始まり」論の展開——黒人差別との関連で

まず「市民的不服従」論文の考察に先立ち、アーレントがこの執筆に至った背景のいくつかの点に言及しておこう。これにより、彼女は『革命について』以来、「市民的不服従」論文に至るまでの間、アメリカ革命における黒人問題の扱いについて留保したままになっていたにも拘らず、黒人差別への問題認識を高めていたことを見ることができる。

第一に、この時期に活発化した諸運動に対して、アーレントが好意的な関心を持っていたことが注目される。公民権運動に対しては、彼女は早い時期から評価していたが、六〇年代中頃以降に特に注目したのは学生運動やベトナム反戦デモである。彼女は学生運動の内容に不安がなかったわけではなかったが、学内での学生の政治活動の権利や黒人学生の差別撤廃等の要求が、暴力によらず話し合いへの熱心な意欲のも

とに展開された点を興奮混じりに評価し、そのことをヤス・パス等の知人に伝えた (BAJ3: 619, 675-7=138-9, 204-5; Young-bruehl 1982: 415-6=1999: 552-3)。また、一九六九年のベトナム撤退を呼びかけたモラトリアム・デモの際には、M・マッカーシーへの書簡にて、「もしかすると共和国を、公的なものを、再発見するかもしれません」(BF: 247=442)と彼女は伝えている。

以上のような諸運動の評価の一方で、第二に、暴力的な事件や運動を経験したこともアーレントに大きな影響を及ぼした。一九六三年に公民権運動への白人による攻撃が激化した際や (BAJ3: 544-5=508-51)、公民権運動を支持していたJ・F・ケネディが殺害された際には、アーレントは大きな衝撃を受け、また運動の衰退を懸念し、「いま危殆に瀕しているのは共和国の存立そのものにはかなりません」(BAJ3: 574=86)と、アメリカの政治の危機を感じ取った。他方でアーレントは、黒人の側の暴力的な運動も問題視していた。その視線は一九六四年の時点で、黒人たちの一部の運動がレイシズムに基づいていることに向けられていたが (BAJ3: 593-4=108-9)、その後には過激なブラックパワーの暴力に向けられることになる (BF: 212, 229-30=386, 414)。アーレントがこれらの暴力を憂慮する理由としては、一つには公民権など諸運動を衰退させること、もう一つには「暴力について」論文

や「アメリカは本質的に暴力的な社会か？」という特集に寄せた彼女の記事にあるように、その暴力がレイシズムの下に振るわれており、それがイデオロギー化しテロルに至る恐れがあることが挙げられる (BAJ3: 558=108-9, CR: 172-5=163-6, LU: 24)。これらの点が、第二節で見てきたアメリカの自由を危機に陥れるのである。

以上のような経験のなかで、アーレントが市民的不服従という言葉に触れ、それを論じるきっかけになったのは Theater for Ideas と呼ばれる討論の場にて、「米国憲法修正第一条と対決の政治」(一九六九年十一月十五日)をテーマに議論したときだった (Young-Bruehl 1982: 426-30=1999: 566-71)。さらに、その翌年四月に「法律は死んだのか？」を議題としたニューヨークの別の会議で、彼女は市民的不服従に対する考察を深め、これが「市民的不服従」論文の元になったのである。では、その論文の内容の考察に移ることしよう。

市民的不服従とは、憲法に反する形でなされた立法や統治に対して市民が憲法に基づいて異論を唱えることだが、アーレントが評価するのは、それが非暴力であり、個人的良心を超え公衆の意見をなす集団による政治的活動だという点である (CR: 67-8=62-3, 76-7=70)。

アーレントによると、当時としては新しい結社と運動の形式である市民的不服従が出現したのは、法の権威の著しい失

墜という第一級の憲法上の危機が生じていたためである。この危機は二つの要因によってもたらされているが、その一つは行政権力の拡大であり、もう一つが「全員の合意を認めよう」としない一部の住民のより急進的な態度が公然化してきたこと」である（CR: 83=82）。後者の要因の、「一部の住民」とは暴力的な手段をもって政府に抵抗する黒人たちのことを指しているが、こちらの要因はそれら黒人たちの暴力だけが問題なのではなく、その暴力が前節までに見た「原罪」に根差すものとして論じられている。

「市民的不服従」論文でも、黒人差別に対して「原罪」という言葉が用いられ、前節までに見たものと同様の内容が踏襲されている（CR: 89-90=82-3）。その上で、「原罪」とは、黒人や先住民たちが「一番最初の全員の合意 (the original *consensus universalis*)」すなわちメイフラワー誓約に始まり独立宣言と憲法に結実した合意にまったく含まれていなかったことであると明示されている。こうした「原罪」ゆえに黒人住民の存在からくる恐怖というのが、憲法の権威の失墜であり、黒人たちの急進的な態度の公然化なのである。

しかし、アーレントは「最初の合意」の修正の可能性を市民的不服従に見るのであり、黒人差別に関して次のように述べている。

修正第十四条は最高裁判所の法的行為によってついに実施された。しかし、「人種の平等を否定する州法に対処する最高裁判所の明白な責任」はかねてからあったと言えるかもしれないが、最高裁がそのような選択をしたのは、南部諸州の法律に関するかぎり、明らかに市民的不服従の運動たる公民権運動が黒人市民と白人市民の両方の態度の徹底的な変化をもたらしてからのことにすぎないというのは明白な事実である。法律ではなく市民的不服従が、「アメリカのデイレンマ」を白日のもとに曝したのであり、……人民はそれに対する責任を多くの恩恵とともに父祖から受け継いだ。（CR: 81=74-5）

かかる市民的不服従は、アーレントによるとその「起源も実質もアメリカ産のもの」（CR: 83=76）であるという。その起源とはアメリカ革命のことだが、第一節で見たように、それは特に、メイフラワー誓約や州や郡など自治体間の「同盟」関係といった「約束」を基礎としながら審議を通じて合意を形成することができたことに求められている。

「最初の合意」に関して「市民的不服従」論文で新たに強調されているのが、合意とは「異論 (dissent) を唱える権利」を前提とすることによってはじめて「自由な統治の目印」となりうるという点である。これは、異論を唱える権利が保証

されているなかで異論がないとき、すなわちそれが合意を形成することになるということを示している。こうした「異論を唱える権利のなかに含まれる合意」こそが、「アメリカ法の精神にしてアメリカ的統治の真髄」であるのだという（CR: 87-90:1）。こうした「異論」については、A・トクヴィルが十九世紀のアメリカの特徴として見たように自発的結社がこの国の伝統としてその役割を負ってきたのだが、アーレントによると市民的不服従はその最新の型に相当する（CR: 94-95:9）。そして、不正を是正するなど意見を広めるべく組織された市民的不服従の少数派は、「言い分が不明瞭に思われる多数派に対抗しているのだ」り、先の引用での黒人と白人のように、「これら多数派の気分や意見は少数派の圧力で驚くほど変わってきたことは否定できないと思われる」（CR: 98-99:1）と、彼女は「最初の合意」の修正の可能性を論じている。こうして「リトルロック」論文や『革命について』で、その扱いを留保せざるをえなかった「原罪」への対応を論じながら、「始まり」論が展開させられたのである。

だが他方で、「始まり」論のポジティブな展開だけでなく、ネガティブな認識も見られる。たとえば仲正（二〇〇一：二四五―九頁）も指摘するように、アメリカの『全員の合意』のなかに明示的に黒人住民を迎え入れようという遅ればせの努力が黒人たちに信用されないのは驚くには及ばない」（CR:

91=83）と、「原罪」ゆえの困難さがあることもアーレントは認めている。そして彼女によると、实际的に、「人種統合の試みはしばしば黒人組織にひじ鉄を食らわされるが、こうした組織の指導者のうちのかなりの者は市民的不服従をあらわす非暴力のルールにほとんど配慮しないし、また、懸案になっている争点——ベトナム戦争、わが国の諸制度のなかの特定の欠陥——にもほとんど関心がな」かったのである（CR: 92=84）。さらに、彼女はこの点について、一部の過激な黒人たちが「がそれらすべてに公然と反抗しているからである」と述べているが、こうした反抗はアメリカの憲法体制、また「最初の合意」に含まれていた人びと自体を拒絶すること自体が目的となっており、偏見やレイシズムに基づいてその手段として暴力が積極的に用いられている（CR: 91=84, 110: 24）。ゆえに、それが憲法そのものを破壊に導く可能性を秘めているのである。

結論

以上、本稿では、最初に「始まり」の有する恣意性と暴力の難問と、アメリカ革命におけるその克服についてのアーレントの議論を確認し、その後、第二節以降でアメリカの「始まり」における黒人差別について彼女がどのように考えてい

たのか、そして黒人差別との関係でアメリカの「始まり」論をどう展開させたのかについて、関連テクストを考察してきた。ここでは、i・アメリカの黒人差別は「始まり」に基づくものなのか否か、ii・黒人差別は「始まり」の恣意性と暴力の関係でどのような性質のものなのか、そして、iii・黒人差別との関係で「始まり」論はどのように展開されたのかという、本論中でも述べた論点に答える形で、以上までの議論をまとめた。

i については、『革命について』と「リトルロック」論文の時点で、黒人差別が「原罪」という言葉で表現されており、それは自由の創設が黒人奴隷に依存し、黒人たちの公的自由を制限する形であったことを、その「始まり」から含んでいたことを示すものであった。したがって、黒人差別は「始まり」に基づくものであったと言える。そして、この「原罪」の認識は、「市民的不服従」論文でも踏襲されていたのである。ii に関しては、第三節後半でまとめたように、i のような差別が憲法や法律によって施行されてきた状況が、まさに憲法制定に至る審議と約束の「活動」に基づくものであったことから、黒人差別はそうした「活動」による「始まり」の恣意性に端を発するものであると言える。さらに「市民的不服従」論文では、黒人たちが「最初の合意」に含まれなかったことが明示されていたが、このことはかかる筆者の見解を一

層根拠づけると言えよう。

そしてiiiについては、市民的不服従がアメリカの「始まり」で成立した「相互約束と共同の審議」という内的に関連した原理」に基づき、「異論」を唱えるべく形成される結社の政治的伝統を受け継いだ、新しく非暴力の政治的なものとして描かれていたことを指摘できる。これによって、黒人たちを「最初の合意」に迎え入れ、政治的な平等を実現するための構想がアーレントによって論じられることとなった。しかし他方、「原罪」ゆえに「最初の合意」へ迎え入れる試みが黒人たちに信用されない可能性も彼女は認めていたのである。したがって「始まり」論の展開は、非常に両義的であると結論づけることができる。ⁱⁱ

最後に以上のまとめを受けて、アーレントのアメリカ革命の「始まり」論をどのように解釈するかに関して、以下で本稿の主張を提示したい。

まず第一に、黒人差別という「原罪」が「活動」的な「始まり」の恣意性によるものであるという上記の結論から、アーレントにとって「始まり」の難問を克服する根拠だった「原理」自体が問われてくる。つまりは「原理」の成立も、もととは「活動」の第一人者（たち）によるため、どうしてもその第一人者の恣意性が介在せざるをえないのではあるまいかということである。このことは、B・ホーニッグによるアー

レントの独立宣言解釈の考察からも理解できる (Honig 1991)。それによると、独立宣言前文には、「すべての人が平等に造られ」ていることなどを「自明の真理」として「我々は見なしつづける」と宣言した箇所があるが、アーレントによるならばこの「我々」という第一人者たちの「合意」こそが「始まり」の「原理」になるため、そこには「我々」たる第一人者たちの恣意性が確実に介在することになる。したがって、アーレントがアメリカ革命に見た「始まり」論はその難問に依然として嵌り込んでいたことになり (森川二〇〇〇)、本稿の議論は「原罪」という形でそのことを具体的事例をもって明らかにしたと言えるだろう。

第二に、「原罪」たる黒人差別の存在によってアーレントのアメリカ革命の「始まり」論は批判されうるのか否かという、本稿冒頭に示した問題に立ち返り回答を与えておきたい。これについては、たしかに市民的不服従によって「最初の合意」へ異議を唱え再合意に至る可能性をアーレントは提示することができたが、にもかかわらず依然として彼女は「原罪」という認識を維持していたこと、そして「原罪」ゆえに再合意の試みが黒人たちに信用されない面を彼女が認識していたこと、さらに上述の「原理」論への疑義を考えると、アメリカの「始まり」論は黒人差別の存在を根拠とした批判を免れないだろう。アメリカの「始まり」がその恣意性を克服でき

たという彼女の議論は、「原罪」と矛盾せざるをえないのであり、「始まり」の恣意性と暴力の難問は依然として残り続けているのである。

だが第三に、アーレントは長きに渡って「原罪」という認識を持ちながらも、「市民的不服従」に至るまでアメリカの「始まり」論を放棄するどころか、むしろその自由の創設を評価し、その「始まり」の「原理」によって市民的不服従論を展開していた点にも着目してみたい。この点から、アーレント自身は、「原罪」という認識によってアメリカの「始まり」論や「原理」論を放棄していたとは考えにくい。では彼女は、どのような論理をもってアメリカの「始まり」論を維持していたのか。

アーレントを参照しながらホーニンクによって展開されたアゴーン of 政治理論は、「始まり」の恣意性を不可避なものとしたうえで、政治的決定が固定化するのを避けるために、多様な人びとが既存の制度に対して絶えず再合意を競い合うことを主張したものである (Honig 1995)。かかるアーレントの受容は、「原罪」を認めながら、なおもアメリカの「始まり」論や「原理」論を維持し、市民的不服従において再合意を目指すとするアーレントの議論と比較的整合的と言える。そしてそれは、以上の第一、二の主張で示した「原罪」の難点を認めながら、アーレントの「始まり」論をデモクラシー論

として有効に受容するための手掛かりになりうるように思われる。しかしこれに結論を与えるには、別の解釈の可能性なども考慮しながらより詳細な検討が必要であり、本稿の主題を超えている。さらに『精神の生活』での「始まり」に関する記述など本稿では扱うことのできなかったテキストの考察も必要であろう。そのため、この点への取り組みは今後の課題としたい。

(かわい・きょうへい／社会思想史)

注

(1) 本稿では、煩雑さを避けるために、アーレントの著作を引用・参照する際には略号で示した。各著作と略号の対応については参考文献リストに示してある。

(2) 近年では石田雅樹(二〇〇九)、森川輝一(一九九九―二〇〇〇)、森分大輔(二〇〇七)、仲正昌樹(二〇〇二)、梅木達郎(二〇〇二)等、主に日本で研究が蓄積されている。ただし、これらの先行研究のうち森川と仲正はアーレントのアメリカ革命論に疑問を呈している。また、法哲学的な観点からのM・A・ウィルキンソンの議論などもある(Wilmsont: 2012)。

(3) 本稿では黒人という呼称を用いるが、本来ならばアフリカ系アメリカ人という表現の方が適切であろう。しかし、日本ではこの表現はあまり馴染みがないため、より一般的な黒人という呼称を用いることとした。また、アーレントはNegroの語を用いているが、彼女が特別な意味をこの語に込めているわけではなく、この場合も黒人を訳語とした。

(4) たとえば一九四六年一月二十九日のK・ヤスバースへの手紙は、アメリカ人民の政治への自由の感覚に対するアーレントの感激を示すものとして頻繁に引用されるが、そこには同時に黒人差別への問題視も示されている(BAJI: 67=35; Benhibb 2003: 153)。

(5) アメリカの「始まり」の暴力についてはアメリカ先住民も関わりが深いであろう。しかし、皆無ではないものの(OR: 82, 3, 1378), アーレントが先住民に言及したテキストを見出すのは難しいため、本稿では考察の対象から外さざるをえなかった。(6) 森川(二〇〇二: 六八―九)のように「活動」から生じる暴力を「始まり」の暴力に含める見方もある。しかし「始まり」の暴力とは、次に論じるように、建築家のイメージで、「始まり」を支配者の「仕事」的な暴力によってなすことにおいて必然的に生じるものとして論じられているものの(OR: 289, 199-201, 206-52, 3, 330, 3, 340, BPF: 138-40=188-90)、「活動」の意性による排除や、その結果の偶発的な暴力としては明示されていない。

(7) 以下では説明の便宜上、「仕事」的な『始まり』という表現を用いるが、「始まり」の「新しさ」という点は「仕事」の目的・手段図式とは本来馴染まない。彼女はかかる「始まり」の「仕事」的な捉え方を『革命について』で批判していた点に留意されたい。

(8) 「イデオロギーとテロル」論文では、テロルは、レイシズムのように人種や血などの人間において自然的な性質を運動法則に組み込んだイデオロギーを貫徹させるためのものとして定義されている(OT3: 460-79=268-300)。なおフランス革命のテロルは、イデオロギーによって生じたものではなく、全体主義とはその性質を異にする(OR: 88-91=147-9)。

- (9) 後で扱う「リトルロック」論文と「市民的不服従」論文では、「original crime」の語が用いられているが、これらの意味する内容は概ね一致しているため、あえて訳し分けを避けた。なお、キリスト教神学で原罪をさす英語は「original sin」だが、偉大な「始まり」に関わる犯罪の意味合いを含むものとして「原罪」の訳語を当てた（仲正二〇一・二五頁）。
- (10) 「リトルロック」論文に関しては、川崎（一九九八：二四四—五六頁）、小玉重夫（一九九九）、S・ベンハビブ（Benhabib 2003: 146-55）等による議論を参照された。
- (11) 本稿は、『責任と判断』に収録された「リトルロック」論文を参照しているが、これは、この論文と一緒に *Disout* 誌に掲載された二人からの批判に対して、彼女が次号で反駁した「A Reply to Critics」というタイトルの短文を序文として一括した形になっている。本稿も便宜上、一括して「リトルロック」論文として扱うこととするが、『責任と判断』版では「A Reply to Critics」の冒頭（く）一部がカットされた形であるため参照の際には注意されたい。
- (12) 一九六七年に「暴力の正当性」をテーマにアーレントが討論した際、これまでアメリカには「テロルはありませんでした」（Young-Buehl 1982: 415-1999: 552）と発言している。だが後述のように、彼女はレイシズムの暴力が今後テロル化する可能性を憂慮はしていた。
- (13) 『革命について』直後としては、米国議会図書館に保管されている一九六三年のユネスコ全国委員会第九回総会での報告資料（く）のアーレント自身による手書きのメモと、一九六四年のシカゴでの講演資料において、黒人差別について少しだけ言及されている箇所がある（Arendt 1963, 1964: 2）。それらは第三節までで見たものが基本的に踏襲されているが、講演メモの方では、
- 差別的な州法や条例への闘争においてのみ革命的側面があることが示唆されている点は興味深い。
- (14) アーレントの黒人の認識に関しては、黒人の歴史や現状に関する理解の偏り等について、A・ノートンによる厳格な批判がある（Norton 1995）。この批判は妥当であると思うが、本稿はあくまで「始まり」論に関する部分に問いの範囲を限定しているため、ノートンの批判に応じることはできない。
- (15) たとえば、アーレントは「始まり」の難問の克服しがたさを認識しながら、あくまでも恣意性を克服し暴力に拠らない「始まり」を探究しようとしていたと考える解釈もある（森川：二〇〇一—）。

参考文献

- Arendt, Hannah, [1951] 1973, *The Origins of Totalitarianism*, Harcourt Brace & Company（大久保和郎・大島かおり訳『全体主義の起原』一三・みすず書房、一九七二—四年）。[OT1-3]
- , [1954] 1990, “Philosophy and Politics,” *Social Research*, 57 (1): 73-103（千葉真訳『哲学と政治』『現代思想』第二五巻八号、青土社、一九九七年）。[PP]
- , 1958, *The Human Condition*, The University of Chicago Press（志水速雄訳『人間の条件』筑摩書房、一九九四年）。[HC]
- , [1963] 2006, *On Revolution*, Penguin Books（志水速雄訳『革命について』筑摩書房、一九九五年）。[OR]
- , 1963, “Revolution and the Idea of Force,” *HannahArendt.net*, (Retrieved March 29, 2014, <http://www.hannaharendt.net/index.php/han/article/view/293/420>).
- , 1964, “Revolution: Spurious and Genuine,” *The Library of Congress* (Retrieved March 29, 2014, <http://memory.loc.gov/>

- cgi-bin/ampage?collId=mharendt&fileName=05/05225b/05225bpage.db&recNum=0&itemLink=/ammem/arendthtml/mharendtFolderP05.html&linkText=7).
- , 1965, "Arendt to Ellison." The Library of Congress (Retrieved March 29, 2014, http://memory.loc.gov/cgi-bin/ampage?collId=mharendt_pub&fileName=02/020340/020340page.db&recNum=6&itemLink=/ammem/arendthtml/mharendtFolderP02.html&linkText=7).
- , 1968, "Lawlessness Is Inherent in the Uprooted." *The New York Times Magazine*, 28 April: 24. [LU]
- , [1968] 2006, *Between Past and Future*. Penguin Books (引田隆也・斎藤純一訳『過去と未来の間』みすず書房、一九九四年). [BPF]
- , 1972, *Crises of the Republic*. Harcourt Brace & Company (山田正行訳『暴力の危機』みすず書房、二〇〇〇年). [CR]
- , 2003, *Responsibility and Judgment*. Schocken Books (中江元訳『責任と判断』筑摩書房、二〇〇七年). [RJ]
- Arendt, Hannah and Mary McCarthy, 1995, *Between Friends: The Correspondence of Hannah Arendt and Mary McCarthy*. Harcourt Brace & Company (佐藤佐智子訳『アーレントとマッカーシー往復書簡』法政大学出版局、一九九九年). [BF]
- Arendt, Hannah und Karl Jaspers, 1993, *Briefwechsel 1926-1969*. Piper (大島かおり訳『アーレントとヤスパーズ往復書簡 1926-1969』——三・みすず書房、二〇〇四年). [BAJ1-3]
- Benhabib, Seyla, 2003, *The Reluctant Modernism of Hannah Arendt*. Rowman & Littlefield.
- Canovan, Margaret, 1992, *Hannah Arendt: A Reinterpretation of Her Political Thought*. Cambridge University Press (寺島俊徳・伊藤洋典訳『アーレント政治思想の再解釈』未來社、二〇〇四年).
- Honig, Bonnie, 1991 "Declaration of Independence: Arendt and Derrida on the Problem of Founding a Republic," *American Political Review*, 85: 97-113.
- , 1995, "Toward an Agnostic Feminism: Hannah Arendt and the Politics of Identity." Bonnie Honig ed, *Feminist Interpretations of Hannah Arendt*. Pennsylvania State University Press, 135-66.
- King, Richard H., 1997, "American Dilemmas, European Experiences," *The Arkansas Historical Quarterly*, 56 (3): 314-33.
- Nisbet, Robert, 1977, "Hannah Arendt and the American Revolution," *Social Research*, 44 (1): 63-79.
- Norton, Anne, 1995, "The Heart of Darkness: Africa and African Americans in the Writings of Hannah Arendt," Bonnie Honig ed, *Feminist Interpretations of Hannah Arendt*. Pennsylvania State University Press, 247-61.
- Warren, Robert P., 1965, *Who speaks for the Negro?*, Random House.
- Wilkinson, Michael A., 2012, "Between Freedom and Law: Hannah Arendt on the Promise of Modern Revolution and Burden of The Tradition," Marco Goldoni and Christopher Mccorkindale eds., *Hannah Arendt and the Law*, Hart Publishing.
- Wolin, Sheldon, 1983, "Hannah Arendt: Democracy and the Political," *Salmagundi*, 60: 3-19.
- Young-Bruehl, Elisabeth, 1982, *Hannah Arendt: For Love of the World*. Yale University Press. (＝1999, 荒川幾男・原一子・本間直子・宮内寿子訳『ハンナ・アーレント伝』晶文社。)
- 石田雅樹『公共性への冒険——ハンナ・アーレントと《祝祭》の政治学』勁草書房、二〇〇九。
- 梅木達郎『脱構築と公共性』松籟社、二〇〇二年。
- 河合恭平「H・アーレントの共通世界と「活動」の暴力をめぐる関

係——暴力への「境界」としての公共性論』『年報社会学論集』

第二五号、関東社会学会、二〇一二年。

川崎修『アレント——公共性の復権』講談社、一九九八年。

——『ハンナ・アレントの政治理論——アレント論集Ⅰ』岩波書店、二〇一〇年。

小玉重夫『教育改革と公共性——ボウルズ・ギンタスからハンナ・

アレントへ』東京大学出版会、一九九九年。

仲正昌樹『〈法〉と〈法外なもの〉——ベンヤミン、アレント、

デリダをつなぐポスト・モダンの正義論へ』御茶の水書房、二〇〇一年。

森川輝一「ハンナ・アレントの活動概念」——『法学論叢』第

一四五巻第二号、第一四七巻第二号、京都大学法学会、一九九九年、二〇〇〇年。

——「アレント解釈を読む」——『名城法学』第五二巻第一号、

第四号、名城大学法学会、二〇〇二年、二〇〇三年。

——『〈始まり〉のアレント「出生」の思想の誕生』岩波書店、

二〇一〇年。

森分大輔『ハンナ・アレント研究——〈始まり〉と社会契約』風行社、二〇〇七年。

【謝辞】修正にあたり、二名の査読者および編集委員、また京都大学大学院人間・環境学研究科の百木漢氏のそれぞれから有益なコメントをいただくことができ、本稿は非常に入念なものに仕上げる事ができた。ここに感謝の念を表す。

キーワード…H・アレント、「始まり」、恣意性、暴力、アメリカ

黒人

〈公募論文〉

普遍性に根ざした政治文化の生成

「J・ハーバーマスにおける憲法パトリオティズム論の展開」

田畑真一

はじめに

本稿の目的は、J・ハーバーマスの「憲法パトリオティズム (Verfassungspatriotismus)」論をその理論発展を辿りながら明らかにすることにある。一九七〇年代に示された集合的アイデンティティの構想が、一九八〇年代の市民的不服従、歴史家論争、ドイツ再統一といった一連の出来事を経て、どのように憲法パトリオティズムとして結実したのかを示すことで、その内実を明らかにしたい。

ハーバーマスは、一九八〇年代後半から憲法パトリオティズムの構想を展開してきた。当初その舞台となったのは、「歴

史家論争」と呼ばれるドイツでの集合的アイデンティティをめぐる論争であった。「普通」の国とは異なり、ナチスを経験したドイツにおいてはアイデンティティの基盤を民族的なものに求めることは許されない。このような状況の下、次第に連帯の基盤を何に求めるのが重大な問題として浮かび上がってきた。この問題に対するハーバーマスの回答が憲法パトリオティズムであり、それは「普通」の国への回帰を目指す修正主義的な歴史理解と、その背景にある民族的なものにアイデンティティを求めようとする動きへの応答でもあった。当初このような時事的文脈で語られたこと、そしてそれぞれの文脈で断片的に語られ、まとまった概念規定がなされなかったことが影響し、憲法パトリオティズムはさまざまな批

判にさらされてきた。批判は、憲法パトリオティズムは空虚な理想に過ぎないといったものから、リベラルな伝統の自家撞着に過ぎないといったものまでかなりの幅がある。しかしそこに共通するのは、それぞれの論者が各自で狭く憲法パトリオティズムを理解し、批判していたという点である。ハーバーマスの憲法パトリオティズムの構想は、当然ながら彼のこれまでの理論的な積み重ねの上にあり、その積み重ねを無視しては到底その全体像を理解できない。彼の理論の中に適切に位置づけることなく、多くの批判がなされたことで、その批判は彼の主張と噛み合わず、議論がすれ違う状況が生じていた。

ただし近年こうした状況は、ハーバーマス自身がより理論的に憲法パトリオティズムを展開していることから改善しつつある (Habermas 1996)。一九九〇年代以降、多文化主義やEUを中心とした国際政治について、憲法パトリオティズムの立場から自身の主張を述べている。二〇〇〇年代に入ってから、「立憲主義の国際化」という主張を掲げ、憲法パトリオティズムをさらに発展させようとしている (Habermas 2004, 2011)。

こうした状況を反映し、政治理論の分野においても、憲法パトリオティズムを理論的に分析する試み (Cronin 2003, Markell 2000, Müller 2007: chap. 2, Stitz 2009, 齋藤二〇〇八、牧野

二〇〇八) が進んでいる。さらにはこの分析を補完する、ドイツ特有の文脈を掘り下げる研究 (毛利二〇〇二: 第一章, Müller 2007: chap. 1) も展開されている。

本稿は、以上のような近年の研究動向を参照しつつも、彼の憲法パトリオティズムを発展史的に跡づけていくことで独自の検討を行う。そこには、憲法パトリオティズムの理論的研究が盛んに行われている一方で、その理論が展開された時事的文脈 (市民的不服従論、歴史家論争、ドイツ再統一) が十分に考慮されていないという先行研究が抱える問題がある。こうした状況に対し、本稿は、憲法パトリオティズムが「何に応答すべく展開されてきたのか」を検討することで、その理論的背景を明らかにする。発展史的な検討を通じて、憲法パトリオティズムの構想を彼の理論的枠組み全体の中により適切に位置づけたい。

とりわけ重要な文脈となるのが、一九八〇年代における道徳と集合的アイデンティティとの関係に対する一連の考察であり、そこでハーバーマスが着目する「政治文化」概念である。彼は『公共性の構造転換』の「一九九〇年新版への序言」で、『政治文化』という名称で大いに注目を集めた次元がすべて欠けている」と出版当時 (一九六二年) の自身を分析している (Habermas 1990b: 29/xx)。この政治文化が彼の中で重要な概念となるのが、憲法パトリオティズム論へ至る集合

的アイデンティティ論の展開であり、政治文化は集合的アイデンティティ論の軸となる位置を占めるようになる。本稿では、こうした政治文化の位置づけに注目しつつ、ドイツの事典的出来事を中心に憲法パトリオティズムの構想に結実する一九八〇年代の理論展開を辿ることで、その構想の内実を明らかにする。

一 ハーバーマスの集合的アイデンティティ論

憲法パトリオティズムの前身として、ハーバーマスの集合的アイデンティティ論を確認することから議論を始めたい。彼の集合的アイデンティティ論の重要な参照点となるのが、「複合的社会は理性的 (vernünftige) アイデンティティを形成しうるか」と題された一九七四年の論文である。なぜならば、この論文においてはじめて、彼は集合的アイデンティティの構想を具体的に示したからである。

まず論文の主題は、その題名が示す通り、複合的社会、すなわち伝統がもはや自明な規範としての力をもちえなくなつた現代社会において可能な集合的アイデンティティとはどのようなものかというものである。(後の定式化に従えば)「ポスト形而上学」という時代状況で、いかなる集合的アイデンティティが合理的なものとして可能なかが模索される。

そこでの実質的検討対象は、ヘーゲル『法の哲学』における「人倫としての国家」である。ハーバーマスは、ヘーゲルを自我のアイデンティティと集合的アイデンティティとの間の分裂が避けられなくなった近代社会を目の当たりにし、そこから哲学を始めた点で今なお「同時代的思想家であり続けている」と評価する (Habermas 1974: 101/ 一四)。とりわけ、普遍的道徳はそのままでは「抽象的」で実質的規範たりえないことを指摘し、人倫の中に位置づけられてはじめて規範は意味をもつことを指摘した点が決定的に重要とされる。

しかし、ハーバーマスがヘーゲルに依拠するのは普遍的道徳がそれだけでは抽象的で無力であるとの分析のみであり、そこからヘーゲルが導く「人倫としての国家」による統合という構想には同意しない。なぜならば、そのような構想は複合的社会においてもはや不可能であるからである。複合的社会において、国家や家族などの組織が所与のものとしてアイデンティティを形成する力をもつという考えは維持されえない。所与性の喪失は、その組織がもたらすアイデンティティの合理性への疑いを生じさせ、ひいてはアイデンティティを形成する力そのものをも失わせる。国家、家族が集合的アイデンティティの担い手としての特権的地位を失うことで、「人倫としての国家」という構想も維持しえなくなる。

他方で、集合的アイデンティティを世界市民や普遍的アイ

デンティティへと拡張するという方向性も断念されている。なぜならば、そうした方向性は、単に抽象的なだけの規範は実効性がなく無力であるとの先のヘーゲル批判を乗り越えられないためである。規範の実効性を担保するものとして集合的アイデンティティを捉えるならば、こうした方向性は本末転倒で意味のないものとなる。

ハーバーマスは、この行き詰まった状況を集合的アイデンティティの形式的条件に注目することで打開しようとする。集合的アイデンティティはその内容の理性性 (*vernünftigkeit*) を、規範を生み出す討議 (のコミュニケーション構造) から導かれる形式的条件への合致によって担保する。それゆえ「集合的アイデンティティは、コミュニケーション過程へ参加するのに、普遍的で平等な機会が与えられていると意識できる場合にのみ基礎づけられる」。複合的社会において集合的アイデンティティとは、コミュニケーション過程における「価値や規範を形成する学習過程の成果」に他ならず、「普遍的で平等な機会」こそがそこで形成された集合的アイデンティティの「合理性」を確かなものにする (Habermas 1974: 116/131)。

ここにおいて、集合的アイデンティティを特定の要素に還元することのない、その「反省的な形態」の条件が示されたと言える。こうして条件づけられた集合的アイデンティティ

は、「安定のための固定化した内容を必要としない」が、同時にその都度の具体的内容は保持している (Habermas 1974: 117/134)。すなわち、集合的アイデンティティは、これまでの学習過程の成果としてその都度具体的なものとして把握されると同時に、平等な機会の保障を通じて、引き続き捉え直しにも服することでその合理性も担保される。集合的アイデンティティは、絶えざる学習過程を通じていかなる集団や組織をも特権化しない複合的社会に相応しい合理性を備え、その反省的な形態へと至るのである。

こうした学習過程は、「サブ政治的な性質」をもつとされる。すなわち、学習過程は「政治的決定過程の闕下を流れる」ものと捉えられ、政治の背景たる日々のコミュニケーションの中で「政治的決定の規範的枠組みを変える」(Habermas 1974: 116/131) という役割を担う。逆に言えば、政治の表舞台で生じるものではなく、あくまで間接的に政治システムに影響を及ぼすとされる。

以上の集合的アイデンティティ論で注目すべきは、大きく以下の三つである。第一に、ハーバーマスが、普遍主義に依拠しつつも、決して集合的アイデンティティそのものを放棄するのではない点が挙げられる。批判されているのは、あくまで特定の要素に依拠した集合的アイデンティティであり、後の定式化に従えば民族などの「政治以前の所与」に依拠し

た集合的アイデンティティが否定されているにすぎない。集合的アイデンティティそれ自体は普遍的道德を支えるために必要とされ、「もし複合的社會において集合的なアイデンティティが形成されるならば、内容的に先入観をもたず、特定の組織からは独立なある共同体のアイデンティティという形態をとる」(Habermas 1974: 121/一三八)として、集合的アイデンティティを形式的に理解することが目指されている。

第二に、普遍主義的規範と個人を繋ぐ、肝心の集合的アイデンティティの理解がこの時点ではまだ曖昧である点が指摘できる。そのため、事実上規範と個人が無媒介に関係しているように理解できる。^①この点は、集合的アイデンティティを形式的に捉えたことの裏返しとも言える。すなわち、集合的アイデンティティが普遍的規範に従って継続的に捉え直されていくという指針が示された一方で、集合的アイデンティティそのものについての構想は具体的に示されず、明確にされていないのである。

第三に、この時点では集合的アイデンティティが形成されるコミュニケーション過程は非政治的領域として理解されている点が挙げられる。^②集合的アイデンティティを形成するコミュニケーション過程は政治的決定過程を支えるものであっても、それ自体ではない。日々のコミュニケーション実践の中で集合的アイデンティティが問い直されることは期待され

ていても、それ自体が政治的意志決定の対象とは考えられておらず、集合的アイデンティティは政治的意見形成、意志形成過程の直接の成果とは捉えられていない。

本稿が検討する憲法パトリオティズムの構想は、第一の「普遍主義に依拠した集合的アイデンティティ」という方向性を、第二の曖昧さと第三の非政治性という難点の克服を通じて、精緻化したことで生み出されたのである。

二 生活世界とその合理化

集合的アイデンティティ論の前提である複合的社會とそこにおける学習過程についての理解は、一九八一年に公刊された『コミュニケーションの行為の理論』において捉え直される。コミュニケーションの行為と生活世界との相補関係が示される中、複合的社會の合理性を巡る議論が深められるのである。

コミュニケーション的行為とは、行為者がそれぞれ了解を志向する中で、「妥当性、妥当要求、妥当要求の立証という三者の内的連関」によって成立する。妥当要求とは「妥当性が満たされているという要求、もしくは主張」であり、妥当要求の立証とは、その要求の基礎づけの局面である。コミュニケーション的行為とは、話し手が妥当要求を、必要ならば

妥当要求自体をも基礎づける用意の下で提示し、聞き手がその妥当要求をいかなる強制もなしに承認することによって成立する (Habermas 1981, Bd. I: 406/ 中巻四一)。

合理性の観点から重要となるのが「妥当要求の立証」という局面であり、妥当要求が批判され、聞き手に承認されない場合に必要とされる。この妥当要求が立証される場こそが討議であり、妥当要求それ自体を根拠づけるコミュニケーション的行為の反省形式と理解される。討議とは、現在通用している規範を問い直す場であり、従来は妥当とされていた規範が自明視されることなく、「よりよい理由」のみが力を持つ。

他方生活世界は、こうした了解実践の背景であると共に、資源ともなるものとして位置づけられる。この二つの役割をより詳しく述べれば、第一の背景とは、行為者にとっての慣れ親しんだ共通の意味基盤を意味している。ここで重要となるのが、コミュニケーション的行為における「主題化」という契機である。コミュニケーション的行為とは、妥当要求の呈示を通じた主題化によって、その主題化された内容について相互に了解を目指す行為であり、その際に主題化されていない自明な前提として生活世界は存在する (Habermas 1981, Bd. II: 182-189/ 下巻一八一—二五)。

第二に、生活世界はコミュニケーション的行為における「不動の確信の貯蓄庫 (Reservoir)」もしくは「知のストック

(Wissensvorrat)」 (Habermas 1981, Bd. II: 189-91/ 下巻二五一—六) として機能する。コミュニケーション的行為における妥当要求の根拠を提供するのが生活世界に他ならない。生活世界とは、コミュニケーションの積み重ねられた相互了解から成り、社会において疑問視されることなく通用している規範の総体である。現に通用している規範に依拠することではじめてコミュニケーション的行為は成立する。この点で、コミュニケーション的行為と生活世界は相補的關係にあると言える。

こうしたコミュニケーション的行為の背景であり、かつその資源でもある生活世界は、近代社会への移行に伴いその自明性を喪失していく。伝統がその自明性を失った近代社会(複合的社会)では、先の「主題化」を免れ得るようなものはない。この状況において生活世界の再生産は、行為者たち自身の解釈作業に課せられることとなる。「合理的に動機づけられた Yes/No の態度決定へと転換された了解メカニズム」、すなわち討議を通じて生活世界の再生産は果たされる (Habermas 1981, Bd. II: 219/ 下巻五三)。

ハーバースはこうした事態を「生活世界の合理化」として理解する。生活世界はその自明性を失うことで、逆に妥当要求へ疑義が呈され討議へと至る契機が拡大し「討議の吟味に耐えていないような確信によって隠蔽されることは」なく

なる (Habermas 1981, BdtI: 219/下巻五三)。合理化された生活世界では、通用している規範に対する妥当性の推定が高まり、現に通用しているという事実への信頼から(その自明性の喪失にも関わらず) 妥当要求の呈示に際して依拠できる規範が蓄積されるのである。

集合的アイデンティティ論の観点からすれば、生活世界の合理化という分析は集合的アイデンティティを形成する学習過程の精緻化として理解できる。合理化された生活世界では、先の討議への「普遍的で平等な機会」が実質的に担保され、普遍性に根ざした集合的アイデンティティが形成されるのである。それゆえ、合理化された生活世界は、先には曖昧であった普遍主義的規範と個人を繋ぐ領域でもある。討議を通じて再生産された生活世界は、その内部に普遍性に根ざした規範を蓄積し、社会における「正統な秩序」を形成する。この秩序が討議を通じて維持され(時に変更され) ることで、集団的アイデンティティは安定することができる (Habermas 1981, BdtI: 213/下巻四八)。

三 市民的不服従論——憲法パトリオティズム論の前史

こうした『コミュニケーション的行為の理論』における理論的成果を踏まえつつ、ハーバーマスは、一九八三年から一

九八四年にかけての市民的不服従についての時事的論考(「市民的不服従——民主的法治国家のテストケース」、「法と暴力——ドイツのトラウマ」の二つの論文)で、より具体的に集合的アイデンティティの構想を示すこととなる。

まず、ハーバーマスは市民的不服従を「われわれの民主的法治国家秩序の一般に承認されている正統性の根拠を援用されて実行されるが、形態としては違法であるような行為」(Habermas 1983: 82/一二二)であり、正統性と合法性との間で宙つりにされ、両者の緊張関係の中において成立すると理解する。彼の市民的不服従論の特徴は、市民的不服従の実践を「法治国家そのものが抱える正統性と合法性との緊張関係」を体現していると捉える点にあり、彼の「法治国家 (Rechtsstaat)」理解と不可分なものである^③。

ハーバーマスは、民主的法治国家にとって二つの理念が同じように構成的であるという前提から出発する。すなわち、「国内の平和とすべての市民に対する法的安全が国家によって保障されること」と「国家秩序が市民によって自発的に、すなわち認識を通じて正統であると認知されるように求めること」の二つである (Habermas 1983: 110/一五二)。法治国家は、単に権力の独占を通じて秩序維持を担うだけでなく、その市民に自由意志によって法に従うこと、すなわち「法秩序が掲げる正義に対する規範的要求を、理解に基づいて、自発

的に承認するよう」要請する (Habermas 1983: 85/ 一六)。

にもかかわらず、法律への服従という観点から両者は緊密な関係にあるとされる。一方で、「すべての法人格が法律の枠内で等しく自由で独立して活動するには、権力独占に依拠する国家は法律の遵守を保障しなければならない」。他方で「民主的法治国家の正統性要求は、単に既定の手続きに従って法律が成立し、判決が下され、さまざまな措置がとられることで実現するわけではなく、手続きそれ自体と法秩序全体が、(例えば、基本権、民主主権などの) 普遍主義的内容をもつ基本原則によって正当化されなければならない。「市民に対し法律への服従を期待できるのは、合法的なものを正統なものと認め、ときには正統でないとして棄却できるような諸原理に、すなわち承認に値する原理に国家が依拠している場合に限られる」のである (Habermas 1983: 85/ 一六七)。

重要となるのは、法秩序全体の正統性を支えているこの普遍的基本原則の存在であり、法治国家とはこうした普遍的規範を具体化していく一つのプロジェクトと理解される点である。民主的法治国家とは基本原則の実現を目指す政治的試みであり、その実現は政治過程でいかに普遍主義的内容を汲み尽くすかにかかっている。デモクラシーを通じて法制定は、普遍的規範を汲み尽くしていくための不断の学習過程なのである。

もちろん、普遍的規範は民主的法治国家での長期的な学習過程で徐々に具体化されていく。誰も学習過程の終了を宣言することはできず、そこには常に汲み尽くされていない意味があるとも想定される。普遍的規範とその具体化たる法治国家との「ずれ」は、通常政治過程の中で「変化する状況の中で正統な法秩序を構築し、堅持し、改革しあるいは拡張することを目指し」埋められていくと想定される (Habermas 1983: 87-8/ 一二〇)。

しかし、「ずれ」があまりに大きくなった場合、市民的不服従はその所を得ることとなる。すなわち、普遍的規範が十分に体现されず、社会の状況とその社会が依拠している普遍的規範との「ずれ」が堪え難く人びとの生を損なう際に、市民的不服従は生じるのである。この意味で「市民的不服従は、発達した民主的な共同体における政治文化の構成要素として認知されなくてはならない」(Habermas 1984: 112/ 一五三)。

ここで示された「政治文化」は、市民的不服従論において新たに焦点が当てられた概念であり、これ以降彼の法・政治理論において重要な役割を担っていく。市民的不服従論では、「ヘーゲルなら人民の人倫的生活が営まれるところと言ったであろう政治文化」と述べられ、「道徳的信念に基づいて市民が正統化への信頼 (Legitimationsglauben) を回復する場」と理解される (Habermas 1984: 109/ 一四八—一九)。

注目すべきは、政治文化が「人倫」と関連づけられて理解されている点にある。問題となるのは、「ヘーゲルなら人倫といったであろう」ということの意味である。この記述から政治文化への着目が、先の集合的アイデンティティ論以来批判されていた実体的人倫への回帰と捉えられてはならない。

ハーバーマスが人倫として表現しているのは、先に述べた普遍的規範の具体化という局面であり、その実際の場となる具体的生活連関のことである (Habermas 1984: 111 / 一五二)。

ここにおいて、ハーバーマスは、ヘーゲルの抽象的規範の無力という批判に同意しつつ、実体的人倫ではない政治文化という異なる解決策を示したと言える。政治文化は、ヘーゲルにおける人倫と同じく、普遍的道德と個人を媒介する役割を果たすが、それはあくまで普遍的規範の具体化としてである。先の法治国家についての理解からすれば、政治過程において普遍的規範が法として具体化し、実現していく中で蓄積された言説上の資源こそが政治文化に他ならない。具体的生活連関に根ざしたわれわれの基本原理の解釈、しかも政治過程を通じて我々の中で妥当であるとみなされている解釈として、政治文化は政治過程における参照点となる。

こうした政治文化は、先の「生活世界の合理化」という分析からすれば、生活世界内の政治についての「知のストック」と言える。それゆえ、日々の政治実践において政治文化(す

なわち普遍的規範についてのその社会において妥当している解釈)への訴えは、直接普遍的規範への訴えるのとは異なり、その社会において具体的な動機づけの力をもつ。なぜならば、政治文化とは政治過程をへて形成された普遍的規範についての「われわれ」の解釈に他ならないからである。この観点からみれば、市民的不服従とは、蓄積された政治文化が引き起こす侵害された普遍的規範に対する防衛的反応と理解できる。

市民的不服従論でもう一つ注目すべきは、プロジェクトとしての法治国家という理解、さらにはその成果としての「政治」文化という語が示しているように、政治の次元が前面に打ち出されている点である。先の集合的アイデンティティ論があくまで非政治的領域を対象にしていたのに対し、市民的不服従論では法治国家そのものが一つの普遍的規範の具体化として捉えられ、市民による自覚的な政治過程の成果と理解されている⁴⁾。

四 歴史家論争と憲法パトリオティズム論

ハーバーマスは、「歴史家論争」において、ナチスの過去を相対化するような歴史修正主義は許されず、ドイツでは集合的アイデンティティとして憲法パトリオティズムのみが許されると主張した。この主張を展開する中、憲法パトリオティ

ズムという言葉がハーバーマスにおいて初めて用いられる。「ハーバーマスにおいて初めて」と述べたのは、憲法パトリオティズムがそもそもはドルフ・シュテルンベルガーによるものだからである⁽⁵⁾。

歴史家論争の中で、ハーバーマスは、シュテルンベルガーによる憲法パトリオティズムの構想を「基本法に示された政治秩序と諸原理に自己のアイデンティティを求める」ものとして高く評価する。その上で、普遍的原理を核として形成された政治的アイデンティティへの愛着こそが、ドイツに許された唯一の集合的アイデンティティであると主張する(Habermas 1987: 168/二六)。この点こそが「パトリオティズム」という(時に「愛国主義」とも訳される)両義的な言葉をハーバーマスがあえて用いた理由である。すなわち、「政治以前の所与」たる民族にではなく、アリストテレス以来続くパトリオティズムの伝統に依拠した「制度(法)」とその下で共有される自由への愛」に、ハーバーマスは集合的アイデンティティの基礎を見出したのである⁽⁶⁾。

以下では、歴史家論争の中で発表された論文「歴史意識とポスト伝統的アイデンティティ」に依拠しつつ、憲法パトリオティズムの構想がいかなるものかを示したい。まず、ハーバーマスは、彼自身の憲法パトリオティズムを「等しい権利をもって共存する異質な生活形式の間に共同生活とコミュニ

ケーションを成り立たせるための諸条件である、抽象的な手続きや諸原理に結びついたパトリオティズム」(Habermas 1987: 173/三四)とする。それゆえ憲法パトリオティズムは、市民的不服従論以来の議論を引き継いだ「普遍主義的な内実を備えた」(Habermas 1987: 168/二六)集合的アイデンティティと言える。

しかし、そのすべての特徴が市民的不服従論の延長線上で理解できる訳ではない。問題となるのは、やはり道徳と具体的生活連関(人倫)との関係、そしてそこに根ざした政治文化である。ハーバーマスは「自己の生活形式や文化伝承の中に見出されるアイデンティティの上を、より抽象的なものとなったパトリオティズムが覆っている」(Habermas 1987: 173/三四)とし、この「生活形式や文化伝承」の上に位置し覆っているものが憲法パトリオティズムであると主張する。

ここにおいて、市民的不服従論における道徳と具体的生活連関という二項図式が相対化されていることが分かる。ヘーゲルを部分的に引き継いだ普遍的規範とその解釈を通じた具体化の領域という二項図式に対して、憲法パトリオティズムでは、生活形式や文化伝承といった個別具体的アイデンティティ、その上に位置する憲法パトリオティズム、そしてその憲法パトリオティズムが依拠する普遍的規範の三層構造へと移行している。この移行は、これまで人倫として理解されて

きた領域が、「生活形式や文化伝承」という「個別」具体的生活連関と、その上に位置する普遍的規範に根ざし、その解釈の積み重ねによって形成される憲法パトリオティズムとに分化したことによって果たされたのである。

この三層構造が、憲法パトリオティズムの理解において極めて重要となる。この中で政治文化は、個別具体的な生活連関と普遍的規範としての道徳の中間に位置し、両者を媒介する憲法パトリオティズムそのものとして捉え直され、普遍的規範の解釈とその蓄積を通じて道徳と個別具体的な生活形式とを媒介する役割を担うこととなる。

三層構造が示された背景には、人倫の複数性、今日多文化主義として理解される状況が真剣に考慮されたことがある。

この点は、生活世界の合理化に伴い「具体的な生活形式と一般的な生活世界の構造とが分離」していくというハーバーマスの分析においても示されている。そこにおいて、それぞれが「ひとつの全体をなしている生活形式が複数存在し」、生活世界の一般的構造の共有から「親和的な類似性」をもちつつも「互いに重なり合い、網の目のように結びついている」(Habermas 1985: 397/五九三)とされる。

生活世界の合理化がもたらす新たな状況において、複数の集合的アイデンティティが重なり合う中心点として憲法パトリオティズムは理解される。ナショナルリズムのように特定の

集合的アイデンティティに特権的地位が与えるのではなく、各々の個別具体的な生活形式が支持しうる普遍的現実をもった社会統合の構想として、憲法パトリオティズム論は展開され、その核にあるのが「デモクラシーと人権を一般原則とする抽象的理念」(Habermas 1987: 174/三五)である。こうした普遍的規範に根ざしていることから、憲法パトリオティズムは各々の個別具体的な生活形式からそれぞれ支持しうるものとなる⁷⁾。

このような人倫の複数性に対する考慮は、ほぼ同時期に展開されていた討議倫理学にも影響を与えている。その影響は、一九八八年公刊の論文「実践理性の実用的使用、倫理的使用、道徳的使用について」(Habermas 1986b)において、道徳とは区別された倫理の要素が討議倫理学へとはじめて組み入れられたことに現れている。すなわち、各々の個別具体的な生活形式において通用している価値を、これまでの討議倫理学における道徳的討議とは異なる倫理的討議の課題として受け止め、その意義を全体としての討議倫理学の中に取り込むことが目指されたのである。この変化は、具体的生活連関としての人倫が倫理的要素としての承認された一方で、道徳に根ざした政治文化の導入を通じて、人倫の意義が道徳と矛盾しない形で限定化されたことを反映している。

では、憲法パトリオティズムの構想において普遍的規範は

どのように具体化されていくのであろうか。その理解に欠くことのできないのが、彼が同時期に展開していた「法をメディアとした社会統合」という構想である。とりわけ、政治過程を政治システムと政治的公共圏からなる一連の討議過程として理解する観点が重要となる。通常「二回路モデル (two-track model)」として理解されるこうした政治過程では、決定を担う制度化された討議の空間である政治システム（議会や裁判所など）と制限がなく自由なコミュニケーションが営まれる政治的公共圏の間に内的連関が想定され、相互に役割分担し支え合うことで、全体としての政治過程が合理的な結論を生み出すことが期待される。

憲法パトリオティズムの構想からすれば、政治過程とは、先に確認された普遍的規範、政治文化、個別具体的な生活形式から成る三層がそれぞれ固有の役割を果たしていくことに他ならない。一方で、普遍的規範が個別の状況（政治社会）に応じて解釈され、法として具体化される。制定された法は政治過程の成果として最終的には政治システムでの意志決定に根ざし、「われわれ」による普遍的規範の解釈としての政治文化を構成する。他方、多様なコミュニケーションが営まれる場である公共圏での意見形成にも法は依拠している。そこでは個別具体的なアイデンティティに根ざした主張がなされることで多様なパースペクティブが確保される。公共圏で

は、そうした多様なパースペクティブから普遍的規範についてのさまざまな解釈が提示されることで、自由なコミュニケーション空間が形成される。その中で公共圏が総体として理由の交換・検討を行う討議過程として機能することで、多様なパースペクティブに支えられつつも合理性をもった公論が生み出され、政治システムでの決定を支えるのである。公共圏における公論の形成とは多様なパースペクティブを包摂する過程でもある。政治過程における政治システムと公共圏の役割分担は、普遍的規範の解釈を法として定め、政治文化を形成する役割と多様な生活形式の共存を保障する役割の両方を担うものと理解できる。

「法をメディアとした社会統合」という構想は、政治文化が果たす独自の役割も明らかにする。その役割は、政治文化が「理由のプール (Pool von Gründen)」として捉えられることから明らかにする (Habermas 1988a, 626/二六六)。政治文化とは、これまでの政治過程で積み重ねられた理由の交換・検討の成果であり、その社会における「理由のプール」として捉えられる。この「理由のプール」とは、民主的法治国家の正統性を支える根拠であり、その社会における権力の可動範囲を定める。なぜならば、政治過程を通じて蓄積された理由こそが、個別具体的な生活形式に直接依拠できない状況において依拠できる唯一の正統性の源泉だからである。憲法パ

トリオティズムとは、普遍的規範を日々解釈する中で、それまでの蓄積を問い直しつつ、新たに解釈を政治文化として蓄積していく開かれた未完のプロジェクトなのである。

五 政治理論としての憲法パトリオティズム

——ドイツ再統一を経ての理論展開——

以上確認された憲法パトリオティズムの構想は、主に一九八〇年代後半の「歴史家論争」において主張されたものである。しかし、一九九〇年のドイツ統一以降、憲法パトリオティズムは彼の法・政治理論のなかで洗練されていく。具体的には、統一直後に公刊された論文「シティズンシップとナショナル・アイデンティティ」と『他者の受容』に収められたいくつかの論考での理論展開が重要となる。ここにおいて、従来のナショナルリズムに対抗する社会統合の構想として憲法パトリオティズムが対峙させられる。

こうした方向性には、ドイツ統一をめぐる論争とその結果の影響をみることができる。^⑩ドイツ統一で問題となったのはその手法で、西ドイツによる東ドイツの「併合」として行われたことが問題視された。ハーバーマスは、この手法に反対して新たな憲法制定による再統一を主張したが、彼が「ドイツ・マルク・ナショナルリズム」と呼ぶ経済的ナショナルリズムの高まりの前に、その主張はかき消されてしまった。

注目すべきは、新たな憲法制定による統一という手法が憲法パトリオティズムの構想から導かれたという点である。ハーバーマスは、統一のプロセスに受け身で対応するのではなく、すべての市民が「No」と言う機会を認められることで、統一が多数派による自覚的な「政治」決定として認識される「共和主義」的契機が不可欠であると主張した。なぜならばドイツが再統一されるにしても、それは「政治以前の所与」たる民族的単位の復活などではなく、民主的手続きに根ざした憲法制定による新たな共和国の設立でなければならないと考えたからである。これこそが西ドイツの政治文化に根づいた共和主義的自己理解、すなわち憲法パトリオティズムに適うものであるはずであった (Habermas 1990c)。

しかし、実際にハーバーマスがドイツ統一の過程で目の当たりにしたのは、これまで西ドイツにおいて育まれてきたリベラルな政治文化がいかに脆く崩れやすいものかということであった。この認識を得たのち、「政治以前の所与」に依拠する立場との更なる差別化がはかられ、それと平行して政治概念の意味の明確化が模索されるのである。^⑪

政治理論的な精緻化の第一歩は、先に指摘した政治文化と生活形式との区別を徹底化することにある。そこから「政治以前の所与」に依拠した社会統合の試みとの差別化が導かれる。すなわち、政治的に自覚的に構成される政治文化と（民

族などの「政治以前の所与」に依拠した倫理的主張との区別が鮮明になされる。この試みは、統一直後に公刊された論文「シテイズンシップとナショナル・アイデンティティ」に早くも見受けられる。以下では、この論文に依拠しつつ、統一以後憲法パトリオティズムの構想が政治文化と生活形式との区別を明確にしつつ、どのように精密化されたのかを明らかにする。

ここで重要となるのが、チャールズ・テイラーら共同体主義の主張との対比である。ハーバーマスは、テイラーの主張を「政治的自律というものが、各自の利害の私的追求によって単独に実現されるのではなく、ただ間主観的に共有された実践という方法によって全員が共通して実現しうる自己目的であること」を示している点で重要であるとする。こうした政治理解は「法的に保障された承認関係はひとりでの再生産されるのではなく、法規範による強制では不可能な国家市民による実践という共同の努力を必要とする」ことを明らかにする (Habermas 1990a: 641/二八〇)。

ただし、ハーバーマスは「国家市民が『愛国主義的 (patriotisch)』に自らを生活形式に同一化すべきである」との主張には同意しない。テイラーの主張が本来意味するのは、「民主的法治国家の普遍主義的原則は、なんらかの政治文化的淵源 (politisch-kulturellen Verankerung) を必要とする」と

いうことだけである。憲法で保障された自由の諸制度には、「政治的自由に慣れ親しみ、自己決定の実践での『われわれ』という一人称複数のパースペクティブに慣れた人民」が不可欠なのであって、「政治以前の所与」とされるナショナルなものへの同化は決して要請されていない (Habermas 1990a: 641-2/二八〇—1¹⁷)。

憲法パトリオティズムは、政治文化と個別具体的な生活形式との区別を用いることで、すなわち先に示した三層構造を明確化し、政治文化を（個別具体的な生活形式とは区別された）普遍主義に依拠した政治的統合を担う独立した領域として捉えることで、「政治以前の所与」に頼ることのない普遍的規範の基礎を得ようとする。そうした基礎となるのが、「リベラルな政治文化」であり、この政治文化が「憲法パトリオティズムという公分母」を形成する。憲法パトリオティズムとは、政治的自由に慣れ親しんだ市民が保持する政治文化に他ならないのである。

こうした政治文化は「共通の倫理的、言語的、文化的起源」、すなわち「政治以前の所与」に支えられる必要はない。むしろ反対に、政治文化は普遍的規範の解釈の積み重ねの成果としてその核心には普遍性があり、その点で正義の次元に属する。リベラルな政治文化は「多文化主義的社会における異なった生活形式がもつ多様性と統合性 (Integrität) に対する感覚

を先鋭化させる」、具体的には公共圏での自由な議論を通じて、多様な生活形式の平等な共存を可能にする (Habermas 1990a: 6323/二八一)。^二 憲法パトリオティズムにおいて、各人は「代替不可能な個人として、民族的・文化的組織の構成員として、市民、すなわち政治共同体の構成員として」の三つのレベルで、平等な保護と尊重を得ることができなければならない (Habermas 1990a: 638/二七八)。

三層構造における普遍的規範に依拠した政治文化と特殊民族的・文化的生活形式との区別は、移民の権利を巡る議論でより鮮明となる。なぜならば、移民は「新しい定住国の政治文化に従うことを求められる一方で、自身の文化的・生活形式を放棄する必要はない」とされるからである。その背景には、「自己決定という民主的権利」には「自己の政治文化を保全する権利」は含まれるが、「特権的な文化的生活形式の自己主張を含むものではない」という理解がある (Habermas 1990a: 659/二九七)。「民主的シテイズンシップは人民のナショナル・アイデンティティに根をもつ必要はなく、さまざまな文化的生活形式の多様性とは別に、共通の政治文化におけるすべての国家市民の社会化を要求する」のである (Habermas 1990a: 643/二八二)。

こうした移民の権利についての議論は、憲法パトリオティズムにおける倫理的次元の果たす役割を示している。ハー

バーマスは、その社会において、普遍的規範に根ざしその解を重ねる中で蓄積されてきた政治文化を移民が受け入れたならば、移民による新たな生活形式は、もはや政治文化にとつての「新たな刺激」と見なされるとする (Habermas 1990a: 659/二九七)。新たな生活形式は、政治文化の新たな解釈を切り開く資源、すなわち普遍的規範の新たな解釈を切り開くための地平をもたらすのである。多様な生活形式を含み込むことは、その社会の政治文化そのものを豊かなものにすると言いうる。

ただし、そのための条件として「合理化された生活世界」とその具体的形態たる「自発的な生活形式」が必要となる点は忘れてはならない。「自発的な生活形式は、政治文化の裏地」(Habermas 1990c, 945/二〇七)であり、普遍性に根ざした政治文化の形成には、「生活形式との意図的には得られない合致」(Habermas 1988a, 629/二六九)が必要となる。この幸運な合致、すなわちより討議の可能性に開かれた合理的な生活世界こそが、普遍性に根ざした政治文化を支えているのである。

おわりに——「政治的なもの」の合理的な再構成として

以上政治理論的な精緻化を経た憲法パトリオティズム論を

検討した。そこで示されたのは、政治文化を軸に普遍的規範と個別的生活形式を媒介する社会統合の構想であった。ここで注目されるのが、その理論内における「政治」の契機の強調である。以下では、この「政治」の契機について若干の考察を加えることで、憲法パトリオティズムの特徴を示し、本稿を閉じることとしたい。

着目すべきは、憲法パトリオティズムという普遍的規範を解釈していく実践の内、市民が自らの手で自覚的に集合的アイデンティティを形成する局面を「政治的」と捉えている点である。この点は、ドイツ再統一に際して「共和主義」的契機を強調する中で顕著となる。しかし、この主張はかつてシュミットが「政治的なもの」として示した「自らの手による自覚的なアイデンティティの形成」と一見したところ論理を同じくしている。この点は決して偶然ではない。ハーバーマスにおける「政治」の契機はシュミットの主張を理性的に再構成したものと言える。憲法パトリオティズムの構想は、シュミットの憲法理論、とりわけ「政治的なもの」を巡る議論を独自に捉え直した成果とも理解できる。

確認されるべきは、シュミットによる「政治的なもの」の位置づけである。シュミットは、自身の『憲法理論』の中で「法治国家的要素」と「政治的要素」とを峻別する (Schmitt 1928: 200 / 二四八)。法治国家的要素とは、前政治的な権利 (自

然権) としての人権であり、他方で政治的要素とは「政治的なもの」に他ならず、現代においては端的に言ってデモクラシーとなる。その「政治的なもの」たるデモクラシーとは、シュミットにおいて、そこに集った人民による Yes/No の態度表明を通じて意志表示、すなわち「喝采」による「政治的なもの」の提示へと還元される (Schmitt 1928: 243-4 / 三〇〇)。

ハーバーマスとシュミットは、「平等な政治参加」を通じて人民による意志表明に「政治的なもの」を見出す点で一致している。両者において、デモクラシーを通じて共同の実践を通じて「政治的なもの」は構成される。ただし、両者が一致するのはここまでである。ハーバーマスは「共同性を人民同胞 (Volksgenossen) の同質性として具体化し、平等な配慮という規範を国民のもつ共通の出自 (gleichen nationalen Herkunft) という事実へ還元」することで、シュミットが政治的意志形成を「人民による自己肯定」と見なす点を批判する (Habermas 1996: 161-2 / 一六〇)。ハーバーマスに従えば、「共同性」は「自由と平等とを相互に承認し合う市民間の理解に基づく、より高度な間主観性として」捉えられなければならない (Habermas 1996: 161 / 一六〇)。

ハーバーマスは、こうした観点からシュミットの「政治的なもの」を二つの点で批判し、修正する。第一に問題となるのは、政治的意志形成とは区別された政治的意見形成の領域

である。人民によるYes/Noの意志表明を民族性の発露とみなし、その理性的要素を認めないシュミットに対し、ハーバーマスは意志形成が不可分に意見形成と結びついていると考ええる。すなわち、政治的意志（シュミットにおける決断）は「公共的討論」を通じた政治的意見形成の結果として生じると考える。先の二回路モデルで述べたように、公共圏での自由な議論とそこでの理由の交換・検討を経て形成された公論との連関が担保されることで、政治的意志は単なるYes/Noの決断に還元されない合理性をもつ。憲法パトリオティズムにおける政治文化とは、こうして合理性を担保された政治過程の成果として生じる。

第二に問題となるのが、シュミットによる「国民(Nation)」概念理解である。ハーバーマスは社会契約論的共和主義の伝統（主にルソー）に従いつつ、「人民(Volk)」と国民とは民主的共同体と同じ起源をもつ市民(Bürgerschaft)と交換可能な概念」であり、「国家人民(Staatsvolk)は政治以前の所与ではない」とする(Habermas 1996: 163/一六二)。シュミットが国民概念を法治国家的要素と政治的要素の蝶番として用い(Schmitt 1928: 231/二八五)、その憲法秩序の基礎に据えるのに対し、ハーバーマスは『公共的な自由の原則の下で生きる』根源的権利の行使を共同で決定し、自由で平等な法仲間のアソシエーションを創設する」(Habermas 1996: 163/一六二)と

いう契機こそが強調されなければならないとする。同じ法を享受する市民が政治的に構成されると同時に、その法を共同で制定する市民も生まれるのであり、市民とはそれ以前の「共通の出自」に依拠するものではない。

ハーバーマスからすれば、(前政治的権利としての)人権とデモクラシーとの峻別というシュミットの戦略は根本的に誤っており、両者は等根源的関係にある。人権とデモクラシー(民主権)との間には互いが互いを前提し合う関係がある。法制定を通じた権利の生成によって「市民としての地位」が生まれ、そうした地位を保持することで市民は法を制定していくプロセス、すなわち政治過程に参加することが保障され、デモクラシーを営むことが可能となる。

こうした「政治的なもの」の合理的な再構成として、憲法パトリオティズム論は構想されている。シュミットが政治的意志の現れとして所与の民族性に依拠したのに対し、ハーバーマスは政治的意志が政治的意見形成を伴うことを示し、決断に還元されない合理性とその中で成立する人権とデモクラシーの等根源的関係を明らかにした。憲法パトリオティズムの軸たる政治文化は、政治過程を通じて市民によって自覚的に形成されることで、「政治以前の所与」から解放された合理的な集合的アイデンティティの基礎となる。

(たば・しんいち／政治理論、政治思想)

注

- (1) 同様の理解を示すものとして、Markell (2000) を参照。
- (2) 同様の指摘として、Cronin (2003: 9)、Müller (2007: 31-2) を参照。
- (3) 市民的不服従論での民主的法治国家論については、西永 (二〇〇二) も参照。
- (4) もちろん、すべての政治文化が自覚的な政治的決定を通じて形成されるのではない。当然「政治的決定過程の閣下を流れる」領域での規範的枠組みの転換によっても政治文化は形成され、両者の共同作業の中で政治文化は生成される。
- (5) シュテルンベルガーの構想についてはSternberger (1990) を参照。またハーバーマスの構想との相違は、Müller (2007: chap. 1) を参照。
- (6) パトリオティズムとナショナリズムの相違については、田畑 (二〇一三) を参照。
- (7) 政治文化の果たすこうした媒介機能については、齋藤 (二〇〇八)、毛利 (二〇〇二) でも指摘されている。特に毛利はこうした政治文化の役割を「ジョン・ロールズの『重なり合う合意』理論に類似している」(五五)と指摘し、ハーバーマスも理に適った多元性の事実に依拠しているとする。こうした指摘は、ハーバーマスの「政治」理解を支える源泉として後期ロールズがあったことを示唆する。しかし、ハーバーマスは認知的側面よりロールズを批判しており、政治的意見形成のもつ合理性のポテンシャルの評価においても異なる点は留意すべきである。
- (8) 一九八〇年代の討議倫理学の進展については、日暮 (二〇〇八) を参照。
- (9) 「法をメディアとした社会統合」の構想については、田畑 (二

〇一二) を参照。

(10) ドイツ再統一を巡るドイツ国内の論争状況については、三島 (二〇〇六) を参照。

(11) ハーバーマスへドイツ再統一がもたらした影響についてはいくつかの解釈がある。否定的な解釈としては現にある社会主義の崩壊に伴うある種の転向とみる解釈がある (Scheuermann 1999)。他方で、一九八八年までに『事実性と妥当』の草稿が完成していたことや理論的展開の内的一貫性から転回とする理解を否定する解釈もある (Specter 2010, 田畑二〇一一)。本稿は、後者の視点に立ちつつも、再統一を契機として顕著となった特徴を示そうとするものである。

(12) ドイツ再統一の際に強調された「共和主義」的契機も決して共同体主義が主張する倫理的なものへの同一化ではなく、政治的自律の達成という点が求められていたのである。

(13) シュミットにおける「政治的なもの」については、Schmitt (1932) も参照。

参考文献

※邦訳があるものは適宜参照したが、文脈に応じて訳文を変更している箇所もある。

Ciaran Cronin. 2003. 'Democracy and Collective Identity: In Defence of Constitutional Patriotism,' in *European Journal of Philosophy*, Vol. 11, No. 1.

Jürgen Habermas. 1974. 'Können komplexe Gesellschaften eine vernünftige Identität ausbilden?', in *Zur Rekonstruktion des Historischen Materialismus*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, 1976 (「複合的社会は理性的アイデンティティを形成しうるか」清水多吉監訳『史的唯物論の再構成』法政大学出版局、二〇〇〇年)。

- 1981. *Theorie des kommunikativen Handelns* (Bd. I, II), Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (河上倫逸他訳『コミュニケーションの行為の理論』未來社、上巻一九八五年、中巻一九八六年、下巻一九八七年)。
- 1983. 'Zweiter Unghehorsam-Testfall für den demokratischen Rechtsstaat' in *Die Neue Unübersichtlichkeit: Kleine Politische Schriften V*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, 1985. (『市民的不服従——民主的法治国家のテストケース』河上倫逸監訳『新たな不透明性』松籟社、一九九五年)。
- 1984. 'Recht und Gewalt-ein deutsches Trauma,' in *Die Neue Unübersichtlichkeit: Kleine Politische Schriften V*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, 1985. (『法と暴力——フーコーのトランスマ』河上倫逸監訳『新たな不透明性』松籟社、一九九五年)。
- 1985. *Der philosophische Diskurs der Moderne*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (三島憲一・榎田収・木前利秋・大貫敦子訳『近代の哲学的ディスクルス I・II』岩波書店、一九九〇年)。
- 1987. 'Geschichtsbewußtsein und posttraditionale Identität,' in *Eine Art Schadensabwehrung: Kleine Politische Schriften VI*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (『歴史意識とポスト・伝統的アイデンティティ——ドイツ連邦共和国の西欧志向』『法と正義のディスクルス——ハーバースマス京都講演集』未來社、二〇〇〇年)。
- 1988a. 'Vollsoveränität als Verfahren,' in *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, 1992. (『手続きとしての国民主権』河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性——法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』未來社、下巻二〇〇三年)。
- 1988b. 'Vom pragmatischen, ethischen und moralischen Gebrauch der praktischen' in *Erläuterungen zur Diskurstheorie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, 1991. (『実践理性の実用的使用、倫理的使用、道徳的使用について』清水多吉・朝倉輝一訳『討議倫理』法政大学出版局、二〇〇五年)。
- 1990a. 'Staatsbürgerschaft und nationale Identität,' in *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, 1992. (『国家市民資格とナショナル・アイデンティティ』河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性——法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』未來社、下巻二〇〇三年)。
- 1990b. *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag, 1990. (細谷貞雄・山田正行訳『【第二版】公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』未來社、一九九四年)。
- 1990c. *Die nachholende Revolution. Kleine Politische Schriften VII*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (三島憲一・山本大・木前利秋・大貫敦子訳『遅れがせの革命』岩波書店、一九九二年)。
- 1996. *Die Einbeziehung des Anderen: Studien zur politischen Theorie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (高野昌行訳『他者の受容——多文化社会の政治理論に関する研究』法政大学出版局、二〇〇四年)。
- 2004. *Der gespaltene Westen*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag. (大貫敦子・木前利秋・鈴木直・三島憲一訳『引き裂かれた西洋』法政大学出版局、二〇〇九年)。
- 2011. *Zur Verfassung Europas*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag.

Patchen Markell. 2000. "Making Affect Safe for Democracy? On "Constitutional Patriotism", in *Political Theory* Vol. 28, No. 6.
 Jan-Werner Müller. 2007. *Constitutional Patriotism*, Princeton University Press.

William Scheuerman. 1999. "Between Radicalism and Resignation: Democratic Theory in Habermas's Between Facts and Norms," in *Habermas: A Critical Reader*, Peter Dews (ed.), Blackwell.

Carl Schmitt. 1928. *Verfassungslehre*, Duncker & Humblot (『尾吹善人訳『憲法理論』創文社、一九七二年)。

——. 1932. *Der Begriff des Politischen*, Duncker & Humblot (田中浩・原田武雄訳『政治的なものの概念』未來社、一九七〇年)。

Matthew G. Specter. 2010. *Habermas: An Intellectual Biography*, Cambridge University Press.

Dolf Sternberger. 1990. *Verfassungspatriotismus*, Frankfurt am Main: Insel Verlag.

Anna Stilz. 2009. *Liberal Loyalty: Freedom, Obligation, and State*, Princeton University Press.

齊藤純一・二〇〇八、『政治と複教性——民主的な公共性にむけて』岩波書店。

田畑真一・二〇一〇、「社会統合のメディアとしての法——J・ハーバーマスにおける法理解の転換」『政治思想研究』第二一号。

田畑真一・二〇一三、「連帯」古賀敏太編『政治概念の歴史的展開 第五巻』晃洋書房。

西永亮・二〇〇二、「ハーバーマスの市民的不服従論——デモクラシーと法治国家の内的連関に関する一考察」飯島昇藏・川岸令和編『憲法と政治思想の対話——デモクラシーの広がりと深まりのために』新評論。

日暮雅夫・二〇〇八、『討議と承認の社会理論——ハーバーマスと

ホネット』勁草書房。

牧野正義・二〇〇八、「ハーバーマスのアイデンティティ論——憲

法パトリオティズム論を中心に——」『西日本哲学年報』第十六号。

三島憲一・二〇〇六、『現代ドイツ——統一後の知的軌跡——』岩波新書。

毛利透・二〇〇二、『民主政の規範理論——憲法パトリオティズムは可能か』勁草書房。

「謝辞」本稿は、第三六回社会思想史学会での報告「J・ハーバーマスにおける憲法パトリオティズム論の変遷——ドイツ統一を巡る論争を中心に——」(自由論題報告)を基にしている。報告に際しては、司会の別所良美先生をはじめ、参加者から多くの有意義なコメントを頂戴した。また二人の匿名査読者からも、改稿の指針となる貴重なコメントを頂いた。

キーワード：ユルゲン・ハーバーマス、政治文化、憲法パトリオティズム、政治的なもの

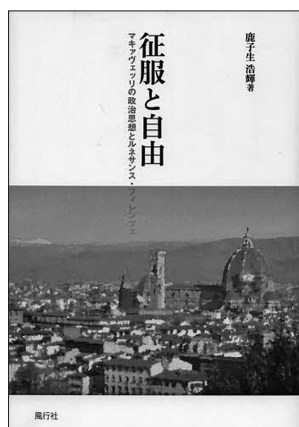
『征服と自由』

— マキアヴェッリの政治思想とルネサンス・フイレンツェ —

(鹿子生浩輝著、風行社、二〇一三年)

厚見恵一郎

政治思想史研究において、マキアヴェッリの『君主論』／『リウイス論』問題は、ジョン・ロックの『統治論』／『人間知性論』問題やアダム・スミスの『国富論』／『道徳感情論』問題とともに、思想内容の整合性をめぐる論争の的になってきた。その理由の一端は、この問題がたんにマキアヴェッリ解釈の問



題であるだけでなく、統治と自由、権力と公共性、立法者と法、武力と政治参加、といった重要な二項関係を想起させる点にもあるであろう。くわえて、思想史上古典と呼ばれる書物の多くが、同時代への応答と同時代の超越という両要素をあわせ持つことから来る問題が、すなわち思想家の意図（の時間的射程）をどこに見いだすかという問題が、そこからんでくる。

本書は、両著作のどちらかの基底性を強調したり、両著作を別々の思想的コンテクストに置いたりするアプローチから距離を取りつつ、両著作を整合的に解釈しようとする営みである。その際の足場は、当時のフイレンツェをとりまく政治史的状况にある。すなわち、自由な都市共和国フイレンツェを軸としたメディチ諸国連合によってトスカナ地方に古代ローマ的な覇権を構築するという目標にマキアヴェッリの理論的意図と実践的意図の双方を定位することで、両著作は統合しうると本書は主張するのである。『君主論』の助言の特異性は、新君主国という対象の特殊性と被征服地域の悪しき性質という限定的性格に由来するとされ、さらにそうした限定的性格は、メディチ家とフイレンツェの政治史的状况に由来するとされる。『君主論』の当初の名宛人であったジュリアーノと後の名宛人である小ロレンツォが「新君主」のカテゴリーに入れられるのは、祖国フイレンツェの新君主としてではなく、教皇の好意によって獲得したアペニン山脈以北の教皇領諸国の新君主としてであり、フイレンツェ共和国拡大の際の新領土の新君主としてである。

本書では、従来の研究ではしばしば近代国家を指す用法の萌

芽とされるスタート^{stato}の語や、『君主論』末尾の有名な「イタリア解放の勧め」も、実質的にはフィレンツェ共和国を中心とした一つの帝國的な複合国家によるイタリア支配の勧めを意味すると説明される。『リウウィウス論』は、祖国フィレンツェが採用すべき短中期的な実践的政治指針として拡大型の古代ローマ共和国の模倣を勧めるためにこそ執筆された書物であつて、拡大型共和国自体の長期的な政治理論としての可能性や限界の問題は、同時代人にとっては、実践的にはほとんど無意味である。

本書のこうしたテーゼは、いくつかの点で先行研究のコンテクスト理解やテクスト理解への挑戦を含んでいる。十五世紀末から十六世紀初頭のフィレンツェにおける政治イデオロギーが、共和制と君主制との往復の中で共和制の「最後の残存」を示していたというスキナーの主張に対抗するかたちで、本書は、当時のフィレンツェはなお共和制イデオロギーの圧倒的な支配下にあったとみる。争点は君主制か共和制ではなく、貴族政治的共和制か民主政治的共和制かをめぐつてのものであり、マキアヴェッリの意図はローマをモデルとした拡大型の民主政治的共和制の確立にあったとする。本書のこうした立場は、『リウウィウス論』第一巻第十八章や『君主論』第九章（市民型君主国）を、共和政体の外皮を通じた絶対的君主制への「上昇」を示唆するものとみなす解釈と真つ向から対立する。共和的元首アウグストウスの御用学者としてのリウウィウスではなく、ローマ共和政の擁護者としてのリウウィウスこそ、本書のマキアヴェッリのモ

デルである。こうした本書の「挑戦」に対しては、異論もあるであろう。

しかし、祖国フィレンツェが採用すべき政策提言という観点から、マキアヴェッリの短期的視座と中長期的視座を区別しつつ、書簡や他の人文主義者たちの著作のみならず膨大な二次研究文献への参照をもふまえ、それらの情報を二大著作の本文と内容的に連関させていく本書の論旨展開には、政治史的な説得力がある。マキアヴェッリのテクスト本文の精緻な読解と、その政治的背景への詳細な目配り、およびテクスト解釈とコンテクスト理解とを結合した点で、本書は、諸学科が参入してはいるが有益に相互反応しているとはいいい難い現在のマキアヴェッリ研究界に、政治史学と政治思想学の交差の立場から貴重な貢献をなしたということができよう。

とはいえ評者からすれば、コンテクスト選定の基準を専ら同時代的争点とテクストとの対応に置く本書の基本的視座について、若干の疑問がないとはいえない。むしろ評者には、マキアヴェッリの著作の複雑さは、純理論的要素と時代状況的要素を明確に区分することの難しさ、そして、政策的考察の中に潜む一般的テーゼの読解の難しさのうちにあるように思われる。

二つの例をあげよう。一つはマキアヴェッリが想定する新君主（国）の理論的射程をめぐる問題であり、もう一つはマキアヴェッリの共和国の世俗性をめぐる問題である。

一つめから論じよう。本書第二章は、『君主論』の構造と意図の集中的解明にあてられている。とくに本書第二章第四節「新

たな君主類型とフィレンツェ」は、『君主論』第八章と第九章の君主類型論——非道な方法による新君主と市民の支持による新君主——の分析を通じて、本書のテーマである対外的征服と対内的自由統治との関係を、フィレンツェによる他の諸都市の統治と祖国フィレンツェの内部統治との政治史的関連へと結びつけ、あわせて『君主論』と『リウイウス論』の整合的結節点を示そうとする、本書の構成上も重要な核となる部分の一つである。自己の力量の有無という観点から君主を分類した『君主論』第六章と第七章の後で、同じ基準による分類が第八章と第九章で繰り返されるのはなぜか。マキアヴェッリによって、第六章の力量ある君主（ロムルスやモーセ）が称賛され、第八章の力量ある君主（アガトクレス）が非難されているのはなぜか。本書の解釈によれば、第六章と第七章の一般論は、第八章と第九章で、フィレンツェにおけるメディチ家の権力獲得様態に合わせた歴史的具体的状況へと落とし込まれている。すなわち、第六章のヴィルトゥが力量や武力の意味合いを強く持つのに対して、第八章のヴィルトゥが公的美徳の意味合いを強く持っているのは、第八章と第九章が祖国フィレンツェの共和主義的自由を保持する君主を想定して書かれているからである。また、第六章における称賛と第八章における非難との相違については、「自らの民全体に利益をもたらすという善良な動機ないし目的があったか否か」が両者を分けるポイントであるとされ、このこともまた、祖国フィレンツェの自由を守る君主の公共性の問題へと政治的に絞り込まれる。

たしかに、『君主論』第六章と第八章における新君主の評価は、章間で、また同一章内でも、揺れているように見える。みずからの力量による新君主へのマキアヴェッリの評価基準は、「野蛮な残虐さと非人間性」の有無なのか、「同胞市民」を傷つけたか否かなのか、残虐な行為を徐々にやるか一気にやるかなのか、権力獲得以前の領土の荒廃度に左右されるものなのか、あるいは権力獲得の際の公的動機の有無なのか。本書は動機の公共性を重視するが、評者としてはむしろ、「古来称賛を博した人物中最も称賛さるべきは宗教の創設者であり、そしてそれに続くべきは王国や共和国の創設者である」（『リウイウス論』第一卷第一〇章）というマキアヴェッリ自身の言明の観点に立つて、旧秩序の破壊の徹底性、および導入した新秩序の永続性をもって、マキアヴェッリによる新君主評価の基準と解釈する。『君主論』第一章における分類にしたがうと、第六章以下は「全面的に新しい君主国」*principati al tutto nuovi*の考察となっているが、第六章で登場するモーセ、キュロス、ロムルス、テセウス、そしてヒエロンは、旧来の秩序を徹底的に消滅させて新しい制度を組織した「甚だしく偉大な例」*grandissimi esempi*「大変な力量 *tanta virtù* の持ちぬし」である。それはたんに一人人が僥倖によって領土を与えられて初めて君主となったという意味での「全面的に新しい君主国」の範囲を超えており、徹底した改革者 *innovatore* としてむしろ新秩序や様態 *nuovi ordini e modi* の創設者とすらいえる例であろう。彼らは領土や支配権を新たに「獲得」*acquisire* しただけでなく、領土

を長きにわたって秩序づける法制度そのものを「創設」*fondare*したのである。「同胞市民の自由の尊重」という公共性の有無を超え、そうした公共性を画定する法秩序そのものを新設する「完全に新しい君主」像が、すなわち、公的自由の敵味方を判別する最初の基準たる共和政ローマそのものの暴力的創設をなした新君主像が、ここにひそかにすべり込まれている。それは、マキアヴェッリの語法によれば素材＝質料 *materia* に形式＝形相 *forma* を与える超人的立法者であり、そこに描かれるローマは古代ローマの再興ではなく、マキアヴェッリの「ローマ」である。もちろんこうした改革は軍備なくしては持続しえないが、改革者＝新秩序創設者の力量の根幹は、秩序維持のための卓越した軍事力というよりも、創設時の「精神の力量 *virtù dello animo*」の大きさにあるように思われる。第六章に登場した素材／形式という哲学用語と、モーセ、キュロス、テセウスの名とが、『君主論』最終章において再登場している事実、しかし、同じ最終章において、ローマの創設者ロムルスとシユラクサイの僭主ヒエロンの名は抜け落ちているという事実。この二つの事実は、ローマの再興を待望しつつもその再興を眼前のトスカナにおけるフィレンツェの政治的覇権に収斂させることを留保するマキアヴェッリの姿勢、ないしは彼の哲学的意図の可能性について、何らかの示唆を与えてはいないであろうか。

二つめの例は、本書四二―四一七頁でも論じられている、マキアヴェッリにおける「宗教の世俗的利用」と「魂の救済の

放棄」についてである。本書も論じているように、フィレンツェ人文主義者たちとマキアヴェッリとの相違は、マキアヴェッリが「祖国愛＝現世的価値」と「魂の救済＝超越的価値」との両立不可能性を鋭く自覚していた点であろう。マキアヴェッリが執筆と実生活において、(死の瞬間はともかく)生涯にわたる態度全般としては現世的価値のほうを選んだことは明らかである。近年、超越を否定するマキアヴェッリの主張を、彼自身の心的態度に求めるだけでなく、ルクレティウスやルネサンスの占星術的宇宙論の影響という文脈で論じる研究が注目されている¹⁾。マキアヴェッリの詩や手稿に見いだされる哲学的思索の痕跡をたどる作業が、マキアヴェッリの哲学(的意図)の考察へと、研究を向かわせる可能性がないとはいえない。

本書は、『君主論』／『リウイウス論』問題に政治史的観点からするテキスト読解を通じて一つの解答を与えた点で、大きな価値がある。しかし同問題は、政治哲学的にはなお未解決なのではなからうか。

注

(1) Anthony J. Parel, *The Machiavellian Cosmos*, Yale University Press, 1992; Alison Brown, *The Return of Lucretius to Renaissance Florence*, Harvard University Press, 2010.

(あつみ・けいいちろう／政治思想・政治思想史)

『アダム・スミスの近代性の根源』

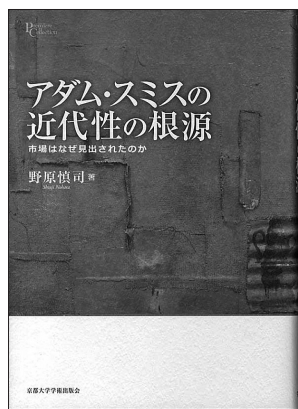
——市場はなぜ見出されたのか——

(野原慎司著、京都大学学術出版会、二〇一三年)

渡辺恵一

本書は、近年目覚ましい活躍を見せている若手研究者の初めての著作である。提出された学位論文をベースとしているが、「加筆・修正」された冒頭二章を除く本書の大半は、「序」の部を含め新たに書き下ろされた論考からなっている。

タイトルから受けとる印象では、本書はスミス単独の研究書



のように思える。だが、スミスが集散的に論じられるのは、第九章「アダム・スミスにおける経済主体の発見」と終章「アダム・スミスにおける経済と統治——結語に代えて」のみであり、それゆえ本書の中核をなすのは、スミスの「近代性の根源」を思想的に遡及する第一章と第八章である。もちろん最終第二章では、先行諸章を受けた著者独自のスミス論が展開されるのであるが、この点については後述することにした。

さて、著者がいう「スミスの近代性」とはなにか。それは、政治社会と区分される「経済社会と市場の発見」であり、それゆえ「なぜ経済社会はスミスという特定の思想家によって見出されたのか」を問うことが、本書の課題となる(三三四頁)。「経済学の学問としてのパラダイム確立の前提」は、スミスにおける経済社会(市場)の自律性の発見にあるとして、著者は、スミスにおけるこのパラダイム転換の画期性を解明するのに必要なトピックスを、第一章以下で順次とりあげて考察する。それを大胆に整理すれば、スミスの「自由観」、統治学と経済(商業)論、そして文明社会史観という、相互に関連する三つのテーマに集約することができる。

第一のテーマは、国制をめぐる「自治としての自由」と近代社会における個人の主体的「自由」という、二つの側面から論じられる。

まず国制の「自由」Ⅱ「自治」問題でとりあげられるのは、チャールズ・ダブナントが関与した常備軍論争(第一章)とイングラント北米植民地論(第二章)である。十七世紀末にイン

グラントで活躍したダブナントは、従来「重商主義者」として扱われてきたが、そのダブナントの常備軍批判に「共和主義」の言説を剔出したのはジョン・ポーコックであった。しかし著者によれば、なるほどダブナントは、デフォアの常備軍論を批判するに際して民兵擁護論の立場から共和主義の言説を用いているが、しかし、その批判の論拠は、「古来の自由な国制」論を前提とするトレンチャードの民兵論とは異なっている。というのは、「軍事革命」と「フランスの脅威」という当時の時代状況を反映して、「ダブナントの共和主義は商業社会に適合的なものへと変化した」（五七頁）からである。陸軍ではなく海軍力を中心とするダブナントの国制の「自由」論に、著者は、いわゆる十七世紀常備軍論争の枠組みを超える新しい共和主義の胎動を見るのであって、それゆえダブナントが市民に求める「徳」も、民兵論者の軍事的なものから「自らの商売に励むという商業社会的徳」に変化したとする（五五頁）。また、ダブナントの北米植民地論を「帝国と自由」という（マキアヴェッリ以来の）観点から分析した第二章もきわめてユニークな研究であり、帝国支配のなかで北米植民地の「自治」を確保しようとしたダブナントの構想に、著者は、「共和主義」的な国制の自由の系譜を読みとる。

政治社会から区別される「経済社会」（市場）が発見されるためには、国制の安定（自治としての自由）とともに、そこに住まう個人の「勤労を基盤とした」「自由」が考察の対象となる必要がある。この点に関連して注目されるのは、スミスの「自

由観」には、自然法学が論じる消極的自由（政府の介入からの自由）と共和主義の伝統に属する「積極的自由」（政府への参与への自由）だけではなく、これら両者の（政治的）自由概念を超える「第三の自由」が存在するという主張である。それゆえ、スミス経済学の「自然的自由」とは、この第三の「個々人が経済行為を行う自立的主体としての自由」である（二六一頁、二六〇—六一頁）。第五章「初期近代における利己心論の系譜」と第六章「政治社会と個人の葛藤——自由の基礎をめぐって」は、著者が提起した「第三の自由」の成熟過程を、それぞれ「利己心」と「勤労を基盤とする自由のエートス」に焦点をあわせて論じたものである。

本書の骨格をなす第二のテーマの鍵となる人物は、ジャン・フランソワ・ムロンである。彼の『商業についての政治的試論』——使用されるのは第二版の増補版（1736）——は、「征服か防衛か」というマキアヴェッリのアポリアを、「国内統治によって商業による繁栄を目指す」「統治の学」の構築によって乗り越えた最初の著作として、スミス経済学への強い影響が指摘される（第三章「統治学と商業の精神」）。ところで、スミス経済学が分業の考察から始まることは周知に属するが、つづく第四章で指摘されるように、もともと分業論は、プラトンからスミス以前の自然法学に至る議論のなかで、「位階秩序と権力と道德論との……理論的複合体」（二一六頁）として論じられてきた。すなわち、共通善を体现する少数者による私的善（私利）の領域にとどまる大衆支配という「位階秩序」が、スミス以前の分

業論の基本的特徴をなしていたのである。しかし著者によれば、「スミスの分業は政治社会の原理から離れ、経済社会の空間の原理となるがゆえに、位階秩序論との関連を離れ、経済力という量的差異こそあれ、能力的平等を原理としえた」（二三頁）のであった。ただし、ここで一言コメントを加えるなら、スミスの分業論に特徴的な生産的⇨不生産的労働をめぐる議論は、たとえ能力平等を原理とするにせよ、経済学的に再構成された「位階秩序論」として理解すべきだと思われる。

最後のテーマである文明社会史観を正面から論じるのは、第八章「十八世紀中葉における文明社会史観の諸相——チュルゴ、ミラボー、スミス」である。著者は、チュルゴにおける文明社会観の形成過程を未刊行原稿にまで遡って分析し、「農業社会」に拘泥したミラボーの文明社会観の変遷を明らかにした上で、この両者の文明史観とスミスとの比較分析にまで踏み込んで検討を加えている。また、「一七四〇年代の自然観の転換——自然誌・言語・分業」と題された第七章の主題は、「ビュフォンとスミス」である。本章で扱われる自然哲学、生物学、自然誌といったトピックスを、それらと一見無関係に思える、文明社会史論や経済学と結び合わせた本章は、著者の鋭い着眼と豊かな構想力とを示す力作である。すなわち、デカルトやライブニッツの機械論哲学の生命論の限界を乗り越えたビュフォンの生物学は、「種は変化するとの発想」（一八一頁）を前提にしている。この「種の変化」というビュフォンの発想が、自然誌研究の深化とともに、やがて言語の発達や社会の進化を主題とする「文

明社会の自然史」へと発展した、というわけである。

「序」において著者は、本書が、専門諸領域を横断する学際的研究であることを唱っている。また本書の特色をなす英仏の古典からの博引旁証は、著者の並々ならぬ博識と力量を示している。それゆえ評者が本書の内容をどれだけ正確に理解し、また限られた紙数でどれだけ適切にその論旨を要約しえたのか、はなはだ心許ない限りであるが、以下、スミス研究にかかわる論点に限定して、いくつかの問題点を指摘したい。

第一に、まずは形式的なことに及ぶが、文章の推敲が全般的に不十分である。脱字や不自然な記述が散見されるのは残念である。また、原典からの引用文の一部に、誤訳や文意が読み取りにくい箇所がある。例えば、「各植民地は、委員会に植民地の実情を報告させる」（七三頁）という要約箇所は、原文では「各植民地は、委員会に植民地の実情を報告することを求められる」であり、同じく後出のダブナントからの引用文（八〇頁）も、最初の「中略」以下の文意が不明である。

第二に、スミスの未開文明論について著者は、「狩猟、遊牧、農業の各社会を未開状態として、商業社会……を文明社会とする」と整理している（二〇頁）。しかし例えば、「製造業の改良と対外商業の拡大に先だつ農業の粗野な状態」（水田洋監訳『国富論』岩波文庫（四）、二〇〇一年、五一頁）という記述を注意深く読めば、スミスは、農業社会を「粗野な状態」と、それ以降の「文明社会」に属する段階とに区分していることがわかる。したがって、農業社会の全体を「未開状態」に分類する著者の

解釈は、スミス自身のものではない。

第三に、ダブナントは、「市民が尚武精神を有することの重要性を認識する」民兵論者であるが（五二頁）、その一方で著者は、ダブナントにおいて市民に必要とされる徳が、「自武装する市民の勇気という徳」から、「自らの商売に励むという商業社会的徳へと大きく変化していた」とも論じている（五五頁）。そうだとすればダブナントは、市民が維持すべき「尚武精神」と「商業社会的徳」とをどのように関連づけているのだろうか。この点にかんする第一章の説明は必ずしも明確ではないし、そのためかスミスの常備軍（それを補完する民兵）論とダブナントの見解が具体的にどのような関係にあるのか、結局のところ、終章においても詳らかにされてはいない。

第四に、「スミスのポリス論の起源」がムロンの前掲著作にあると「推測」する、著者の見解を吟味したい。スミスのポリス論への影響を論じるために重要なのは、スミスが彼の著作を「いつ」読んだのかである。評者が筆者の推測に否定的な理由は、スミスの最初の伝記作家D・ステュアートが、経済学の創源をF・ペイコンの「便宜」の原理に求めていること、さらに一七五〇年代前半の「アンダスン・ノート」において「行政（ポリス）の所在が確認される事情を考慮すれば、スミスがムロンの著作を読んだのは、（ムロンへの言及がある）ヒュームの『政治論集』（1752）の影響によると推定されるからである。「ポリス」のフランス語についても、ムロン自身が参照したドラマールの『ポリス論（*Traité de la Police*）』（Paris, 4 vols, 1705-38）にその語源を

求める方が自然であろう。なお、著者はドラマールについても少しく論じているが（二〇八―二二頁）、この分野の優れた先行研究である白水浩信『ポリスとしての教育——教育的統治のアルケオロジー』（東京大学出版会、二〇〇四年）が参考文献にあげられていない理由は不明である。ちなみに利己心論の系譜を扱う第五章でも、現在の水準を示す *Pierre Force, Self Interest before Adam Smith: A Genealogy of Economic Science*, Cambridge University Press, 2003 が文献リストから漏れているなど、著者の先行研究のフォローには些か問題があるように思える。

最後に、著者は第九章で、スミス以前の経済論が「商品や貨幣の流通と循環を軸としたマクロ現象の叙述に留まっていた」のに対して、スミスの画期性とは、彼が「個人として意思決定を行う経済主体という視座」を見出したことにあると論じている（III節）。だが、スミス、経済学の成立根拠（なぜ）を、経済主体の発見、あるいは政治社会と区別される経済社会（市場）の自律性の発見に求めるとするのは、経済学の成立を前提にした議論のように思える。またその結果、せつかく提起された「第三の自由」も、結局のところ「経済主体」の自由（＝商業的徳）に解消され、スミスが現実と直面していた商業社会における「政治的自由（徳）」の次元にまで考察が及んでいないのは残念である。

（わたなべ・けいいち／経済思想史・経済学史）

書評

『チエーザレ・ベッカリーア研究』

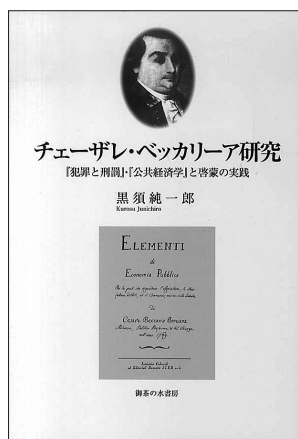
——『犯罪と刑罰』『公共経済学』と啓蒙の実践』

(黒須純一郎著、御茶の水書房、二〇一三年)

小谷眞男

一 概要

十八世紀のイタリア半島社会に綺羅星のごとく現れた夥しい数の思想家のなかで、国際的知名度の点においてヴィーコと



もに他の追従を許さない存在、それがベッカリーアであろう。しかし、通常は『犯罪と刑罰』の著者としてその名が空しくエコーするのみであり、啓蒙思想家・経済学者としての全体像、ましてやその後半生における行政官としての『啓蒙の実践』のディテールとその歴史的・社会的背景との相互関係などについてはほとんど知られていない。本書は、こういった一般的状況に鑑み、このミラノ知識人の知的・公的平生の実体を漏れなく素描しようとした貴重な試みである。

その抛りどころとなっているのは、ミラノ・スカラ座近傍に本店を構える有力銀行 Mediobanca が出版元となつて推進してきた『国民版ベッカリーア全集 *Edizione nazionale delle opere di Cesare Beccaria*』(全一七巻、一九八四年-)である。同全集は、斯学の最高水準にある研究者たちの編纂・校訂作業にもとづき、二〇〇九年までに、経済学的著作に当てられる予定の第三巻と補遺・索引等の第一七巻を除き、すべて刊行されるにいたった。極めて高い文献学的クオリティを実現しているがゆえに *priceless* ということなのか、市場取引とは無縁のルートで、イタリア国内と世界各地の大学・研究者等に無償で寄贈され続けている。営利出版とも国家事業とも異なる、この言わばイタリア(むしろロンバルディアと言ふべき)市民社会の自律的学術文化事業なくして、黒須氏の「研究」もまた成り立ちえなかったことは疑いない(本書「はしがき」参照)。

本論の内容は三部に分かれる。「第一部 啓蒙思想家ベッカリーア」は、十八世紀後半におけるミラノ青年貴族改革派のサ

ロンであった「拳の会」の活動と定期刊行物『カフェ』にベツカリーアが寄せた七本の短い論説の紹介、『犯罪と刑罰』の出版事情や刊行後の反響、そしてその内容紹介（全編にわたるテキストの抄訳と全集版校訂テキストに付された編者脚注の訳出）、未完に終わった『文体に関する研究』の概要紹介、からなる。『犯罪と刑罰』が単なる刑法提要のようなものではなく、人間・文化・社会についての根本的に新しい見方を探究しようと試みた総合的な社会思想の書であることが、その前後の中・小の著作まで細かく確かめた作業の中から浮かび上がってくる。

「第一部 経済学者ベツカリーア」では、著者の本領と思われる経済思想の面からベツカリーアの業績に光を当てようとしている。すなわち、経済学者としてのベツカリーアに関する先行研究の簡単なサーヴェイ、初期の経済学的論説の紹介、そしていわゆるクストディ版として知られているテキストに拠る『公共経済学原理』の内容紹介（全編の抄訳）などから構成されている。なお、ベツカリーアの経済学的著作については、前述のように全集版で唯一未刊行の第三巻に該当する部分であるから、本書では他の典拠が利用されている。ということとはしかし、将来全集第三巻が刊行される日が来たとしたら、そのときあらためてこの第二部の叙述は再検証される必要がある、ということになるのだろうか。

「第三部 ミラノ公国行政官ベツカリーア」は、学究から実務へと身を転じたベツカリーアが、その後半生において政府高官として残した六千点以上の政府文書（報告書、意見書、建議、請

願など）を主題化し、その中から「議論の対象になりうる比較的長文の報告 *relazioni*、請願 *voti*」（「はしがき」より）を計二〇点ほど選んで取り上げて検討したというのであるから、従来のベツカリーア研究を知る読者にも新鮮な予感を与える。前述の全集のなかの政府文書に関する巻（第六巻から第一六巻まで）がすべて刊行され終わるのを待ち、その気が遠くなるような編纂作業の結実を積極的に研究へと活用しようとした本邦初の試みである。取り上げられた具体的トピックスは、貨幣改革、食糧管理制度改革、水田と公衆衛生、鉱山・森林開発、狩猟許可制度、獣医学校の設立、同業組合の廃止と商工会議所の設立、度量衡の改革、コモの絹織物産業およびそれに関連する失業や労働争議の問題、警察改革、刑法典についての考察（後述）、刑務所や矯正院制度の改革についてなど多岐にわたる。最晩年における死刑制度の廃止を求める有名な建議（*voto*）も含まれている。著者は、これらの文書を年代順に逐一追跡していく。最後に、第三部の末尾に書き添えられた「おわりに」で叙述されるベツカリーアの死にまつわる様子をもって、本書は締めくくられる。

二 意義と疑問——「研究」か「資料集」か

本書固有の意義は、何よりもまず、第三部における行政官文書の具体的紹介にある。これら政府文書の内容は早くから研究者には知られていたし、その一部は全集に先行して各種刊本に

部分的に収録されてきたものもあった。しかし、その数千点に及ぶ全貌は全集刊行によって初めて明らかになったのであり、本書は、その突き固められた広大な岩盤に乗って自由に検討対象を選び取り、その詳しい内容を初めて紹介することができたのである。今後のベッカリア研究の展開にとっても、これら政府文書は宝の山である。本書は、その先鞭をつけたと言つてよいだろう。

また、第三部だけではなく、第一部・第二部を含めて、さまざまな分野においてベッカリアが残した多種多様な性質、分量のテキストを分け隔てなく視野におさめ、しらみつぶしにその内容を消化していくためには尋常ならざる労力を要したことは想像に難くない。本書は、このような根気の良い作業の成果であり、その意味で大変な労作であることは間違いない。

しかし、疑問点も少なくない。

まず、訳文のほとんどが直訳調であるのみならず、しばしば日本語としても意味が非常に分かりにくく(ほとんど一行おきに原文を確かめなくてはなるほどの苦行を強いられる)、逆にその訳文や要約的祖述以外の著者独自の思考を表す文章が極めて少ない。叙述スタイルは、淡々と抄訳を並べた挙げ句に次のテキストへおもむくに移るといったパターンで、そうでなくとも事実関係の補足的記述や他の研究者の短い引用だけに終わり、深く踏み込んだ分析的考察や一旦は突き放しての探索的議論はほぼ皆無との印象を残す。第一部で扱われた『犯罪と刑罰』、第二部の主題をなす『公共経済学原理』については、従来の日本での翻訳・

紹介や研究蓄積に対して、新しく付け加えられた知見はさほど多くないように思える。

また、関連する内外の研究動向・新資料についても十分にサーヴェイされているとは言えないだろう。たとえばヴォルテール全集の「第六十一巻A」が、最新のテキスト・クリティックにもとづいて、ヴォルテールによる『犯罪と刑罰』への注釈や関連する同時期の刑事法関係の著述を詳細な解説・注付きで収録したといったような注目すべき出版界のニュースや、あるいはDario Ippolito やらに Philippe Audegean といった新世代のベッカリア研究は完全に無視されている。かろうじて権威ある先行研究に言及がある場合でも、せいぜいコメント抜きで簡単にその論旨を抜粋して掲載している程度で、それに対する著者の批判なり見解なりの提示はほとんどまったく見当たらない。以上から、本書を通読した率直な感想は、ベッカリアの全体像について著者独自の統一的理理解が示されているというよりは、むしろ、来るべき解釈を待っているナマの素材たちの集積の段階にすぎない、ということになる。基礎的な資料集ならそれはそれでもちろん価値はあるだろうが、しかしそうだとすれば今度は、それにししては精錬の度合いが足りず、注解も不十分で、形式的にも実質的にも極めて中途半端な、言わば自家用の第一次資料ノートのようなものに過ぎないということになろう。少なくとも、このような書物を「研究」と呼ぶことには少なからぬ躊躇を覚える。この「自家用資料ノート」を土台にして展開されるべきものこそ、真に「研究」と呼ぶに相応しいもので

はなかるうか。

三 例解——二十年後の『犯罪と刑罰』

ここらで少しは実のある話を、という向きもあろう。以下では、本書三二四—三三頁に抜粋されている「犯罪と刑罰に関する一般法典についての短い考察。とくに実定法にもとづく犯罪について」という報告書を取り上げ、自由な議論を試みたい。

この報告書は、皇帝ヨーゼフ二世によって一七八七年にウィーンで制定された一般刑法典（以下、通称に従い「ヨゼフィーナ」）と治罪法に対する、ベッカリーア晩年のショート・コメントである。文書の内容は、ヨゼフィーナが形式的には犯罪を二種に区分しているところ、刑罰の種類に着目すれば、実質的には長期懲役など嚴罰が科されるべき重大犯罪（*delitti criminali*）、短期の懲役や一過的な身体刑が科されるにとどまる実定法にもとづく犯罪（*delitti politici*）、罰金刑が科されるのみの行政法規上の犯罪（*delitti costituzionali*）の三種に区分されていると解すべきと主張し、中でもとくに二番目の実定法にもとづく犯罪とその刑罰について詳しい検討を施したうえで、その寛刑化を訴えたものである。ここで注目すべき点は、『犯罪と刑罰』では未展開だった、いわゆる自然犯と法定犯の区別、さらに故意犯と過失犯の区別を、ヨゼフィーナの条文に触発されつつベッカリーアが導入したことであろう。

ベッカリーアによれば、社会的結合を直接的に破壊しようと

する行為が「重大犯罪」であり、これはローマ法における犯罪概念と一致する。ゆえに、そのときどきの実定法の如何にかかわらず普遍的に犯罪とされる行為であり、「自然法と万民法（*diritto della natura e delle genti*）」にもとづく。このようないわゆる自然犯は、悪質な意図と自由な意思によるので、矯正よりも見せしめ、つまり一般予防の見地を重視して処罰されねばならない（その未遂も処罰されうるとヨゼフィーナで定められている所以とされる）。そして見せしめという目的のためには、死刑よりも終身懲役刑のほうが効果的である（『犯罪と刑罰』を彷彿とさせる叙述）。

これに対して、「実定法にもとづく犯罪」とは、確かに社会の利益を損なう行為ではあるが、故意（*dolo*）というよりは過失（*colpa*）あるいは法令違反（*trasgressione*）によるものであり、直接的に社会を破壊しようというのではなく。ローマ法という「準不法行為（過失による不法行為）」（*quasi maleficia*）に過ぎず、個々の実定法（政策判断）によってはじめて犯罪とされうる（「法定犯」）。ただ、重大犯罪へのステッパになりうる有害な行為にはちがいないから、見せしめというよりは矯正、つまり個々人の性質（*qualità*）を考慮した特別予防の見地を優先させて処遇が案配されており、実際ヨゼフィーナでもその未遂は不問である。

かくしてベッカリーアは言う。

したがって、実定法にもとづく犯罪は、刑法が保持しよう

としていような市民 (*un cittadino*) を矯正し、また引き留めておくために最も有効であるような手段によって処罰されなければならない。刑法は、たとえ見せしめの必要があるからといって、その市民を失うように強制はされない⁽³⁾。

犯罪者は〈市民〉の名に値しない。が、しかし〈人〉として、その権利を尊重される。これが『犯罪と刑罰』を支える最も基本的な〈人権〉のモチーフであったと評者は理解している。この「人と市民の刑法学」という解釈枠組に照らしてみた場合、ここでベッカリアによって新たに示された展開は、市民の資格を剥奪するほど重大ではないが、しかし単なる行政法規違反というほど軽微でもない、分節的犯罪カテゴリーの創設と位置づけることができる。キーワードは「過失」である。制定されたばかりのオーストリア刑事法典へのコメントを求められた機会をとらえて、ベッカリアは、単なる条文注釈の域を越え、ローマ法さらには自然法の概念まで動員しつつ、約二十年ぶりに「人と市民の刑法学」のもう一段の精緻化をもくろんだように評者には思えるのである。bio-politique の見地からすれば、たとえ「啓蒙の実践」としてのその「精緻化」こそは権力におもねる市民社会の自己成型に過ぎないのではないかと評されうるとしても……。

(こたに・まさお／イタリア法文化史)

注

- (1) Brevi riflessioni intorno al Codice generale sopra i delitti e le pene per ciò che riguarda i delitti politici, in *Edizione nazionale delle opere di Cesare Beccaria*, diretta da Luigi Firpo e Gianni Francioni, vol.IX. Atti di governo (serie IV: 1787), a cura di Rosalba Canetta, Milano, Medio banca, 1998, pp. 477-90. なお、この史料に関する訳語は表題を含めてすべて評者によるもの。
- (2) この時期にベッカリアが配属されていた部署については、本書三一五頁を参照。ヨゼフ・イーナについての簡単な説明は、チエーザレ・ベッカリア『犯罪と刑罰』小谷眞男訳、東京大学出版会、二〇一一年、二〇五頁（訳者解説）を参照。
- (3) 前掲注（一）p. 479.

書評

『近代ヨーロッパ宗教文化論』

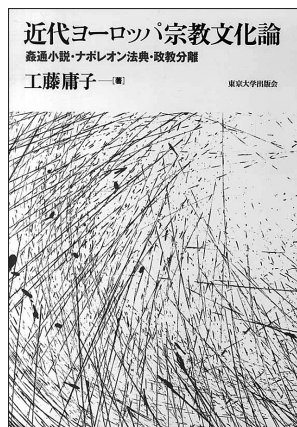
—— 姦通小説・ナポレオン法典・政教分離 ——

(工藤庸子著、東京大学出版会、二〇一三年)

高山裕一

近代化とは世俗化と合理化の進展だ——。この種のテーゼは、近年社会科学の諸領域で改められつつある。本書は、現代日本を代表するフランス文学研究者が、小説を学際的に読むことで、そのテーゼを脱神話化するというユニークな試みである。

近代革命後、ヨーロッパでは特定の教義や信仰とは異なる位



相をもつ「宗教的なもの」や「^{スピリチュアル}霊的なもの」の領域が開放された。このとき、政治と宗教はいったん分離するが、世俗権力はすぐにそれらの再統合に着手する。ナポレオン法典が宗教と共存しながら創造した「道徳秩序」は、その典型だろう。では、

同秩序が国民のあいだでいかに受容され、また世紀末の政教分離^{ライシテ}法の制定までにどう変容したのか。実はこれらを総合的に考察できたのは、小説以外にない。なぜなら、「当事者の経験に寄りそって語る」小説だけが、近代秩序を内側から支える宗教・道徳感情を描き出し、そのジェンダー的偏見^{バイアス}を明るみに出すことができたからだ。そう考える著者は、思想史研究が看過してきた問題圏を浮かび上がらせていく。市民道徳の内部（親密圏）に押し込まれる修道会の「お嬢様」から、外部にはじき出される「娼婦」まで、話題は幅広い。

もともと宗教は、その土地と結びつき、特定の文化（蓄積された知）と関係を切り結んできたが、それはフランス革命後の一世紀は特に「文化的現象」として「熱意をもって批判・検討された」。小説も、世俗権力による道徳感情の統制をただ素直に描き出しただけではない。その偏差を描き、ときには挑戦もしたのである。その代表が「姦通小説」の『ボヴァリー夫人』あるいは「ライシテ時代」を先取りしたとされる『失われた時を求めて』の著者だ。本書は、時代背景を踏まえて小説を読み解きながら、「道徳秩序」が存続した絡繰りと同時に、それを内破するような言葉を紡ぎ出していく。そして最後に、宗教が共生しうる文化を近代の彼方に展望する。それは、現在「脱文

化」して世界中を浮遊する——「無知」であることが特権化されるような——「文明」の宗教とは鋭く対立するようなものであるとされる。

本書は、序章・終章を除いて四部で構成される。第一部「ヒロインたちの死生学」、第二部「ナポレオン あるいは文化装置としてのネイション」、第三部「姦通小説論」、第四部「ライシテの時代の宗教文化」。貫通する歴史的な問題関心のもとに書かれているが、テーマ別に分けられているので個別に読むこともできる。また本書では、ラクロからデュマ、モーパッサン、コレットまで、小説の言葉が随所に散りばめられており、ここで網羅的に紹介できるはずもない。以下では、そのエッセンスと思われる叙述を簡単に順次追ってみよう。

一 死生観をめぐる宗教と医学の拮抗

——「宗教的なもの」の生成——

本書がまず注目するのは、『ボヴァリー夫人』が描き出した、宗教vs.医学のなかで生成してきた新たな「宗教性」である。

確かに、『谷間の百合』のモルソフ夫人のように、十九世紀前半のヒロインたちが伝統的なキリスト教の死生観に抗うことなく生き、死んでいったことを考えれば、世紀中葉の『ボヴァリー夫人』のエンマの臨終は際立っている。もっぱら「臨床医学的」な視点から描かれる死の記述から明らかにするのは、彼女の魂の救済に「宗教」が無力だったという事実である。そもそも、エンマが聖なる品々やその宗教的環境で育む感情は、特

定の教義や礼拝とは直接関係を持たない。ここでヒロインは、現代的「スピリチュアリティ」の領域に足を踏み出したのかもしれないと著者は言う（六〇頁）。実際、臨終の場面で描かれるのも、神に許しを求める意志ではなく、あらゆる感覚から解脱していくような「スピリチュアリティの陶醉」だった。

ところで、フローベールやバルザックより時代をさかのぼると見えてくる「シャトーブリアン」という名の雄峰が、本書では後景に意識されている。なぜなら、彼の著書『キリスト教精髓』は世紀を代表する「護教論」として有名だが、それは「カトリシズムの教義と礼拝の儀式の正当性までを美意識に訴えながら証明」したものだからだ（二二頁）。この詩人は、宗教が「世俗化」されながらも、特定の信仰や教義に収斂されない新たな文化として変容してゆく水脈に位置する。

二 民法典の制定と父権的な近代秩序の形成

「霊的な力の目覚め」（二五四頁）と形容されるロマン主義時代は、詩人と皇帝、二人の「天才」の登場によって幕を開けた。一八〇一年、ナポレオンがローマ教皇庁とのあいだで締結した政教条約と訳される「コンコルダート」は、「諸宗教（cultes）の自由」を保障する政教分離と一般に理解されるが、それが世俗権力の「宗教性」の喪失と同一視されるなら事実とは逆である。これに（教皇が承認していない）「付属条項」や政令を加えた「コンコルダート体制」は、「諸宗教の自由」を大幅に制限する一

方で、国家による宗教の管理統制ないし利用を前提にしていた。例えば、婚姻をめぐる教会に対する役所の優位を明確にした。また、「コングレガシオン（修道会）」の統廃合をすすめて合法化するとともに、この時期に隆盛する「フリーメイソン」を統制下に置いたのである。

さらに、同体制を法制度化する民法典の編纂という大事業が、宗教大臣ポルタリスにまかされたことも象徴的である。ナポレオン法典と呼ばれる「フランス人の民法典」^{コードシヴィル}はなにより、「宗教」に依拠せずに国民を統一する規範たろうとした。ここで著者が着目するのは、民法典に国民の「唯一の道德」が書き込まれたことである（二一八頁）。実際、それは独自のイデオロギーに基づく秩序像を前提にしていた。男性の優位、強力な「父権」を基盤とする家族によつて成立する「道德秩序」がそれである。離婚（後に禁止）あるいは不貞行為に関する条文での男女差別は明確だった。

そこで本書が同時に注目するのは、当時のエリートが属したという法学部出身の作家たちが民法典に精通し、小説の題材にしたという事実である。例えば、バルザックの『ペール・ゴリオ』は、民法典を下敷きにした「家父長小説」として構想され、その崩壊を描いている。そして、その秩序に疑問を持たない庶民の描写を通じて、この「道德」が国民に浸透している様子を物語る。こうして民法典がいかに「文化受容」^{インクルージョン}されたかを描けたのは小説だった、そう著者は主張する。

三 ジェンダー秩序に挑戦する「姦通」

十九世紀の小説でヒロインの花形は、「姦通の女」である。

これが本書の主題になるのは次の点においてである。すなわち、「妻というステータスに付随する犯罪」である姦通罪は、家長の権力、ジェンダー秩序を脅かす社会への悪とみなされた点、また「神の裁き」を免れるわけにゆかないと観念された点においてである。宗教 vs. 法律という構図のなかで、宗教文化の持続と変容を描いたのは姦通小説だった。

この点で、分水嶺にあるのはやはり『ボヴァリー夫人』である。エンマはみずから砒素を口にすが、その理由が語り手によつて説明されることはない。ただはつきりしているのは、ヒロインが命を賭し「殉教者」となつて神への信仰の証しとはしなかったということである。また、意気地のない凡庸な夫に愛想を尽かす彼女は「ほとんど男」なのだ。この「両性具有」の主人公と「父権／夫権」を行使しない夫シャルルの物語によつて、「ロマン派が創造した恋の神話」は見事に脱神話化される。ここでフローベールの文学は、道德秩序に対して「秩序破壊的（subversif）」であると著者は言う。その理由は、同書が姦通をテーマにしたこと自体にあるのではなく、それをさばく道德がそこには不在だからだ。評者が思うに、ここは本書のなかでも特にスリリングな個所である。

もつとも、ナポレオン法典が前提とする秩序像において脅か

されるのは、女性の権利だけではない。シャルルのように、「男らしい男、夫らしい夫、父親らしい父親にならない男性」にとつて、家父長的な社会は生きにくい（四一七～八頁）。ただ、世紀末に力を持ちはじめ「小市民や労働者階級」には、このジェンダー秩序は馴染まない。そうなったとき、同秩序への挑戦としての姦通小説の時代は終焉を迎えることになる。

四 政教分離法とブルースト——失われた宗教文化を求めて

一九〇五年に成立したいわゆる政教分離法は、ナポレオンの立ち上げた「公認宗教体制」の廃止を宣言した。著者によれば、このとき国民のアイデンティティから「宗教」が決定的なかたちで切り離された。ところが、伝統宗教は早くも「脱私事化」（カサノヴァ）の戦略を練りはじめ、「宗教的なもの」は衰退ではなく変質したという。すなわち、宗教的な現象の重心は文化の領域に大きくシフトした。この時代にフランスでは、飛躍的に拡充された文学部卒業の中等教育の教師や、「半聖職者集団」（四四八頁）を形成する大学教授が、聖職者に代わって共和国の建設を担うようになった。

こうした「ライシテ時代」を先取りした作家は、ブルーストであるという。本書で扱われる『失われた時を求めて』の多様な論点を、思いきって二つに絞ってみよう。一点目、同書は旧体制期にさかのぼる「文化遺産」の小説である。そこでは、十九世紀に公認されたカトリック信仰が、異教的・神話的

な伝承と同じレヴェルで語られ、「国民的な文化遺産のなかで相対化され」る（四七一頁）。二点目、同書はジェンダー秩序に挑戦するというよりむしろようなセクシュアリティの新たな次元を導入する。語り手は「ヨーロッパ近代の産んだ男らしさの美学」を放棄する道へと踏み出すことで、セクシュアリティの規範とその違反を新たな問題次元として浮かび上がらせるのである（四八三～四頁）。

ただ、『失われた時を求めて』の著者は、新たな次元の人間心理を明晰な言語に移しかえたのではない。「そこには当事者でさえ意識化できぬ事象の堆積があるはず」で、「重要なのは、次の点だ」と著者、工藤氏は言う。「ブルーストは「サロンの文学」の時空間を、小説の構造そのものに導入するという野心を抱いていたのではないか」（五一九頁）。つまり、「男性の学識のための「書かれた言葉」とは異なる、音楽的で甘やかな言葉が語られる（旧体制期の）「希有な文学空間」を小説中で再現したという。ここで著者はブルーストとともに、近代の（男性中心の）道徳秩序を超えうる文化を、近代以前に見いだしている。最後に本書は、現在アカデミー・フランセーズ会員の「ムスリム女性」、アジア・ジェバールにその文化の継承・展開を仮託して結ばれる。彼女は、名もない女たちの記憶に寄りそいながら声なき声を紡ぎ語り直し、イスラームの「宗教文化」を浮上させる。ここで著者は、「文明」とは異なる（文化）としての宗教）、つまり宗教を多面的に語り合う文化（知の交歓）の新たな可能性にある種の希望をつないでいる。

以上、本書の豊かな叙述を簡単に整理してしまったが、大きな問いを二つ投げかけて結びに代えたい。一つは、タイトルに近代ヨーロッパと掲げられるが、本書の中心はフランスの文学と社会秩序である。この場合、フランスの特殊性についてはどう考えるべきか。もう一つは、本書のなかで使い分けが緩やかな面もある「宗教的なもの」（宗教性）と「宗教」をどう区別すべきか。十九世紀フランスは既成宗教に代わる「世俗宗教（civil religion）」が隆盛した時代だが、この「宗教的なもの」の両義的側面（「唯一の道徳」に回収されない宗教性、その社会統合の機能）をどう評価すべきか、等々。もともと、これらの問いは思想史研究者が受けとめるべきなのかもしれない。

確かに、宗教をテーマにして学際的な知＝文化の地平を求める本書は、今日専門化した文学、いわば「純・文学的」なもの（二二七頁）への批判となっている。だが、批判の矛先は「文学」の研究に携わる者だけに向けられているのではない。

（たかやま・ゆうじ／政治思想史）

書評

『グレアム・ウォーラスの思想世界』

来たるべき共同体論の構想

（平石 耕著、未来社、二〇二三年）

姫野順一

一

本書はイギリスの十九世紀末から二十世紀初頭のロンドン大学経済学政治学学校（LSE）における政治学者であり、実践



的な政治家でもあり、行動論的政治学に影響を与えて現代政治学の祖とされるグレアム・ウォーラスの思想世界を、「巨大社会」に立ち向う「来たるべき共同体論」の構想者として総合的に解明しようとする試みである。新進気鋭の若手研究者による骨太で挑戦的な処女作である。分析の論理と構成は明晰であり、アカイバルな仕事の奥は深く、国際的な研究水準を踏まえうえで更にオリジナルな問題が提起されている。

「思想世界」のタイトルには、経済・倫理・政治の領域横断的な思想を实践と絡めて吟味して再定位し、改めて「政治思想の歴史的な型」に位置づけようとする方法への挑戦的意図が込められている。サブタイトルの「来たるべき共同体論の構想」はその具体的な主題である。それは個人主義（自由放任主義）が通用しなくなった「産業化・組織化・非人格化のもたらした新たな諸問題」という新時代の最重要問題への応答であり、「個人における利他的・社会的な思考・判断の涵養を通じた共同体の再構築」にほかならない。

本書のねらいは、田口富久治、松下圭一といった政治研究者が先鞭をつけ、杉田敦が深化した「巨大社会」の解釈を形成史に沿って具体化するものであり、自由主義と社会主義のゆらぎを解明した名古屋行、アリストテレスやベンサムや福音主義の影響を明らかにしたマーティン・ウイナー、倫理的共同体をクローズアップしたテレンス・クオルター、「歴史的ウォーラス」を掘り起こしたマッケンジー夫妻やピーター・クラーク等の研究を批判的に継承し、「来たるべき共同体論の構想」のなかに

位置づけ直すことにある。領域横断的なウォーラスの「思想世界」を動態として分析する視角は、多面性のなかに一貫性と発展性をみることに見定められている。

二

その論証は、前半の初期および中期ウォーラスが取り組んだ「諸問題における共同体論の枠組み」の生成過程と、後半の「来たるべき共同体論の構想」の体系的な検討に分けられる。すなわち前半第一章の「初期ウォーラスの社会主義論」は、フェビアン時代の講演、論説が検討対象とされ、ウォーラスが取り組んだ「貧困」の内容と、その「問題解決の枠組み」の生成が主題となる。ここで注目されるのはウォーラスらの社会主義による「貧困除去」の差異性である。その場合経済・政治・倫理の関係づけが問題となる。ウォーラスは「貧困の原因」を経済であると考えたが、「貧困除去」の手段はマルクスのように革命やプロレタリアート独裁によるものではなく、生産条件の優劣によって土地、資本、労働に不可避免的に発生する不正な三つのレントの政治的な再分配に求められる。この政治のあり方を制約するのがアリストテレス由来の「善く生きる」という倫理であった。そこで財産権によらない「共通の目的のために共同体による熟考」という「政治と倫理の結合」に問題解決が委ねられる。この「富の再分配」を実現する政治的強制は、「民主制のもとでの市民の公共精神（目的倫理）」と「人間性そのもの

の改善（教育・芸術）により果たされる。ここで描き出されるのは「共通の目的をもった有機体」という「共同体観念」であり、これはウォーラスにとって「人民の代表」（ショウ）や、「個人を超える社会有機体」（ウェップ）とは異なる「社会民主的単位」であった。この段階で教区から国民までまだ幅の広がりがあった「共同体観念」の具体的姿を探るのが本章の課題である。

第二章で著者は「ウォーラスの英国史研究における歴史認識」を探索する。経済的決定論や歴史必然論に違和感を覚えるウォーラスは、ヘーゲルと同じく歴史を動かす理念に注目する。講義シラバス分析のなかから抽出するのは、福祉の歴史の変遷、福祉の提供機関、政治形態、民主過程へのウォーラスの言説である。ここでウォーラスの歴史認識は、不可避免的な産業化・都市化により古い共同体は衰退し、教区は新しい行政組織に転換しているという変化の事実であり、公的利益を代表するカウンティの学務委員会や、公務員という専門家が巨大な領域を占める現代国民国家の「行政・統治組織」が現れているという事実である。ウォーラスにおいてこれらの組織は国民的運動に支えられて初めて民主的に機能する。「民主化の歴史」はウォーラスにとって「問題解決」に作為的な対処を可能とする歴史的な経験であり、著者はウォーラスの『フランシス・ブレイス伝』（一八九八）で展開される改革運動のブレインに内在する「改革の精神」（政治の原理・理性の信頼）を民主制の動因として抉り出す。

第三章の「世紀転換点におけるウォーラスとフェビアン」は、

世紀転換期のボーア戦争・教育制度改革・関税改革をめぐるフェビアン内部の論争の検討である。ここで解明されているのは第一、第二章で抽出された共同体認識の境界である。一方で宗教教育において反対する見方を一度は受け入れてから選択するという反省的な「意識的管理と公的利益」という「協同体観念」の境界であり、他方で非白人への配慮や自由貿易に見られるような「国境を超える共同体」の境界である。フェビアン多数派の「自国中心主義」の考えはウォーラスの離反を促すものであり、大英帝国を超えた「世界の一体化」というウォーラスの境界は、「国際主義の成長を通じた民族性の維持」（ウェップ）とも「未成年の人種の保護」（ホプソンのアフリカへの態度）とも異なる独自世界における「共同体の境界」である。

三

第四章『巨大社会』のための政治思想の構想』は、ウォーラスにおける「来たるべき共同体の構想」の本格的な検討である。成熟したウォーラスの「共同体論」が開陳される主著『政治における人間性』（一九〇八）および『巨大社会』（一九一四）に焦点があたる。それは十九世紀的な合理的人間の調和した社会が変容した、二十世紀の産業化・都市化・高度な組織化が進む、「巨大社会」における「貧困と人間疎外」を脱却する共同体論の吟味となっている。著者は、ウォルター・リップマンの現実環境と疑似環境の概念に依拠しながら、ウォーラスの「来

たるべき共同体」を「不可逆な現実環境」と「作為が可能となる疑似環境」の二重性で把握する。著者が理解する疑似環境における作為の担い手は、国内的協働と世界的協働である。国内的協働とは均質的な通常類型と遺伝的偏差をもつ個人が「目的に沿って能力を自発的に発揮する」相互関係である。国内的協働は一定の政治的条件のもとで「善き生」を実現する。ここでウォーラスにおいて「個の権利」は否定され、自然や財産は権利ではなく機能とみなされ、「自由な判断」ではなく社会的な公益を実現する「正しい判断」が重視されている。ウォーラスにとって重要なのは現実の「問題解決」であった。そのため機能に造詣の深い「専門家」が重視され、「代議制・公務員制度・職能集団」といった政治的な社会的組織が問題解決の主体とみなされる。世界的協働は、国民国家の枠を超えた世界的な公益を実現する実効的な世界の相互関係組織として析出される。これはディキンソンの国際機関とも、ホブソンの世界政府とも異なる「世界連邦の構想」と見定められる。

ここで人びとの民主主義の根幹である「同意」は「協働」に埋没してしまうのではないかとの危惧が生じる。これに関して著者は「社会的動機」を分析した最晩年の著作『思考の技術』（一九二六）と『社会的判断』（一九三四）における「思考・判断の問題」に注目する。宗教的独断、先験的・普遍法則、機械的思考、超越的な科学の欺瞞に対してウォーラスが対置したのは「想像力を伴った知性の発達」である。著者の整理によればウォーラスの社会的判断は「理性と情緒の相互作用」であり、「理

想的な思考・判断」とは情緒と論証が想像に向かう準備・潜伏・解明・立証のプロセスとされる。この過程に情緒が介在し、本能的な推論である暗示から連想へと「不偏の思考」が弁証法的に発展すると解釈される。ウォーラスにおいて本能は「行為を意欲する人間」に統合されている。ウォーラスを積極的自由主義と評価する所以である。

四

以上のような豊富な内容をもつ本書の意義は、第一に、断片的であったウォーラスの巨大社会の内容が叙述の歴史と論理に沿って総合的に描き出されたことである。ここで「言語分析の知性史」（スキナー）に留まらず、イデオロギーマップ（フリーデン）にまで分析を広げながら、いわば「新しい制度の知性史」とも呼ぶべき方法で「共同体（制度）の型」のパラダイム転換の描出に成功している。第二に、ウォーラスの「巨大社会」の人間疎外を克服するための制度的条件を「専門家・公務員・職能集団」および世界連邦という具体的な政治制度の「行政・統治組織」まで絞りこんでいることである。これは制度改革の比較優位の検討に資する。第三に、疑似環境と現実環境の概念に依拠しながら、ウィリアム・ジェイムズの「人間と環境」の問題射程と重なるウォーラスの「環境と人間性」という生政治領域を照らしだしていることである。「生命と意識が相互作用する協同的な人間（偏差をもつ人間性の協同）」と「政治的協同体

association の意識的生」の組み合わせは、大衆の暴走制御という現代的な政治課題にも通じている。

五

見てきたように、ウオーラスの「来たるべき共同体論の構想」は、市場の優位を主張するネオ・リベラリズムや中央集権的な官僚制福祉国家とは一線を画し、国家の介入と個人の自由を両立させようとしたホブハウスやホブスンらと同様の新自由主義（ニューリベラリズム）のなかに位置づけられる。そこで以下の三点を問題を提起しておきたい。第一は経済と政治との関わりにおける時間についてであり、第二は組織と自由について、第三は新自由主義の研究についてである。

本書の研究によりウオーラスに固有の「新自由主義の型」が析出されたと考えるが、その場合不平等を生みだす経済（市場メカニズム）の政治的組織による制御は短期と長期をどのように区別するのであろうか。ウオーラスは技術的な生産力、つまり長期発展については楽天的（歴史の終焉？）であり、経済介入についてはハイエクが批判した「情動を制御」する理性主義・設計主義の立場に立つ。「巨大社会」の非人間性に立ち向かう長期の行政・統治組織の所得再分配機能と短期の市場制御の機能をどのように区別するのであろうか。これはケインズの問題につながる。第二の組織と個人の自由の問題は第一の問題にも絡む。個人の権利と財産権に依拠せず「偏差を持つ個人」の民

主化（国民運動と専門家支配）が「来たるべき共同体」の社会的公益を実効的（＝機能的）に実現し、人びとはそこで能動的な協働能力を発揮することが期待されている。その場合公益の判定者は組織だけなのであろうか。また「能力を発揮できない弱者」は無視されるのであろうか。優生学を支持するウオーラスの立場は気になるところである。最後の第三は、新自由主義研究への貢献と期待である。本書はウオーラスのモノグラフであり、ウオーラスの主張を明晰にするためにウェブやショウ等フエビアンや、ホブスン、ホブハウスといった新自由主義者との差異が言及されている。そこでウオーラスの独自性は解明されているが、時代の課題に迫る「イデオロギー・マップ」はバランスを欠いている。今後の思想史研究として第二次大戦後の思想比較も興味深い。同時代のグリーン主義者や自由帝国主義者、社会帝国主義者と比較を試みるためにも、各思想家のイデオロギー（言説）要素をマッピングするような比較基準の拡張・充実を望みたい。

（ひめの・じゅんいち／イギリス経済思想史）

書評

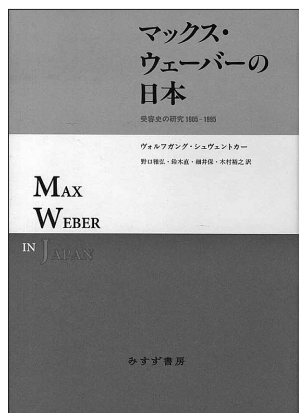
『マックス・ウェーバーの日本』

——受容史の研究1905-1995』

(W・シユヴェントカー著、みずさ書房、二〇一三年)

廳 茂

この著作は、一九九八年に上梓された独語版の翻訳である。書評子は、社会学の歴史が専門ではあるが、とくにウェーバーということではない。本来ウェーバー業界内の誰かが書評した方が適切かもしれない。意識的に外の人を、というのが編集部狙いのだろう。もともと業界外のはずの私ですら、ここに



は直接、間接に交流があった多くの人々の名前を見出す。故人も含めてである。私はこの人々の努力と献身をよく知っている。その成果が、ドイツ語で西洋に紹介されたことに、私のぼあいは、ヒッポンのウェーバー研究のためにではなく、あくまで個々の方々のためにだが、素直に喜びを感じる。とはいえ、そういう感傷的なことはここでもうでもいいことだろう。

まず、著作の内容を紹介しておかねばならない。といっても、この学会に所属するメンバーの多くは、日本のウェーバー研究にある程度の知識をもっていると思われるので、ごく簡単な構成と論述の流れをまず最初に語る。筋じたいは、それで概ねわかっていただけるものと思う。そのあとで、コメントを通してさらに若干の個々の内容に触れる。序論で問題関心が語られている。第六章の結語でも全体の再要約とともに、それが説明されている。ウェーバーの日本の学問への影響への着目をもとに、日本の社会科学者の多くが自己の近代の歴史を、ウェーバー読解を通して解釈してきたという観点である。これに連動して、典型的に日本的なウェーバー像の解明への問い、日本のウェーバー研究を手段として日本それ自体について何を学べるかという問いが提起される。

第一章で、ウェーバー自身における日本の取り扱いが簡単に紹介されている。第二章は、一九〇五年から一九二五年の間のウェーバー受容のあけぼの論である。社会学史についても少し言及されているが、もちろん主に国民経済学者たちにおける資本主義論や社会的、経済的発展論、社会科学方法論などにかか

わつてのウェーバーの名の登場が論述されている。第三章は、一九二六年から一九四五年の間の、業績の発見の時代である。ここでは、当然に三木や尾高（朝）、羽仁などが取り上げられているのだが、当時日本に滞在していたレーデラー、ジンガー、レーヴィットたちのウェーバー研究にかかわつての動静が論議されている。マルクスの影響の増大と日本資本主義論争にかかわつての、ならびに軍国主義化でのウェーバー受容の様態が語られている。著者は軍国主義のもとでの受容を『求道者』マックス・ウェーバー」という節題にまとめている。価値判断自由、東洋社会の構造、宗教と経済倫理などのウェーバー的トピックが論述されているが、ウェーバーの政治論の摂取も触れられている。

第四章は、戦後の一九四五年から一九六五年のウェーバー研究である。著者の行論は偶然の結果なのだろうか、ほぼ二〇年単位で時代を区切る形で組み立てられている。ここでとくに論究されているのは、市民社会の形成、マルクスとの補完的結合、資本主義の発生、官僚制、家父長制などの論題をめぐる大塚、丸山、川島などの近代主義者ウェーバー像であり、さらにアメリカの影響とウェーバー研究との絡み、日本におけるプロテスタンティズムの機能的等価物論、などである。大塚たちについての議論は、丁寧なものである。戦後日本におけるアメリカの影響については、近代化や合理化、官僚制をめぐる論争が中心におかれている。この時代の締めくくりとして一九六四年のウェーバーシンポジウムが紹介されている。最後の第五章は、一九七〇年代以降から一九九〇年代中盤までだが、この章は「マッ

クス・ウェーバー・ルネサンス」と表題化されている。国際的なウェーバー研究の動向と、安藤のウェーバー紀行論、ウェーバーの『古典』化論などが論じられている。最後は旧来の進歩オプティミズム・ウェーバー像に対する近代の危機論者ウェーバー像の台頭の事例として山之内のウェーバーとニーチェとの関係論が紹介されている。第六章は、すでに言及している結語である。歴史家らしい史料への訓練された几帳面さをもったまじめなものであり、そこに注ぎ込まれた労力も含めて敬意に値する。訳文も読みやすい。さて、そのうえでだが。

一点、わからない問題があつた。表題の『マックス・ウェーバーの日本』である。原題は逆で、『日本におけるマックス・ウェーバー』である。前者では、ウェーバーの名を通して日本全体が語れるという、ウェーバー研究の突出した特権性の含意がはるかに強くなる。たしかに、問題関心をみるかぎり、その狙いはあつたのだろう。だが、ウェーバー「の」日本といえるほどに、それを圧倒的に甚大なものとするのが結局は著者の結論なのだろうか。少なくとも、テキスト内容は、もう少し慎重なものにとどまっていると思われる。不思議なことに、それについて訳者は何も説明していない。

この作品は、発生的には大塚、丸山、川島たちから安藤、内田、住谷たちぐらいまでのウェーバー研究の黄金時代を担った人々への関心と読解が先にあり、後からそれを前と後ろに広げたという印象を与える。誰にとつても、事実上はそうかもしれない。ただその発生的順位の痕跡が、テキストに色濃く残って

いる。それゆえ、外からの視線は、同時に特定の内への共感的視線ともなっている。今日この世代への批判的総括がはじまっている。いわば、内が内自身を異化しつつあるということである。外からの内への共感的視線は、典型的に日本的なウェーバー像なるものの解明にはいいかもしれない。しかしそれは、典型的にということが成り立ち得たような権威構造と説明力の信憑性が存立し得た（として）一時期においてである。後者の視線からは、前者は甘いとみなされるかもしれない。とりわけ、この近代主義者たちにおける西洋と日本の社会像の一面性や、彼ら自身抜きがたくもついていた非近代主義的な側面の照射の十分さ、この近代主義への対抗言説が「教条的マルクス主義」として簡単に片づけられすぎてしまっている点などに批判が向けられるだろう。だがこのことは、外から事態にアプローチしたばあいとちがえず研究の第一段階として不可避のことでもあっただろう。著者は西洋の歴史家なので、とりわけ大塚などを事例に彼の西洋と日本の社会像、中産階層論、プロテスタンティズム論、共同体論、マルクスとウェーバー問題、西洋経済史論などと西洋の側のこれらに対応する諸問題をめぐる経済史的、社会史的所見の進展とを細かく対比させながら、ウェーバーを援用することで見えたことと逆に見えなくなってしまうことの詳細な比較思想史が可能な立場にいたいと思われる。著者のこの重大なアドヴァンティジに期待したい。

大塚たちのウェーバー受容を前に辿ることは、後に進むよりもより無難かもしれない。事態が盛り上がっていくさまは追

やすいからである。枠組みは、特定の際立つた個々人という焦点から、社会科学、人文諸学全体に拡大するのでむろんむづかしくなるが、著者は作用史の拠点であった国民経済学に加えて社会学、哲学、東洋社会論などにも適宜言及しており、配慮の周到さを示している。戦間期に日本に滞在した独人学者のウェーバー論をめぐる論述は、とりわけ流れがよい。なにゆえにレーヴィットという存在が私たちにとりかくも身近で共有財であるのかよくわかるだろう。たとえば私が青年時代初めて読んだウェーバーについての本格的論文の一つは、大塚たちのものではなく、レーデラーの理解社会学論だった。そういう不思議な事情も得心がいく。哲学的、人格論的ウェーバー読解が、ヤスパースのウェーバー論の回路において語られた求道者論に集約されそれが戦後も続くとされているのは、私は必ずしも納得できたわけではない。とくに戦前のネオ・カンティズムの研究から、戦後の実存や主体をめぐる哲学思想の様々の動向、これらとウェーバー研究との関連をめぐっては、まだ検討の余地が残っているように思える。

後への進展、つまり一九七〇年以降の議論を追うことは、むづかしい。私にはルネサンスという章題は必ずしも適切なものではないように思えた。アメリカの影響のみならず、社会科学にかかわっての大学と研究者の数と制度の変容もある。社会科学という言葉が、頻繁にでてくるが、社会学者全体の中でウェーバーを直接に論じている人々はごく一部の割合に過ぎないだろう。経済学も社会学も、戦前と戦後では、制度的前提が

まったく異なりつつあった。そこにエコロジ、フェミニズム、ポスト構造主義、ポストモダン、アジア諸国の興隆、グローバル化、ネオ・リベリズム等々が重なりはじめる。とりわけ七〇年代以降、私達は眼前の状況を部分的近代や不完全な近代なるものではなく、これもまたまぎれもなく近代であると確信しはじめる。停滞と進歩の二極構図が説得力を失う。近代は一つではない。合理化の進展よりは、近代の非合理性の方に目が向き始める。非合理的は伝統的と同義ではない。若い研究者は、エートス論云々に、ひそかに辟易する。ウェーバー研究もその渦中にあつた。著者はウェーバーへの「持続的関心」をいう。だがこのルネサンスなるものは、もつと細かく分節化されるべきだろう。知名性の古典的定着、大塚世代の直接の継承者たちの動向、専門化の進展、折原に見られるようなテキスト解説の精密化、マルクスにくわえてパーソンズやハバーマス、ルーマン、フーコーなどの対比項の多様化、いや主軸そのものの完全なシフトなど、総じて研究の成熟なるものは専門化であり、多様化であるが同時にウェーバー論者に遠慮して小声でいうと拡散と衰退でもあるばあが多い。大塚世代とその継承に依拠した視点は、このばあい不都合となる。この混沌とした社会理論の様々の動向がウェーバー論の上で交叉する事態を捉えにくくなるからである。この難点から、この著作は逃れ得ていないと思う。とはいえ、著者は賢明な人物であり、ウェーバー研究内からの大塚への距離、ニーチェとの関係への関心、そしてウェーバー業界外からのウェーバー研究批判などに言及することで、

ウェーバー研究の「転換」を示唆する。論述はルネサンスという章の表題とは幸いにも少しずれている。それにしても、この「転換」の実質を細かく描くことは、今後の課題となろうし、七〇年代前にその契機を辿りなおしてもっと伏線を張っておくことも必要となるだろう。

研究の言語的孤立には、利点、欠点の両面があつた。私達は、西洋という多分に理想化された他者を熱心に観察しつつ、西洋のことばで自己を語りつつも自らを閉鎖し姿を隠し得た。自分とは特殊であり本場ではないというコンプレックスを抱きつつ。逆にあるときには、本場以上に本場であるとひそかな自負を抱きつつ。本書は、今日におけるこの視線の構図の不可能性をよく示している。本書が「日本的」なるものを探そうと試みているだけに、それがまさに破壊している当のものを求めるというパラドクスが露出しているのも興味深い。内と外が区別しがたく交錯し、国民文化の位相においてではなく内と外がグローバルな水準で部族主義的に次々に立ち上げられては壊されていく時代におけるウェーバー研究、この著作は個々の内容的論点とは別に、この現代に特有の解釈学的状況を実感させてくれる。そのなかで、ウェーバーの経済倫理論、合理化論、西洋とアジアの対比論、これら日本の研究者がこだわり続けた論点は、アジア諸国のウェーバー論において部分的な変奏の波紋を幾重にも広げつつも、しかしはたしてアクチャルとして残り続けるのだろうか。著者の一層の見解を待ちたい。

『中華民國の誕生と大正初期の日本人』

(曾田三郎著、思文閣、二〇一三年)

武藤秀太郎

ある国家(A国)の近隣に、地勢的、経済的に重要な位置をしめる、B国が存在すると仮定する。B国には、A国の一般人も、商売などで数多く居留している。国際的に承認をうけているB国政府のトップは、軍部出身者で、ときに非合法な形で議会をおさえこむなど、権威主義的な性格を有している。

この現政権に対し、民主化をかけた勢力が反旗をひるがえ

し、新たな政府樹立をめざしたとする。双方相譲らずにげしく対立し、B国内は内乱状態となり、各地で武力衝突も発生している。こうした状況の中、A国はB国に対し、どのようなスタンスをとるべきであろうか。

ある人は、これまで認めてきた政権をあくまで正統として支持し、事態の收拾をはかることを唱えるかもしれない。それとは逆に、反政府側を支援し、B国の民主化をおしすすめるべきだと説く者もいるだろう。あるいは、内政不干渉の立場から、どちらにも距離をおき、自国民の安全確保にとどめ、事態を見守るという考えもありうる。さらには、仲裁者として双方へ積極的に働きかけ、妥協点をさぐる方法もある。

それぞれの信条、価値観により、当然ながら導きだされる対応も異なってくる。今日の世界でも往々にして起こるこうしたケースに、正しい答えはないだろう。今から一世紀前の日本と中国も、このA国とB国の関係に類似した状況にあったといえる。

一九一一年十月十日の武昌起義から中華民國の成立、その後の南北対立へといたる一九一〇年代の中国の歴史は一般に、清朝を打倒した辛亥革命(第一革命)、宋教仁を暗殺するなどした臨時大總統の袁世凱に反発し、国民党派が軍事蜂起した第二革命、さらに帝制復活を企てた袁世凱に対し、雲南で組織された護国軍が反乱をおこした護国戦争(第三革命)へとつづく革命史として叙述される。すなわち、南方側の視点から、反動とされる袁世凱に対抗する形で描かれ、日本人の関与も、孫文をは



じめとした「革命勢力」への支援にスポットがあてられてきたのである。これに対し、本書は、「一九一一年から中国で起きた政治変動は、『辛亥革命』よりは、『中華民國の誕生』という言葉で表現するほうがより適切」であり、「革命の支援に活躍した日本人だけでなく、歴史学や政治・法学などの学者たちも中国問題に心を砕いていたこと」を指摘する（四頁）。本書のいう「中華民國の誕生」期は、一足先に憲法を制定した日本でも、第一次護憲運動により第三次桂太郎内閣が倒れ、第一次山本権兵衛内閣が成立した大正政変、および山本内閣がシーメンス事件で失脚した後、第二次大隈重信内閣、寺内正毅内閣を経て、初の本格的政党内閣である原敬内閣が誕生するなど、憲政のあり方が問われた時期であった。日本の学者やジャーナリズムは、こうした国内の状況を基準とし、関連させながら中国問題を論じていたというのである。

本書の著者である曾田三郎氏は、二〇〇九年に『立憲国家中国への始動——明治憲政と近代中国』を出版している。この前著では、二十世紀初頭の清朝末期から一九一三年の天壇憲法草案にいたる、憲法を基礎とした行政制度整備の歴史、および北京政府の外国人顧問となった有賀長雄らによる憲法起草への関わりが考察されていた。これに対し、本書は、中華民國の建国開始から一九一九年初めに南北和平会議が開かれたころまでを研究対象とし、前著で除外せざるをえなかったとされる中華民国臨時約法（以下臨時約法）、およびその作成に寄与した法学者の副島義一や寺尾亨の分析に重点をおいている。

本書の本論は、全七章からなり、序論と結論が別に付されている。ほぼ時系列的な記述となっている本論に沿って、以下内容を概観してゆきたい。

第一章では、臨時約法の起草、制定過程が再検討されている。一九一一年三月に公布された臨時約法の原案となったのは、臨時政府組織大綱をもとに作成された大中華民國臨時約法案であった。大中華民國臨時約法案では、大總統制がとられ、内閣に関する言及はない。他方、副島と寺尾が起草に関与したとされる立法院の中華民國臨時組織法案は、内閣制を採用していた。この草案は、越権行為として提出先の参議院から返還されてしまうが、曾田氏は内閣制にまつわる規定が、臨時約法へと部分的にとりいれられたと指摘する。その結果、臨時約法は、大總統制と内閣制の要素が混在し、曖昧な性格となってしまうとされる。

第二章では、臨時約法公布後の政治が不安定であった制度的要因が明らかにされている。臨時約法は、國務總理の設置をもちこみながら、その権限が記載されていないなど、内閣に関する規定がなかった。臨時大總統の國務員任命に参議院の同意が必要とする臨時約法第三四条も、國務總理だけでなく國務員個々に適用され、議会が強大な権限をもっていた。また、臨時約法では、行政府による議会解散権が認められていなかった。初代の唐紹儀内閣、つぎの陸徵祥内閣は、こうした臨時約法に制約され、短命に終わったのであり、ここに事態を收拾しようと袁世凱がのりだす状況が発生した。日本の言論界でも当時、

浮田和民のように、袁世凱政権を支持し、臨時約法の問題点を指摘する意見が存在したのである。

第三章は、正式大總統となった袁世凱のもとで起草され、一九一四年五月に公布された新約法（中華民国約法）について考察している。臨時約法を建国当初の基本法として不適当と考えた袁世凱は、自らの臨時約法増修案を約法会議で審議させ、議会の権限の弱い、統治権を大總統に集中した新約法を制定した。さらに、国会主導で国民党の議員を中心に起草された天壇憲法草案は、袁世凱にしりぞけられた。日本の民間は当時、袁世凱が共和制、議會を否定し、独裁体制化をはかっているところぞつて非難した。これに対し、曾田氏は、『新約法第九章『制定憲法程序』の条文にしたがって、参政院を中心に憲法案の作成が続けられた』のであり、「袁世凱という人物の人格や道義性を問題としないかぎり、新約法は立憲国家形成の途上に位置していた」と主張する（一二二頁）。

第四章では、袁世凱の帝制復活をめぐる日本における官民の対応が検討されている。首相の大隈重信は当初、中国の帝制復活について、日本が関知するところでないと言っていた。だがその後、内閣改造で外務大臣が加藤高明から石井菊次郎に代わると、大隈内閣は帝制復活を試みた袁世凱に対し、その延期勸告を二度にわたりおこなった。民間でも、国民外交同盟会が中心となり、帝制復活への反対運動がくりひろげられた。さらに、護国軍が雲南で蜂起し、独立の動きが西南諸省に拡大してゆくと、日本の政府と世論はそれを後押しし、袁世凱排斥へとむかっ

た。日本は、国体などに関わる中国内政への関与を強めていたのである。こうした日本の動きを報じた『大阪朝日新聞』などの記事は、中国の新聞でも、情報源の一つとして大いに利用されていた。

第五章は、袁世凱の死後、中国政府が直面した第一次世界大戦への参戦問題について論じている。袁世凱政権は日本への配慮もあり、欧州戦争に対し中立を保ったが、黎元洪大總統、段祺瑞國務總理の体制となると、連合国側への参加を協議するようになった。ただ、回復された臨時約法によれば、他国への宣戦には議会の同意が必要であった。政府はまず、ドイツとの国交断絶について国会の同意を得ようとしたが、その提議権の所在などをめぐり、黎元洪と段祺瑞の間にあつれきが生じた。対独断交が国会で承認された後も、宣戦案の審議が停滞状態におちいった。曾田氏によれば、これはいずれも、第一、第二章でふれた臨時約法の曖昧さに起因するものであったという。中国の「民党」に期待を寄せた吉野作造も、この臨時約法がはらんだ問題に思いがおよんでいなかったとされる。

第六章では、参戦後に生じた南北問題をめぐる日本の政治動向、および中国の新聞報道がとりあげられている。参戦を決めた北京政府に対し、臨時約法にもとづく手続きをふんでないと反発する形で、広東軍政府が成立した。ここに生じた南北間の対立は、日本の対中国政策や言論から大きな影響をうけたという。大隈内閣後に成立した寺内内閣は、不干渉政策をかかげつつ、北京の段祺瑞を支援する「援段政策」をとったが、ゆきづ

まりをみせ、のちに「南北調停」へと方針を変更した。『大公報』や『申報』など中国の新聞は、この対中国政策にまつわる日本人の論議を逐次報道した。それらの記事の中には、日本が自国の政治と安易に重ねあわせ、中国の「官僚派」を批判し、「南方派」や「民党派」に声援を送る風潮があることを難じたものもあった。

第七章は、中国の南北問題に対する日本の新聞、および学者の見解を考察している。当時の代表的な新聞の一つであった『大阪朝日新聞』は、南方を支援した大隈内閣を評価する一方、「援段政策」をとった寺内内閣をきびしく批判した。『大阪朝日新聞』の南方勢力支持は明確で、寺内と段祺瑞とともに反動とみなすなど、国内の内政と中国問題を結びつけた論調を展開した。また、吉野作造も、南方勢力の将来性を高く評価し、その支援に傾いていた。総じて南方勢力に軸足を置いていた吉野であるが、しだいに南北妥協論へと接近し、臨時約法が統合実現の障害になつていと認識するにいたつた。南北問題が論じられる中、臨時約法の欠陥は、日本の議会や新聞で指摘され、その作成に関与した副島や寺尾自身も認めるようになったのである。

以上、本書の概要をごくおおまかに紹介したが、はじめに述べたように、一九一一年以降の中国の政治変動を、南方中心の革命史でなく、それぞれ立憲国家確立をめざした南北のせめぎあいとして描いているのが分かるであろう。憲政をすすめてゆく上で、大きな問題となつたのが、臨時約法における規定の曖昧さであった。日本の言論について、北京政府を支持する側が、

基本的に内政不干渉の立場をとつたのに対し、南方支援者は日本の積極的な関与を唱え、アジア主義的な傾向を帯びていたという指摘は、たいへん興味深い。多くの知見をえた本書の内容に関し、評者は正直なところ、まったくの門外漢であるが、最後に一つ、気になった点を述べて本書評の責をふさぎたい。

それは、前著で中国の憲政導入を考える上で重要とされた中央と地方の関係について、本書ではほとんどふれられていない点である。しかし、たとえば、国会が回復し、一九一六年九月五日より開かれた憲法会議では、「省制」について、憲法に記載すべきとした国民党系の憲政商榷会と、それに反対した旧進歩党の人士からなる憲法研究会の議員が対立し、表決をめぐり暴力沙汰がおきるなど、中央と地方のあり方が大きな争点となつた。また、この憲法会議にあわせ、李大釗や高一涵が創刊した『憲法公言』でも、憲法における地方自治の規定が論じられていた。のちの連省自治運動を考える上でも、この時期の中央と地方をめぐる論議は重要である。前著との関連からも、本書で天壇憲法草案以降における中央・地方問題についての具体的な分析があつた方が、よかつたのではないかと思つた次第である。

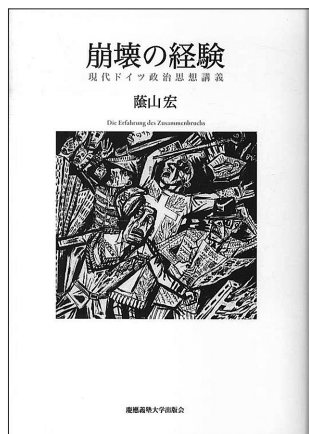
(むとう・しゅうたろう／東アジア思想史)

『崩壊の経験——現代ドイツ政治思想講義』

(蔭山宏、慶應義塾大学出版会、二〇一三年)

川合全弘

本書は、著者の前作『ワイマール文化とフアシズム』（一九八六年）と同様、確立された思想を対象とし、その歴史的な由来や展開を追うという、通常の政治思想史的方法を採らず、むしろ明確な思想に形成される以前の「経験の層位」に着目するという、異色の方法論に立つ政治思想研究である。他方で本書は、前作と異なり、「学術書」でなく「講義録」のスタイルを



採る。「後書き」には、このようなスタイルでの出版が著者自身の計画によるものでなく、編集者の勧めによるものである旨が述べられている。しかし、たとえ直接の機縁がそうであったにせよ、評者には、異色の方法論と講義録のスタイルとが、あたかもそれが必然であるかのごとく調和している、と感ぜられる。二作を比較すると、前作で直接の主題とされた「ワイマール体制崩壊の心的、精神的層位」（前作、一一頁、傍点は評者が、本書では市民性の崩壊という、初期近代にまで遡る拡大された枠組みにおいて考察されとともに、論述のスタイルが学術書から講義録へと変更された。このスタイル変更の意味は、単に学術書の難解な内容を一般読者向けに平易に説くことに尽きないように思える。前作と比べて本書はたしかに読み易い。しかし卑見では、本書における主題の拡大とスタイルの変更とは、むしろ著者独自の方法論が自由に自らに相応しい形を得たことの表われであり、読み易さはその効果でもある。この直観を手掛かりに、以下では、第一に方法論についてやや立ち入って考察し、第二に「崩壊の経験」およびそれと一対をなす「経験の崩壊」という本書の主題を要約し、第三に方法論との関連における講義録スタイルの意義について推測し、最後に愚問を一つ述べることにしたい。

「経験の層位」に着目するという著者の方法論は、本書と前作とがひとしく対象とするワイマール期ドイツにおいて、〈政治的なもの〉の溶解と拡散という動向が趨勢となった、という時代認識に基づく。著者によれば、〈政治的なもの〉が明確な

形象を成さないまま、制度化された政治の領域を超えて諸々の他領域へと拡散したために、いわゆる政治の理論や制度を見るだけでは、なぜファシズムが勢力を成したのかという問題を含め、この時代における政治の実態は見えてこない。〈政治的なもの〉の溶解と拡散は、著者において、文化と社会の全体を覆うより大きな歴史的動向の一環として捉えられており、その判断から、政治に直接携わる人間のみならず、芸術家から大衆に至るあらゆる同時代人にまで対象を広げて、彼らの「経験の層位」を考察するという本書の方法論が導かれる。

ワイマール期に多くの人びとによって共有されたその「経験」の内容を、著者は「市民性の崩壊」と呼ぶ。「市民性」とは、人間性についての市民的な理想像、市民的な社交や政治の形式、市民的な職業像とその身分的、階級的利害など、およそ市民的なもの的一切を包括する概念である。本書は、この市民性の古典的な形象を、一旦、カントによって哲学的に基礎づけられ、ゲーテやシラーにおいて芸術的表現を得た「普遍的人類の理想」（本書、二二〇頁）にまで遡って示すとともに、世紀転換期以降におけるその崩壊の経験を数多くの証言を通じて跡付ける。その際、このような精神的動向を、①英仏との対比を通じて明瞭となるドイツの市民性の固有性（教養市民層という独自の存在形式とその市民理念の反西欧的偏向）に即して比較文化史的に把握するとともに、②資本主義の高度化に伴う市民社会の変容（ブルジョアジーと新旧中産層とへの市民層の分解、「市民」の消滅と「大衆」の登場）と関連付けて把握する点に、本書のいま一つの

方法論的特徴がある。著者は、①に関して主にウェーバーの宗教社会学とエリヤスの文明化論とに依拠し、②に関してジンメルの社会学に影響を受けた（一九二〇年代の世代）の知識人たち（ルカーチ、ブロッホ、アドルノ、クラカウアー、ベンヤミン）の社会文化史的方法を援用する。本書における社会文化史的方法は、決定論的に硬直した見方でなく、むしろ現実の「多層性」に目を配り、現実を諸層が互いに条件論的に規定し合う微妙な連関として把握する柔軟な見方である。ベンヤミンを引用しつつ、カントに見られる「初期近代人のヒューマニティの意識」と当時の貧しい生活との密接な関連を指摘する、次の味わい深い一文は、この柔軟性を示す好例かと思われる。「初期近代人のヒューマニティの意識は、……生きるということが自然によって制約されて生きること、数限りない制約のもとで不便に生きるということを当然のものとして受け入れていた時代、その限りで民衆も教養市民層も『制約のある貧しい生活』を共有していた時代……の産物であった」（三三二頁、傍点は著者）。さて初期近代に成立したこのような古典的市民性の崩壊という事態が、ワイマール期ドイツにおいて人びとにどう経験されたかが、本書の主題を成す。この「崩壊の経験」という主題は、本書において巧みな仕方であらうに「経験の崩壊」へと変奏される。言い換えれば、「市民性の崩壊」という包括的な出来事が「経験の層位」において「市民的な経験能力の崩壊」として捉え直される一方で、それが含み持つ否定的な面（「経験の貧困化」と歴史意識の消失）と肯定的な面（「動態性」に対する現代的

な知覚の誕生」との両方において、「崩壊の経験」の行方が追究されるのである。

「経験の崩壊」の否定面は明白であろう。それは、生活の中で遭遇する様々な出来事を自らの人格へと統合する能力が人間から失われること、その結果、人生が瞬間的で断片的な事象の偶然的寄せ集めへと砕け散ってしまうことを意味する。著者は、ベンヤミンに依拠して、市民的な経験能力の原型を工場労働以前における職人の手仕事に見る。そこでは、人間が自らの「身体のリズム」に合わせて道具を用いること、そして対象に働きかけつつ対象を理解する持続的で蓄積的な形式において働くことが可能であったものの、「人間が機械を使うというより、機械が人間を調教する」（二〇六頁）高度資本主義の時代には、時間の極限的な短縮化が追求されるため、時間をかけるほどに技術が練られ、人間が熟するという意識、すなわち経験能力が決定的に害^{そこな}われる。

しかし「経験の崩壊」は他方で肯定面をも併せ持つ。それは、言わば生活環境の変化に対応する人間の知覚の変化の表われであるから、経験能力の衰弱の反面で、瞬間的なものへの鋭敏な感受性を新たに育む。こうして「経験の崩壊」とともに生まれる現代性^{モデルニテ}の意識とは、「経験が成り立ちがたいと感じる意識」（序論、二三頁）であると同時に、「『一時的なもの、移ろいやすいもの、偶発的なもの』への感受性」（二四六頁）であり、より積極的に言えば『すべてを新しくみる』……〈始まりの意識〉」（二七八頁）でもありうる。それは、もはや誰の目にも虚構とし

か見えない市民的世界を脱却して世界を新しく始めることを可能にするかもしれない、あるいは歴史も文化も成り立たない荒廃の世界を招来するかもしれない、それ自体両義的な可能性を孕む意識である。

本書の大半は、「経験の崩壊」のこの両義性を考察することにあてられている。それは、現代性^{モデルニテ}の尖鋭な自覚者たち（ボードレー、ジンメル、一九二〇年代の世代）の知識人たちの思索に関する考察から、一連のモダニズム芸術（印象主義、表現主義、ダダイズム）に現れる現代性意識^{モデルニテ}の解説を経て、この意識に対応する政治の理論や実践（シュミット、マンハイム、ティリツヒ、シュトラウス、保守革命派、ファシズム）の考察にまで及ぶ。これらの考察に際して著者の共感はおそらく、ティリツヒやベンヤミンらに共通する「状況化的思考」（二二〇頁）ないし弁証法的思考に向けられている。すなわち、「経験の崩壊」からの逆戻りが不可能であることを自覚し、この崩壊状況に徹底して内在する中から建設的な方向を見出そうとする思考がそれである。とはいえ、そのような思考法の成否に関する著者の判断は、多大の留保を含む。「経験の崩壊」の只中で経験^{モデルニテ}を良く導くことの逆説性と困難さを、著者が自覚するゆえであろう。

さてこの自覚が本書の講義録スタイルと深い関わりを有するように思われる。以下の議論は全て評者の推測に基づく。卑見では、「経験の崩壊」によって生まれた現代的状況に対する著者の実践的な立場は、現代性^{モデルニテ}のそれではなく、経験のそれである。言い換えれば、「経験の層位」に着目する著者の方法論は、あ

くまで経験を良く導こうとする実践的な関心と結びついている。「崩壊」のあと——「おわりに」と題された本書第四部がレーヴィットとアドルノにおけるヘーゲルの古典的な教養論と経験論との立ち戻りを論じていることは、それを示唆する。とはいえ今日、この経験はもはや初期近代においてありえたような「調和の経験」でなく、むしろ「崩壊の経験」たらざるをえない。おそらく著者が目指すところは、避けがたい崩壊を成り行きに任せるのではなく、「状況化的思考」を通じてそれを良き経験へと止揚することにある。その困難さについての理論的な認識にもかかわらず、著者は教育者としての実践的な立場においてそれを目指す。本書が学術書でなく講義録であることは、本書における著者のこの立場選択に基づく。著者の見るところ、ワイマール期ドイツにおける「崩壊の経験」は、我々日本人の、ことに西暦「二〇〇〇年前後」における日本社会の大変化（五四〇頁）を肌身を感じた若い世代の経験でもある。もしそうであるなら、「状況化的思考」は、ペンヤミンらの思考法の特徴を把握するための学術的な概念としてのみならず、我々自身の思考を導くべき知恵としても役立つはずである。著者にとつて講義とは、まさしくこの知恵を触発する教育的実践であり、「経験の層位」への着目から出発した著者独自の方法論は、ここに教育方法論として結実する。「状況化的思考」の教育論的意義を説く次の一節は、このことを示唆するように思われる。

『教育』においては『状況』を与えること、あるいは『状況』をフィクションとして与えることが重要である……。あるいは

自らの内面に『状況』を作り出す訓練（これこそが教育の要諦である）において学問の果たす役割も無視できない」（二二二頁）。

最後に、一つ蛇足を加えたい。なぜ本書はハイデガーを考察の対象としなかったのだろうか。本書には、ハイデガーへの言及はあるものの、まとまった考察は見られない。管見では、形而上学への根本的な批判を敢行したハイデガーこそ、ワイマール期ドイツにおける「市民性の崩壊」をその哲学的な深みにおいて経験し、経験を良く導くことの困難さを一身に具現した思想家である。本書は、往々ハイデガーと関連付けて論じられるシュミットとユンガーについて、彼らの「経験の層位」への着目を通じて、普通なら見落とされがちなそれぞれの現代的側面（前者については「真剣さの世界」の強調の背後に見え隠れする「興味深い世界」への審美的傾倒、後者については極度に尖鋭化した「動態性」の意識の発現）を巧みに浮き彫りにする。また本書は、アレント、レーヴィット、アンダースという、ハイデガーと深い関わりを持った人びとを取り上げてみている。本書に登場する知識人は主な者だけで三十数名に上る。そうであるだけに、本書におけるハイデガーの不在にはなおさら意味があるように思える。ハイデガー哲学における「社会科学への接続可能性」の欠如（四九二頁）ゆえなのか、あるいは本書の教育論的趣旨に馴染まないからなのか、気になるところである。

（かわい・まさひろ／ドイツ政治思想史）

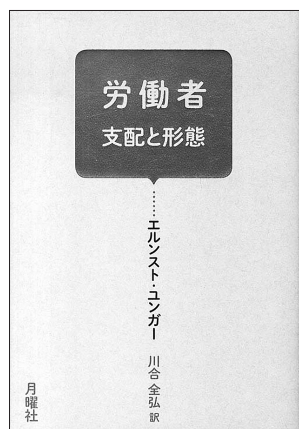
『労働者——支配と形態』

(エルンスト・ユンガー著、川合全弘訳、月曜社、

二〇一三年)

大竹弘一

本書は二十世紀ドイツを代表する作家エルンスト・ユンガーの名著である。原書の出版は、ナチスの政権奪取が数カ月後に迫っていた一九三二年九月。それは同年の終わりには第三版が刷られるほど注目を集め、ヴァイマル末期の危機の時代を象徴する著作の一つとなった。もともと、この本自体が当時の世論



や政治状況にそれほど大きな影響を与えたわけではない。むしろこの本に対する人々の反応は、少なからぬ当惑を含むものであったようにも見える。その理由は、右翼的とも左翼的とも受け取れる本書の両義的な性格にある。

言うまでもなくユンガーはヴァイマル保守主義を代表する右派の思想家であり、第一次世界大戦の前線兵士たちによる戦友愛の経験が刻印された『労働者』の集団主義的傾向は、ナチスの全体主義国家を予示していると捉えることもできる。ユンガー自身は積極的に政治にコミットした人物ではなく、ナチス政権に対してもその当初から批判的に距離を取り続けた。にもかかわらず、例えばW・ベンヤミンがユンガーに「ドイツ・ファシズム」の典型的なイデオロギーを見出したように、彼の思想がナチスと親和的であることは否定できない。

しかし他方、『労働者』で待望されているのは、旧来の「市民」に代わって「労働者」が主役となり、「労働計画」が支配する新たな時代の到来である。それは一見、社会主義的なユートピアの構想にも見えるのである。それゆえ、ユンガーの友人であったエルンスト・ニーキッシュは『労働者』に自らの「ナシヨナル・ボルシェヴィズム」の理念を見出し、オスヴァルト・シュペンGLラーもこの本にはロシア革命の過大評価が見られることを指摘している。このように左翼的な印象を与えるこの本の外観ゆえに、ナチスの機関誌『民族的観察者』^{『フョルク・アンシャウング』}の書評からも、「頭部銃撃」といった脅しを含む攻撃的な反発を受けることになるのである。

実際、本書を執筆した三〇年代初めの頃のユンガーは、単なるドイツ・ナシヨナリズムの立場を離れ、旧来の国民国家を克服しようとするグローバルな思考へと歩みを進めていた。彼によれば、今日の世界は「帝國的空間」（三七九頁）への移行の途上にある。つまり、ナシヨナリズムや「国民民主主義」は、いまや「全地球的な」規模をもった来たるべき「労働国家」に向けて転回しつつある（三〇六頁、と。とはいえ、ここでユンガーが考えているのは、労働者の国際的連帯といった社会主義的インターナシヨナリズムの思想とはまったく別のことである。本書で言われる「労働者」とは特定の社会階級のことではないし、彼の期待する「革命」はプロレタリアートによる共産主義革命ではない。近代の市民社会やその個人主義の解体のなかから生まれてくる労働者の「形態」とは、「根源的なもの」との関係を持った超個人的な共同性の形象にほかならない。ただしユンガーの場合、近代的市民生活に対するこうした反発は、十九世紀末以来のドイツ青年運動のような古代世界への憧憬や自然回帰と結びつくわけではない。むしろ彼は近代の技術時代を強く肯定し、まさに技術を「全体的革命」の手段とみなすのである（二二三頁）。「技術は労働者の形態が世界を動員する方法である」（二九七頁ほか）という主張に見られるように、この『労働者』は彼の技術崇拜が頂点に達した著作なのである。

技術は労働計画の遂行を可能にするに先立って、まずは旧来の市民的世界を徹底的に破壊する。この技術発展の破壊的帰結を顕わにしたのが、ユンガー自身が前線兵士として参加した第

一次世界大戦の「物量戦」であった。本書で戦争のイメージが絶えず呼び起これることから分かるように、彼にとつては現代戦の戦場こそが今日の技術的世界の母型をなしているのである。そのうえでユンガーは戦場の風景を、現代の都市と大衆社会の風景に重ね合わせる。今日の都市に見られるのは「物量戦の風景の再現」（二四八頁）だというのである。大都市における機械の運動や速度を増していく交通は、戦争にも匹敵する犠牲者を生み出す「一種のモロク」（二二五頁）として、死と危険を人々の身近なものにしている、と。

このように一種の戦場となっている現代の都市生活においては、旧来の市民文化の解体の徴候が至る所に見出される。ユンガーが挙げるのは、「人格」や「個性」といった市民的個人の価値の消滅である。つまり個人はそのかけがえのなさを失い、「代替可能」（一九〇頁）な存在へと還元されつつある。いわばユンガーはベンヤミンとそう変わらぬ仕方、大衆社会における「一回限りの体験」（二六八頁ほか）の喪失を問題にしているのである。それを典型的に示すのが、都市の人々の表情が「男性の場合には金属的な印象を、女性の場合には厚化粧の印象を呼び起こす」ような「仮面性」を帯びるといった観相学的な変化であり（一五四頁）、かつての身分的および市民的衣装に代わる「制服」の役割の拡大であり、演劇のような「個人」ではなく、「類型」を表現するようになった映画俳優にほかならない（二七一頁）。こうして個性や一回性が消滅するにしたがって、個人はいわゆる「類型人（タイプ）」へと還元されていくのである。

ユンガーはこうした動向を決して否定的に評価しているわけではない。まさにそのような「類型人」の出現こそが労働者による新時代への道を開くからである。たしかに今日の世界はこれまででの価値がすべて崩壊した「没落の劇」の様相を呈している。しかし技術がもたらすこの雑然とした「作業場風景」は、単なる荒廃ではなく、来たるべき世界に向けた「移行風景」でもある(二一七頁)。「大衆と機械の時代は、台頭しつつある帝国のための巨大な工廠の様相を呈しており、この帝国の側から見るならば、どんな没落も、望ましいものとして、準備として映じる」(九八頁)。

ハイデガーは技術によるこうした「砂漠化」をニヒリズムの極致とみなしたが、ユンガーにすればこのような荒廃こそがニヒリズムを克服する来たるべき時代への第一歩である。したがって、ユンガーにとって第一次世界大戦の破局は、同時期に出版されたエーリヒ・レマルクの『西部戦線異状なし』(一九二九)におけるような単なる喪失経験を意味するわけではない。ユンガーは戦場というディストピアの只中で、同時にユートピア的な次元が開示されるのを見て取るからである。物量戦という「鋼鉄の嵐」をくぐり抜ける兵士たちは、技術と速度がもたらす新時代を自らの身体によって感じ取るのである。

こうした暴力的な衝撃の経験がユンガーの美学的モダニズムを特徴づけているということはすでに再三指摘されている。例えばカール・ハインツ・ボーラーはこれに関して、ユンガー自身の戦場体験よりも、ボードレールを始めとするモダニズム芸

術、および同時代のアヴァンギャルド芸術との繋がりを強調している(Karl Heinz Bohrer, *Die Ästhetik des Schreckens*, München/Wien 1978)。またジェフリー・ハーフは、ユンガーが単なる近代主義者ではなく、テクノロジーや機械の運動に美を見出すような技術崇拜と結びついた非合理主義者であったことを指摘している『保守革命とモダニズム』岩波書店、一九九一年)。とはいえ、ユンガーの述べるショック経験にフアシズム的な「政治の美学化」が見られることを指摘するだけでは十分ではない。彼は技術がもたらすショックのうちに、人間の新たな知覚の発展を見出そうとしているからである。ここからポール・ヴィリリオやフリードリヒ・キットラーらが指摘して以来、近年特に注目されているユンガーの「メディア論的な」射程が出てくることになる。

すでに『鋼鉄の嵐の中で』(一九二〇)を始めとするユンガーの戦争著作では、第一次世界大戦の兵士たちが戦場で体験した奇妙な知覚変化が証言されていたが、一九三〇年前後の著作においては、まさにこれが大衆社会のメディア技術とともに出現する新たな知覚の可能性とみなされている。そして『労働者』では、この新たな知覚、つまり新しい仕方での「見る」こそが、革命を実現するとされるのである。問題なのは「労働者の形態」を「目に見えるようにすること」であり(八頁)、「形態を見ること」はまさに「革命的な行為」なのである(五〇頁)。このように新しい仕方での「見る」ための革命手段となりうるのが、ユンガーの偏愛する写真というメディアである。実際彼

は本書と同時期に、自らの視覚論を実践するかのような多くの写真集の編集・解説に関わっていた。ユンガーにとって写真の革命性は、それがいかなる情念や感情にも影響されずに、従来の人間の視覚では捉えられない隠れた現実を可視化できるところにある。それはいわば「視覚的無意識」(ベンヤミン)を記録できる手段なのである。カメラの「人工の目の無情で冷酷な眼差し」(二六二頁)は、人間を単なる物理的客体として観察することを可能にする。この新たな技術によって、人はショックや苦痛を冷静な仕方で受容できるよう訓練されるのである。

第一次世界大戦の前線兵士を見舞ったのは、まさにこれと同じような知覚経験である。ユンガーは先の戦争著作において、戦闘のさ中に自分の身体がすでに死んだ物質となったかのような超現実的な感覚を抱いたことを伝えている。それはただの陶酔ではなく、ある冷静さを伴った奇妙な脱自的経験にほかならない。兵士たちは死の危険のなかにあって、ショックや苦痛に対する意識の武装を習得したのである。彼らは「自己保存本能の限界を超えて」、「肉体を純然たる道具として扱う」ような「醒めた、金属的とも言うべき極度の冷淡さ」を身に付ける(二四一頁)。ユンガーにとって第一次世界大戦の意義は、自らの苦痛とショックを冷徹に見つめることのできる武装した兵士―労働者を生み出したところにある。大都市の群衆の「電気メッキを施した」ような「金属的な」相貌は(二四二頁)、いまや人間がそのように武装した「類型人」に変貌しつつあることの徴候である。技術は破壊と解体のショックをもたらすだけでなく、

自らの身体の破壊さえも客観的に受け止める機械化された人間たちを作り出すのである。

ユンガーの描くこの知覚経験は、単にトラウマ的な体験に対する防衛機制にすぎないのだろうか。つまりそれは、クラウス・デーヴェライトが論じているように、自らの男性的な身体との統合を身体の機械化によって守ろうとする男性妄想の現れ(『私たちの妄想 I・II』法政大学出版局、一九九九/二〇〇四年)、あるいは、アンドレアス・ヒュイツェンが指摘しているように、ショックを美学化することでその衝撃を弱め、そこに開示されるはずの無根拠性の深淵との対決を回避する結局は「非モダニズム的な」逃避行動にすぎないのか(Andreas Huyssen, *Twilight Memories*, Routledge 1995)。それともそれは、速度と暴力性を増しながら発展していく技術社会の知覚変容を理解するための新たな視座を提供しているのか。いずれにせよ、それが二十世紀にテクノロジーやニューメディアによって開かれた現代の知覚空間についての重要な一証言であることは確かである。

ユンガーのこの武装された視覚は、植物や昆虫、そして鉱物のような無機物の観察に傾注した彼の自然研究の眼差しにも繋がっている。さらに、そうした視覚を通じて発見される「形態」とゲーテの「原現象」の概念との関係など、追究すべきテーマは多岐の領域に広がっていく。かねてから多くの人々の興味を惹きつけてきた著作でありながら長く邦訳が存在しなかった本書がようやく日本語で出版されたことは、ユンガーの思想の全体像を明らかにするのに大きく貢献し、なお手つかずの部分がある

多い日本のユンガー研究の本格的な端緒を開くことが期待される。訳文は独特の概念や晦渋な文章が平易に訳されており、ユンガーについての予備知識を持たない人にも読みやすい。この難解な著作の翻訳を成し遂げられた訳者の熱意と労力に深い敬意と謝意を表したい。

(おおたけ・こうじ／近現代ドイツ政治思想)

書評

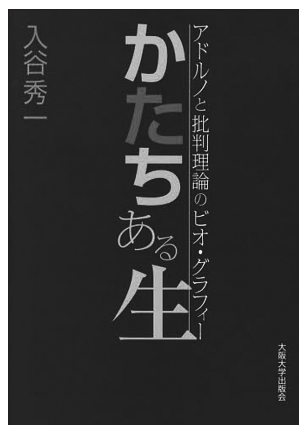
『かたちある生』

——アドルノと批判理論のビオ・グラフィー

(入谷秀一著、大阪大学出版会、二〇一三年)

麻生博之

本書は、フランクフルト学派の第一世代を代表する一人Th・W・アドルノ、またその第三世代の旗手A・ホネットの思考をおもな対象として、著者がこの数年のあいだに発表してきた諸論考をまとめた論集である。その内容についてひと言でいえば、アドルノにかんしてはとりわけ「美学」、ホネットについては「承



「認論」を中心に、近年の研究動向にも積極的に目配りをしながら、彼らの理論の可能性について批判的になかたで探り出そうとした思索の集成といえる。

ただし、こうしたさしあたりの紹介のしかたは、やはり粗雑にすぎるのであろう。本書で論じられていることがらは実際にはずっと広範囲に及んでおり、各論考ではごく多様な論点がとり扱われている。たとえばアドルノのテクストについても、『美学理論』はいくつまでもなく、『啓蒙の弁証法』や『否定弁証法』さらに『ミニマ・モラリア』等にも焦点があてられており、アドルノの多様な思考の領域が広く考察の対象となっている。またホネットの承認論にかんしても、近年のその展開について跡づけられているばかりでなく、環境倫理をめぐるアクチュアルな論点との関連のうちにその意義が検討されているなど、広範な論脈において考察が行なわれている。さらには、生命操作技術の進展をめぐる生命倫理学上の問題をめぐり、ハーバーマスとヨナスの思考にそくして検討を加えた論考も収められている。このように本書はごく多様な論点を扱ったものであり、論集というその性格からしても、全体を通じてなにか確固たる視点を提示したり、堅固な立論を試みたりしようとする一書ではない。しかし、にもかかわらず本書には、全体をゆるやかに貫くいくつかの問題関心と論点が明確に存在していると思われる。それらのうちで、おそらくもっとも明示的であるのは、本書のタイトルに示されているとおり、「かたちある生」および「ビオ・グラフィ」という事がらに関わる論点であらう。つまりとり

わけ、広義での「伝記（ビオ・グラフィ）」および「自伝（オート・ビオ・グラフィ）」という言葉のあり方についての、それを成り立たせている社会的・政治的な要因や、そこに孕まれる問題と可能性とをめぐる強い問題関心であり、そしてまたその前提としての、「生（ビオス）」ないし「生活史（ライフ・ヒストリー）」のあり方にかかわるさまざまな論点である。「生」が共時的・通時的な他者たちとの関わりの中で不可避的にまとうことになる「かたち」——形態・規定・形式・形象・表現・文、等々——をめぐる問いへと収斂することにもなるこれらの論点については、後ほどあらためて言及したい。ここではまず、各論考を原型とするそれぞれの章の内容について、ごくかいつまんだかたちで紹介しておきたい。

まずはじめの二つの章では、アドルノとその思想形成に大きな影響を与えた先行者——ここではワグナーとニーチェ——との関係が考察される。第一章「全体性の幻想」では、アドルノにとってワグナーが、（しばしば指摘されるように）「批判すべき社会的対象」であつたと同時に、あくまで「肯定すべき美的形象」でもあつたこと（四二頁）が、いくつかの論点にそくして論証されている。第二章「生の肯定か否定弁証法か」で問題となるのは、ニーチェに対するアドルノの微妙な関係である。ここでは、とくに両者のワグナー論についての分析を媒介としながら、アドルノにとってニーチェが、「非同一的なもの（比類なき代弁者）」という意味ですぐれた導き手であつたとともに、「生の肯定」を強く打ち出す点で批判の対象であり続けた

こと、そしてそこには「二、三、チエを模倣することへのアドルノの抵抗」(九二頁)を読みとるべきであることが説かれている。続く三つの章では、アドルノの思考そのもののあり方にかかわるいくつかの論点がとりあげられる。まず第三章「アドルノの『自然史』について」では、アドルノの思考において重要な鍵概念の一つとなる「自然史」の概念を立ち入って分析することを通じて、アドルノの哲学的思考、とくにその独特な修辭的文体の狙っているものが、「移ろいやすさの経験」(二一八頁)へと読者を仕向けることであったことが主張される。第四章「知識人の住まう風景」では、アドルノの文体をめぐるさらなる考察が、一種の「知識人論」の分析を介して行われている。具体的には、サイドによるアドルノへの積極的評価を背景としながら、『ミニマ・モラリア』、ハイデガー批判の書『本来性という隠語』などの分析を通じて、アドルノにとって知識人の役割が、いわば「居心地の良さ」と格闘し、「社会的な不協和音」を表現する点に見いだされていたこと、そしてその著述のスタイルもそれに対応したものとなっていたこと(二五九頁)が示される。そして第五章「震える理性」では、アドルノのカント論と美学とが考察の対象になる。ここではとくに、アドルノの多岐にわたるカント論のひとつの核心が、美学をめぐる議論のなかでの『判断力批判』の批判的受容、とりわけその「崇高」論の組みかえにあったことを明らかにし、そのことによつて『美学理論』の射程を探り出すことが試みられる。

第六章以降の四つの章では、ホネットの承認論にかんする考

察を中心に、社会哲学・倫理学にかかわるいくつかのアクチュアルな論点をめぐって議論が展開される。まず第六章「非同一的なものの承認」では、ハーバーマスによるアドルノ批判をふまえながら、ホネットの承認論について、「アドルノとハーバーマスの間にある方法的な対立そのものをいわば「止揚する」(二二七頁)ことを意図したものとして位置づけ、その実質と意義がアドルノの思考の批判的受容という面から整理される。続く二つの章では、生命倫理学と環境倫理学にかかわる論点について、「生活史」をめぐる一種の時間論的な視点から考察が加えられる。第七章「生命倫理の時間論」では、生殖プロセスへの人為的介入等のさまざまな生命操作をめぐり、それを批判するための視座として、ハーバーマスとヨナスの議論が考察され、とくに後者の思考から導出しようとするような、世代間の関係に裏打ちされた生活史のあり方、いわば「非対称的なもの同士の時間的なつながりの共同性」(二五二頁)をめぐる視点に積極的な可能性が見出される。第八章「非同一的な時間の承認」では、「環境」を「多様なライフヒストリーが重層的に交錯しうる場」(二七五頁)として規定したうえで、ホネットが『物象化』で導入した承認概念に依拠しながら、「質的に異なったライフヒストリーを有するもの同士の相互承認」(同)を模索する視座を環境倫理学のうちに導入すべき旨が論じられている。そして第九章「制度の道徳的基礎づけは可能か」では、あらためてホネットの承認論そのものの現在の展開に焦点が当てられる。ここでは、ホネットの近著『われわれの中のわたし』所収の論文「イ

デオロギーとしての承認」の詳細な読解を通じて、相互承認、とくに「連帯」としてのそれと諸々の社会的制度との関係が批判的に考察される。

最後の二つの章では、広義での「伝記」および「自伝」という言説のあり方をめぐる論点が直接的な主題となる。第十章「何が「君自身について物語れ」と命じるのか」では、一方で、自らの生活史を統一的・連続的なものとして描き出そうとする自伝のあり方が、「生政治（ビオ・ポリテイク）」によって要請されるものであることを指摘しながら、他方では、J・バトラーの思考もふまえて、自伝が始原的には他者からの呼びかけへの呼応であるとともに、また他者への呼びかけでもあることを示し、アドルノやサイードらの視点を介しつつ、自伝の可能性についても考察が加えられる。最終章となる第十一章「アドルノとは誰か」では、ふたたびアドルノの思考と文体そのものに焦点があてられ、『啓蒙の弁証法』におけるオデュッセウス論のうちにアドルノ自身の一種の自画像を読み解きながら、芸術のあり方をめぐる『美学理論』の議論をもふまえて、いわば課題としての伝記の可能性が考察される。

こうして各章のポイントを粗描したかぎりでも明らかなように、本書では、多様な論点が広範な領域にまたがるかたちでとりあげられ、新鮮で大胆な問題提起が各所に散りばめられている。そのこと自体、すでに大きな魅力といえるが、本書のインパクトはむしろそのことには尽きない。たとえばアドルノ研究にかかわる限定的な観点からしても、ごく初期のものも含めて、

（通常それほど言及されない）さまざまな芸術論、とくに音楽論にかんするテキストが丹念に読み解かれ、多面的なしかたで考察がなされていること、またアドルノの思考の内実と意義を考察するうえで、とりわけその文体ないし著述のスタイルそのものが焦点化され、くりかえしその意味や効果が検討されていること等、本書の特色は枚挙にいとまがない。またホネット研究という面からしても、その承認論について、比較的早い時期の思考から（未邦訳の近著における）最近の展開にいたるまで広く分析が加えられており、その理解を深めるうえで有益である。さらに、環境倫理にかかわる論点への接合が試みられるなど、その応用の可能性を考えるうえでも示唆的といえる。

そして、本書の魅力となるのは、フランクフルト学派研究にかかわるこれらの点だけではない。特定の思想研究という枠を超えて、本書には興味深い点がさまざまに見出しうる。それらのなかでもおそらくすぐれて刺激的であるのは、この評で先に、本書全体を貫く明示的な論点のひとつとして指摘しておいた点、つまり「伝記」および「自伝」をめぐる問題設定と分析である。『ひとはなぜ伝記（Biographie）を書くのだろうか。また、なぜそれを読むのだろうか』（三四七頁）。たとえばこのように問いをたてながら、筆者はまず、伝記や自伝という言説が社会的・政治的な圧力のもとで、あるいは「各人の生活史を共有可能なものへと範疇化し、社会的な管理下に置く」とする生政治（三二三頁）によって生み出されていることを、そしてさらに、その前提として想定されるような一貫した連続的な生というも

のが幻想であり虚偽であることを、くりかえし批判的に論及する。しかし他方で、筆者はまた、共時的にも通時的にもさまざまな他者たちとの関わりのうちにあるわれわれの生において、伝記・自伝への欲望が拭いがたく存在することを重ねて主張しながら、なおその意義と可能性を——いわば「個人の生活史が抱える断片的な性格」(三二八頁)を露呈させようとするものとして——探ろうとする。伝記および自伝という著述のあり方をめぐるこのような問題設定と(本書ではひとまずアドルノのテクストを中心にしてなされた)分析はおそらく、これから本格的に思考されるべき、生と言説をめぐる社会哲学的な問題領域を拓くものといえるように思われる。本書でいったんとりまとめられたアドルノとホネットの思想研究のさらなる進展とともに、そうした問題領域をめぐる徹底した思索が、筆者によって今後さらに展開されることが期待されよう。

(あそう・ひろゆき／哲学・倫理学)

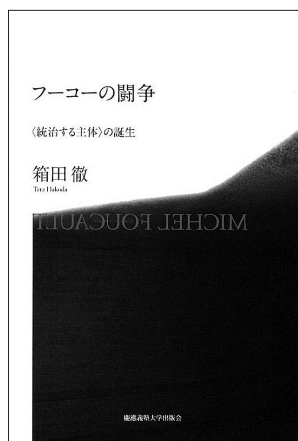
書評

『フーコーの闘争——〈統治する主体〉の誕生』

(箱田徹著、慶應義塾大学出版会、二〇一三年)

重田園江

ミシェル・フーコーは、とても論じにくい思想家だ。このことは、彼が書き遺した文章だけでなく、評伝や証言によって知られるその生涯、そして記録された発言や活動によって引き起こされる。フーコーの思索の跡をたどっていくと、それがどうしようもなく魅力的であるがゆえに、彼について「論じる」ということが難しくなってしまうのだ。



それでも、ある時期、ある作品だけを切り取って、そこでの議論の整合性や方法的選択、またその現代的な射程といった事柄を論じるならからうじてできる。ところが、彼の諸作品に筋道をつけて整理し、根底に流れる一貫したテーマのうちに多様な思索の歩みを収めようとする、とたんにそれが不可能に近いことを思い知らされることになる。

というのは、それぞれの著作の内部にわけ入り、そこで主張されていることに忠実であるとなると、著作間のつながりが見えにくくなってしまふのだ。逆に、共通するテーマや鍵概念によつて整理を試みると、今度はひとつひとつの作品をきわめて単純化された図式の中に押し込むことになる。それぞれの著作でなされるユニークな考察の数々を犠牲にしなければならぬからだ。

フーコーについて何か腰を据えて書こうと試みたことがある人なら誰しもぶつかる、この壁にどう対処したらよいのか。私自身まだその答えが出ておらず、だからこそそういった作品を書けないまま四十代後半になってしまった。この難しさに対して、本書で箱田氏は最善の応じ方をするために苦闘されたと推察する。そして本書は、ぎりぎりのバランスでその試みを成功させている。そのことが、本書を最後まで読ませ、書物にとつて何より重要な「読者についてきてもらえる」作品にしたのだと思う。

箱田氏は、著書としては『監獄の誕生』（一九七五）以降、コレージュ・ド・フランス講義なら『精神医学の権力』（一九七

三―一九七四）以降のフーコーの思索を、「統治」という概念を軸に解説する。一九七一年から一九七二年の『刑罰の理論と制度』以降のコレージュ・ド・フランス講義のテーマが『監獄の誕生』に結実したことを考え合わせると、一九七〇年代以降のフーコーの思索について、その全体像を再構成すべく書かれた著書だと言える。

本書の出発点は次のとおりだ。フーコーが権力について描き出すやり方は、「抵抗」を無化するのではないかという批判を引き起こしてきた。徹底した関係概念として権力を捉えることで、権力と抵抗とを「セット」にして考える以外の道を残さないフーコーからは、抵抗の根拠づけや理由は得られず、抵抗がつねに権力へと回収されることになるという批判だ。

もう一つ、フーコーが「権力」について精力的に書き、発言したあと、一九八〇年代に突如として古代哲学へと回帰し、「自己への配慮」について語りはじめる経緯をどう考えるかという問題がある。哲学者は年を取ると古代帰りするのだろうか。また、それまでの近代についての議論と、古代の性と自己をめぐる省察とは、どう結びつくのだろうか。

「権力と抵抗」という図式をフーコーはどう考えていたのか。また権力論から「自己への配慮」へと、対象とする時代もテーマもがらっと変わるのなぜなのか。いったいフーコーに何が起ったのか。これらの問いに、箱田氏は「統治」というキーワードを用いて答えようとしている。丁寧かつ的確なフーコーの引用を通じてなされる、本書での詳細な論証をここで要約す

ることは難しい。それでもあえてポイントを押さえると、次のようになるだろう。

『監獄の誕生』そして『知への意志』にいたる研究の中で、フーコーは人と人との関係を、それに型を与える制度や知の枠組みなどの約束事を参照しつつなされる、一種のゲームとして捉えるようになった。これが権力を徹底した関係概念として捉えるということ、そうなる当事者は、誰一人として一方的な権力者や、逆に権力の犠牲者として描かれることはなくなる。権力の関係とは、互いが互いの意図や参照するルール、そして動員できる資源を読み合いながらなされる相互行為なのだから。

フーコーは一九七〇年代後半になると、一定のルールの下でのこうした相互行為を、「統治」をキーワードとして歴史的に理解しようと試みる。その成果をまとまって示したのが、一九七八年および一九七九年のコレージュ・ド・フランス講義『安全・領土・人口』と『生政治の誕生』だ。箱田氏は、これらの講義に先行する一九七〇年代半ばまでのフーコーの作品、とくに『知への意志』における「エロスの技法」への関心から、フーコーは徐々に「統治」という視点を獲得していったと論じている。

「統治」の観点に立つなら、権力と抵抗という対立図式自体が不要になる。というのは、統治とは人が人を導く、あるいは人のふるまいを導く *conduire la conduite* ことだからだ。そのためここには、ある人があるやり方であることによつて他者のふるまいを導き、同時に導かれる側は自分のふるまいを通じて導く側に影響を与えろという、相互行為の契機が必ず含ま

れる。

このように明確に把握された統治概念を駆使して、箱田氏は一九七〇年代後半にフーコーが展開した「司牧権力論」、十七世紀以降の国家と政治を主題とする近代の「統治性」の議論、さらにはフーコーがイラン革命のルポとして書いた一連の論考、そして八〇年代に主題化された古代ギリシア、ヘレニズム期の「自己への配慮」について論じていく。そこではつねに、導く者と導かれる者、権力をふるう者と権力行使のあり方を変えようとする者との関係が問題となっている。

そして「自己への配慮」について取り上げた第五章および終章で、一九八〇年代のフーコーにとつて「自己と自己との関係」が次第に重要なテーマとなってきたことが明らかにされる。ここでは自己への配慮、あるいは自己関係そのものが、「統治」という問題関心から直接出てきたことが示されている。というのは、人は他者に働きかけ、あるいは他者から働きかけられると同時に、自己と関わり、自己をどのように統治するかを考えながら行為せざるをえないからだ。そしてこの自己との関わりというテーマが、古代ギリシア以来、ヨーロッパ哲学の隠れたメインテーマでありつづけたというフーコーの見解が、彼の「近代」の再評価と結びつくところで、本書は終わっている。つまり、フーコー自身がその死によつて思索を中断した地点だ。

「統治」というキーワードを軸に一九七〇年代以降のフーコーを捉えるのは、きわめて妥当な試みだと思う。というより、それ以外の道は考えられないのではないだろうか。権力↓統治↓

自己統治へとフーコーの思考が展開し、自分を導くことが主体形成として捉え返されることで、八〇年代のフーコーが以前自らが論じた事柄を見直し、位置づけ直していくプロセスが跡づけられている。たとえば『監獄の誕生』では「主体」服従させられる者」としてネガティブで受け身の存在として捉えられていた「主体」「主体化」の機制は、自らの生を作り上げる存在である「自己」と結びつけられ、捉え返される。こうしたことも含めて、フーコーの思想展開と以前の立場の修正とを一望に収める視点を与えてくれる本書は、これからフーコーという迷宮に入り込もうとする人たちにとっても、すぐれた道案内となるだろう。

本書のねらいと概要についてはこのくらいにして、ここから先は個々の部分を取り上げて、いくつか所感を述べたいと思う。まず、序章での研究史の整理は詳細かつバランスが取れており、私自身を含めこういったことに無頓着なフーコー研究者が多い中、とてもよい見取り図を作ってくれている。私自身の過去の研究も「研究史」の一コマとなっており、またかつて親しんだ研究者や研究書の名前を久々に目にしたためか、二〇年以前にコレージュ・ド・フランス講義のカセットテープを必死に聴き取ったことを懐かしく思い出した。

年寄りみたいな話はこのくらいにしておこう。「汚辱に塗れた人々の生」は私も大好きな作品で、ここでフーコーが描く世界を起点に、ふるまいあいとしての統治について説き起こしていくのは、魅力的かつ説得的だ。また、「エロスの技法」と「生

の科学」との対比をその後のフーコーの思索につなげていくというオリジナルな論点も、『社会思想史研究』誌に発表された元の論文より、叙述がこなれて全体の議論にわけ込んでいくように感じた。ただ、「エロスの技法」については、統治論へのつながりの点では整理不足の部分が残されている。「エロスの技法」と「性の科学」という対比のうちには、知と権力、導きと「対抗導き (contre-conduite)」、主体形成における他者関係と自己関係(自分自身との再帰的な関係)といった、いくつかの対立軸がごちゃごちゃになったまま含まれているからだ。このあたりのよりいっそうの腑分け作業は今後必要となるだろう。また、「司牧権力」については、フーコーがこの語を用いるようになった当時は唐突に思われたであろうが、のちに展開される統治論との関係では全く奇異なものではなく、むしろ連続的に捉えられることが説得的に論じられている。

逆に、近代の統治の話は全体の中に位置づけるのが難しかったのではないだろうか。初期キリスト教の司牧と、それに対抗する反司牧あるいは反統治の話は、八〇年代のフーコーに直接つながるものだ。これに対して、近代の「国家」と「政治」をめぐる統治性の話は、その枠あるいは流れには収まりきらないもののように思う。十六世紀の国家理性論から一九七〇年代の新自由主義にいたる「近代国家の系譜学」としての統治性論は、歴史研究・思想史研究としてあまりにも豊かな内容を含んでいる。にもかかわらずその含意や射程には未解明の部分が多すぎて、扱いがとても難しいからだ。

第五章から終章にかけて、箱田氏の叙述が最も冴えわたっているように感じた。たとえば、「啓蒙とは、自己の導き（意志）と他者の導き（権威）によって構成される自己が行う、己の振る舞いのありようの問題化（既存の関係の変更）なのだ」（本書二二二頁）という一節がある。フーコーの言葉遣いのひとつひとつについて、深く長く考えていなければ、決して出てこない表現だと思う。

フーコーとポストモダンのブームが去った現在、それでもなおフーコーをじっくり読もうとする人たちの中に、静かな知的誠実の態度が広がりつつあるのではないだろうか。このことに勇気づけられると同時に、箱田氏のフーコーに向かう真摯な姿勢に強く心を動かされた。読後の爽快感はこのあたりに由来するものだろう。

本書、そしてここ数年の間に日本語で出版された、若い著者たちによるフーコー論によって、思いもかけなかったフーコー読解の新しい潮流が生まれてくることを期待している。フーコーが依然として、「若さ」を惹きつけてやまない思想家でありつづけていることを、強く印象づけられる好著である。

（おもだ・そのえ／ミシェル・フーコー研究、社会連帯の思想史）

書評

『来たるべきデモクラシー』

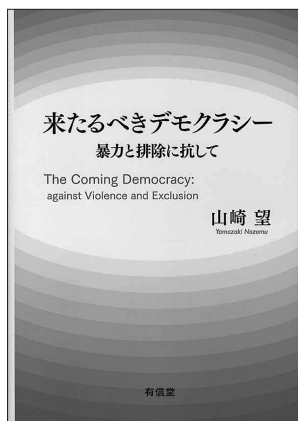
——暴力と排除に抗して——

（山崎望、有信堂高文社、二〇二二年）

高橋良輔

一 デモクラシーの衝突？

二〇一四年三月、ウクライナ南部クリミア自治共和国である住民投票が実施された。その結果、投票総数の九割以上がロシ



ア連邦編入に賛成、翌日にはクリミア最高会議はウクライナからの独立とロシアへの編入を決議し、翌々日にはロシア連邦とクリミアのあいだで連邦加盟の条約調印が行われる。親ロシア派の前大統領を亡命に追い込んでいたウクライナ暫定政府はこれに反発し、クリミアのみの住民投票は憲法違反で無効と主張。また欧米各国もそれがウクライナ憲法と国際法に違反するとの声明を発表したが、ロシアのプーチン大統領は住民投票を合法とみなし、クリミアの併合を既成事実化した。

この事件は、まるで十九世紀型の大國政治、かつての地政学の復活のように見える。それは國家の獨立が、いまま大國の權力政治と國際社會の「承認をめぐる政治」に依拠していることを思い起こさせた。だがそこには、現代特有のもう一つの相貌がある。それはまた、文法の異なる複数のデモクラシーのあいだの「衝突」でもあった。暴力も伴う街頭デモで前政権を崩壊させた首都の暫定政府と、憲法違反の住民投票でロシア編入を決めたクリミア最高會議。いったい、どちらに民主的な正統性があるのだろうか。

この意味では、ウクライナの政変は選挙に基づく代議制デモクラシーとデモを通じた直接デモクラシーの衝突から始まっていた。選挙に基づく大統領を街頭のデモが追放したとき、そこには文法の異なるデモクラシーのあいだの水平的競合が生じている。またウクライナ暫定政府とクリミア最高會議の対立は、ナショナルな代議制vsローカルな代議制の衝突にほかならない。ここには、國家と地方の決定があらさまに相反するという、

垂直的な競合がある。

振り返れば今日、異なるデモクラシーのあいだの衝突はそこかしこで生じている。選挙に基づく代議制と街頭デモによる直接制の摩擦。ナショナル／ローカルの異なる空間に基盤をもつ代議制のあいだの緊張。もはやそれは、革命の瞬間にだけ現れる例外状況などではない。例えば日本国内でも、原発を推進する政府と脱原発を掲げるデモ、沖縄の基地問題をめぐって政府と県議會のあいだに激しい衝突が生じている。山崎望『来たるべきデモクラシー』は、こうしたアクチュアルな事態を政治・社会理論を通じて理解するための示唆に満ちている。以下では、その全体像を概観したうえで（二）、示された思索の射程を検討し（三）、暗示されつつも書かれなかった来たるべき世界秩序像を浮かび上がらせてみよう（四）。

二 同時代診断と処方箋

近代、世界秩序、そしてデモクラシーの変容をめぐる広大な領野を横断する同書の全体像は、ほぼ二段階に分節化できる。それは「政治的なもの」の揺らぎを分析する一／五章と、新たな政体構成論を探索する六／八章である。つまり前半では現代政治の枠組みについて同時代診断が行われ、後半では求めるべき処方箋が検討される。

まず前半では、現代が再帰的近代化により特徴づけられ、二つの「政治的なもの」の変容が描き出される。従来、国内／国

際、公／私の境界線のもとにあった「政治的なものⅠ」政治の存立空間」が揺らぐ今日、「政治的なものⅡ」集団間の敵対性の契機」の強度・形態・連続性も変化しつつある（一―二章）。

一方で政治的なものⅡの変容は、共同性の基盤である「我々」の流動化・多元化を招き、国家が独占してきた三つの権力（殺す権力である主権、人々の生に介入する生権力、主体の存在を承認する権力を不安定化する（三章））。他方、政治的なものⅠの変容は、国内／国際の境界線の無効化によりマルチレベルのガバナンスや帝国化をもたらし、また公／私分化を無効にするポストリベラルな再配置が国家／市場に続く第三領域である市民社会や親密圏／非親密圏の境界を越える「共」を前景化する（四章）。そのダイナミズムは、自由へのチャンスと疎外へのリスク、我々から／への自由、敵対性から／への自由、連続性から／への自由の緊張関係をもたらししている（五章）。

この同時代診断を受けて後半では、デモクラシー論のラディカルターンに処方箋が求められる。「政治的なもの」が不安定化すると、ある人々は排除に基づく共同性へと逃げ込み（再帰的伝統化）、また別の人々は寄る辺もなく不可視化される（サバルタン化）。同書は、こうした暴力と排除への対抗可能性を現代の四つの政体構成論に探っていく（六章）。すなわち、リベラルナショナリズムは近代的な時空間の維持、熟議民主主義はその再編成、闘技民主主義はむしろ脱編成、そして絶対的民主主義はその無効化を志向することで、政治的なものを「再埋め込み」しようとしてきた（七章）。だが「求められるべき構想は、

国民国家などの政治共同体や、『個人』などの主体が、自己完結性、閉鎖性、永続性を担当する基盤を喪失している時代、すなわち『第二の近代』における、保証なきデモクラシーの在り方（二―五頁）である。このため「来たるべきデモクラシー」は、同一性と非同源性を動態として捉える「両義性の政治」として示される（八章）。それは、同一化への包摂に抵抗する民主化の論理「くからの自由」と同一化を促進するデモクラシーの論理「くへの自由」の緊張関係を認め、その振幅を受け容れるところに見出される（終章）。

三 非決定への決定

ここに展開された思索は広大だが、その第一の特徴は、前半の同時代診断の焦点がもはや主権国家にはないことである。時空間の様式が（閉鎖性＋永続性）から（開放性＋柔軟性）へ変化するにつれ、場所確定（Ortung）と秩序（Ordnung）の統一にノモスを結びつける政治的構想（C・シュミット）は困難になる。そのため同書の政体構成論の重心は、「統治の機構」としての国家から「統治の文法」としてのデモクラシーへと移行していく。

また第二の特徴は、後半で提示される処方箋が再帰的近代化に対応した動態性をもつところにある。それは「他者へと開かれた『政治的なもの』の形成であり……支配従属関係を固定化させない『政治的なもの』の生成と解体のダイナミズムの担保

「(二二頁)」でなければならぬ。このため来たるべき両義性の政治は、いわば「非決定への決定」のかたちをとる。政治の舞台と配役が不断に流転する世界で暴力と排除を回避するため、同一化と非同化を往復し続けるというかたちで、アイデンティティの動態化が求められる。

なるほどここに示された政治観は、アイデンティティを強固に結晶化してきた「第一の近代」を越える倫理的射程をもつかもしいない。だが、その診断と処方箋にいくつかの疑問が浮かぶことも否めない。第一に、同一化と非同化を往復する両義性の政治に人間はどこまで耐えられるだろうか。同一性を構築しつつ相対化する営みは、「シシフォスの岩」の神話を思わせる。来たるべきデモクラシーがいかに倫理的であれ、人々が安定を求めて自己の再帰的伝統化や他者のサバルタン化へと傾く誘惑に抗せるか否かは、重大な課題となろう。

第二に、こうした懸念が拭えないのは、両義性の政治がいかなる政体構成と世界秩序に行き着くのが見通せないためである。来たるべきデモクラシーは、結局、どのような世界秩序をもたらすのだろうか。それは、すべての政体構成論をメタレベルで支えるべきエートスなのか。それとも、単に秩序なき現代世界を映した鏡に過ぎないのか。残念ながら同書の結論でも、途上で示された四つの政体構成論と両義性の政治の関係が明らかにされることはない。リベラルナショナリズム、熟議民主主義、闘技民主主義、絶対的民主主義と、来たるべきデモクラシーの関係もまた、非決定のもとに置かれている。

四 書かれざる世界秩序の行方

もつとも、この新たな不確定性に著者は十分自覚的である。

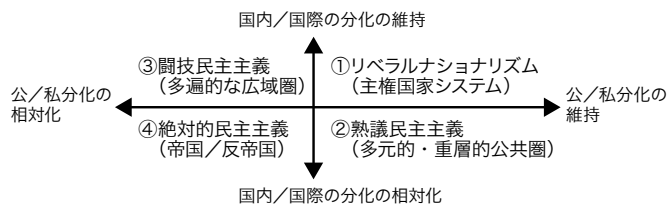
「いずれのデモクラシーによる政体構成論も、それが秩序の形成と批判に伴う暴力を内包するゆえに、どれか一つの規範にコミットすることは『決断』とならざるをえない(二二頁)」。

重要なことは、同書が示唆するように、国際／国内分化の維持と相対化、公／私分化の維持と相対化という對抗軸に沿って四つの政体構成論を配置すると、リベラルナショナリズムは主権国家システム、熟議民主主義は多元的・重層的公共圏、闘技民主主義は多遍的な広域圏、そして絶対的民主主義は帝国／反帝国をそれぞれ世界秩序像として掲げることになる点である(図)。

実際、ここに浮かび上がる四つの世界秩序像は、それぞれ文法の異なるデモクラシーに立脚する。つまりリベラルナショナリズムは主権国家間の相互承認、熟議民主主義は重層化されたコミュニケーション、闘技民主主義は集団間の異議申し立て、そして絶対的民主主義はグローバルに広がるネットワークをその秩序の基盤に据えている。

すなわち、暗示されつつも描かれなかった「来たるべき世界秩序」は、おそらく異なるデモクラシーに立脚した諸政体の多次元ゲームへと行き着く。それは主権国家システム、多元的・

来たるべき世界秩序？



重層的の公共圏、多遍的な広域圏、帝国―反帝国といった、異なる文法で編成された政治空間のアマルガム（合金）である。「要請されるのは、最終的な決定権をもつアリーナをあらかじめ決定することではなく、むしろ非決定性を見すえたうえで、各アリーナ間の緊張関係とバランスを維持することである（二三二頁）」。そこでは、同一性と非同源性を宙つりにする両義性の政治が、来たるべき世界秩序の構成条件として、デモクラシーそれ自体の多元性を生みだし維持する役割を担うことになるだろう。

ただし、異なる文法で営まれるデモクラシーの多元性は、即座に民主的正統性の不確定性をも招き寄せる。ウクライナの政変で露呈したように、異なるデモクラシーが衝突するとき、民主的正統性の所在は決定不可能となる。『どこ』の増殖は多様なアリーナ間の決定の優先順位をめぐる問題を招来するが、どのアリーナでの決定が優先されるのかは、アプリーオリには決定不可能である（二三二頁）。非決定への決定は、いわば正統性の所在をも動態化してしまう。デモク

ラシーの衝突が世界秩序のアクチュアリティとなるなか、同書はデモクラシー論の現在と今後のあるべき理想像を示しただけではない。それはまた、グローバルな政治空間のもとで、政治的意思決定の成熟時間が収縮し、来たるべき正統性がいつそう確定し難くなっていく、そうした世界秩序の現在も暗示しているのである。

（たかはし・りょうすけ／政治理論・国際関係論）

二〇一三年会員新著一覽(五十音順)

【著書】

安藤丈将『ニューレフト運動と市民社会——「六〇年代」の思想の

ゆくえ』世界思想社

石崎嘉彦『政治哲学と対話の弁証法——ヘーゲルとレオ・シュトラ

ウス』晃洋書房

市田良彦・王寺賢太・ほか『債務共和国の終焉——わたしたちはい

つから奴隷になったのか』河出書房新社

重田園江『社会契約論——ホッブズ、ヒューム、ルソー、ロールズ』

筑摩書房

表弘一郎『アドルノの社会理論——循環と偶然性』白澤社

表弘一郎『(共生)の哲学——リスクによる排除と安心の罫を超えて』

耕文社

蔭山宏『崩壊の経験——現代ドイツ政治思想講義』慶應義塾大学出

版会

倉田稔『ヨーロッパ 社会思想 小樽——私のなかの歴史』成文社

倉田稔『倉田稔の作品 続』小樽社会史国際研究所

黒須純一郎『チエーザレ・ベツカリア研究——『犯罪と刑罰』・『公

共経済学』と啓蒙の実践』御茶の水書房

小峯敦・ほか編著『創設期の厚生経済学と福祉国家』ミネルヴァ書

房

平子友長・ほか編『マルクス抜粋ノートからマルクスを読む——M

E G A 第IV部門の編集と所収ノートの研究』桜井書店

田中秀夫『近代社会とは何か——ケンブリッジ学派とスコットラン

ド啓蒙』京都大学学術出版会

田中秀夫『啓蒙の射程と思想家の旅』未来社

恒木健太郎『思想』としての大塚史学——戦後啓蒙と日本現代史』

新泉社

中山智香子『経済ジェノサイド——フリードマンと世界経済の半世

紀』平凡社

根津朝彦『戦後「中央公論」と「風流夢譚」事件——「論壇」・編集

者の思想史』日本経済評論社

野原慎司『アダム・スミスの近代性の根源——市場はなぜ見出され

たのか』京都大学学術出版会

野村真理『隣人が敵国人になる日——第一次世界大戦と東中欧の諸

民族』人文書院

箱田徹『フーコーの闘争——〈統治する主体〉の誕生』慶應義塾大

学出版会

平石耕『グレアム・ウォーラスの思想世界——来たるべき共同体論

の構想』未来社

米田祐介ほか、NPO法人・頸城野郷土資料室監修、直江津プロジェ

クト編『日本海沿いの町 直江津往還——文学と近代からみた頸

城野』社会評論社

松元雅和『平和主義とは何か——政治哲学で考える戦争と平和』中
央公論新社

森宣雄・ほか編著『島ぐるみ闘争』はじう準備されたか——沖縄が
目指す〈あま世〉への道』不二出版

森川剛光 (Morikawa, Takenitsu) Japanizität aus dem Geist der euro-
päischen Romantik. Der interkulturelle Vermittler Mori Ōgai
und die Reorganisierung des japanischen Selbstbild. in der
Weltgesellschaft um 1900, Transcript Verlag.

安川寿之輔『福沢諭吉の教育論と女性論』高文研

【翻訳】

アーレント (Arendt, Hannah) 著、コーン (Kohn, Jerome) フエル
ドマン (Feldman, Ron H.) 編、山田正行・矢野久美子・ほか訳『反
ユダヤ主義——ユダヤ論集1』みすず書房

アーレント (Arendt, Hannah) 著、コーン (Kohn, Jerome) フエル
ドマン (Feldman, Ron H.) 編、齋藤純一・山田正行・金慧・矢
野久美子・ほか訳『アイヒマン論争——ユダヤ論集2』みすず
書房

ウェーバー (Weber, Alfred) 中道寿一監訳、篠原佑美・ほか訳『歴
史よ、さらば——戦後ドイツ再生と復興におけるヨーロッパ史
観との訣別』福村出版

エステベス (Estéves, Carlos) タイボ (Taibo, Carlos) 共編、大津真

作訳『反グローバリゼーションの声』晃洋書房

ギヤステイル (Gastil, John) レヴィーン (Levine, Peter) 編、井上弘
貴・ほか監訳『熟議民主主義ハンドブック』現代人文社

コント (Comte, Auguste) 杉本隆司訳『ソシオロジーの起源へ』白
水社

コント (Comte, Auguste) 杉本隆司訳『科学Ⅱ宗教という地平』白
水社

シュヴェントカー (Schwenker, Wolfgang) 野口雅弘・鈴木 直・
木村裕之・ほか訳『マックス・ウェーバーの日本——受容史の
研究 1905-1995』みすず書房

スコフィールド (Schofield, Philip) 川名雄一郎・ほか訳『ペンサム
——功利主義入門』慶応義塾大学出版会

デロワ (Deloye, Yves) 稲永祐介・ほか訳『国民国家構築と正統化
——政治的なものの歴史社会学のために』吉田書店

ネグリ (Negri, Antonio) ハート (Hardt, Michael) 水嶋一憲・ほか
訳『叛逆——マルチチユードの民主主義宣言』NHK 出版

ピピン (Pippin Robert B.) 小井沼広嗣・ほか訳『ヘーゲルの実践哲
学——人倫としての理性的行為者性』法政大学出版局

ブランシヨ (Blanchot, Maurice) 守中高明訳『他処からやって来た
声——デ・フォレ、シャール、ツェラン、フーコー』以文社

ポーコック (Pocock, J. G. A.) 犬塚 元監訳、安藤裕介・石川敬史・
片山文雄・古城毅・ほか訳『島々の発見——「新しいブリテン史」

と政治思想』名古屋大学出版会

ランゲ (Linguet, Simon-Nicolas-Henri)、大津真作訳『市民法理論』

京都大学学術出版会

ランシエール (Rancière, Jacques)、市田良彦・箱田徹・ほか訳『アルチュセールの教え』航思社

ユンガー (Jünger, Ernst)、川合全弘訳『労働者——支配と形態』月曜社

〈備考〉

本の形をとっている会員の仕事のみを取り上げる。

共著、共編、共訳については、奥付に会員の名前が記されているものを取り上げる。

寄稿論文、分担執筆、分担訳については取り上げない。

非会員の共著者、共編者、共訳者の名前は「ほか」とする。

conception between pre- and post- reunification. Finally, I present that the conception of Constitutional Patriotism can be understood as a reconstruction of Carl Schmitt's concept of "the Political". By comparing Habermas to Carl Schmitt in terms of the concept of "the Political", I point out that Habermas understands the political process not simply as political will-formation but as both political opinion-formation and will-formation.

Keyword: Jürgen Habermas, Political Culture, Constitutional Patriotism, the Political

The Generation of Political Culture grounded on Universality—How had the conception of Constitutional Patriotism Developed in the Thought of Jürgen Habermas?

Shin-ichi TABATA

This paper's purpose is to clarify the conception of Constitutional Patriotism in the thought of Jürgen Habermas. Its conception had developed among political events; civil disobedience, Historikerstreit, German reunification. However, previous studies tend to focus only on theoretical aspects by considering Habermas's writings after 1990s; as a result, they do not refer to Habermas's work in 1980s, which is the theoretical background on the conception of Constitutional Patriotism. This paper traces the development of this conception corresponding to political events. By tracing the development, I show what its conception is against so that I try to lay out its essence.

First, I present his conception of collective identity in 'Können komplexe Gesellschaften eine vernünftige Identität ausbilden?' (1974) and give a perspective for further consideration. Second, I consider the concept of "Rationalization of Lifeworld" in *The Theory of Communicative Action*. This consideration clarifies that Lifeworld is the place where collective identity is rationally generated. Third, I explain the meaning of Civil Disobedience as a step forward to Constitutional Patriotism. Especially, I focus on the role of Political Culture which mediates between universality and individual.

Forth, I analyze the conception of Constitutional Patriotism in Historikerstreit. This analysis demonstrates that its conception consists of trilaminar structures: universal moral norm, Political Culture, and ethical life. Fifth, I point out that this conception became theoretically sophisticated after German Reunification. It shows differences in the

included in the original *consensus universalis* (universal consensus) of the American Revolution.

Thirdly, in “Civil Disobedience”, she developed an argument that focus on the “beginning” of America, especially in relation to the discrimination seen against African Americans. In this text, she claimed that civil disobedience is based on the interconnected principle of mutual promise and common deliberation, as exhibited in the “beginning” of America. This can, furthermore, be seen in the American political tradition of associations organized upon dissent from unjust and invalid laws. She could therefore propose the idea in order to invite African Americans to the original *consensus universalis*, and to realize the political equality. However, because the “original crime” is still pertinent, she also argued that it is no wonder that African Americans doubt the invitation.

In conclusion, her argument for the “beginning” of America is involved in its own arbitrariness and violence. It does not avoid the various criticisms that highlight the discrimination against African Americans. This is because Arendt recognized that the “original crime” that occurred in the “beginning” of America had continued to remain pertinent for “Civil Disobedience”. She also recognized that any attempts to welcome African Americans into the original *consensus universalis* might not be trusted, especially considering that the rules of nonviolence for civil disobedience had thus far not been obeyed.

Keywords: Hannah Arendt, “beginning”, arbitrariness, violence, African Americans

Hannah Arendt's Argument on the American Revolution and Her Recognition on the Discrimination against African Americans: In Relation to Arbitrariness and Violence of "Beginning"

Kyohei KAWAI

Hannah Arendt's concept of the "beginning" is related not only to the public (or "publicness") but also to its own arbitrariness and violence. In order to overcome the arbitrariness and the violence of the "beginning" she presented an argument, focusing on the American Revolution as an example, in which the American forefathers succeeded in the foundation of freedom without violence. However, it has often been pointed out that her argument ignored the violence associated with the inherent discrimination that the foundation held against African Americans. Accordingly, this article focuses on what she considered the discriminatory violence, especially in relation to her conception of the "beginning" of the America, as outlined in her works, *On Revolution*, "Reflections on Little Rock" and "Civil Disobedience".

Three considerations are drawn as a result. Firstly, it will be argued that Arendt thought the violence inherent in the discrimination of African Americans was an "original crime" exhibited in the "beginning" of the founding of America, as outlined in *On Revolution* and "Reflections on Little Rock". After this, her thought became consistent in her writings.

Secondly, the "original crime" has its own origin in the arbitrariness of the "beginning", as displayed in the "actions" of the American Founding Fathers. Arendt thought that the real "original crime" was actually slavery and an inequality of African Americans' right to freedom in the political sphere, as perpetuated by legal enforcement. Moreover, in "Civil Disobedience", she clearly claimed that African Americans had never been

aesthetics” in *Heidelberger Ästhetik* reconstructed the presentation of a problem. This is, so to say, not the attempt to expect the salvation by the artworks which exist already in this world, but the try to create the new meanings in this world. One reason for this shift is to be understood as a awareness about the limit of the passive attitude in *Heidelberger Philosophie der Kunst* against the nonsense in this empirical world, that was marked as a desire for salvation. Confirming the formation of an active attitude against the empirical reality, I conclude it as follows; the subjects of this active attitude in the concept of the phenomenology of aesthetics, who try to make the new meaning, is a prototype for the subject of “dialectical methode” in *Geschichte und Klassenbewußtsein*.

Keywords: Reification, Modern Rationalism, Phenomenology of Aesthetics, Dialectic

Reification as a Rationalization and Aesthetic Experience as a Liberation: Development of Lukács' Early Manuscripts on Aesthetics and *Geschichte und Klassenbewußtsein*

Yusuke AKIMOTO

A purpose of this article is to demonstrate a relation that young Lukács' "Heidelberger Manuscripts on Aesthetics" (*Heidelberger Philosophie der Kunst 1912-1914, Heidelberger Ästhetik 1916-1918*) have for the formation of *Geschichte und Klassenbewußtsein* (1923) on thought. Since these Manuscripts were published firstly in 1974, it was not referred to the crucial point, whether the attempt of Lukács on systematical aesthetics is connected with his engagement to marxism. In order to avoid some interpretations to argue about only influences from other thoughts to Lukács' aesthetics, for example from the "Philosophy of Life" or from new Kantianism, I traced a transformation of his behavior to the empirical reality and the mode of the empirical subject in each writings by young Lukács.

It is the concept of "misunderstanding" to show young Lukács' view of the empirical reality plainly. All Forms to express the contents of the life or the experience cannot but be misunderstood by other persons essentially, because the Forms, for example action or word, are received independent of the intention of the persons who expressed it. According to Lukács, this misunderstanding is the principal element of the modern world where we live and communicate into one another, since the elementary togetherness is already destroyed by the reification of the social relationship. Therefore, it is a task for him to find a sphere of salvation outside the rationalized system. In *Heidelberger Philosophie der Kunst*, this Sphere was found in the world of the artworks.

As opposed to this longing for the artworks, "phenomenology of

twentieth century.

The paper then goes on to clarify the various ways in which these thinkers avoided “sociological individualism” – a version of which was still being strongly advocated by eugenics proponents both inside and outside of the Sociological Society – and associated structural or inter-personal views of society with their own welfare theories: while the Webbs developed the idea of a “national minimum” on the basis of their empirical research on trade unions, Bosanquet made his social philosophy of “recognition” the foundation of his theory of social work, and Hobhouse applied his sociological insights into the interaction among individuals, social institutions and the state to his pluralist welfare theory. The paper concludes that such combinations of sociological perspectives and welfare theories all contributed in their own unique ways to the formation of the “social thought” of the early British welfare state.

Keywords: the social, sociological individualism, early British sociology, British welfare state

Early British Sociology and the Questions of “the Social”: A Facet of the Intellectual History of the British Welfare State

Hanno TERAOKA

The purpose of this paper is to re-appraise the intellectual role British sociology played in the making of the welfare state in early twentieth century. In particular it addresses the fact that sociological perspectives at the turn of the century were deeply associated with questions of “the social”, *i.e.*, questions concerning social problems, social ethics and the concept of society itself. By doing so it clarifies how early British sociology contributed to the development of various social welfare theories.

Historians have often identified an apparent lack of a structural perspective of society as a theoretical defect of early British sociology. The interpretation has been most influentially given by Talcott Parsons, who characterized the mainstream of modern British social thought as being based on what he termed “sociological individualism”. Parsons’ view was furthered by Noel Annan, who pointed to a strikingly moralistic tendency held by Victorian social reformers to focus on the enhancement of individual morality as a means of overcoming contemporary social problems such as poverty, crimes and insanitary living conditions.

Against these commonly held views, this paper begins by identifying theoretical and methodological attempts by several Victorian political economists, such as Richard Jones and J.K. Ingram, to criticize the then dominant Ricardian classical economics as the crucial moments for the emergence of sociological perspectives in Britain. Their ambition to establish a comprehensive social science (or Comtean sociology) was inherited by several key turn-of-the-century social thinkers, such as L.T. Hobhouse, Beatrice and Sidney Webb and Bernard Bosanquet, who were all involved in the newly established Sociological Society in the early

countries. In this context, the paper argues that the basic premises of the evolutionary thought such as “continuity” or “sequence” would have helped to understand the hierarchical concatenation —from family to state via tribe and local community— in a despotic social structure. In addition, the modern evolutionism provided an insight to make sure the importance of gradualism rather than a leap or a revolution in order to overcome their authoritarian regime. In this sense, the paper aims to demonstrate that Shumayyil has contributed significantly to the development of modern Arabic political thought.

Keywords: evolution, despotism, social organism, Islam

A Critical Assessment of Despotism from a Viewpoint of Modern Evolutionary Theory in the Arab World : An Outlook of Shubli Shumayyil's Ideas

Hiroki OKAZAKI

The purpose of this paper is to examine the relation between the concept of despotism, which was the main theme of Arab thinkers of the late 19th century, and the modern evolutionary approach, which was imported to the Arab world at the same time. The paper will then focus on the thought of Shubli Shumayyil (1850-1917), a Christian secularist, who had introduced the Darwinism to the Arab readers, while he shared a similar ideological basis with the Islamic reformists of his era.

Shumayyil, likewise other modern evolutionists, criticized the despotism from a viewpoint of “social organism theory” by simply emphasizing an analogy between a human individual body and a social body. According to him, the despot does not appreciate the organism of society, therefore the society, which prevents the spontaneous will or natural healing by using coercive power, would not persist long. Indeed, because of his extremely reductionist approach, he was said to be a mechanical materialist or an anti-religious figure. Nevertheless, the Islamic liberal reformists, who were seeking a harmony of revelation and reason, appreciated Shumayyil's political ideas; because they also believed that the evolutionism does not contradict with religion but even Quran teaches its verity. In fact, the two rival schools of thought, secularists and apologists, were caught by common ideologies such as Arab Renaissance, idealism and utilitarianism.

After all, while sharing the ideological basis, the modern Arab evolutionists and the Islamic reformists worked on an analysis of despotism that is considered as the main impediment to the progress of Oriental

very basis, it is the active relationship to means of production and “Individuality” that can develop. As recent works on Marx’s excerpt-notebooks prove, it is important that Marx grasped possibilities of resistance in a non-capitalistic or pre-capitalistic society in his later years.

Keywords: Community, Private Property, Individual Property

Reexamination of Marx's Theory of "Original Property": The Difference between "Private Property" and "Individual Property" in 'Forms which Precede Capitalist Production'

Soichiro SUMIDA

'Forms which Precede Capitalist Production' has been interpreted by many previous works, but most of them depended on "Historical Materialism" or "the Class-struggles View of History". However, my opinion is that the main theme in this text is to grasp the destruction of the unity of producer and means of production in a capitalistic society. Therefore, the purpose of this paper is to reexamine the three forms of "Original Property" in 'Forms which Precede Capitalist Production' by grasping "logically" the notion of "Original Property" as a critique of modernity.

There are three points in this paper. Firstly, by paying careful attention to the "two" forms of "Original Property", I will try to explain Marx's notion of "Community" which means that members behave themselves each other as owners i.e. proprietors. Secondly, by emphasizing the opposition to a capitalistic society, I will try to examine the importance of original meanings of "Propertylessness" and "Private Property" in a non-capitalistic or pre-capitalistic society. Thirdly, with regard to the notion of "Individual Property" which has been hotly disputed, I will try to grasp the difference between "Private Property" and "Individual Property" by focusing the mode of exploitation of land and the form of community. In my humble opinion, this perspective must contribute to reconsider accurately the theory of "the Reestablishment of Individual Property" in 'Capital'.

Marx's theory of "Original Property" shows that a specific form of "Community" not binds a free individual but guarantees his or her "Original Property" in a non-capitalistic or pre-capitalistic society, and that, on the

legislation and legal equality. Finally, I address the question of what it means that freedom of speech is classified as one of civil liberties.

Keywords: Freedom of Speech, Kant, Public Use of Reason, Civil Liberties

Freedom of Speech in Kant's Philosophy

KIM Hae

In this article, I examine Kant's idea of the freedom of speech ("die Freiheit der Feder") in his philosophy. Although Kant has repeatedly shown the importance of the freedom of speech, it has not received much careful examination. I argue that Kant's account of freedom of speech has two key aspects and at the same time they assume a common role. First, it indicates cognitive function developed in Kant's theoretical philosophy. This function allows us to avoid falling into illusion or fallacy in the process of judgment. Second, in Kant's political philosophy, it works as a measure to see to what extent the ideal of self-legislation and legal equality are realized.

While the theory of freedom of speech can thus be distinguished into two in Kant's philosophy, they have a cognitive role in common, which is to avoid a fallacy and to accumulate knowledge in Kant's political philosophy as well as Kant's epistemology. Then, I examine the rationale by which the freedom of speech is classified as one of civil liberties in Kant's political philosophy. I argue that as one of civil liberties, freedom of speech that is institutionally devoid of legislative power constitutes a precondition of making a judgment without constraint. Nevertheless these judgments are expected to improve laws and constitution as well.

The structure of this article is as follows. First, I offer a brief account of the freedom of speech in Kant's philosophy. Second, I examine the cognitive role played by the freedom of speech in Kant's theoretical philosophy. Third and fourth, I reconstruct Kant's account of the freedom of speech in Kant's political philosophy. In these two sections, I show that in the Kant's political philosophy the purposes of the freedom of speech further can be divided into two parts, namely realizing the ideal of self-

commercial society, demonstrating that in order to maintain and increase the wealth of their nation, rulers must obey the natural course of the society, i.e. adopt liberal arts of government.

The last section of the paper proves that while Kant's use of the word "nature" shares these rhetorical effects on politics with Adam Smith, it differs from the latter in some respects. For Kant, juridical norms that the government should obey must be deduced not from experience but from pure reason. Furthermore, the rhetoric of nature in Kant's historical essays aims at the realization of these norms, and is not only directed at liberalizing government but also reforming the Prussian monarchy into a republican constitution.

Keywords: intention of nature, universal history, governmental naturalism, Adam Smith, a natural course of things

Criticism of Government and the Concept of Nature in Kant's Historical Essays: from the Perspective of Hume and Smith

Sosuke AMITANI

This paper focuses on the political aspect of Kant's historical essays. In *Idea for a Universal History with a Cosmopolitan Aim*, he attempted to write a history in which the "intention of nature" leads human beings to establish perfect civil constitutions and world peace in the future. This universal history, however, not only describes the intention of nature but also promotes the very idea. In other words, the history is conceived to realize its thesis that an internally and externally perfect state constitution will be achieved by nature. This shows that Kant's universal history is fundamentally political, an aspect to which little attention has so far been paid. This paper focuses on the rhetorical effects of the word "nature" in order to demonstrate the political aims of Kant's history.

In the first section, the theoretical status of teleological nature in the historical essays is examined. While some interpreters have considered it as inconsistent with the critical philosophy, when nature in the history is seen as a regulative idea of reflective judgment, consistency becomes evident. Moreover, Kant's universal history according to the intention of nature is planned to not only give a philosophical view of history, but also to have an influence on politics by stimulating the desires of rulers to be accorded fame by future generations.

Using the rhetoric of nature to influence the government, was common in the political economy in the 18th century. The second section of this paper surveys the rhetorical uses of the word "nature," by comparing the works of David Hume and Adam Smith with those of Kant. Hume and Smith derived a general course of nature from empirical observations of

ANNALS OF THE SOCIETY FOR THE HISTORY OF SOCIAL THOUGHT

NO. 38 2014

CONTENTS

〈Special Issue〉 Science as Social Thought

Special Articles

- “Science in Society” from a Historical Point of View: Scientists and the River Works in France in the 18-19th Centuries..... Sayaka OKI 009
- Philosophy of Technology: A Historical and Contemporary Perspective
..... Kiyotaka NAOE 024
- A Model of “Democratizing Expertise / Expertising Democracy” and the Post-3.11 Japan Hideyuki HIRAKAWA 043

* * *

Articles

- Criticism of Government and the Concept of Nature in Kant’s Historical Essays: from the Perspective of Hume and Smith Sosuke AMITANI 066
- Freedom of Speech in Kant’s Philosophy KIM Hae 086
- Reexamination of Marx’s Theory of “Original Property”: The Difference between “Private Property” and “Individual Property” in ‘Forms which Precede Capitalist Production’..... Soichiro SUMIDA 106
- A Critical Assessment of Despotism from a Viewpoint of Modern Evolutionary Theory in the Arab World: An Outlook of Shubli Shumayl’s Ideas
..... Hiroki OKAZAKI 125
- Early British Sociology and the Questions of “the Social”: A Facet of the Intellectual History of the British Welfare State Hanno TERAOKA 144
- Reification as a Rationalization and Aesthetic Experience as a Liberation: Development of Lukács’ Early Manuscripts on Aesthetics and *Geschichte und Klassenbewußtsein* Yusuke AKIMOTO 164
- Hannah Arendt’s Argument on the American Revolution and Her Recognition on the Discrimination against African Americans: In Relation to Arbitrariness and Violence of “Beginning” Kyohei KAWAI 184
- The Generation of Political Culture grounded on Universality—How had the conception of Constitutional Patriotism Developed in the Thought of Jürgen Habermas? Shin-ichi TABATA 204

* * *

- Book Reviews* Keiichiro ATSUMI, Keiichi WATANABE, Masao KOTANI, Yuji TAKAYAMA, Jun-ichi HIMENO, Shigeru CHO, Shutaro MUTO, Masahiro KAWAI, Koji OTAKE, Hiroyuki ASO, Sonoe OMODA, Ryosuke TAKAHASHI 224

- List of Works of the Members 275

- English Summaries of Articles** 293

Edited by
The Society for the History of Social Thought

公募論文投稿規定

- 一、論文投稿の資格は、社会思想史学会会員に限る。
- 二、投稿は随時受け付ける。ただし編集の都合上、投稿受け付けの区切りを年一回設け、八月三十一日（必着）とする。送付先は社会思想史学会事務局とする。
- 三、論文の枚数は、論題、注などを含め、四〇〇字詰め原稿用紙換算で六〇枚（本文、注ともに一行四〇字、四〇行で印刷して、一五ページ）以内とする。論文の最後に、日本語表記のキーワード三から五を付す。
- 四、論文は、四部提出する。うち一部には執筆者名を記載するが、残り三部には執筆者名を記載しないこと。
- 五、論文はワープロ原稿で提出すること。その場合必ず、A4判用紙を使用し、一ページ四〇字×四〇行の書式とする。また電子データを添付すること。
- 六、投稿者は、別に次の文書を添付すること。
 - ア 編集連絡用覚書。論題、執筆者名、連絡先住所、電話番号、Emailアドレス、執筆者名の読み（ひらがな）、執筆者の専門領域（なるべく簡潔に）を明記する。
 - イ 英文抄録。論題および執筆者名の英文表記を含め、四〇〇語程度の抄録を作成する。また別に、キーワード三から五を付す。
- 七、論文の執筆にあたっては、執筆要領を参照のこと。
- 八、論文の採否は編集委員会が委嘱する審査員の所見に基づき、編集委員会において決定する。
- 九、二重投稿は認めない。
- 十、『社会思想史研究』に掲載された論文の著作権は、社会思想史学会に帰属する。但し著者による論文の転載等を学会として制限するものではない。

公募論文審査規定

一、編集委員会の権限と機能

『社会思想史研究』に掲載する公募論文および特集論文（以下、「論文」という）の採否は、編集委員会が、審査員の審査報告に基づき、必要におうじて査読委員会の議を経たうえで、決定する。編集委員会は、論文の内容、表現などについて、投稿者に再検討をうながすことができる。

二、審査員の委嘱

1 編集委員会は審査員の委嘱にあたって査読委員会を召集し、査読委員会の議を経たうえで、論文テーマ・内容を考慮して、論文一篇につき複数名の審査員を委嘱する。そのさい投稿者と審査員の関係において公平を欠くことのないよう、慎重に配慮する。

2 公平性を確保するため、投稿者と審査員の問および審査員相互間は匿名とし、審査員の氏名は、事前にも事後にも編集委員会および査読委員会の外部には公開しない。

三、審査要領

(1) 審査員は対象論文を複数回にわたって熟読し、また年報既刊号掲載の関連・周辺論文を併読し、本年報に掲載可能かどうかを審査し、所見を表明する。

(2) 評価はA、Bの下、Bの下、Cの四段階に区別して下す。その際、区別の目安はつぎのものとす。

A…学界における現在の研究水準に到達しており、本年報掲載に値する。提出原稿の書き直しは、技術上の箇所を除いて、必要と認められない。

Bの上…内容的には本年報掲載に値する水準に到達しているが、部分的な書き直しが必要である。審査員は書き直し箇所とその理由を必ずあきらかにする。

Bの下…内容的には本年報掲載に値する水準に到達しているが、論文として公表するにあたっては、論の構成、論証のしかたなどにつき、編集委員会の指示に従って大幅な書き直しが必要である。審査員は書き直し箇所と書き直しの理由を必ずあきらかにする。

C…内容的にみて、本年報掲載に値する水準に到達していない。審査員はその理由を必ず明らかにする。

(3) 審査結果は、審査員署名つきの書面に記し、封書にて依頼書に記された期日までに下記連絡先に通知する。審査論文の複写は、本年報刊行時まで審査員が保管する。

連絡先…(当該年度公募論文担当編集委員の住所、氏名、電話、Fax番号、Emailアドレス)

(4) 当該論文掲載の最終審査は編集委員会でおこなう。

四、投稿者への審査結果通知およびリライト要請

(1) 編集委員会は、投稿者に審査員の名を伏したうえで審査報告のコピーを同封して、審査結果を通知するとともに、必要な場合にはリライトを要請する。

(2) 原則として、審査員のいずれかによって、論文にCの評価がなされた場合は、不採用となる。ただし、審査員の間で、評価に懸隔がみられる場合、編集委員会は、査読委員会の議を

五、論文の最終審査

経たうえて、採否を決定する。そのさい、必要があれば、査読委員会は根拠を明らかにする。

(3) 不採用の場合も、投稿者は当該論文を修正のうえ再度投稿することができる。

編集委員会は、リライトの結果を審査報告にてらして検討し、論文の採否を最終決定するとともに、幹事会に報告する。

執筆要領

■表記

- 1 現代仮名遣い、常用漢字を使用。
 2 接統詞、副詞の類の漢字語はなるべく仮名書きとし、当て字は避ける。

(例) 故に↓ゆえに 所謂↓いわゆる 然るに↓しかるに
 等

- 3 引用文は「」で括る。引用文中にさらに引用のある場合は二重の鍵括弧『』で括る。欧文を使用する時は、^{*}などで括る。ただし、長文の引用に際しては、前後を一行空けて段落全体を一字下げとし、括弧は用いない。その場合、一行目はさらに一字下げとする。

- 4 数字は次の要領にて表記する。

[1] 一般の数（基数詞の類）については十（トンボ）を入れず四桁目までは和数字を並べる。万・億・兆については単位語を入れる。「三桁区切」の読点は不要。

(例) 一億八三六万二〇〇〇円 一四万二六三人

[2] 千万、百万、千、百の位できりのよい場合はそれぞれの単位語を使用。

(例) 六千万年 六百年

[3] 暦年については和暦に十（トンボ）を使用し、西暦はトンボを使用しない。

(例) 一九六五（昭和四十）年

[4] 年齢と月日はトンボを使用する。

(例) 十一月十八日で三十一歳になる

[5] 数字の幅は最後に単位語を付す。

(例) 三四〇—四八〇円 一九六〇—六五年

[6] 分数・小数の表記。

(例) 三分の一 一二分の五 五二・三

[7] 紀元前・後の表記。

(例) 前二—後三二年

[8] 世紀などの序数詞は十（トンボ）を使用する。

(例) 十九世紀 二十一世紀 ルイ十四世

5 中略は、三点リーダー二文字分を亀甲括弧で括り、「[...]」のように記す。

■翻訳上の記号の置換

おおよそ、次の様な要領にて置換する。

[1] 原文中の引用符《》《》《》等は「」に。引用符中の引用符は『』あるいは（ ）にして統一的に処理。

[2] 原文イタリックの箇所は、書名・作品名・紙誌名の場合『』で括る。

[3] 原文イタリックの箇所が強調ないし概念表現である場合、傍

点を付す。

〔4〕原文イタリックの箇所が、単に原文に対する外国語であるが故にイタリックである場合は何もしない。或いは必要に応じ片仮名でルビ表記をする。

〔5〕原文にある「」（原著者が引用したものに對する原著者の補足・注記など）はそのまま「」に。

〔6〕訳者による訳註などの補足は「」で括る。

〔7〕原文の「」はそのまま「」に。

〔8〕意味の纏まりなどを表現する上で頗る効果的である、などの意識的な判断によって、原文にはない「」（ ）などを敢えて多用する場合は、そのむね説明することが望ましい。

■構成

1 本文中に節を設ける場合は、一 二 三 …とし、さらに項を立てる場合は、1 2 3 …とする。それ以上の細分は避けること。また、節の見出しを「はじめに」や「おわりに」等とする場合には、数字は不要とする。なお、節や項を設けた場合は、その見出しの前を一行空けること。

2 本文以外の補足データについては、注、参考文献の順とする。参考文献リストは必ずしも必要ではない。なお、注と参考文献リストも原稿枚数に含む。本文、注、参考文献リストの間も一行空けること。

■注

1 注は、本文の該当箇所に（1）（2）（3）…と記し、稿末に注を纏めて番号順に配列する。注番号はワープロソフトを使用せずに、英数半角で普通の入力でおこなう。また引用の場合には引用カッコのすぐ後に、文章注の場合には句読点の前に入力する。稿末に配列する注にはそれぞれ（1）、（2）…と表記すること。

（例）「（1）『（2）この問題についてはすでに多くの分析がある（3）。』

2 注の内、引用文献は次の要領で表記する。参考文献についても同様に表記。

（参考文献の配列の基本は、和文の場合は五十音順に、欧文の場合はローマ字アルファベット順とする）。

① 表記する情報は、著者名、（ある場合は編者名）、書名／論文名、（論文の場合は所収書名も）、雑誌名（号数も）、発行所或いは発行者名、刊行年。

② 和書の場合、雑誌を含めた書物名は『』で括り、論文名は「」で括る。

③ 欧文文献の場合、雑誌を含めた書物名はイタリック体で入力、またはアンダーラインを付し、プリントアウトした原稿にも、その箇所を手書き赤線で「イタリック」と指示する。

〔和書の場合〕

（例）

丸山眞男『日本政治思想史研究』、東京大学出版会、一九五

二年、一二二―五頁。

丸山眞男「超国家主義の論理と心理」『世界』五月号、岩波書店、一九四六年。

丸山眞男「超国家主義の論理と心理」、同『増補版 現代政治の思想と行動』、未來社、一九六四年。

某「論文名」某編（或いは監修等）『論文所収書名』、出版社名、刊行年。

〔和訳書の場合〕

（例）

ピエール・ブルデュー『ディスタンクシオン——社会的判断力批判』石井洋二郎訳、藤原書店、一九九一年、五六七頁。
 ピエール・ブルデュー、ジャン・クロード・パスロン、ジャン・クロード・シャンボルドン『社会学者のメチエ——認識論上の前提条件』田原音和・水島和則訳、藤原書店、一九九四年。

〔外国語文献〕

それぞれの言語圏ないし専門分野での慣習に従って表記してかまわないが、論文内での統一をはかること。おおよその基準は以下の例を参照。なお、・・・などの前にはスペースを空けず

に入力し、・・・の後には一文字分スペースを入れる。

和書同様に著者名、（ある場合は編者名）、書名／論文名、（論文の場合は所収書名も）、雑誌名（号数も）、発行地、出版社、刊行年、引用ページを表記する。

書名・雑誌名の部分はイタリック体で入力、あるいはアンダーラインを付す（印刷時イタリック体表記）。

（例）

Bobbio, Norberto, Gramsci and the concept of civil society, in Chantal Mouffe, ed., *Gramsci and Marxist Theory*, London: Routledge 1979, p. 30.

Wittig, Monique, "The Mark of Gender," *Feminist Issues*, Vol. 5, No. 2, Fall 1985, p. 4.

Hobson, Barbara (1996): Frauenbewegung für Staatsrechte. In: *Feministische Studien*, 14. Jg., 2, S. 18.

Habermas, Jürgen, Grenzen des Neohistorismus, in: ders., *Die nachholende Revolution*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 1990, S. 149.

（以上）

社会思想史学会研究奨励賞規定

一 目的および名称

1 社会思想史学会は、『社会思想史研究』に掲載を認められた公募論文のうち、特に優れた論文を執筆した研究者に対して、その業績を顕彰し、さらなる研究を奨励するために、「社会思想史学会研究奨励賞」を授与する。

二 受賞資格者

1 論文掲載時点で修士号取得後十五年未満の会員に限る。
2 受賞は一回限りとする。

三 選考方法

1 受賞者は年報編集委員会の審議に基づき、幹事会で決定される。

四 賞の授与および公表

1 受賞者には賞状と副賞（三万円）を授与する。
2 社会思想史学会全国大会総会で受賞者の表彰をおこなう。
3 受賞論文については『社会思想史研究』にその旨を明記する。

五 附則

1 本規定は、『社会思想史研究』第三五号（二〇一一年刊行予定）から施行される。
2 本規定の改正は、幹事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

社会思想史学会の創立にあたって

このたび、さまざまな研究領域において、思想史の社会的性格に関心をもつて
いるものがあつまり、社会思想史学会をつくることになりました。

社会思想史が学界で市民権をえるようになったのは、国内はもとより国際的にも
比較的あたらしいことであり、したがって社会思想史研究者たちは、既成の各学問
分野で訓練をうけ、そこに所属しながら、それぞれの側面から社会思想史を研究し
てきました。このことは社会思想史という多面的な研究対象に接近するのに、かえっ
て有利であつたと考えられますし、今後この接近方法を持続すべきであると考え
られます。

しかしながら反面では、それらの多様な接近に意見交流の場が与えられるならば、
さらに効果をあげうるであろうことを容易に想像されます。

私たちが意図しているあたらしい学会は、このような意味で既成諸学会の存在を
前提とした横断組織としての思想史研究者のあつまりであり、思想史の社会的性格
への関心を核としたインターディシプリナリなものであります。思想史の関心をお
もちの研究者各位の広範なご参加を期待します。

(一九七六年)

編集後記

手前味噌めきますが、余白に……。「テクノロジー」という語の考案者とされるヨハン・ベックマン（一七三九～一八一二）の『技術学入門』（Anleitung zur Technologie, 1777）には『ジェノヴェージ師の『市民経済の講義』の一節がイタリア語のままエピグラムに掲げられています。《たとえ卑しくとも、あらゆる技術にはその諸原理があり、そして哲学者にしか気づかれないメカニズムがある。それゆえ、最も卑しい技芸の理論も科学にすることができる。》ナポリ大学に一七五四年に創設された『最初の経済学教授』として名高かったアントニオ・ジェノヴェージ（一七一三～六九）の講座の正式名称は「商業と機械学」でした。そこには、古典古代以来の「自由学芸」の伝統からは蔑まれてきた「メカニ

カル・アーツ」が「有用な科学」となり、〈万人が哲学者〉となる新時代への希望が託されていたはずなのですが、〈統治技法としての国家理性〉を更新しただけの「経済的理性」（フーコー）には、今尚そうした啓蒙のユートピアを顧みる進みないようです。

本号の特集「社会思想としての科学」は、昨年の第三八回大会の白熱したシンポジウムの記録です。ご多忙の中、当日の報告を拡充・敷衍した論考をご寄稿いただいたパネリストの皆様と大会関係者各位のご尽力に改めて御礼申し上げます。

公募論文には十四本の応募があり、厳正な審査を経て八本が掲載に至りました。そのためあつて書評が十二本に留まったのが些か残念です。ヴォリュームや誌面構成についてのご意見、また、四〇号という節目に向けてのご提案をお寄せください。

（編集主任 奥田 敬）

社会思想史研究 No. 38

2014年9月30日 発行

編 集 社会思想史学会

代表幹事 上野成利

（事務局）〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 1-2-1

神戸大学国際文化学研究所 上野成利研究室内

tel:078-803-7449/fax:078-803-7509

<http://www.soc.nii.ac.jp/shst/index.html>

発行者 藤原良雄

発行所 株式会社 藤原書店

〒162-0041 東京都新宿区早稲田鶴巻町 523 電話 (03) 5272-0301

振替 00160-4-17013

印刷・製本 モリモト印刷

ISBN978-4-89434-991-9

◆人間の営みを根源に遡って考える

〈内容案内進手〉

岩波講座 政治哲学

全6巻

〔編集代表〕
小野紀明・川崎修

〔編集委員〕

川出良枝・犬塚元・宇野重規・
杉田敦・齋藤純一

現代の政治的諸問題を源流に遡って考察するため、近代政治思想史から現代政治哲学までを時系列に編集した、政治的思考をめぐる初の講座。



A5判・上製カバー
本体各3200円

第1巻 主権と自由

マキアヴェッリ、ボダン、ホッブズ、ロックなど、一六一八世紀の主権と自由をめぐる熾烈な論争を概観。

第2巻 啓蒙・改革・革命

啓蒙の時代を生きたモンテスキュー、ルソー、ヒューム、スミス、カント、ヘーゲルらによる理論的模索。

第3巻 近代の変容

ベンサム、トクヴィルからプラグマティズム、社会民主主義まで、個人と社会をめぐる一九世紀の諸構想。

第4巻 国家と社会

ウェバー、ケインズ、マルクス主義などによる多様な構想を問い直し、現代社会理解の手がかりを探る。

第5巻 理性の両義性

フランクフルト学派からローレンスやハーバーマースまで、暴力的・抑圧的ではない公共的理性の構想を展望する。

第6巻 政治哲学と現代

自由、平等、民主主義、フェミニズムなど、政治哲学の重要な主題・論点を整理し、研究の最新動向を鳥瞰する。

岩波書店



〒101-8002 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5
<http://www.iwanami.co.jp/>

〔定価は表示価格+税〕

野蛮と啓蒙

経済思想史からの接近

田中秀夫編 8200円

・経済学の視点から野蛮を克服する可能性を説く

社会体の生理学

J・S・ミルと商業社会の科学

第1回名古屋大学水田賞
経済学史学会第11回研究奨励賞

川名雄一郎著 3800円

・「社会の科学」黎明期、経済学を超える思想体系

●近代社会思想コレクション

サンピエール 永久平和論

(1) 5200円 (2) 4400円
本田裕志訳

W・トンブソン 富の分配の諸原理

鎌田武治訳 (1) 4200円 (2) 4800円

ハチスン 道徳哲学序説

田中秀夫・津田耕一訳 3800円

ヒューム 政治論集

田中秀夫訳 3700円

ホッブズ 市民論

本田裕志訳 3900円

ホッブズ 人間論

本田裕志訳 3200円

マリ 市民の権利と義務

川合清隆訳 3400円

J・S・ミル 功利主義論集

川名雄一郎訳 3800円

ランゲ 市民法理論

大津真作訳 5600円

プラトン

エウテュデモス／クレイトポン

「哲学のすすめ」の伝統の源にして唯一完存する作品
朴一功訳 西洋古典叢書 2800円

京都大学学術出版会

〒606-8315 京都市左京区吉田近衛町69 京大吉田南構内(価格税別)
TEL 075-761-6182 FAX 075-761-6190 <http://www.kyoto-up.or.jp>

黒須純一郎著——菊判四八頁・本体八〇〇円
チエーザレ・ベッカリア研究——『犯罪と刑罰』『公共経済学』と啓蒙思想家、経済学者、行政官の三つの顔全般に亘って考察する。

伊藤セツ著——菊判二〇六頁・本体五〇〇円
クララ・ツェトキーン——ジェンダー平等と反戦の生涯

その思想の全軌跡を著し「歴史における個人」の役割を考える。

大藪龍介著——菊判三三六頁・本体六〇〇円

国家とは何か 議会制民主主義国家本質論綱要

議会制民主主義国家の発生の行程と存立の構造に多角的に迫る。

フリードリヒ・シレーゲル著 酒田健一訳註解——菊判三八頁・本体八四〇円
イエナ大学講義『超越論的哲学』

「幻」の大学講義の本邦初訳。稠密な註解と解説を付す。

高橋二行著——A5判・五八頁・本体二八〇円

知的所有論

ヘーゲル論理学のみが知的所有の論理をうまく説明できる。

米村健司著——菊判二〇六頁・本体二〇〇〇円

アイヌ・言葉・生命——西尾幾多郎と廣松渉の地平から

二人の哲学を視座としてアイヌ民族の記憶と歴史を考えていく。

石渡博明・児島博紀・添田善雄編——A5判・三〇四頁・本体一五〇〇円

現代に生きる安藤昌益

安藤昌益没後二五〇年。発見者・狩野孝吉没後七〇年記念出版。

三浦永光著——菊判・九二頁・本体四四〇円

現代に生きる内村鑑三——人間と自然の適正な関係求めて

その思想を「人間と自然の関係はどうあるべきか」という観点で考察。

古賀 暹著——菊判・四七〇頁・本体四六〇円

北一輝——革命思想として読む

日本ナチズムナリストとしての既存の北一輝のイメージを覆す。

対談・安丸良夫×菅 孝行——A5判・八〇頁・本体八〇〇円

近代日本の国家権力と天皇制

「近代化の装置としての天皇制への批判的視座」などの考察。

御茶の水書房

〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20 Tel.03-5684-0751
ホームページ: <http://www.ochanomizushobo.co.jp/>

社会思想の歴史

坂本達哉著

マキアヴェリからロールズまで 自由と公共をめぐる思想的遺産を読み解き 現代社会をよりよく考える。 2700円

ヨーロッパ政治思想の誕生

将基面貴曰著 聖俗の間から立ち上る新たな思考の展開を明快に描きだした力作。◆サントリー学芸賞◆ 5500円

公共善の彼方に

池上俊一著

後期中世シエナの社会 公共善の理想のみならず人々の社会的絆に注目し、中世都市の深層に創造への力を探る。 7200円

島々の発見

J・G・A・ポコック著 大塚 元監訳

「新しいブリテン史」と政治思想 主権と歴史の関係を問う、政治思想史の碩学によるもう一つの代表作。 6000円

統合ヨーロッパの市民性教育

近藤孝弘編 国家の動揺と移民の増大の中、国境を超える民主主義をいかに発展させるのか。その現実に向き合う。 5400円

イスラーム主義と中東政治

末近浩太著 レバノン・ヒズブッラーの抵抗と革命 暴力と平和、過激と穏健——真実はどこにあるのか。 6600円

日本型排外主義

樋口直人著

在特会・外国人参政権・東アジア地政学 ヘイトスピーチを生み出した憎悪の根源に社会学からアプローチ。 4200円

立法学のフロンティア



全3巻 井上達夫・編集代表

「より良き立法」はいかにして可能か。立法システムが大きく変動するなかでその改善のための的確な指針をしめし、立法学の再構築を構想する。各3800円

1 立法学の哲学的再編 井上達夫 編

2 立法システムの再構築 西原博史 編

3 立法実践の変革 井田良・松原芳博 編

ハイエクを読む

桂木隆夫 編 ●ハイエク思想をキーワード別に論じ、現代の自由社会が抱える諸問題を読み解く。 3000円

亡命ユダヤ人の映画音楽

高岡智子 著 ●20世紀ドイツ音楽からハリウッド、東ドイツへの軌跡 歴史に翻弄されたユダヤ人作曲家たち。 3800円

資本主義の新たな精神

ポルトンスキー&シャペロ 著／三浦直希他 訳 ●新自由主義の核心に迫り批判の再生を構想する。 上下巻・各5500円

虫喰う近代

松原宏之 著 ●一九〇年代社会衛生運動とアメリカの政治文化 反売買春運動を巡る軋轢が残した傷跡とは。 3800円

ナカニシヤ出版

〒606-8161 京都市左京区一乗寺木ノ本町15
TEL 075-723-0111 FAX 075-723-0095
<http://www.nakanishiya.co.jp/> (税抜価格)

初期哲学論集

マルクス・ホルクハイマー 著 青柳雅文訳

三六〇〇円

ホルクハイマーがレーニンと出会う。若きホルクハイマーが、一九二〇年代の思想の激動のただ中で格闘したゲシュタルト理論、現象学、唯物論「マルクス主義」。批判理論の萌芽をなす初期の哲学論考と講義、そして青年期の苦悩を刻みこんだ哲学日記を収録する、初々しい論考集！

《生と死》

日独文化研究所シンポジウム

二〇〇〇円

学問の領域を超えて根源的な問いへ この世に生れ、生き、そして死んでいく。地上で無数に繰り返されてきたこの真実——宗教・哲学・技術時代・医学の四つのアプローチで紡ぎ出された思索！

鎌田東二 八木誠一 佐藤康邦 谷徹
鷲田清一 秋富克哉 中井吉英 丸橋裕 (執筆順)

日本資本主義論争史

小山弘健・山崎隆三 著【こぶし文庫59】

三七〇〇円

天皇制を頂点とする日本ナショナリズムの起源に、はじめて社会科学のメスを入れた「日本資本主義論争」。異端の「講座派」・小山弘健による「論争」全体を見渡す最良の入門書。巻末に二千余の論争史文献目録を付す。

さあ『資本論』を読んでみよう

余斌 著 莊嚴・角田史幸 訳【こぶしフォーラム25】 三四〇〇円

中国社会科学院の気鋭のマルクス主義経済学者が、最新の中国経済事情をもとにマルクスの『資本論』を読み解く！

こぶし書房

〒113-0021 東京都文京区本駒込3-4-1-101 (表示は本体価格です。)
TEL 03-3823-0524 FAX 03-3823-0527 <http://www.kobushi-shobo.co.jp>

経済的思考の転回

世紀転換期の統治と科学をめぐる知の系譜

桑田 学著

本体価格三〇〇〇円＋税

一九世紀の「熱学思想」の進展は、ニュートン力学を基礎とする自然認識に抜本的な変革を迫った。本書は、その影響を真正面から受け留めたオットー・ノイラーの経済思想を詳述した論考である。同時代のF・v・ハイエクとの論争を通じ、現代経済思想の分岐の原点を描いた貴重な経済学史であると同時に、市場原理主義ではなく、資源・エネルギーを含めた人間の生存条件に適う経済学へ拓く今日的な視座。

経済の未来

世界をその幻惑から解くために

ジャン・ピエール・デュビュイ著

森元庸介訳

本体価格三〇〇〇円＋税

今日の金融危機に象徴される資本主義の全般的危機の真相は、「市場」万能主義という神話に基づいたパロディカルな帰結であり、その「市場経済」が政治的位置を篡奪していることに警鐘を鳴らす本格的な批評。

功利的理性批判

民主主義・贈与・共同体

アラン・カイエ著

藤岡俊博訳

本体価格二八〇〇円＋税

経済のみならず、文化など無意識の内奥に至る実存のあらゆる領域のなかで支配する「計算」という利益の公理系。その「計算の公理系」の支配に抗した「一般社会科学」の提唱と、その民主主義の可能性。

聖なるものの刻印

科学的合理性はなぜ盲目的なのか

ジャン・ピエール・デュビュイ著

西谷修・森元庸介・渡名喜庸哲訳

本体価格三〇〇〇円＋税

現代文明のグローバルに拡張される核エネルギー、IT、バイオ・ナノ・テクノロジ、金融工学などが、発展途上国を巻き込んで資源開発・乱獲に拍車をかけ、地球上の汚染を深刻化して、文明が破壊の淵に突進しようとしている現実と、それに盲目的な学問への痛烈な批判。

<http://www.ibunsha.co.jp>

TEL03-6272-6536 FAX03-6272-6538

以文社

東京都千代田区神田神保町 2-12

ジョン・ロックの教会論

聖職者による世俗支配を拒否しながら国教会制度を否定しなかった宗教政策論と、『統治二論』執筆にいたるまでの歴史的背景、論争点、ロックの問題意識と課題を明らかに。
【新刊】山田國子著 A5判三〇頁 四八六〇円



ジョン・ロック「寛容論」の研究

好評既刊

ロックの出发点として「寛容論」を位置づけ、その内容を分析。
山田國子著 A5判二五四頁 7200円（日本学術振興会助成）

現代社会とスピリチュアリティ

現代人の宗教意識の社会的探究

伊藤雅之著 ニューエイジの宗教文化をはじめ、和尚ラジニシ・ムーブメント、さらにネット恋愛といった多様な文化現象と現代のスピリチュアリティ文化の特徴を解き明かす。1944円 ISBN978-4-87440-737-0

アメリカ連邦政府の思想的基礎

ジョン・アダムズの中央政府論

石川敬史著 「アメリカ研究振興会助成」 建国期にアダムズの進めた政治行動と思想を分析し、中央政府思想を歴史的に論証することで、アメリカ連邦政府形成の思想的基礎を明らかに。4104円 ISBN978-4-86327-021-3

徂徠学 of 教育思想史的研究

日本近世教育思想史における「ヴェーバー的問題」——河原国男著「学振助成出版」問題の設定／人間形成における理念的超越性と現実的所与性の志向／理念的超越性の立場からの徂徠学の構想／ほか
8640円 ISBN978-4-87440-808-7

※表示は税（8%）込み。



溪水社

広島県広島市中区小町1-4 (〒730-0041)
TEL (082) 246-7909/FAX (082) 246-7876

書籍の詳しい情報はホームページで

<http://www.keisui.co.jp>

純粋政治理論 (ソキエタス叢書4)

ひとがひとを動かすこと (the moving of man by man) をあらゆる政治の原形質ととらえて展開される「政治の生理学」。

ベルトラン・ド・ジュブネル著／中金聡・関口佐紀訳 5000円

ルソーと近代——ルソーの回帰・ルソーへの回帰

ルソー生誕300周年記念国際シンポジウムの研究発表25本を収録。永見文雄・三浦信孝・川出良枝編 4600円

連邦主義とコスモポリタニズム

思想・運動・制度構想シリーズ「政治理論のパラダイム転換」

連邦主義とコスモポリタニズムを、カントからのインスピレーションに基づき共に「平和」を希求し支える構造・理念と捉え、可能性を探る。千葉眞著 3300円

コスモポリタニズムの挑戦

その思想的考察「シリーズ・政治理論のパラダイム転換」

コスモポリタニズムと、国民国家に重心を置く思想との真摯な対話を試みる中で、国民国家を超える秩序像のための理論的諸問題を整理。古賀敬太著 3800円

ドイツ政治哲学——法の形而上学

宗教改革から現代までのドイツ政治哲学と政治理論を包括的に再構成。クリス・ソーニヒル著／永井健晴・安世舟・安章浩訳 12000円

エドゥアルト・ガンスとドイツ精神史

ヘーゲルとハイネのはざままで

ヘーゲルの哲学をより近代的で自由主義的に転換したことを論証。川崎修敬著 6000円

多層的民主主義の憲法理論

ヨーロッパにおける自治の思想と展望

都市法から国家法を経て、欧州連合に至る各段階に対して民主的自治理念を実現するという多層的民主主義の理論。ディアン・シエーフオルト著 大野達司訳 8800円

風行社

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-26-20

TEL. & FAX. 03-6672-4001 <http://www.fuko.co.jp> [価格は本体価格]

制御と社会——欲望と権力のテクノロジー

北野圭介著

現代世界の最深部に潜行する——

〈コントロール control〉を「管理」ではなく「制御」と訳してみる。そのシンプルな試みから圧倒的強度をもって展開される現代世界の徹底的な読み換え。情報理論から社会、経済、政治、はては脳科学までをも果敢に横断し、余すところなく分析する。 本体3000円

いくつもの声——ガヤリ・C・スピヴァク日本講演集

星野俊也編 本橋哲也／篠原雅武訳

世界のあらゆる境界と時間を越え、名もなき人々の声がこだまする——スピヴァク思想の真髄を示す圧巻のスピーチ。 本体1800円

レクチャー

開戦100周年

第一次世界大戦を考える

シリーズ既刊11冊 各本体1500円~1600円

※価格は税抜です

人文書院 〒612-8447 京都市伏見区竹田西内畑町9
TEL075-603-1344 FAX075-603-1814

表示価格は税別(別途消費税が加算されます)

来たるべきデモクラシー

暴力と排除に抗して

山崎 望著 六〇〇〇円

21世紀の幕開けとともに揺らぎをみせはじめた世界秩序は、いまその原理を根拠から再審されている。現代のデモクラシーはその再構築にいかにか寄与しうるのか? 気鋭の政治学者が複眼的な視点から挑む。現代のアポリア A5判上製/三〇四頁

市民社会と自己実現

広岡守穂著 二五〇〇円

市民社会とは、すべての人に自由な自己実現のための平等な機会が開かれていく社会であるとし、日本においてどのような市民社会が形づくられてきたかを、政治思想史の展開を通じて市民社会思想の発展から読み解く。 四六判上製/三三〇頁

ジェンダーと自己実現

広岡守穂著 近刊

東京都文京区本郷

1-8-1

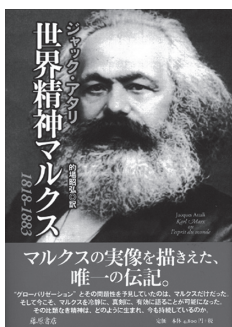
有信堂

Tel. 03-3813-4511

〒113-0033

<http://www.yushindo.co.jp>

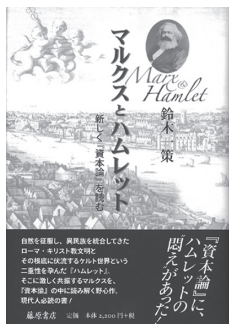
■マルクスの実像を描きえた、唯一の伝記。 世界精神マルクス ジャック・アタリ 的場昭弘訳 1818-1883



「グローバリゼーション」とその問題性を予見していたのは、マルクスだけだった。そして今こそ、マルクスを冷静に、真剣に、有効に語ることが可能になった。その比類なき精神は、どのようなに生まれ、今も持続しているのか。

A5上製 五八四頁 四八〇〇円

■『資本論』に、ハムレットの「悶え」があった！ マルクスとハムレット 新しく『資本論』を読む 鈴木一策



四六上製 二二六頁 二二〇〇円
自然を征服し、異民族を統合してきたローマ・キリスト教文明とその根底に伏流するケルト世界という二重性を孕んだ『ハムレット』。そこに激しく共振するマルクスを、『資本論』の中に読み解く野心作。現代人必読の書！

好評既刊

内田義彦の世界 1913-1989

生命・芸術そして学問

『資本論の世界』『経済学の生誕』で知られる経済学者であり、学問は一人一人が「生きる」こととつながる、と著に閉じこもる学問を解放した、稀有な思想家。生誕百年記念出版！
A5判 三三六頁 三三〇〇円

時代が求める後藤新平

自治／公共／世界認識

藤原書店編集部編

鶴見和子／粕谷一希／榊原英資／緒方貞子／橋本五郎／川勝平太／中村桂子／苅部直／藤森照信／李登輝／鈴木俊一／養老孟司／赤坂憲雄／森繁久彌／佐藤優／最相葉月／辻井喬／鶴見俊輔ほか
A5判 四三二頁 三六〇〇円

岡田英弘著作集 (全8巻) 刊行中

四六上製 各四〇〇～五五〇頁 各三七〇〇～六〇〇〇円程度
アカデミズムの壁を打ち破り、前人未踏の「世界史の地平」を切り拓いた歴史家の集大成！
＊白抜き数字は既刊

- 1 歴史とは何か 【第1回配本】 現代中国の見方
- 2 世界史とは何か 【第2回配本】 中華の拡大
- 3 日本とは何か 【第3回配本】 歴史家のまなざし
- 4 シナとは何か 【第4回配本】 世界的ユーラシア研究の五〇年

粕谷一希随想集 (全3巻) 完結

四六変上製 各平均四〇〇頁・口絵二頁 各三三〇〇円
時代と切り結んだ名編集者の珠玉の文章群を精選！
Ⅲ Ⅱ Ⅰ
歴史散策
編集者として
◎解説 新保祐司
◎解説 富岡幸一郎
◎解説 川本三郎
(6月下旬刊)